

流山市地域防災計画 資料編

(案)

平成 24 年 8 月

流山市防災会議

流山市地域防災計画《資料編》 目次

I 法律関係

資料 1	災害対策基本法（抜粋）	I-1
資料 2	大規模地震対策特別措置法（抜粋）	I-10
資料 3	地震防災対策特別措置法（抜粋）	I-14
資料 4	被災者生活再建支援法	I-19

II 防災会議関係

資料 5	流山市防災会議条例	II-1
資料 6	流山市防災会議運営要領	II-3
資料 7	流山市防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項	II-5
資料 8	流山市防災会議委員名簿	II-6

III 対策本部関係

資料 9	流山市災害対策本部条例	III-1
資料 10	流山市災害対策本部規則	III-2
資料 11	流山市災害見舞金交付規則	III-6

IV 水防関係

資料 12	水防警報の種類、内容及び発表基準	IV-1
資料 13	基準水位観測所及び水防警報区	IV-2
資料 14	重要水防箇所の評定基準	IV-3
資料 15	直轄河川重要水防箇所一覧表	IV-5

V 防災関係要綱等

資料 16	千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱	V-1
資料 17	（財）千葉県市町村振興協会広域消防航空特別応援交付金交付要綱	V-5
資料 18	（財）千葉県市町村振興協会広域消防航空特別応援交付金交付細則	V-7
資料 19	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱	V-8
資料 20	大規模特殊災害時における広域航空消防応援に係る流山市の事前計画	V-13

資料 21	航空特別応援に係る流山市の事前計画	V-21
-------	-------------------	------

VI 自主防災関係

資料 22	流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付要綱	VI-1
資料 23	流山市自主防災組織設立時における資器材の譲与に関する要綱	VI-4
資料 24	流山市自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付要綱	VI-6
資料 25	自主防災組織一覧表	VI-9
資料 26	気象庁震度階級(気象庁震度階級関連解説表)	VI-13

VII 広報・通信

資料 27	流山市防災行政無線固定系親局・固定系子局の設置場所一覧	VII-1
資料 28	防災行政無線固定系施設の配置図	VII-4
資料 29	流山市防災行政無線基地局・陸上移動局の設置場所一覧	VII-5
資料 30	流山市防災行政無線系管理運用規程	VII-6
資料 31	基地局及び陸上移動局の運用要領	VII-12
資料 32	固定系親局及び固定系子局の運用要領	VII-14
資料 33	流山市防災行政無線局(固定系)戸別受信機設置管理要領	VII-16
資料 34	M C A無線設置場所	VII-18

VIII 協定書等

資料 35	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	VIII-1
資料 36	災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について	VIII-4
資料 37	災害時等における廃棄物処理施設に係る援助細目協定	VIII-5
資料 38	災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定	VIII-10
資料 39	災害時の応援に関する協定書(流山市・相馬市)	VIII-13
資料 40	流山市及び流山市内の郵便局の災害時における協力に関する覚書	VIII-15
資料 41	千葉県水道災害相互応援協定	VIII-17
資料 42	災害時の医療救護活動に関する協定書	VIII-20
資料 43	災害時の医療救護活動に係る費用弁償等に関する覚書	VIII-22
資料 44	災害時における物資の供給に関する協定書(流山市米穀商組合)	VIII-23
資料 45	災害時における物資の供給に関する協定書(流山市呉服寝具小売商組合)	VIII-24

資料 46	災害時における物資の供給に関する協定書（株式会社マルエツ）	Ⅷ-25
資料 47	災害時における物資の供給に関する協定書（流山市LPガス協会）	Ⅷ-26
資料 48	災害時における物資の供給に関する協定書（株式会社イトーヨー カ堂）	Ⅷ-27
資料 49	ガス漏れ事故等防止対策に関する協定書	Ⅷ-28
資料 50	千葉県広域消防相互応援協定書	Ⅷ-33
資料 51	流山市・野田市消防相互応援協定	Ⅷ-35
資料 52	柏市・流山市消防相互応援協定	Ⅷ-37
資料 53	千葉県流山市・埼玉県三郷市消防相互応援協定	Ⅷ-39
資料 54	松戸市・流山市消防相互応援協定	Ⅷ-41
資料 55	茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定書	Ⅷ-43
資料 56	流山市防災行政無線の活用に関する協定書（東京電力株式会社 東葛支社）	Ⅷ-46
資料 57	流山市防災行政無線の活用に関する協定書（京和ガス株式会社， 京葉瓦斯株式会社）	Ⅷ-49
資料 58	災害時における協力に関する協定書（社団法人全日本冠婚葬祭互 助協会及び市内各葬祭会社）	Ⅷ-52
資料 59	災害時における輸送業務に関する協定書（流山トラック事業協同 組合）	Ⅷ-54
資料 60	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書（生活協同 組合ちばコープ，生活協同組合エル生活クラブ生活協同組合）	Ⅷ-56
資料 61	災害の協力に関する協定（流山市土地開発公社）	Ⅷ-59
資料 62	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（社団法人流山市歯科 医師会）	Ⅷ-61
資料 63	災害時における業務協定書（流山環境保全共同組合）	Ⅷ-64
資料 64	災害時の応援に関する協定書（長野県信濃町）	Ⅷ-66
資料 65	災害時の応援に関する協定書（石川県能登町）	Ⅷ-68
資料 66	救助犬の出動に関する協定書（特定非営利活動法人日本救助犬協 会）	Ⅷ-70
資料 67	災害時における放送要請に関する協定書（株式会社JCNコアラ 葛飾（旧株式会社コアラテレビ）	Ⅷ-74
資料 68	災害時における物資の供給に関する協定書（流山石油商組合）	Ⅷ-76
資料 69	災害時における燃料の供給に関する協定書（流山石油商組合）	Ⅷ-77
資料 70	流山市と北上市の災害時相互応援に関する協定書	Ⅷ-79
資料 71	地震、風水害、雪害、その他の災害における業務協定（流山建設	

	業協同組合) ……………	VIII-81
資料 72	地害時における食糧等の供給に関する協定書 (株式会社セブ ン・イレブン・ジャパン) ……………	VIII-83
資料 73	災害時の救助活動に関する協定書 (流山市薬剤師会) ……………	VIII-84
資料 74	地震、風水害、雪害その他の災害における業務協定書 (流山造園 土木業組合) ……………	VIII-86
資料 75	地震、風水害、雪害その他の災害における業務協定書 (流山 電業会) ……………	VIII-89
資料 76	地震、風水害、雪害その他の災害における業務協定書 (流山市管工事協同組合) ……………	VIII-92
資料 77	災害時における障害者等の避難に関する相互応援協定書 (社会 福祉法人 まほろばの里) ……………	VIII-95
資料 78	救助犬の出動に関する協定書 (特定非営利活動法人 日本レス キュー協会) ……………	VIII-97
資料 79	災害時における飲料水等の供給に関する協定書 (利根コカ・コーラボト リング株式会社) ……………	VIII-99
資料 80	災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用 することに関する協定書 (医療法人社団愛友会) ……………	VIII-101
資料 81	災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用 することに関する協定書 (社会福祉法人あかぎ万葉) ……………	VIII-103
資料 82	災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用 することに関する協定書 (社会福祉法人旭悠会) ……………	VIII-105
資料 83	災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用 することに関する協定書 (社会福祉法人流山あけぼの会) ……………	VIII-107
資料 84	災害時の情報交換に関する協定 (国土交通省) ……………	VIII-109
資料 85	災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定 (社団法人 千葉県宅地建物取引業協会東葛支部流山地区) ……………	VIII-111
資料 86	災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定 (社団法人全日本不動産協会千葉県本部) ……………	VIII-112
資料 87	地震、風水害、雪害、その他の災害における業務協定書 (松戸環境整備事業協同組合) ……………	VIII-113

資料 88	災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用 することに関する協定書（社会福祉法人天宣会）	Ⅷ-115
資料 89	災害時の相互応援に関する協定（池田市）	Ⅷ-117

Ⅸ その他

資料 90	市の気象の概況	Ⅸ-1
資料 91	市人口の推移	Ⅸ-2
資料 92	市土地区画整理事業一覧表	Ⅸ-3
資料 93	市の都市公園・緑地の整備状況	Ⅸ-3
資料 94	市防火対象物の現況	Ⅸ-4
資料 95	市消防組織の現況	Ⅸ-5
資料 96	市消防団方面別隊別受け持ち区域表	Ⅸ-6
資料 97	市消防車台数、消防無線電話の現況	Ⅸ-7
資料 98	市消防水利の現況	Ⅸ-8
資料 99	市内危険物施設の現況	Ⅸ-9
資料 100	避難所等一覧	Ⅸ-10
資料 101	福祉避難所等一覧	Ⅸ-20
資料 102	医療機関一覧	Ⅸ-21
資料 103	市給水拠点一覧	Ⅸ-30
資料 104	防災用井戸設置状況	Ⅸ-31
資料 105	防災備蓄倉庫の設置状況	Ⅸ-28
資料 106	防災備蓄品一覧表	Ⅸ-32
資料 107	市の保有する救急・救助資機材一覧表	Ⅸ-35
資料 108	ゴミ収集車一覧表	Ⅸ-36
資料 109	し尿収集車一覧表	Ⅸ-36
資料 110	市保有車両一覧表	Ⅸ-37
資料 111	災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償	Ⅸ-41
資料 112	緊急輸送路ネットワーク図	Ⅸ-46
資料 113	緊急通行車両の事前届出、確認手続き等	Ⅸ-47
資料 114	緊急通行車両等の確認事務処理要領の要旨	Ⅸ-56
資料 115	地下水汲み上げに関する許可基準等	Ⅸ-58
資料 116	文化財一覧	Ⅸ-59
資料 117	被害の認定基準	Ⅸ-61
資料 118	応急救助の種類と実施者一覧表	Ⅸ-67

資料 119	激甚災害指定基準	IX-68
資料 120	局地激甚災害指定基準	IX-72
資料 121	災害時要援護者施設一覧	IX-74
資料 122	災害時要援護者施設等の地域防災計画	IX-79
資料 123	住家被害程度の認定基準（地盤に係る被害等）	IX-82

X 様式等

様式 1	流山市災害見舞金交付申請書	X-1
様式 2	流山市災害見舞金交付決定（申請却下）通知書	X-2
様式 3	流山市災害見舞金交付請求書	X-3
様式 4	航空特別応援要請連絡表	X-4
様式 5	航空特別応援活動報告書	X-6
様式 6	航空特別応援災害報告書	X-7
様式 7	飛行場外離発着場調査表	X-8
様式 8	航空特別応援に要した費用請求書	X-10
様式 9	広域消防航空特別応援交付金交付申請書	X-11
様式 10	広域消防航空特別応援交付金交付申請済通知書	X-12
様式 11	広域消防航空特別応援交付金交付決定通知書	X-13
様式 12	広域消防航空特別応援交付金交付通知書	X-14
様式 13	広域消防航空特別応援交付金交付済通知書	X-15
様式 14	広域航空消防応援（ヘリコプター）要請連絡表	X-16
様式 15	離発着場調査表	X-18
様式 16	成田国際空港施設使用届	X-20
様式 17	航空特別応援要請連絡表	X-21
様式 18	離発着場調査表	X-23
様式 19	流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付申請書	X-25
様式 20	流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付決定（申請却下）通知書	X-26
様式 21	流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付変更承認等申請書	X-27
様式 22	流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金実績報告書	X-28
様式 23	流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付確定通知書	X-29
様式 24	流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付請求書	X-30

様式 25	流山市自主防災資器材譲与申請書	X-31
様式 26	流山市自主防災資器材譲与決定（申請却下）通知書	X-32
様式 27	流山市自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付申請書	X-33
様式 28	防災行政無線貸出簿	X-42
様式 29	無線設備点検記録簿	X-43
様式 30	無線設備点検記録年間状況報告書	X-45
様式 31	無線業務日誌	X-46
様式 32	基地局及び固定系親局運用状況報告書	X-48
様式 33	防災行政無線緊急放送書	X-49
様式 34	防災行政無線放送依頼書	X-50
様式 35	流山市防災行政無線局（固定系）戸別受信機設置承諾書	X-51
様式 36	災害時等における廃棄物処理施設に係る協力要請書	X-52
様式 37	一般廃棄物処理施設事業計画書	X-53
様式 38	災害対策招集名簿	X-56
様式 39	自衛隊の災害派遣要請について（依頼）	X-57
様式 40	自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）	X-58
様式 41	自衛官及び消防吏員の作成する措置命令・措置通知書	X-59
様式 42	災害用医薬品等の供給要請について	X-61
様式 43	トリアージ・タグ	X-62
様式 44	車両、舟艇、航空機調達請求書	X-64
様式 45	輸送記録簿	X-65
様式 46	避難者名簿	X-66
様式 47	避難所入所記録簿	X-67
様式 48	災害救助用米穀の引渡要請書	X-69
様式 49	災害救助用米穀受領書	X-70
様式 50	炊出し供給状況表	X-71
様式 51	給食記録表	X-72
様式 52	救援物資申出書	X-73
様式 53	物品受払簿	X-74
様式 54	義援金品受入簿	X-75
様式 55	義援金品領収書	X-76
様式 56	行方不明者の捜索受付から火・埋葬までの各書式	X-77
様式 57	り災証明書	X-84
様式 58	り災証明書交付簿	X-85
様式 59	災害情報処理票	X-86

様式 60	家屋被害調査票	X-87
様式 61	千葉県被害情報等報告要領（抜粋）	X-88
様式 62	職員動員報告書	X-117
様式 63	災害対策本部参集報告書	X-118
様式 64	地域対策本部参集報告	X-119
様式 65	市各対策本部の報告様式	X-120

XI 広報文例

XII 地震被害想定結果

I 法律關係

資料1 災害対策基本法(抜粋)

(昭和36年11月15日法律第223号)

(目的)

第1条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

(2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

(3)～(10)省略

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織(第8条第2項において「自主防災組織」という。)の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第1項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(住民等の責務)

第7条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 前項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。

(他の法律との関係)

第 10 条 防災に関する事務の処理については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

(市町村防災会議)

第 16 条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。

2～5 省略

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例(第 2 項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約)で定める。

(関係行政機関等に対する協力要求)

第 21 条 都道府県防災会議及び市町村防災会議(地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。)は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(地方防災会議等相互の関係)

第 22 条 地方防災会議等は、それぞれその所掌事務の遂行について相互に協力しなければならない。

2 都道府県防災会議は、その所掌事務の遂行について、市町村防災会議に対し、必要な勧告をすることができる。

(災害対策本部)

第 23 条 都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。

2 災害対策本部の長は、災害対策本部長とし、都道府県知事又は市町村長をもつて充てる。

3 災害対策本部に、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県又は市町村の職員のうちから、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が任命する。

4 災害対策本部は、地方防災会議と緊密な連絡のもとに、当該都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。

5 都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部に、災害地にあつて当該災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を置くことができる。

6 都道府県の災害対策本部長は当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、市町村

の災害対策本部長は当該市町村の教育委員会に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

- 7 前各項に規定するもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県又は市町村の条例で定める。

(防災基本計画の作成及び公表等)

第 34 条 中央防災会議は、防災基本計画を作成するとともに、災害及び災害の防止に関する科学的研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行なわれた災害応急対策の効果を勘案して毎年防災基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

- 2 中央防災会議は、前項の規定により防災基本計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内閣総理大臣に報告し、並びに指定行政機関の長、都道府県知事及び指定公共機関に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

第 35 条 防災基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 防災に関する総合的かつ長期的な計画
- (2) 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、防災業務計画及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項で、中央防災会議が必要と認めるもの

2 防災基本計画には、次に掲げる事項に関する資料を添付しなければならない。

- (1) 国土の現況及び気象の概況
- (2) 防災上必要な施設及び設備の整備の概況
- (3) 防災業務に従事する人員の状況
- (4) 防災上必要な物資の需給の状況
- (5) 防災上必要な運輸又は通信の状況
- (6) 前各号に掲げるもののほか、防災に関し中央防災会議が必要と認める事項

(市町村地域防災計画)

第 42 条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練そ

- の他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- (3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- 3 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 5 第21条の規定は、市町村長が第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

(災害予防及びその実施責任)

第46条 災害予防は、次の各号に掲げる事項について、災害の発生を未然に防止する等のために行なうものとする。

- (1) 防災に関する組織の整備に関する事項
 - (2) 防災に関する訓練に関する事項
 - (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事項
 - (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事項
- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害予防の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防を実施しなければならない。

(防災訓練義務)

第48条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない。

- 2 都道府県公安委員会は、前項の防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。
- 3 災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、第1項の防災訓練に参加しなければならない。
- 4 災害予防責任者は、第1項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

(防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務)

第 49 条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(災害応急対策及びその実施責任)

第 50 条 災害応急対策は、次の各号に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防禦し、又は応急的救助を行なう等災害の拡大を防止するために行なうものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施しなければならない。

(情報の収集及び伝達)

第 51 条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者(以下第 58 条において「災害応急対策責任者」という。)は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

(被害状況等の報告)

第 53 条 市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県(都道府県に報告ができない場合にあつては、内閣総理大臣)に報告しなければならない。

2 都道府県は、当該都道府県の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

3～6 省略

(市町村長の警報の伝達及び警告)

第 56 条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

(市町村長の出動命令等)

第 58 条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市町村地域防災計画の定めるところにより、消防機関若しくは水防団に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は警察官若しくは海上保安官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならない。

(市町村長の事前措置等)

第 59 条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

2 警察署長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長(以下この項、第 64 条及び第 66 条において「警察署長等」という。)は、市町村長から要求があつたときは、前項に規定する指示を行なうことができる。この場合において、同項に規定する指示を行なつたときは、警察署長等は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(市町村長の避難の指示等)

第 60 条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先を指示することができる。

3 市町村長は、第 1 項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

4 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

5 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第 1 項、第 2 項及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

6・7 省略

(市町村の応急措置)

第 62 条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置(以下「応急措置」という。)をすみやかに実施しなければならない。

2 市町村の委員会又は委員、市町村の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市町村長の実施する応急措置に協力しなければならない。

(市町村長の警戒区域設定権等)

第 63 条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 第 1 項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)第 83 条第 2 項の規定により派遣を命ぜられた同法第 8 条に規定する部隊等の自衛官(以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。)の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(応急公用負担等)

第 64 条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの(以下この条において「工作物等」という。)の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、

市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。

3～10 省略

第 65 条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

2 第 63 条第 2 項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第 1 項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(他の市町村長等に対する応援の要求)

第 67 条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求等)

第 68 条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

2 前条第 1 項後段の規定は、前項の場合について準用する。

(災害派遣の要請の要求等)

第 68 条の 2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による要請(次項において「要請」という。)をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

2 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第 8 条に規定する部隊等を派遣することができる。

3 市町村長は、前 2 項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければ

ならない。

(損失補償等)

第 82 条 国又は地方公共団体は、第 64 条第 1 項(同条第 8 項において準用する場合を含む。)、同条第 7 項において同条第 1 項の場合について準用する第 63 条第 2 項、第 71 条、第 76 条の 3 第 2 項後段(同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。)又は第 78 条第 1 項の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 都道府県は、第 71 条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。

(災害復旧の実施責任)

第 87 条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害復旧を実施しなければならない。

資料 2 大規模地震対策特別措置法(抜粋)

(昭和 53 年 6 月 15 日法律第 73 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、大規模な地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策強化地域の指定、地震観測体制の整備その他地震防災体制の整備に関する事項及び地震防災応急対策その他地震防災に関する事項について特別の措置を定めることにより、地震防災対策の強化を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(警戒宣言等)

第 9 条 内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、次に掲げる措置を執らなければならない。

(1) 強化地域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体(以下「居住者等」という。)に対して、警戒態勢を執るべき旨を公示すること。

(2) 強化地域に係る指定公共機関及び都道府県知事に対して、法令又は地震防災強化計画の定めるところにより、地震防災応急対策に係る措置を執るべき旨を通知すること。

2 内閣総理大臣は、警戒宣言を発したときは、直ちに、当該地震予知情報の内容について国民に対し周知させる措置を執らなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、気象庁長官をして当該地震予知情報に係る技術的事項について説明を行わせるものとする。

3 内閣総理大臣は、警戒宣言を発した後気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、当該地震の発生のおそれなくなつたと認めるときは、閣議にかけて、地震災害に関する警戒解除宣言を発するとともに、第 1 項第 1 号に規定する者に対し警戒態勢を解くべき旨を公示し、及び同項第 2 号に規定する者に対し同号に掲げる措置を中止すべき旨を通知するものとする。

(市町村警戒本部の組織及び所掌事務等)

第 18 条 市町村警戒本部の長は、市町村地震災害警戒本部長とし、市町村長をもつて充てる。

2 市町村警戒本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 当該市町村の地域に係る地震防災応急対策等の実施及び実施の推進に関すること。

(2) 次項の規定により市町村地震災害警戒本部長の権限に属する事務

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

3 市町村地震災害警戒本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る地震防災応急対策等を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

4 前 3 項に規定するもののほか、市町村警戒本部の組織その他必要な事項は、当該市町村の条例で定める。

(都道府県警戒本部又は市町村警戒本部の廃止)

第 19 条 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、当該都道府県又は市町村に当該地震予知情報に係る地震災害に関し災害対策基本法第 23 条第 1 項 に規定する災害対策本部が設置された時に、廃止されるものとする。

2 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第 9 条第 3 項の警戒解除宣言があつたときは、速やかに廃止するものとする。

(地震予知情報の伝達等に関する災害対策基本法の準用)

第 20 条 災害対策基本法第 51 条 の規定は地震予知情報の伝達について、同法第 52 条 の規定は警戒宣言が発せられた場合における防災に関する信号について、同法第 55 条 から第 57 条 までの規定は都道府県知事又は市町村長が警戒宣言が発せられたことを知つた場合について準用する。この場合において、同法第 51 条 中「、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者(以下第 58 条において「災害応急対策責任者」という。)」とあるのは、「その他大規模地震対策特別措置法第 2 条第 14 号の地震防災応急対策の実施の責任を有する者」と読み替えるものとする。

(地震防災応急対策及びその実施責任)

第 21 条 地震防災応急対策は、次の事項について行うものとする。

- (1) 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
 - (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - (3) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
 - (4) 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
 - (5) 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
 - (6) 緊急輸送の確保に関する事項
 - (7) 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項
- 2 警戒宣言が発せられたときは、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、地震防災応急計画を作成した者その他法令の規定により地震防災応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は地震防災計画の定めるところにより、地震防災応急対策を実施しなければならない。
- 3 前項に規定する者は、地震防災応急対策を的確かつ円滑に実施するため相互に協力しなければならない。

(市町村長の指示等)

第 23 条 市町村長は、警戒宣言が発せられた場合において、第 7 条第 6 項又は第 8 条第 2 項の規定による送付をした者(政令で定める者を除く。)が第 21 条第 2 項の規定による地震防災応急対策の実施をしていないことが明らかであると認めるときは、その者に対し、直ちにその実施をすべきことを指示することができる。

2 市町村長は、警戒宣言が発せられた場合において、第 7 条第 1 項又は第 2 項に規定する者で同

条第 6 項又は第 8 条第 2 項の規定による送付をしていないもの(政令で定める者を除く。)が管理し、又は運営する施設又は事業に関し、当該地震の発生により危険な事態が生ずるおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、その者に対し、執るべき措置を明示してこれを直ちに実施すべきことを指示することができる。

- 3 市町村長は、警戒宣言が発せられたときは、当該地震の発生により危険な事態を生ずるおそれがあると認められる物件の占有者、所有者又は管理者(第 6 条第 1 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する者を除く。)に対し、地震災害の発生防止又は軽減を図るため必要な限度において、直ちに当該物件の除去、保安その他必要な措置を執るべきことを指示することができる。
- 4 前 3 項に規定するもののほか、市町村長は、警戒宣言が発せられた場合において、当該地震に係る地震災害の発生防止又は軽減を図るため必要があると認めるときは、前 3 項に規定する者に対し、必要な措置を執るべきことを要請し、又は勧告することができる。
- 5 都道府県知事、警察本部長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、市町村長から要求があつたときは、前各項に規定する指示、要請又は勧告をすることができる。

(応急公用負担の特例)

第 27 条 市町村長は、地震防災応急対策に係る措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用することができる。

- 2 災害対策基本法第 63 条第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。
- 3 都道府県知事は、第 21 条第 1 項第 4 号から第 8 号までに掲げる事項について地震防災応急対策に係る措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法(昭和 22 年法律第 108 号)第 25 条から第 27 条までの規定の例により、協力命令若しくは保管命令を発し、土地、家屋若しくは物資を使用し、若しくは物資を収用し、又はその職員に物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立入検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を徴することができる。
- 4 前項の規定による都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、その一部を市町村長が行うこととすることができる。
- 5 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、第 21 条第 1 項第 4 号から第 8 号までに掲げる事項について地震防災応急対策に係る措置を実施するため特に必要があると認めるときは、地震防災強化計画の定めるところにより、当該措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対し、その取り扱う物資の保管を命じ、又はその職員に物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立入検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を徴することができる。
- 6 国又は地方公共団体は、第 1 項、第 3 項又は前項の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 7 第 3 項又は第 5 項の規定による処分については、都道府県知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、政令で定めるところにより、それぞれ公用令書を交付して行わなければならない。

- 8 前項の公用令書には、政令で定めるところにより、次の事項を記載しなければならない。
- (1) 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 当該処分 of 根拠となつた法律の規定
 - (3) 保管命令にあつては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間、土地又は家屋の使用にあつては使用する土地又は家屋の所在する場所及び当該使用に係る期間、物資の使用又は収用にあつては使用又は収用する物資の種類及び数量、物資の所在する場所並びに当該使用又は収用に係る期間又は期日
- 9 災害対策基本法第 83 条 の規定は、第 3 項の規定により都道府県の職員が立ち入る場合及び第 5 項の規定により指定行政機関又は指定地方行政機関の職員が立ち入る場合に準用する。

(避難状況等の報告)

- 第 28 条 市町村長は、警戒宣言が発せられたときは、政令で定めるところにより、当該市町村の居住者等の避難の状況等を都道府県警戒本部に報告しなければならない。この場合において、都道府県地震災害警戒本部長は、当該報告の概要を警戒本部に通知しなければならない。
- 2 市町村長は都道府県警戒本部に対し、指定行政機関の長、指定公共機関の代表者、都道府県地震災害警戒本部長又は石油コンビナート等防災本部の本部長は警戒本部に対し、それぞれ、政令で定めるところにより、地震防災応急対策に係る措置の実施状況を報告しなければならない。

以下省略

資料 3 地震防災対策特別措置法(抜粋)

(平成 7 年 6 月 16 日法律第 111 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策の実施に関する目標の設定並びに地震防災緊急事業 5 箇年計画の作成及びこれに基づく事業に係る国の財政上の特別措置について定めるとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定めることにより、地震防災対策の強化を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(地震防災対策の実施に関する目標の設定)

第 1 条の 2 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 14 条第 1 項に規定する都道府県防災会議及び同法第 17 条第 1 項に規定する都道府県防災会議の協議会(地震災害(地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。以下同じ。)の軽減を図るため設置されているものに限る。)は、同法第 40 条に規定する都道府県地域防災計画及び同法第 43 条に規定する都道府県相互間地域防災計画(第 3 条第 2 項において「都道府県地域防災計画等」という。)において、想定される地震災害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標(第 3 条第 2 項において「実施目標」という。)を定めるよう努めるものとする。

(地震防災緊急事業 5 箇年計画の作成等)

第 2 条 都道府県知事は、人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件等を総合的に勘案して、著しい地震災害が生ずるおそれがあると認められる地区について、災害対策基本法第 40 条に規定する都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成 8 年度以降の年度を初年度とする 5 箇年間の計画(以下「地震防災緊急事業 5 箇年計画」という。)を作成することができる。

2 都道府県知事は、地震防災緊急事業 5 箇年計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、地震防災緊急事業 5 箇年計画を作成しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣総理大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長の意見を聴かなければならない。

4 前 3 項の規定は、地震防災緊急事業 5 箇年計画を変更する場合について準用する。

(地震防災緊急事業 5 箇年計画の内容)

第 3 条 地震防災緊急事業 5 箇年計画は、次に掲げる施設等の整備等であって、当該施設等に関する主務大臣の定める基準に適合するものに関する事項について定めるものとする。

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設

- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
 - (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設(港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第2号の外郭施設、同項第3号の係留施設及び同項第4号の臨港交通施設に限る。)又は漁港施設(漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条第1号イの外郭施設、同号ロの係留施設及び同条第2号イの輸送施設に限る。)
 - (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を收容するための施設
 - (7) 医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - (8)の2 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - (9) 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - (10) 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - (11) 第7号から前号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
 - (12) 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保全施設又は河川法(昭和39年法律第167号)第3条第2項に規定する河川管理施設
 - (13) 砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防設備、森林法(昭和26年法律第249号)第41条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
 - (14) 地震災害が発生した時(以下「地震災害時」という。)において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
 - (15) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
 - (16) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
 - (17) 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
 - (18) 負傷者を一時的に收容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
 - (19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- 2 地震防災緊急事業5箇年計画は、都道府県地域防災計画等に実施目標が定められているときは、当該実施目標に即したものでなければならない。
- 3 地震防災緊急事業5箇年計画に定める事業のうち、市町村が実施する事業については、災害対策基本法第42条に規定する市町村地域防災計画に定められたものでなければならない。

(地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等)

第4条 地震防災緊急事業5箇年計画に基づいて実施される事業のうち、別表第1に掲げるもの(当該事業に関する主務大臣の定める基準に適合するものに限る。第3項において同じ。)に要する経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。この場合において、これらの事業のうち、別表第2に掲げるもの(都道府県が実施するものを除き、当該事業に関する主務大臣の定める基準に適合するものに限る。)に要する経費に係る都道府県の負担又は補助の割合(以下「都道府県の負担割合」という。)は、同表に掲げる割合とする。

2 前項に規定する事業に係る経費に対する他の法令による国の負担割合が、同項の規定による国の負担割合を超えるときは、当該事業に係る経費に対する国の負担割合又は都道府県の負担割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。

3 国は、地震防災緊急事業5箇年計画に基づいて実施される事業のうち、別表第1に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前2項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

(地方債についての配慮)

第5条 地方公共団体が地震防災緊急事業5箇年計画に基づいて実施する事業に要する経費に充てるため起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(財政上の配慮等)

第6条 国は、この法律に特別の定めのあるもののほか、地震防災対策の強化のため必要な財政上及び金融上の配慮をするものとする。

(公立の小中学校等についての耐震診断の実施等)

第6条の2 地方公共団体は、その設置する幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部の校舎、屋内運動場及び寄宿舎のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものについて、耐震診断(文部科学大臣の定める方法により地震に対する安全性を評価することをいう。以下この条において同じ。)を行わなければならない。ただし、耐震診断を行う必要がないものとして文部科学大臣の定めるものについては、この限りでない。

2 地方公共団体は、前項の耐震診断を行った建築物ごとに、同項の耐震診断の結果を公表しなければならない。

(私立の小中学校等についての配慮)

第6条の3 国及び地方公共団体は、私立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程

並びに特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部の校舎、屋内運動場及び寄宿舎について、地震防災上必要な整備のため財政上及び金融上の配慮をするものとする。

(地震調査研究推進本部の設置及び所掌事務)

第7条 文部科学省に、地震調査研究推進本部(以下「本部」という。)を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進について総合的かつ基本的な施策を立案すること。

(2) 関係行政機関の地震に関する調査研究予算等の事務の調整を行うこと。

(3) 地震に関する総合的な調査観測計画を策定すること。

(4) 地震に関する観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等を収集し、整理し、及び分析し、並びにこれに基づき総合的な評価を行うこと。

(5)・(6) 省略

3・4 省略

(本部の組織)

第8条 本部の長は、地震調査研究推進本部長(以下「本部長」という。)とし、文部科学大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括する。

3 本部に、地震調査研究推進本部員を置き、関係行政機関の職員のうちから文部科学大臣が任命する。

4 本部の庶務は、文部科学省において総括し、及び処理する。ただし、政令で定めるものについては、文部科学省及び政令で定める行政機関において共同して処理する。

5 前各項に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(政策委員会)

第9条 本部に、第7条第2項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる事務について調査審議させるため、政策委員会を置く。

2 政策委員会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

(地震調査委員会)

第10条 本部に、第7条第2項第4号に掲げる事務を行わせるため、地震調査委員会を置く。

2 地震調査委員会は、前項の事務に関し必要があると認めるときは、本部長に報告するものとする。

3 地震調査委員会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

(地域に係る地震に関する情報の収集等)

第 11 条 本部長は、気象庁長官に対し、第 7 条第 2 項第 4 号に掲げる事務のうち、地域に係る地震に関する観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等の収集を行うことを要請することができる。

2 気象庁長官は、前項の規定による要請を受けて収集を行ったときは、その成果を本部長に報告するものとする。

3 気象庁及び管区気象台(沖縄気象台を含む。)は、第 1 項の事務を行うに当たっては、地域地震情報センターという名称を用いるものとする。

(関係行政機関等の協力)

第 12 条 本部長は、その所掌事務に関し、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(調査研究の推進等)

第 13 条 国は、地震に関する観測、測量、調査及び研究のための体制の整備に努めるとともに、地震防災に関する科学技術の振興を図るため必要な研究開発を推進し、その成果の普及に努めなければならない。

2 国は、地震に関する観測、測量、調査及び研究を推進するために必要な予算等の確保に努めなければならない。

3 国は、地方公共団体が地震に関する観測、測量、調査若しくは研究を行い、又は研究者等を養成する場合には、必要な技術上及び財政上の援助に努めなければならない。

(想定される地震災害等の周知)

第 14 条 都道府県は、当該都道府県において想定される地震災害の軽減を図るため、当該地域における地震動の大きさ、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項について、これらを記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知させるように努めなければならない。

2 市町村は、当該市町村において想定される地震災害の軽減を図るため、当該地域における地震動の大きさ、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項並びに地震災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法、避難場所その他の地震が発生した時の円滑な避難を確保するために必要な事項について、これらを記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知させるように努めなければならない。

別表 省略

資料 4 被災者生活再建支援法

(平成 10 年 5 月 22 日法律第 66 号)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- (2) 被災世帯 政令で定める自然災害により、被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。
 - イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
 - ロ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
 - ハ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
 - ニ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロ及びハに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。）

第 2 章 被災者生活再建支援金の支給

(被災者生活再建支援金の支給)

第 3 条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となった世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、被災者生活再建支援金(以下「支援金」という。)の支給を行うものとする。

- 2 被災世帯(被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が 1 である世帯(第 5 項において「単数世帯」という。)を除く。以下この条において同じ。)の世帯主に対する支援金の額は、100 万円(大規模半壊世帯にあつては、50 万円)に、当該被災世帯が次の各号に

掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。

- (1) その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200 万円
 - (2) その居住する住宅を補修する世帯 100 万円
 - (3) その居住する住宅（公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 2 条第 2 号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する世帯 50 万円
- 3 前項の規定にかかわらず、被災世帯が、同一の自然災害により同項各号のうち 2 以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、100 万円（大規模半壊世帯にあっては、50 万円）に当該各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、前条第 2 号ハに該当する被災世帯であって政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、300 万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。
- 5 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、前 3 項の規定を準用する。この場合において、第 2 項及び第 3 項中「100 万円」とあるのは「75 万円」と、「50 万円」とあるのは「37 万 5 千円」と、第 2 項中「200 万円」とあるのは「150 万円」と、前項中「300 万円」とあるのは「225 万円」と読み替えるものとする。

（支給事務の委託）

- 第 4 条 都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を第 6 条第 1 項に規定する支援法人に委託することができる。
- 2 都道府県（当該都道府県が前項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を第 6 条第 1 項に規定する支援法人に委託した場合にあっては、当該支援法人）は、支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができる。

（政令への委任）

- 第 5 条 支援金の申請機関、支給方法その他支援金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第 3 章 被災者生活再建支援法人

（指定等）

- 第 6 条 内閣総理大臣は、被災者の生活再建を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国に 1 を限って、被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議するものとする。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、支援法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 4 支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第7条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条第1項の規定により支援金を支給する都道府県(第4条第1項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した都道府県を除く。)に対し、当該都道府県が支給する支援金の額に相当する額の交付を行うこと。
- (2) 第4条第1項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うこと。
- (3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

(費用の支弁)

第8条 支援法人は、第4条第1項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うときは、支援金の支給に要する費用の全額を支弁する。

(基金)

第9条 支援法人は、支援業務を運営するための基金(以下この条において単に「基金」という。)を設けるものとする。

- 2 都道府県は、支援法人に対し、基金に充てるために必要な資金を、相互扶助の観点踏まえ、世帯数その他の地域の事情を考慮して、拠出するものとする。
- 3 都道府県は、前項の規定によるもののほか、基金に充てるために必要があると認めるときは、支援法人に対し、必要な資金を拠出することができる。

(運営委員会)

第10条 支援法人は、運営委員会を置くものとする。

2 次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。

- (1) 次条第1項に規定する業務規程の作成及び変更
- (2) 第12条第1項に規定する事業計画書及び収支予算書の作成及び変更

3 運営委員会は、前項に定めるもののほか、支援業務の運営に関する重要事項について、支援法人の代表者の諮問に応じて審議し、又は支援法人の代表者に意見を述べることができる。

4 運営委員会の委員は、都道府県知事の全国的連合組織の推薦する都道府県知事をもって充てるものとする。

(業務規程の認可)

第11条 支援法人は、支援業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(以下この条において「業務規程」という。)を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、前項の認可をした業務規程が支援業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項は、内閣府令で定める。

(事業計画等)

第 12 条 支援法人は、毎事業年度、内閣府令で定めるところにより、支援業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 支援法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度終了後、支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第 13 条 支援法人は、支援業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

(秘密保持義務)

第 14 条 支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第 7 条第 2 号の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報告)

第 15 条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、当該業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせることができる。

(監督命令)

第 16 条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第 17 条 内閣総理大臣は、支援法人がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したときは、第 6 条第 1 項の指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

2 第 6 条第 2 項の規定は、前項の規定により指定の取消しをしようとするときについて準用する。

3 内閣総理大臣は、第 1 項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第 4 章 国の補助等

(国の補助)

第 18 条 国は、第 7 条第 1 号の規定により支援法人が交付する額及び同条第 2 号の規定により支援法人が支給する支援金の額の 2 分の 1 に相当する額を補助する。

(地方債の特例)

第 19 条 第 9 条第 2 項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出に要する経費については、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 5 条 各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

(国の配慮)

第 20 条 国は、第 9 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

第 5 章 雑則

(公課の禁止)

第 21 条 租税その他の公課は、支援金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第 22 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第 6 章 罰則

第 23 条 第 14 条の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 24 条 第 15 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の罰金に処する。

第 25 条 支援法人の代表者又は支援法人の代理人、使用人その他の従業者が、支援法人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、支援法人に対しても、同条の刑を科する。

附 則 抄

この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、第 3 条(第 4 条第 1 項の規定により支援金の支給に関する事務の委託があった場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降の年度において、都道府県の基金に対する資金の拠出があった日として内閣総理大臣が告示する日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯について適用する。

附 則（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日法律第 13 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（支援金の支給に関する経過措置）

第 2 条 改正後の被災者生活再建支援法（以下「新法」という。）第 3 条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給について適用し、施行日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給については、なお従前の例による。

第 3 条 前条の規定にかかわらず、施行日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯のうち、施行日前に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 60 条第 1 項の規定により避難のための立退きの指示を受けた者であって、施行日以後に、当該指示に係る地域（施行日以後に同条第 4 項の規定により避難の必要なくなった旨の公示があった地域に限る。以下この条において同じ。）において自立した生活を開始する者又は当該指示に係る地域において自立した生活を開始することが著しく困難であることが明らかになったことにより当該地域以外の地域において自立した生活を開始する者に係る世帯の世帯主に対する支援金の支給については、新法第 3 条の規定を適用する。この場合においては、同条第 1 号中「300 万円」とあるのは「300 万円から被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 13 号）の施行前に支給された支援金の額を減じた額」と、同条第二号中「150 万円」とあるのは「150 万円から被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行前に支給された支援金の額を減じた額」とする。

（被災者生活再建支援基金に関する経過措置）

第 4 条 この法律の施行の際現に改正前の被災者生活再建支援法第六条第一項の規定による指定を受けている被災者生活再建支援基金は、新法第 6 条第 1 項の規定による指定を受けた被災者生活再建支援法人とみなす。

附 則（平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号）抄

（施行期日）

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

（調整規定）

2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 号）の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号。次項において「組織的犯罪処罰法」という。）別表第 62 号の規定の適用につ

いては、同号中「中間法人法(平成13年法律第49号)第157条(理事等の特別背任)の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第334条(理事等の特別背任)の罪」とする。

- 3 前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第457条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第157条(理事等の特別背任)の罪は、組織的犯罪処罰法別表第62号に掲げる罪とみなす。

附 則 (平成19年11月16日法律第114号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(支援金の支給に関する経過措置)

第2条 この法律による改正後の被災者生活再建支援法(次条において「新法」という。)第3条第1項の規定は、この法律の公布の日(以下「公布日」という。)以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給について適用し、公布日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給については、なお従前の例による。

第3条 前条の規定にかかわらず、平成19年能登半島地震による自然災害、平成19年新潟県中越沖地震による自然災害、平成19年台風第11号及び前線による自然災害又は平成19年台風第12号による自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主が公布日以後に申請を行った場合における支援金の支給については、新法第3条第1項の規定を適用する。この場合において、この法律による改正前の被災者生活再建支援法第3条の規定により、当該世帯主に対し、同一の自然災害について既に支援金が支給されているときは、同項の規定に基づき支給される支援金の額は、新法第3条第2項から第5項までの規定による支援金の額から、当該既に支給された支援金の額を減じた額とする。

(内閣府設置法の一部改正)

第4条 内閣府設置法(平成11年法律第89号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項第11号中「第3条」を「第3条第1項」に改める。

Ⅱ 防災会議関係

資料 5 流山市防災会議条例

昭和 37 年 12 月 24 日

条例第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定により、流山市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 流山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 流山市水防計画を調査審議すること。
- (3) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充て、その定数は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 2 人
 - (2) 千葉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 4 人以内
 - (3) 千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者 1 人
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 10 人以内
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 5 人以内
 - (8) その他市長が必要と認め任命する者 6 人以内
- 6 前項第 7 及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則(昭和52年3月31日条例第12号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年3月31日条例第7号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月27日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月26日条例第5号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月27日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(流山市水防協議会条例の廃止)

2 流山市水防協議会条例(昭和58年流山市条例第19号)は、廃止する。

資料 6 流山市防災会議運営要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、流山市防災会議条例(昭和 37 年流山市条例第 18 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定により、流山市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理委員の指名)

第 2 条 条例第 3 条第 4 項の規定による会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とする。

(防災会議の代理出席)

第 2 条の 2 委員(条例第 3 条第 5 項第 7 号及び第 8 号の規定により任命された委員を除く。)は、防災会議に出席できないときは、当該委員が属する機関又は組織の中から、あらかじめ当該委員が指名するものにその権限を委任することができる。

(会議)

第 3 条 防災会議は、会長が招集し、議長となる。
2 委員は、防災会議の必要があると認めたときは、会長に防災会議の招集を求めることができる。
3 防災会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開催することができない。
4 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任による処理)

第 4 条 防災会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。
2 前項の規定により処理したときは、会長は、次の防災会議にこれを報告しなければならない。

(意見の聴取)

第 5 条 会長は、必要があるときは、委員の属する機関の職員を防災会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 防災会議の庶務は、防災担当課において処理する。

附則

この要領は、平成 3 年 2 月 26 日から施行する。

附則

この要領は、平成 18 年 9 月 27 日から施行する。

附則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

資料7 流山市防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項

流山市防災会議運営要領第4条の規定により、次の事項は会長において処理することができる。

- 1 災害が発生した場合において、情報を収集すること。(災害対策基本法(以下「法」という。)第16条第5項で準用する第14条第22項第2号)
- 2 災害が発生した場合において、災害応急対策に関し関係機関相互間の連絡調整を図ること。(法第16条第5項で準用する第14条第2項第3号)
- 3 関係行政機関等に対する協力要求に関すること。(法第21条)
- 4 災害対策本部の設置に関すること。(法第23条第1項)
- 5 その他軽易な事項

資料 8 流山市防災会議委員名簿

委 員	委 員 名
会長	流山市長
1号委員	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長
	農林水産省関東農政局千葉農政事務所食糧部長
2号委員	千葉県東葛飾地域振興事務所長
	東葛飾土木事務所長
	千葉県松戸健康福祉センター長
3号委員	千葉県流山警察署長
4号委員	流山市副市長
	流山市企画財政部長
	流山市総務部長
	流山市健康福祉部長
	流山市子ども家庭部長
	流山市産業振興部長
	流山市環境部長
	流山市都市計画部長
	流山市都市整備部長
流山市土木部長	
5号委員	流山市教育委員会教育長
6号委員	流山市消防長
	流山市消防団長
7号委員	東日本電信電話株式会社東葛飾営業支店 支店長
	東京電力株式会社東葛支社 東葛制御所長
	京和ガス株式会社 常務取締役
	総武流山電鉄株式会社 鉄道部部付部長
8号委員	陸上自衛隊需品学校 学校長
	社団法人流山市医師会 会長
	社団法人流山市歯科医師会 会長
	流山市水道事業管理者
	北千葉広域水道企業団 技術部長
	流山建設業協同組合 代表理事

事務局 流山市市民生活部安心安全課

市民生活部長

安心安全課長

Ⅲ 対策本部関係

資料 9 流山市災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 24 日

条例第 19 号

(目的)

第 1 条 この条例は災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、流山市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 6 月 28 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 10 流山市災害対策本部規則

昭和 41 年 7 月 1 日

規則第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、流山市災害対策本部条例(昭和 37 年流山市条例第 19 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定により、流山市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部室)

第 2 条 災害対策本部に本部室を設置する。

2 本部室は、災害予防及び災害応急対策に関する基本方針を審議決定する。

(本部室の構成)

第 3 条 本部室は、次の者をもって構成する。

- (1) 災害対策本部長(以下「本部長」という。)
- (2) 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)
- (3) 災害対策本部員(以下「本部員」という。)

(副本部長)

第 4 条 副本部長は、副市長をもって充てる。

(本部員)

第 5 条 本部員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育長及び水道事業管理者
- (2) 企画財政部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、子ども家庭部長、産業振興部長、環境部長、都市計画部長、都市整備部長、土木部長、学校教育部長、生涯学習部長、水道局長及び消防長
- (3) その他本部長が必要と認める者

(本部連絡員)

第 6 条 災害対策本部に災害対策本部連絡員(以下「連絡員」という。)を置く。

- 2 連絡員は、本部長が指名する職員をもって充てる。
- 3 連絡員は、本部長の命を受けて各種情報収集又は相互連絡調整の事務を担当する。
- 4 連絡員は、特に本部長の指示のあった場合のほか、原則として本部室において執務するものとする。

(組織)

第 7 条 条例第 3 条第 1 項の規定により災害対策本部に部を置き、部に班を置く。

2 部に部長のほか、副部長を置き、班に班長及び副班長を置く。

3 第1項に規定する部及び班の編成並びに各部各班の事務分掌並びに前項に規定する職は、別表のとおりとする。

(職務)

第8条 部長は、本部長の命を受け、所属の班長を指揮命令する。

2 副部長は、部長を補佐するとともに、部長に事故あるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 班長は、部長の命を受け、所掌事務について、所属職員(以下「班員」という。)を指揮命令する。

4 副班長は、班長を補佐するとともに、班長に事故あるとき、又は班長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 班員は、班長の命を受け、所掌事務に従事する。

6 第2項又は第4項の場合において、副部長又は副班長が複数ある場合の部長又は班長の職務を代理する者は、別表に定める。

(現地災害対策本部の任務)

第9条 現地災害対策本部は、被害の情報等を災害対策本部に通報するとともに、急を要する場合は、その対策について適切な措置を講じるものとする。

(職員の配備)

第10条 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の災害対策本部の職員の配備は、次のとおりの区分とし、それぞれの配備要領は、別に定める。

(1) 第1配備

(2) 第2配備

(3) 第3配備

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、本部の活動に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年4月1日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年3月31日規則第3号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月31日規則第15号抄)

1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年4月1日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 31 日規則第 13 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年 3 月 30 日規則第 3 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 4 月 1 日規則第 25 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 4 年 4 月 1 日規則第 6 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 4 月 1 日規則第 14 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 6 月 28 日規則第 32 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 6 月 30 日規則第 33 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日規則第 8 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 7 月 1 日規則第 35 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。(後略)

(経過措置)

2 この規則施行の日の前日において、企画経営課に勤務を命じられていた職員は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日をもって、企画政策課に勤務を命じられたものとする。

附 則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 26 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日規則第 27 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 30 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 21 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 1 月 21 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 2 日規則第 10 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日規則第 33 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表 省略

資料 11 流山市災害見舞金交付規則

昭和 50 年 12 月 15 日

規則第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水その他の異常な自然現象又は火事により家屋に災害が発生した場合において、流山市補助金等交付規則(昭和 42 年流山市規則第 14 号)の規定にかかわらず、災害を受けた世帯の被災者に予算の範囲内で災害見舞金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災者 一般世帯にあつては世帯主、準世帯にあつては単身者であつて、現に市内に居住し、本市の住民基本台帳又は外国人登録名簿に登録されているもの
- (2) 一般世帯 準世帯以外の世帯
- (3) 準世帯 会社又は学校その他の者から供与を受けて寮又はアパートその他の家屋に居住する単身者の世帯

(災害見舞金の交付の対象災害及び額)

第 3 条 災害見舞金の交付の対象となる災害及び当該災害に対する災害見舞金の額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、同一又は複数の災害が重複して発生した場合は、災害見舞金の交付額の多い災害を交付対象とし、その他の災害は交付対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、災害が次の各号のいずれかに該当する場合は、災害見舞金を交付しない。

- (1) 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受けたとき。
- (2) 災害を受けた世帯員の故意によるものであるとき。

(請求)

第 4 条 前条第 1 項に規定する災害見舞金の交付を受けようとする者は、災害の発生の日から 7 日以内に流山市災害見舞金交付申請書(別記第 1 号様式)正本及び副本 1 部を市長に提出しなければならない。

(交付の決定通知)

第 5 条 前条の規定による申請書の提出があつたときは、市長は、速やかに申請書の内容を審査し、その結果を当該提出に係る者に流山市災害見舞金交付決定(申請却下)通知書(別記第 2 号様式)により通知するものとする。

2 前項の規定による審査をする場合は、市長は、あらかじめ関係行政連絡員及び民生(児童)委員

と緊密な連絡をとり、災害の状況調査を行うものとする。

(請求)

第 6 条 前条第 1 項の規定による災害見舞金の交付の決定通知を受けた者は、流山市災害見舞金交付請求書(別記第 3 号様式)正本及び副本 1 部を市長に提出しなければならない。

(交付)

第 7 条 前条の規定による請求書の提出があったときは、市長は、速やかに当該提出に係る者に災害見舞金を交付する。

(決定の取消し)

第 8 条 虚偽の申請が明らかになったときは、市長は、災害見舞金の交付の決定を取り消すことがある。

(災害見舞金の返還)

第 9 条 前条の規定により災害見舞金の交付の決定を取り消した場合において、既に災害見舞金が交付されているときは、市長は、期限を定めて、当該災害見舞金の返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第 10 条 災害見舞金の交付を受けた者であって災害見舞金の返還を命ぜられ、当該災害見舞金を納期日までに納付しなかった者は、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、未納付額(未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間については、その納付額を控除した額。)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

2 やむを得ない事情があると認めるときは、市長は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 53 年 4 月 1 日規則第 10 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の流山市災害見舞金交付規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の発生に係る災害について適用し、施行日前の発生に係る災害については、なお従前の例による。

附 則(昭和 57 年 10 月 22 日規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の流山市災害見舞金交付規則の規定は、昭和 57 年 9 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 57 年 11 月 1 日規則第 15 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 63 年 4 月 1 日規則第 10 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 5 年 4 月 1 日規則第 13 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規定により調製された申請書、届出書その他の書類が残存している場合は、当分の間、所要の調製をして使用することができる。

別表(第 3 条第 1 項)

災害の種類	災害の程度	災害見舞金の額	
		一般世帯	準世帯
焼失	全焼	30,000	20,000
	半焼	20,000	10,000
損壊	全壊	30,000	20,000
	半壊	20,000	10,000
浸水	床上浸水	30,000	20,000

備考

1 全焼

家屋の焼失損害額が火災前の家屋の評価額の 70 パーセント以上の程度に達したもの又は 70 パーセント未満の程度のものであって家屋の残存部分に補修を加えて再使用することが困難であるものをいう。

2 半焼

家屋の焼失損害額が火災前の家屋の評価額の 20 パーセント以上 70 パーセント未満の程度のものであって、全焼でないものをいう。

3 全壊

家屋の損壊若しくは流失した部分の床面積がその家屋の延床面積の 70 パーセント以上の程度に達したもの又は家屋の主要構造部の損壊若しくは流失による損害額がその家屋の評価額の 50 パーセント以上の程度に達したものをいう。

4 半壊

家屋の損壊若しくは流失した部分の床面積がその家屋の延床面積の 20 パーセント以上 70 パーセント未満の程度のものである又は家屋の主要構造部の損壊若しくは流失による損害額がその家屋の評価額の 20 パーセント以上 50 パーセント未満の程度のものであるものをいう。

5 床上浸水

家屋の浸水がその家屋の主要部分の床上以上の程度に達したもの又は家屋が土砂若しくは竹

木等のたい積等により一時的に居住することができない状態になったものをいう。

《様式 1 流山市災害見舞金交付申請書》

《様式 2 流山市災害見舞金交付決定(申請却下)通知書》

《様式 3 流山市災害見舞金交付請求書》

IV 水防関係

資料 12 水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内 容	発 表 基 準
待機	1. 増水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	〇〇川はん濫注意情報(洪水注意報)等により、はん濫注意水位(警戒水位)を超えるおそれがあるとき、または水位、流量その他の河川状況により、必要と認めるとき。
警戒	増水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な堤防から水があふれる・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの。	〇〇川はん濫警戒情報(洪水警報)等により、または既にはん濫注意水位(警戒水位)を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	はん濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき。または、はん濫注意水位(警戒水位)以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は、津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

出典：「平成 23 千葉県水防計画書」第 3 章 洪水予報・水防警報

資料 13 基準水位観測所及び水防警報区

利根川水系

河川	基準水位観測所					位置 所在地	水防警報区
	名称	基準水位 (m)					
		水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位		
江戸川	野田	4.6	6.3	8.7	9.0	左岸 39 上 26m 千葉県 野田市 中野台	左岸) 千葉県野田市東金野井～千葉県流山市木 岸) 埼玉県北葛飾 松 町築地～埼玉県三郷市高
利根運河				9.0	—		左岸) 川分派点～江戸川合流点 岸) 川分派点～江戸川合流点
川放水路	大田 新田	2.7	3.2	3.7	—	岸 1.5 上 300m 千葉県 松戸市 新松戸	左岸) 川分派点～江戸川合流点 岸) 川分派点～江戸川合流点
川							左岸) 千葉県流山市野 下～千葉県松戸市新松戸 岸) 千葉県流山市野 下～千葉県松戸市小金字金切
北千葉導水路							左岸) 千葉県流山市野 下～ 川合流点 岸) 千葉県流山市野 下～ 川合流点

出典：国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所 基準水位観測所及び水防警報区（抜粋）

資料 14 重要水防箇所の評価基準

種 類	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤体断面あるいは天板が、計画の堤防断面あるいは計画の天板の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天板が、計画の堤防断面あるいは計画の天板に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法配等からみて法崩れ又はすべりが発生する恐れのある箇所、必要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が未施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤又は旧川の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生する恐れがある箇所、必要の対策が未施工の箇所。	
水 質	水質部にある堤防の前面の河床が深くなっているがその対策が未施工の箇所。 台取り付け部やその他の工作物の流出箇所で、堤防護岸の根固め等が一部が破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険にさらされた実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水質部にある堤防の前面の河床が深くなりにならない程度に保たれているが、その対策が未施工の箇所。	

種 類	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	水防上重要な区間	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な 、 、 管その他の工作物の設置されている箇所。 その他の河川 断工作物の 下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)以下となる箇所。	その他の河川 断工作物の 下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)との が堤防の計画余 高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開 する工事箇所 又は 締切り 等により本堤 に を及ぼ す箇所。
新堤防・ 破堤 ・ 旧川			新堤防で築 造後 3 年以内 の箇所。 破堤 又は 旧川 の箇所。
陸			陸 が設置 されている箇 所。

注) 陸 (りっこう)

陸 とは、やむを得ない理由で、堤防が連続していない場合、あくまでも 定的な措置として、洪水や高潮時に堤防の機能を確保するために締め切ることのできる施設をいい、容易に できる構造となっている。

(引用：国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所 ー ージ)

資料 15 直轄河川重要水防箇所一覧表

平成 24 年度直轄河川重要水防箇所一覧表

事務 所名	図面対 象 号	河川名	種別	重要 度	左 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出 所	想 定 さ れ る 水 防 工 法
						地先名	位置			担当水防団体	担当土木事務所		
江戸川	江左 35-5	江戸川	堤防高 堤防断面		左	深井新田	35.0 上 270m 34.5 上 150m	627.3	計算水位と現況堤防 高の が余 高未満 現況堤防断面、天 が計画以下で 1/2 以上	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾 土木事務所	運河出 所	積み土 築きまわし
	江左 34-1		堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり		左	深井新田	34.5 上 150m 33.0 上 250m	1410.8	計算水位と現況堤防 高の が余 高未満 現況堤防断面、天 が計画以下で 1/2 以上 法くずれ、すべりが 発生する恐れのある 箇所、対策が未施 工	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾土木事 務所	運河出 所 松戸出 所	積み土 築きまわし シート り 工
	江左 33-1		堤防高 堤防断面		左	平方村新田	33.0 上 250m 31.5 上 425m	1320.8	計算水位と現況堤防 高の が余 高未満 現況堤防断面、天 が計画以下で 1/2 以上	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾土木事 務所	松戸出 所	積み土 築きまわし
	江左 31-1		堤防高		左	上新宿新田	31.5 上 425m 30.5 上 375m	1037.4	計算水位と現況堤防 高の が余 高未満	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾 土木事務所	松戸出 所	積み土
	江左 30-1		堤防高 漏水		左	下	30.5 上 375m 29.0 上 425m	1444.3	計算水位と現況堤防 高の が余 高未満 漏水が発生する恐れ のある箇所、対策が 未施工	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾 土木事務所	松戸出 所	積み土 月の 工

平成 24 年度直轄河川重要水防箇所一覧表

事務 所名	図面対 象 号	河川名	種別	重要 度	左 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出 所	想 定 さ れ る 水 防 工 法
江戸川	江左 29-1	江戸川	堤防高 堤防断面 漏水		左	三 野山	29.0 上 425m 29.0 上 250m	179.2	計算水位と現況堤防 高の が余 高未満 現況堤防断面、天 が計画以下で 1/2 以上 漏水が発生する恐れ のある箇所対策が 未施工	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾 土木事務所	運河出 所	積み土 築きまわし 月の 工
	江左 29-2		堤防高 堤防断面		左	加 5 目～	29.0 上 250m 28.0 上 50m	1222.4	計算水位と現況堤防 高の が余 高未満 現況堤防断面、天 が計画以下で 1/2 以上	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾土木事 務所	松戸出 所	積み土 築きまわし
	江左 28-1		堤防高		左	流山 3 目	28.0 上 50m 27.0	981.2	計算水位と現況堤防 高の が余 高未満	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾 土木事務所	松戸出 所	積み土
	江左 26-1		堤防高 法崩れ・すべり		左	木	27.0 26.5 上 225m	272.6	計算水位と現況堤防 高の が余 高未満	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾 土木事務所	松戸出 所	積み土 シート り 工
	江左 26-2		堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり		左	木	26.5 上 225m 26.5 上 190m	34.7	計算水位と現況堤防 高の が余 高未満 現況堤防断面、天 が計画以下で 1/2 以上 法崩れ、すべりが発 生する恐れのある箇 所で対策が未施工	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾 土木事務所	松戸出 所	積み土 築きまわし シート り 工
	江左 26-3		堤防高 法崩れ・すべり 新堤防		要注	左	木	26.5 上 190m 26.5 上 50m	138.8	計算水位と現況堤防 高の が余 高未満 法崩れ、すべりが発 生する恐れのある箇 所で対策が未施工 築堤後 3 年未満 21 流山地区 路設置 工事 (23.5)	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾 土木事務所	松戸出 所

平成 24 年度直轄河川重要水防箇所一覧表

事務 所名	図面対 象 号	河川名	種別	重要 度	左 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出 所	想 定 され る 水 防 工 法								
						地先名	位置			担当水防団体	担当土木事務所										
江戸川	江左 26-4	江戸川	堤防高 新堤防	要注	左	木	26.5 上 50m 26.0 上 430m	119.7	計算水位と現況堤防 高の が余 高未満 築堤後 3 年未満 21 流山地区 路設置 工事 (23.5)	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾土木事 務所	松戸出 所	積み土 シ ート り工								
	江左 26-5		堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり				左							木	26.0 上 430m 25.5 上 250m	676.9	計算水位と現況堤防 高の が余 高未満 現況堤防断面、天 が計画以下で 1/2 以上 法崩れ、すべりが発 生する恐れのある箇 所で対策が未施工	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾土木事 務所	松戸出 所	積み土 築きまわし シート り 工
	江左 25-1		堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり												左						

平成 24 年度直轄河川重要水防箇所一覧表

事務 所名	図面対 象 号	河川名	種別	重要 度	左 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出 所	想 定 さ れ る 水 防 工 法
						地先名	位置			担当水防団体	担当土木事務所		
江戸川	川 5-1	川	堤防高			野 下 2 目	6.0 5.5 上 425m	74.0	計算水位と現況堤防 高の が余 高未満	流山市	東葛飾土木事 務所	松戸出 所	積み土
	川 4-1		新堤防	要注		園 3 目	4.0 上 940m 3.5 上 465m	132.1	築堤後 3 年未満 21 川 園地区環境整 備工事 (23.5)	流山市	東葛飾土木事 務所	松戸出 所	シート り 工
	川左 5-1		堤防高		左	野 下 2 目	5.5 上 475m 5.5 上 450m	25.4	計算水位と現況堤防 高の が余 高未満 現況堤防断面、天 が計画以下で 1/2 以上 法崩れ、すべりが発 生する恐れのある箇 所で対策が未施工	東葛中部地区 連合水防団	東葛飾 土木事務所	松戸出 所	積み土 築きまわし 月の 工

平成 24 年度直轄河川重要水防箇所一覧表

事務 所名	図面対 象 号	河川名	種別	重要 度	左 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出 所	想 定 さ れ る 水 防 工 法
						地先名	位置			担当水防団体	担当土木事務所		
江戸川	運 4-5	利根運河	堤防高 堤防断面			東深井	4.0 上 295m 4.0 上 250m	48.8	計算水位と現況堤防 高の が余 高未満 現況堤防断面、天 が計画以下で 1/2 以上	流山市	東葛飾 土 木 事 務 所	運河出 所	積み土 築きまわし
	運 4-6		堤防断面			東深井	4.0 上 250m 4.0 上 225m	27.1	現況堤防断面、天 が計画以下で 1/2 以上	流山市	東葛飾 土 木 事 務 所	運河出 所	築きまわし
	運 4-7		堤防高 堤防断面			東深井	4.0 上 225m 4.0 上 125m	108.4	計算水位と現況堤防 高の が余 高未満 現況堤防断面、天 が計画以下で 1/2 以上	流山市	東葛飾 土 木 事 務 所	運河出 所	積み土 築きまわし
	運 4-8		堤防断面			東深井	4.0 上 125m 4.0 上 100m	27.1	現況堤防断面、天 が計画以下で 1/2 以上	流山市	東葛飾 土 木 事 務 所	運河出 所	積み土 築きまわし
	運 4-9		堤防高 堤防断面			東深井	4.0 上 100m 4.0 上 50m	54.2	計算水位と現況堤防 高の が余 高未満 現況堤防断面、天 が計画以下で 1/2 以上	流山市	東葛飾 土 木 事 務 所	運河出 所	積み土 築きまわし
	運 3-1		堤防高 堤防断面			東深井	4.0 3.5 上 475m	20.3	計算水位と現況堤防 高の が余 高未満 現況堤防断面、天 高が計画以下で 1/2 以上	流山市	東葛飾 土 木 事 務 所	運河出 所	積み土 築きまわし
	運 2-1		堤防高			東深井	2.5 上 425m 2.5 上 175m	251.5	計算水位が現況堤防 高以上	流山市	東葛飾 土 木 事 務 所	運河出 所	積み土
	運 2-3		堤防高 堤防断面			深井	2.0 上 305m 2.0 上 300m	4.8	計算水位と現況堤防 高の が余 高未満 現況堤防断面、天 が計画以下で 1/2 以上	流山市	東葛飾 土 木 事 務 所	運河出 所	積み土

平成 24 年度直轄河川重要水防箇所一覧表

事務 所名	図面対 象 号	河川名	種別	重要 度	左 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出 所	想 定 され る 水 防 工 法
						地先名	位置			担当水防団体	担当土木事務所		
江戸川	運 2-4	利根運河	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり			深井	2.0 上 300m 1.5 上 175m	627.2	計算水位と現況堤防高の が余 高未満 現況堤防断面、天 が計画以下で 1/2 以上 法崩れ、すべりが発生する恐れのある箇所 で対策が未施工	流山市	東葛飾 土木事務所	運河出 所	積み土 築きまわし シート り 工
	運 1-1		堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり			深井	1.5 上 175m 1.5 上 150m	26.0	計算水位が現況堤防 以上 現況堤防断面、天 が計画以下で 1/2 以上 法崩れ、すべりが発生する恐れのある箇所 で対策が未施工	流山市	東葛飾 土木事務所	運河出 所	積み土 築きまわし シート り 工
	運 1-2		堤防高 法崩れ・すべり			深井	1.5 上 150m 1.5 上 125m	26.0	計算水位と現況堤防高の が余 高未満 法崩れ、すべりが発生する恐れのある箇所 で対策が未施工	流山市	東葛飾 土木事務所	運河出 所	積み土 シート り 工
	運 1-3		堤防高			深井	1.5 上 125m 1.5 上 100m	26.0	計算水位と現況堤防高の が余 高未満	流山市	東葛飾 土木事務所	運河出 所	積み土
	運 1-4		堤防高 堤防断面			深井	1.5 上 100m 1.5 上 75m	26.0	計算水位が現況堤防 高以上 現況堤防断面、天 が計画以下で 1/2 以上	流山市	東葛飾 土木事務所	運河出 所	積み土 築きまわし
	運 1-5		堤防高 堤防断面			深井	1.5 上 75m 1.5 上 50m	26.0	計算水位と現況堤防高の が余 高未満 現況堤防断面、天 が計画以下で 1/2 以上	流山市	東葛飾 土木事務所	運河出 所	積み土 築きまわし
	運 1-6		堤防高 堤防断面			深井	1.5 上 50m 1.0 上 375m	178.9	計算水位が現況堤防 高以上 現況堤防断面、天 が計画以下で 1/2 以上	流山市	東葛飾 土木事務所	運河出 所	積み土 築きまわし

平成 24 年度直轄河川重要水防箇所一覧表

事務 所名	図面対 象 号	河川名	種別	重要 度	左 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出 所	想 定 され る 水 防 工 法
						地先名	位置			担当水防団体	担当土木事務所		
江戸川	運 1-8	利根運河	堤防高			深井	1.0 上 100m 1.0 上 25m	76.2	計算水位と現況堤防 高の が余 高未満	流山市	東葛飾 土木事務所	運河出 所	積み土
	運 1-9	利根運河 利根運河 利根運河 利根運河	堤防高 堤防断面			深井	1.0 上 25m 0.5 上 450m	75.1	計算水位と現況堤防 高の が余 高未満 現況堤防断面、天 が計画以下で 1/2 以上	流山市	東葛飾 土木事務所	運河出 所	積み土
	運 0-1	利根運河	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり			深井	0.5 上 450m 0.5 上 125m	323.1	計算水位と現況堤防 高の が余 高未満 現況堤防断面、天 が計画以下で 1/2 以上 法崩れ、すべりが発 生する恐れのある箇 所で対策が未施工	流山市	東葛飾 土木事務所	運河出 所	積み土 築きまわし シート り 工
	運 0-2		堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり			深井	0.5 上 125m 0.5 上 100m	24.9	計算水位が現況堤防 高以上 現況堤防断面、天 が計画以下で 1/2 以上 法崩れ、すべりが発 生する恐れのある箇 所で対策が未施工	流山市	東葛飾 土木事務所	運河出 所	積み土 築きまわし シート り 工
	運 0-3		堤防高 堤防断面 漏水			深井新田	0.5 上 100m 0.5 上 25m	74.6	計算水位と現況堤防 高の が余 高未満 現況堤防断面、天 が計画以下で 1/2 以上 漏水が発生する恐れ のある箇所対策が 未施工	流山市	東葛飾 土木事務所	運河出 所	積み土 築きまわし 月の 工
	運 0-4		堤防高 漏水			深井新田	0.5 上 25m 0.5 上	24.9	計算水位と現況堤防 高の が余 高未満 漏水が発生する恐れ のある箇所対策が 未施工	流山市	東葛飾 土木事務所	運河出 所	積み土 築きまわし 月の 工

平成 24 年度直轄河川重要水防箇所一覧表

事務 所名	図面対 象 号	河川名	種別	重要 度	左 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出 所	想 定 され る 水 防 工 法
						地先名	位置			担当水防団体	担当土木事務所		
江戸川	運左 4-4	利根運河	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり		左	東深井	4.0 上 425m 4.0 上 375m	45.0	計算水位と現況堤防 高の が余 高未満 現況堤防断面、天 が計画以下で 1/2 以上 法崩れ、すべりが発 生する恐れのある箇 所で、対策が未施工	流山市	東葛飾 土木事務所	運河出 所	積み土 築きまわし シート り工
	運左 4-5		法崩れ・すべり		左	東深井	4.0 上 375m 4.0 上 325m	45.0	法崩れ、すべりが発 生する恐れのある箇 所で、対策が未施工	流山市	東葛飾 土木事務所	運河出 所	シート り 工
	運左 4-6		堤防高		左	東深井	4.0 上 175m 4.0 上 50m	112.5	計算水位が現況堤防 高以上	流山市	東葛飾土木事 務所	運河出 所	積み土
	運左 2-1		堤防高		左	深井	2.5 上 275m 2.5 上 250m	25.1	計算水位が現況堤防 高以上	流山市	東葛飾土木事 務所	運河出 所	積み土
	運左 1-1		堤防高 堤防断面		左	深井	2.0 1.5 上 375m	121.5	計算水位と現況堤防 高の が余 高未満 現況堤防断面、天 が計画以下で 1/2 以上	流山市	東葛飾土木事 務所	運河出 所	積み土 築きまわし
	運左 1-2		堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり		左	深井	1.5 上 200m 1.0 上 175m	517.5	計算水位と現況堤防 高の が余 高未満 現況堤防断面、天 が計画以下で 1/2 以上 法崩れ、すべりが発 生する恐れのある箇 所で、対策が未施工	流山市	東葛飾土木事 務所	運河出 所	積み土 築きまわし シート り 工

平成 24 年度直轄河川重要水防箇所一覧表

事務 所名	図面対 象 号	河川名	種別	重要 度	左 岸別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出 所	想 定 され る 水 防 工 法
						地先名	位置			担当水防団体	担当土木事務所		
江戸川	運左 1-3	利根運河	堤 防 高 堤防断面		左	深井	11.0 上 175m 1.0	174.0	計算水位と現況堤防 高の が余 高未満 現況堤防断面、天 が計画以下で 1/2 以上	流山市	東葛飾土木事務 所	運河出 所	積み土
	運左 0-1		堤 防 高 堤防断面 新堤防	要注	左	深井	1.0 0.5 上 480m	19.4	計算水位と現況堤防 高の が余 高未満 現況堤防断面、天 が計画以下で 1/2 以上 築堤後 3 年未満 21 利根運河地区基盤整 備工事 (23.5)	流山市	東葛飾土木事 務所	松戸出 所	積み土
	運左 0-2		堤 防 高 堤防断面		左	深井	0.5 上 480m 0.5	466.6	計算水位と現況堤防 高の が余 高未満 現況堤防断面、天 が計画以下で 1/2 以上	流山市	東葛飾土木事 務所	松戸出 所	積み土

V 防災関係要領等

資料 16 千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱

改正 平成 13 年 12 月 1 日千消会第 120 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、千葉県広域消防相互応援協定書(平成 4 年 4 月 1 日締結)第 9 条の規定に基づき、災害発生地の市町村及び一部事務組合(以下「市町村等」という。)が、回転 航空機(以下「ヘリ」という。)を使用した航空特別応援を要請する場合の必要な事項について定めるものとする。

(航空特別応援の対象)

第 2 条 航空特別応援の対象とする災害は、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって 極めて有効であると考えられる場合で、次の各号に掲げる災害とする。

- (1) 地震、風水害その他大規模な自然災害
- (2) 陸上又は海上からの接近が著しく困難な地域で発生した大規模な林野火災
- (3) 高層建築物火災
- (4) コンビナート災害
- (5) 航空機、 車事故等で大規模又は特殊な救急救助事故
- (6) その他前各号に掲げる災害に準じる災害

(航空特別応援の種別)

第 3 条 航空特別応援の種別は、主な任務により次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 調査出動 現場把握、情報収集、指揮支援等のための出動
- (2) 火災出動 消火活動のための出動
- (3) 救助出動 人命救助のための特別な活動を必要とする場合の出動(これに付 した救急搬送活動を含む。)
- (4) 救急出動 重 傷 者の搬送のための出動で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出動 救援物資、資機材、人員等の輸送のための出動

(航空特別応援の出動限定条件)

第 4 条 航空特別応援の出動限定条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 出動時間帯は、原則として日出から日 までとする。
- (2) 気象状態は、災害の発生場所において 高(地表面から までの高さ)300 メートル以上、視程 3,000 メートル以上、風速毎 15 メートル以下であるとともに、 結気象状態でないこと。

(航空特別応援の要請手続)

第 5 条 航空特別応援の必要があると認めた要請側の市町村等の長又は消防長(以下「要請側市町村等の長」という。)は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、応援側の市町村等の長又は消防長(以下「応援側市町村等の長」という。)に要請するものとする。

- (1) 必要とする応援の種別及びその具体的な活動内容
- (2) 応援活動に必要な資機材等

- (3) 離発着可能な場所
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに無線による連絡方法
- (5) 離発着場における資機材の準備状況
- (6) 他の消防機関にヘリの応援を要請している場合は要請した消防本部名
- (7) 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- (8) 気象状況
- (9) ヘリの誘導方法
- (10) その他必要な事項

2 応援側消防本部の連絡先は、別表のとおりとする。

3 航空特別応援の要請は、航空特別応援要請連絡票(様式第1号)によるものとし、電話、ックス等により明確に連絡するとともに、後日正式文書を送付するものとする。

(航空特別応援の決定通知)

第6条 応援側市町村等の長は、前条の要請に基づき、航空特別応援を行うことが可能と判断した場合は、要請側市町村等の長へ航空特別応援を決定した旨を連絡するものとする。

(航空特別応援の中断)

第7条 応援側市町村等の長は、ヘリを復帰させるべき特別な事態が応援側の市町村等で発生した場合は、要請側市町村等の長と協議のうえ航空特別応援を中断することができるものとする。

(航空特別応援の始期及び終期)

第8条 航空特別応援は、ヘリが航空特別応援の命令を受け応援側のヘリポートを離陸した時点から始まり、ヘリポートに帰着した時点で終了するものとする。

2 ヘリが応援側のヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して航空特別応援のため出動すべき命令があったときは、その時点から航空特別応援が始めるものとする。

3 ヘリが航空特別応援に出動中、前条の規定に基づき航空特別応援が中断され、応援側の市町村等に復帰すべく命令があったときは、その時点をもって航空特別応援は終了するものとする。

(出動したヘリに対する指揮等)

第9条 航空特別応援に出動したヘリに対する指揮は、要請側の市町村等の消防長又は消防団長の定める現場最高指揮者が行うものとする。ただし、ヘリに搭乗している応援側の市町村等の指揮者は、現場最高指揮者の命令内容が、ヘリの運航に重大な支障があると認めた場合は、その旨を現場最高指揮者に通告できるものとする。

2 ヘリに搭乗している応援側の市町村等の指揮者は、活動に当たって要請側消防本部の基地局及び現場最高指揮者と緊密な連絡を行うものとする。

3 ヘリと要請側消防本部等あるいは現場最高指揮者の通信連絡は、県内共通波(152.81MHz)によるものとし、無線の運用制については、要請側消防本部等の制に従うものとする。

(航空特別応援の報告)

第 10 条 応援側市町村等の長は、ヘリが帰着したときは速やかに応援活動の概要を航空特別応援活動報告書(様式第 2 号)により、要請側市町村等の長に報告するものとする。

2 要請側市町村等の長は、災害が終息したときは速やかに当該災害の概要を航空特別応援災害報告書(様式第 3 号)により、応援側市町村等の長に報告するものとする。

(要請側の市町村等の事前計画)

第 11 条 要請側市町村等の長は、航空特別応援を受ける場合の事前計画を作成しておくものとする。

2 前項に規定する事前計画の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場(以下「臨着場」という。)の位置図等

(2) ヘリと消防本部等との通信連絡方法

(3) 臨着場への職員の派遣

(4) 離発着の伴う一般人及び建物等に対する各種障害の除去等の必要な措置

(5) 救急救助用資機材及び隊員等の補給体制

(6) その他必要と認める事項

3 前項各号の計画のうち、第 1 号については飛行場外離発着場調査表(様式第 4 号)により作成し、あらかじめ応援側市町村等の長に提出しておくとともに、内容等の変更を行った場合についても同様とする。

(応援側の情報提供)

第 12 条 航空特別応援の応援側市町村等の長は、新規にヘリを保有した場合又は更新した場合若しくは性能等に変更があった場合は、ヘリコプター性能表(様式第 5 号)により、その情報を各市町村等の長へ提供するものとする。

(航空特別応援に要する費用の負担区分)

第 13 条 航空特別応援に要する費用の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1)ヘリの燃料費、隊員の出動手当、費、日当等応援に直接要する費用は、要請側の市町村等の負担とする。

(2)応援中に発生した事故処理に要する土地、建物、工作物等に対する補償費及び一般人の死傷に伴う損害 償その他の費用は、要請側の市町村等の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により生じた損害は、応援側の市町村の負担とする。

(3) 前号に規定する要請側の市町村等の負担額は、応援側の市町村等が加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(4) 前 3 号に規定する以外に要した 費用の負担については、その都度応援側市町村等の長と要請側市町村等の長が協議し決定するものとする。

2 応援側市町村等の長は、航空特別応援が終了した場合は、前号第 1 号に規定する費用については、航空特別応援に要した費用請求書(様式第 6 号)により、速やかに要請側市町村等の長に請求するものとする。

(ヘリの事故発生時の連絡)

第14条 要請側市町村等の長は、航空特別応援のため出動したヘリが、次の各号に掲げる事故が発生した場合は、速やかに応援側市町村等の長に連絡するものとする。

- (1) 人の死傷を伴う事故
- (2) ヘリの重大な損傷事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

(緊急出動に関する運用)

第15条 第3条4号に定める救急出動に関する運用については、この要綱が定めるもののほか別に定める要領により実施するものとする。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年12月1日から施行する。

別表(第5条関係)

応援側消防本部の連絡先

消防本部名	所在地	電話番号	連絡先
千葉市消防局	千葉市中央区長 1 目 2 1 号	電話(043)223-1831 X (043)202-1678	消 防 局 警防部指令課

《様式4 航空特別応援要請連絡表》

《様式5 航空特別応援活動報告書》

《様式6 航空特別応援災害報告書》

《様式7 飛行場外離発着場調査表》

《様式8 航空特別応援に要した費用請求書》

資料 17 財団法人千葉県市町村振興協会広域消防航空特別応援交付金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、財団法人千葉県市町村振興協会が市町村及び消防の事務を処理する一部事務組合(以下「市町村等」という。)に交付する広域消防航空特別応援交付金(以下「交付金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(交付金の目的)

第 2 条 この交付金は、地震、風水害、林野火災等の大規模災害等に際し、消防用航空機を保有する市町村等が、千葉県広域消防相互応援協定書に基づき千葉県内の市町村の区域を越えて行う航空特別応援(以下「航空特別応援」という。)を迅速かつ円滑に行うことを進し、もって被災市町村における人命の救助、被害の軽減に資することを目的とする。

(対象とする災害)

第 3 条 交付金の交付の対象となる災害は、千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱(以下「航空特別応援実施要綱」という。)第 2 条に規定する災害で、航空特別応援の措置がとられたものとする。

(交付金の申請)

第 4 条 前条に規定する災害が発生した市町村等の長は、航空特別応援を受けた場合、理事長に対し、当該応援を行った市町村等(以下「応援市町村等」という。)に交付金の交付をするよう申請することができる。

(交付金の決定)

第 5 条 理事長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、申請内容が適当と認めるときは、申請のあった市町村等の長に交付金の交付決定をする。

2 交付金の額は、航空特別応援実施要綱第 13 条第 1 項第 1 号の規定により要請側の市町村等が負担すべき費用とする。ただし、その額は、航空特別応援の規模、活動内容等に応じて、300 万円を超えない範囲内において理事長が定める。

(交付金の交付)

第 6 条 理事長は、前条の交付金の交付決定をしたときは、応援市町村等の長に対し、交付金の交付通知をする。

2 理事長は、応援市町村等の長の請求に基づき、応援市町村等の長に交付金を交付する。

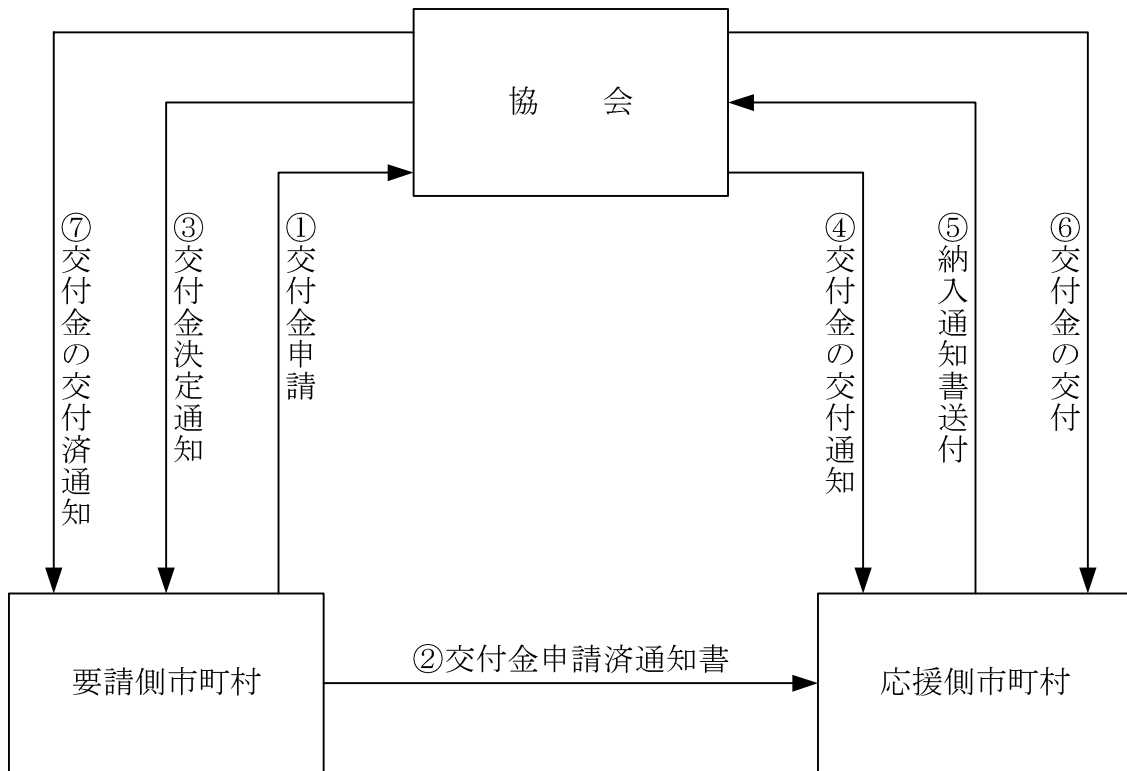
(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成4年10月12日から施行し、平成4年7月20日から適用する。

広域消防航空特別応援交付金申請関係等 ローチャート



資料 18 財団法人千葉県市町村振興協会広域消防航空特別応援交付金交付細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、財団法人千葉県市町村振興協会広域消防航空特別応援交付金交付要綱(以下「要綱」という)第 7 条の規定に基づき、交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第 2 条 要綱第 4 条の規定により申請を行うときは、様式第 1 号の広域消防航空特別応援交付金交付申請書に航空特別応援実施要綱に定められた様式第 1 号、様式第 2 号、様式第 3 号及び様式第 6 号の しを添付して行うものとする。

2 前項の申請を行った市町村等の長は、応援市町村等の長に様式第 2 号により交付金の交付を申請した旨を通知するものとする。

(交付決定等の通知)

第 3 条 要綱第 5 条の規定により交付金の交付決定をしたときは、様式第 3 号により申請のあった市町村等の長に通知するものとする。

2 前項の交付決定の通知をした場合、応援市町村等の長に様式第 4 号による交付金の交付通知を行うものとする。

(交付金の請求)

第 4 条 応援市町村等の長は、前条第 2 項の通知を受けたときは、財団法人千葉県市町村振興協会(以下「協会」という)へ納入通知書を送付するものとする。

(交付金の交付)

第 5 条 協会は、前条の納入通知書の送付があったときは、応援市町村等に交付金を交付するとともに、交付金交付申請のあった市町村等の長に様式第 5 号により交付金交付済通知を行うものとする。

附 則

この細則は、平成 4 年 10 月 12 日から施行し、平成 4 年 7 月 20 日から適用する。

《様式 9 広域消防航空特別応援交付金交付申請書》

《様式 10 広域消防航空特別応援交付金交付申請済通知書》

《様式 11 広域消防航空特別応援交付金交付決定通知書》

《様式 12 広域消防航空特別応援交付金交付通知書》

《様式 13 広域消防航空特別応援交付金交付済通知書》

資料 19 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

昭和 61 年 5 月 30 日付け消防教第 61 号制定
平成 21 年 3 月 23 日 消防応第 97 号最終改定

1 目的

この広域航空消防応援実施要綱(以下「要綱」という。)は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 44 条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地(以下「回転地」という。)の市町村が回転地(以下「へり」という。)を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるへりを用いた消防に関する応援(以下「広域航空消防応援」という。)を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地(常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。)で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、また要請しようとするものをいう。

(2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

(3) 応援側市町村

へりを保有する市町村(常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。)で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、または実施しようとするものをいう。

(4) 応援側都道府県

へりを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、または実施しようとするものをいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は次の各号に掲げる災害で、へりを使用することが消防機関の活動にとって 極めて有効であると考えられるものとする。

(1) 大規模な地震、風水害などの自然災害

(2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等

(3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの

(4) 航空機事故、 車事故等での集団救助救急事故

(5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

(1) 調査出場

現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場

(2) 火災出場

消火活動のための出場

- (3) 救助出場
人命救助のための特別な活動を要する場合の出場(これに付 する救急搬送活動を含む。)
- (4) 救急出場
救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの。
- (5) 救援出場
救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長(消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。)は、広域航空消防応援が必要となったときは、へりに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山 救助隊(以下「特別救助隊等」という。)の有無及びへりに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県(以下「応援側市町村等」という。)を決定するものとする。

6 市町村がへりを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続き

- (1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の応援側市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。
 - ア 応援側市町村
 - イ 要請者、要請日時
災害の発生日時・場所・概要
 - エ 必要な応援の概要
- (2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。
- (3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認めるときは、応援側市町村が属する都道府県(以下「所属都道府県」という。)の知事に対し要請を行うものとする。
- (4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があつた場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。
- (5) 要請側市町村の消防長は、第 1 号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第 2 号から第 4 号までの規定に準じて行うものとする。
 - 必要とする応援の具体的内容
 - 応援活動に必要な資機材等
 - 離発着可能な場所及び給油体制
 - 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
 - 離発着場における資機材の準備状況
 - 現場付近で活動中の他機関の航空機及びへりの活動状況
 - 他にへりの応援を要請している場合のへりを保有する市町村の消防本部名又はへりを保

有する都道府県名
気象の状況
へりの誘導方法
要請側消防本部の連絡先
その他必要な事項

7 市町村がへりを保有する場合の広域航空消防応援の決定通知

- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がへりを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続き及び決定の通知

- (1) 都道府県がへりを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続き及び決定通知については、第6項(第4号を除く。)を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項5項中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続きによる要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県(市町村に要請をした場合)及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続きをしなければならない。

10 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でへりを復帰させるべき特別な事情が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
- (2) 応援側都道府県の都合でへりを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じてその連絡を行うものとする。

11 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるとき、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

12 広域航空消防応援のため出動したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のため出動したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運航に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届けておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様な届出を行うものとする。

14 要請側都道府県の借置等

- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届け出ておくものとし、その内容の変更があった場合にも同様の届出等を行うものとする。

15 応援側市町村等の届出

- (1) ヘリを保有する市町村(都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。)の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じて消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

保有ヘリの性能及び活動能力

特別救助隊等の隊員数

特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表2のうちヘリによる搬送が可能な救助器具(以下「救助器具」という。)の品名、大きさ、重量、数量

- (2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出て

おくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

保有ヘリの性能及び活動能力

当該都道府県内の特別救助隊等の隊員数

特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

16 消防庁長官の情報提供

- (1) 消防庁長官は第 14 項第 2 号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。
- (2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合には、その内容のうち 及び を要請側都道府県知事を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

17 広域航空消防応援に要する経費の負担分

広域航空消防応援に要する経費の負担分は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) ヘリの燃料費、隊員の出場手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村が負担するものとする。
- (2) 前号の規定に基づき要請側市町村が負担する経費については、要請側都道府県がその一部を補助することができる。
- (3) 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町村の負担とする。ただし、応援側市町村等の重大な過失により発生した損害は、応援側市町村の負担とする。
- (4) 前号に定める要請側市町村の負担額は、応援側市町村等の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (5) 全各号に定めるもの以外に要したその他 経費の負担については、その都度要請側と応援側が協議し定めるものとする。

18 要請側市町村及び応援側市町村等は広域航空応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を 時実施するものとする。

19 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

資料 20 大規模特殊災害時における広域航空消防応援に係る流山市の事前計画

1 目的

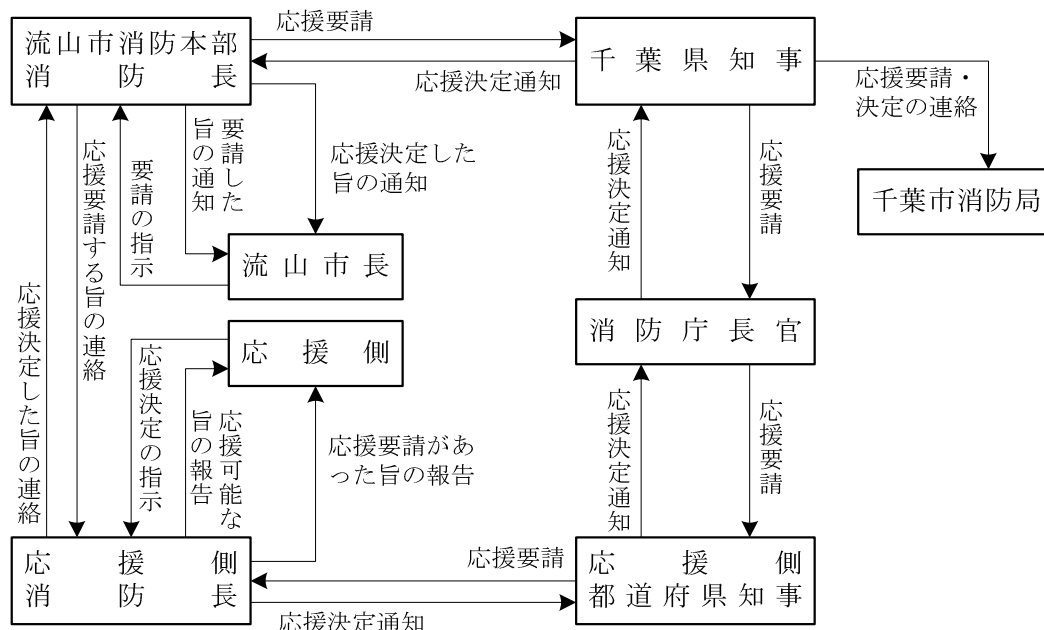
この計画は、流山市の区域内に大規模特殊災害が発生し、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 44 条の規定に基づき、他の都道府県の市町村による回転 航空機（以下「ヘリコプター」という。）を用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」及び「同細則」（昭和 61 年 5 月 30 日付け消防救第 61 号消防庁次長通知。以下「要綱」、「細則」という。）に定めるものの他、当該応援が円滑かつ迅速に行われるための本市の要請手続その他必要な事項について定める。

2 要請手続

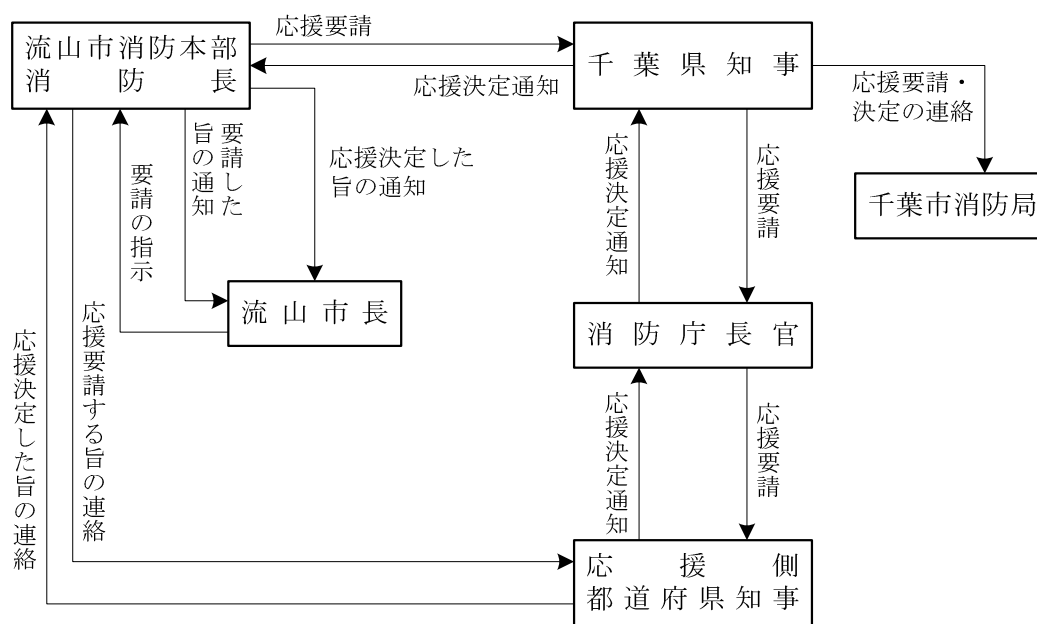
- (1) 消防長は、広域航空消防応援が必要となり要請先市町村を決定した時は、直ちに市長に報告の上、その指示に従い千葉県知事に対し広域航空消防応援（ヘリコプター）要請連絡表（様式 14。以下「連絡表」という。） から に掲げる事項を明らかにして要請を行う。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。
- (2) 消防長は、前項の要請を行った場合には、できるだけ速やかに連絡表 から に掲げる事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に千葉県知事へも同様の連絡を行うものとする。

なお、全体の連絡系 図は次のとおりである。

ヘリを保有する市町村への要請



へりを保有する都道府県への要請



3 連絡体制

広域航空消防応援が円滑かつ迅速に行われるよう本市及びその他関係機関の連絡体制について、次のとおり定める。

(1) 流山市

時間帯		連絡口	電話番号	X号	地域衛通信ネットワーク電話	地域衛通信ネットワークX
昼間	平常 8 30～17 15	防災危機管理課 防災危機管理係	04- 7150-6312	04- 7150-3309	012- 220-721	012- 220-722
	日・日等 8 30～17 15	総務部財政活用課 財政活用係(守衛)	04- 7158-1111	04- 7158-4131	012- 220-721	012- 220-722
夜間	17 15～8 30	同上	04- 7158-1180	04- 7158-4131	012- 220-721	012- 220-722

(2) 千葉県

時間帯	連絡口	電話番号	X号	地域衛通信ネットワーク電話	地域衛通信ネットワークX
昼間	危機管理課 災害対策室	043- 223-2175	043- 222-5208	012- 500-7361	012- 500-7298
夜間(日)	消防課 情報通信管理室	043- 223-2178	043- 222-5219	012- 500-7225	012- 500-7110

(3) 千葉県消防局

時間帯	連絡口	電話番号	X号	地域衛通信ネットワーク電話	地域衛通信ネットワークX
昼間	警防課	043-202-1653	043-202-1654	012-101-800-3121	012-101-800-3109
夜間(日)	指令管制室	043-223-1831	043-202-1678	012-101-800-3661	012-101-800-3669

(4) 消防庁

時間帯	連絡・要請口	電話番号	X号	地域衛通信ネットワーク電話	地域衛通信ネットワークX
昼間	応急対策室	03-5253-7527	03-5253-7537	048-500-90-49013	048-500-90-49033
夜間(日)	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	048-500-90-49102	048-500-90-49036

(5) 応援市町村の消防本部

消防本部名	時間帯	連絡・要請口	電話番号	X号	航空隊電話番号	航空隊X号
市消防局	昼間	消防救助課	011-215-2060	011-272-9119	0133-62-4119	011-271-0632
	夜間	指令課	011-215-2080	011-261-9119		
台市消防局	昼間	警防課	022-234-1111	022-234-4280	022-288-0100	022-288-0012
	夜間	指令課		022-234-2364		
東京消防庁	昼間	警防課	03-3212-2111 (内 3542)	03-3213-1476	042-521-0190	042-521-0191
	夜間					
市消防局	昼間	指令課	045-332-262	045-331-5221	045-784-0119	045-784-0116
	夜間					
川市消防局	昼間	警防課	044-223-2605	044-223-2619	03-3522-0119	03-3522-0119
	夜間	指令課	044-200-0119	044-213-2654		
静市消防局	昼間	消防航空隊	054-267-3019	054-267-3022	054-267-3019	054-267-3022
	夜間					
松市消防局	昼間	情報指令課	053-475-7552	053-472-1198	053-428-9119	053-428-1181
	夜間					

消防本部名	時間帯	連絡・要請 口	電話 号	X 号	航空隊 電話 号	航空隊 X 号
名古屋市消防局	昼間	消 防 課	052- 972-3557	052- 951-8463	0568- 28-0119	0568- 28-0721
	夜間	情 報 指 令 セ ン タ ー	052- 961-3338	052- 953-0119		
京都市消防局	昼間	警防計画課	075- 212-6721	075- 212-6748	075- 621-1834	075- 621-1683
	夜間	消 防 指 令 セ ン タ ー	075- 212-6750	075- 252-1190		
大 市消防局	昼間	警 防 担 当	06- 4393-6490	06- 4393-4760	0729- 92-4900	0729- 91-0119
	夜間	指 令 情 報 セ ン タ ー	06- 4393-4988	06- 4393-4060		
神戸市消防局	昼間	令 課	078- 333-0119	078- 325-8529	078- 303-1192	078- 302-8119
	夜間					
山市消防局	昼間	総 務 課	086- 234-9970	086- 234-1059	086- 216-0119	086- 261-1190
	夜間	消 防 情 報 通 信 セ ン タ ー	086- 234-9978	086- 231-2011		
広島市消防局	昼間	警 防 課	082- 546-3451	082- 249-1160	082- 546-3454	082- 546-3455
	夜間	消 防 課 指 令 係	082- 546-3456	082- 542-1007		
北 市消防局	昼間	警 防 課	093- 582-3817	093- 592-6898	093- 475-6701	093- 475-6700
	夜間	指 令 課	093- 582-3811	093- 592-6805		
福 市消防局	昼間	警 防 課	092- 725-6952	092- 725-6606	092- 451-3319	092- 473-8425
	夜間	災 害 救 急 指 令 セ ン タ ー	092- 725-6595	092- 735-1074		

4 ヘリコプター離発着場

広域航空消防応援を受けた場合のヘリコプター離発着場は、次のとおりであり、ヘリコプターの活動拠点とするものである。

なお、各ヘリコプター離発着場の状況は別図、離発着場調査表は様式 15 のとおりである。

号	ヘリポートの名称	施設管理者	広さ	消防署等からの 所要時間	電話 号	備考
1	新川 地スポーツ ールド	流山市 教育委員会	150m 125m	車(消防本部) 約 10 分	04- 7159-1212	
2	流山市総合運動公 園陸上 技場	流山市 教育委員会	150m 75m	車(消防本部) 約 10 分	04- 7159-1212	

5 燃料の補給体制

ヘリコプター用燃料（e A-1）の補給については、千葉県とマイナミ空港 サービス株式会社との協力体制に基づき給油する。

給油の方法については、当該給油会社と協議の上、ドラム車搬送による給油または成田国際空港内給油の方法を取る。

なお、成田国際空港内で燃料の補給を行う場合は、消防庁はあらかじめ成田国際空港株式会社空港運用本部長へ成田国際空港使用届（様式 16）を提出し、ヘリコプターの離発着について許可を得なければならない。

ただし、緊急を要する場合にあっては電話等で許可を得、事後速やかに文書を送付するものとする。

燃料の補給等に係る連絡先は次のとおりである。

(1) 燃料補給会社（マイナミ空港 サービス株式会社）連絡先

No.	事業所	電話 号	X 号	搬送方法	備 考
1	田事業所 (給油課)	03-5757-9055	03-5757-9085	・ドラム車 ・ローリー車	・ドラム燃料 約 50 本保管
2	成田事業所 (給油課)	0476-32-6901 090-3206-7568	0476-32-6902	・ローリー車 (機上給油)	・要成田国際空港施設使用届 ・機上給油：要成田国際空港(株)許可

(2) 成田国際空港(株)及び国土交通省成田空港事務所連絡先

時間帯	部署名	電話 号	備 考
9 00～17 00	安全推進部	0476-34-5633	
17 00～9 00	運用管理部	0476-32-2246	X：0476-30-1586
24 時間	国土交通省成田空港事務所	0476-32-1064	

6 通信

広域航空隊と当市との連絡方法は応援隊と協議の上、消防無線及びそれに代る無線設備を使用する。

7 職員の派遣

ヘリポートの作成、ヘリコプターの誘導及び給油作業等のため、消防職員をヘリポートに派遣する。

ヘリポートについては、おおむね次の措置を講ずる。

(1) 水

(2) ヘリポート標示

ヘリポートには、石等により直 10 以上の円で着陸地点を標示し、緊急やむを得ない場合は、一辺 2 以上の十字で標示する。

なお、やむを得ず日以降に着陸する場合は照明機や自動車の前照灯等で進入方向の側面から照明する。また、上空からの目標となるようヘリポートの一 で 回転灯を作動させる。

(3) 風向標示

風向の標示は、原則として き流しで行い、着陸地点から 30 から 50 離れた高さ 4 から 5 の位置に設置する。

なお、き流しが設置できない場合は、発 を使用する。

(4) ヘリコプターの誘導

ヘリコプターの着陸誘導は、進入方向（ヘリコプターは、おおむね風速

5 s 以上の場合は風に向かって、また風速 5 s 未満の場合は障害物の ない方向から進入する。）を考慮し着陸地点から 15 から 20 離れた風上側または障害物の多い側に位置して誘導する。

なお、風圧に対する服 等を整えておくものとする。

8 資機材の調達

ヘリコプターの応援を受けた場合は、速やかに消火、救助等に必要な資機材を準備する。

各種資機材は、次の方法により調達する。

(1) 空中消火機材及び空中消火薬剤

県に要請し、他都道府県から調達する。

県は、空中消火資機材（大型ヘリ 布 置）を 8 基保有しており、その全てを陸上自衛隊木更津 地（第 1 ヘリコプター団）に管理を委託している。

き流しについては、県で管理し、防災センターに保管している。

(2) 救急救助資機材

本市の保有状況は、資料 107 のとおり。

なお、不足が生じた場合、千葉県広域消防相互応援協定に基づき、近隣市町村等から調達する。

《様式 14 広域航空消防応援（ヘリコプター）要請連絡表》

《様式 15 離発着場調査表》

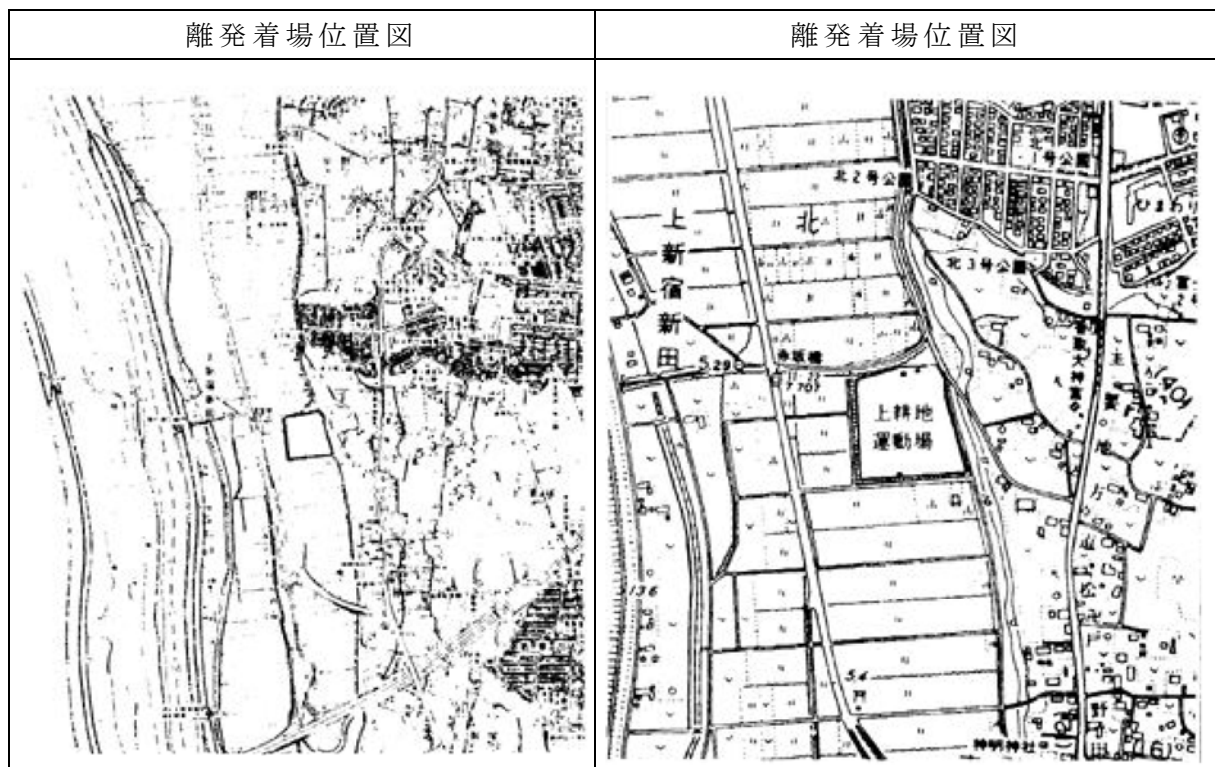
《様式 16 成田国際空港施設使用届》

9 附則

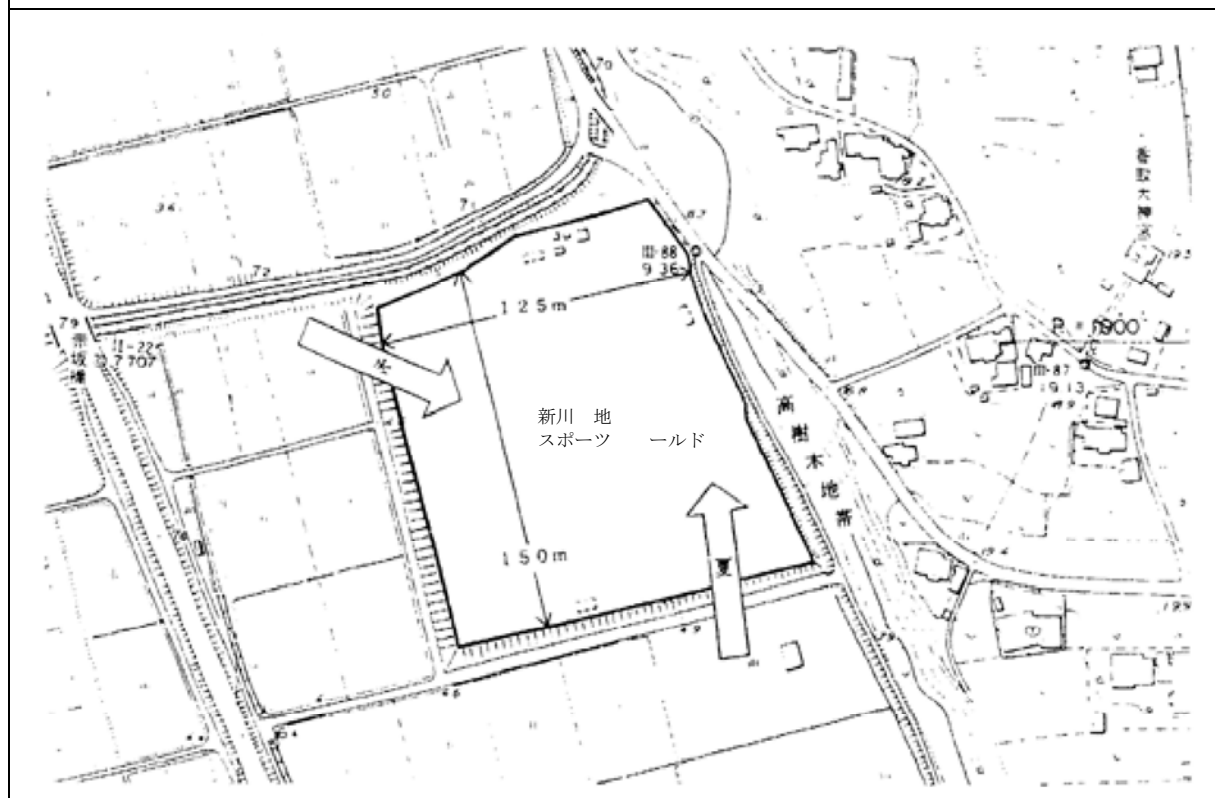
この計画は、昭和 62 年 5 月 27 日から施行する。

別図

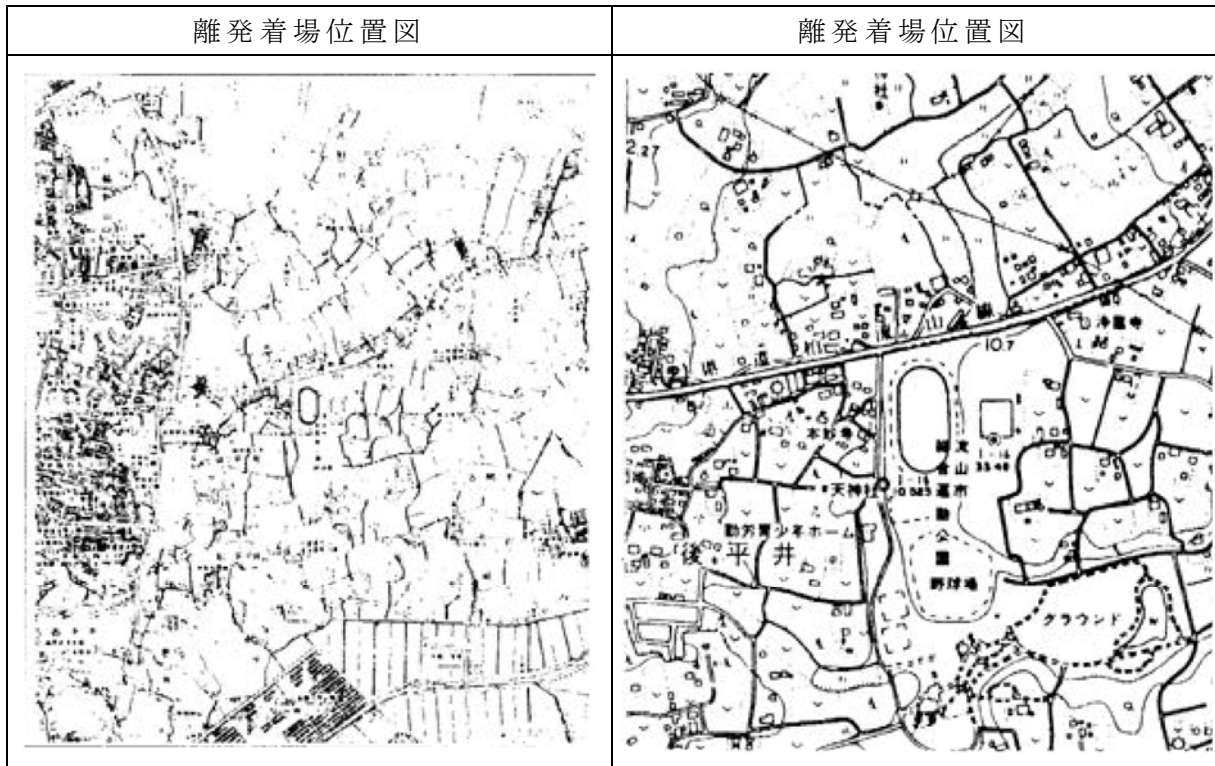
新川 地スポーツ ールド



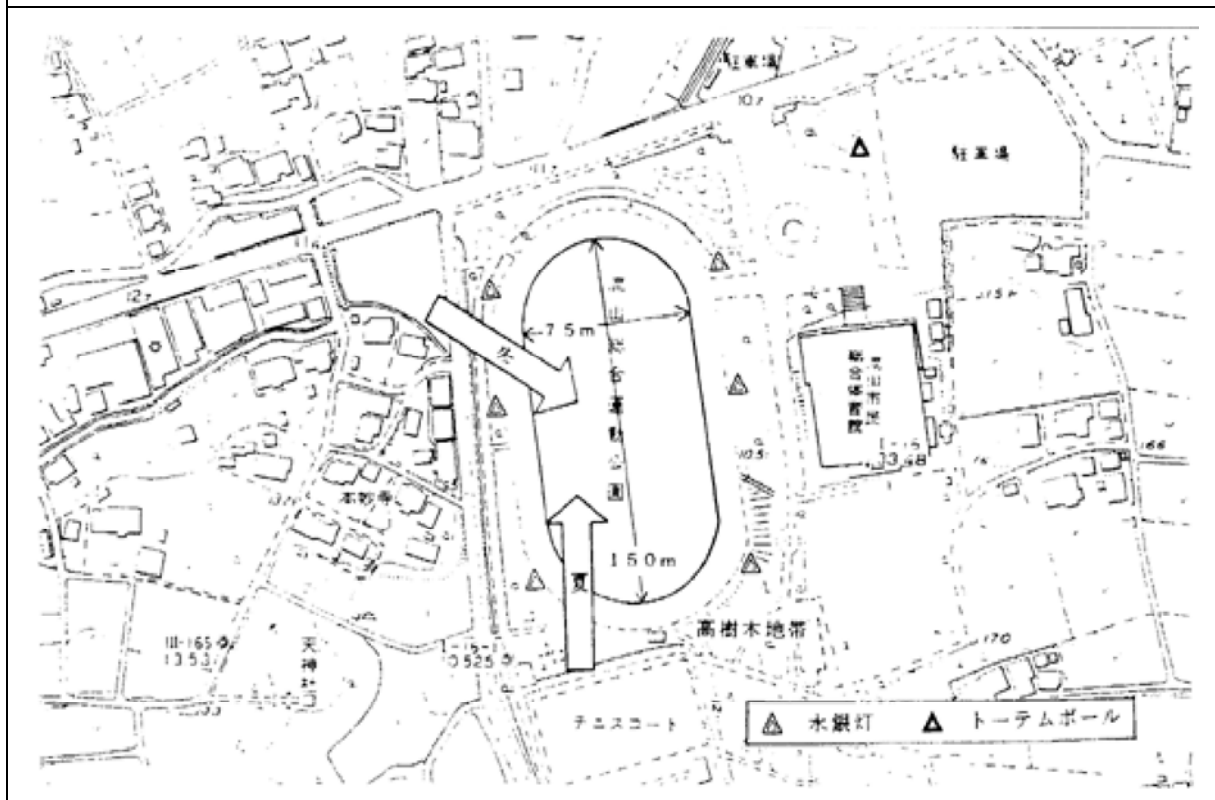
離発着場見取図 (印は 風方向)



流山市総合運動公園



離発着場見取図（印は風方向）



資料 21 航空特別応援に係る流山市の事前計画

1 目的

この計画は、流山市の区域内に大規模災害、産業災害その他の災害が発生した場合、千葉県下の市町村による回転 航空機（以下「ヘリコプター」という。）を使用した消防に関する応援を要請しようとする場合に、千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱に定めるものの他、当該応援が円滑かつ迅速に行われるための、本市の要請手続きその他必要な事項について定める。

2 要請手続

- (1) 市長又は消防長は、航空特別応援が必要となり要請先市町村を決定した時は、要請事項等を明らかにして、応援側市町村等の長又は消防長に要請を行う。
- (2) 応援側消防本部の連絡先は、別表のとおりとする。
- (3) 市長又は消防長は、前項の要請を行う場合は、航空特別応援要請連絡表（様式 18）によるものとし、電話、 ックス等により明確に連絡するとともに、後日正式文書を送付するものとする。

3 ヘリコプター離発着場

航空特別応援を受けた場合のヘリコプター離発着場は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援に係る流山市の事前計画（資料 20）の 4 を準用する。

なお、飛行場外離発着場調査表は、様式 18 のとおりである。

4 通信

ヘリコプターと消防本部等との通信連絡方法は、県内共通波を使用する。

5 職員の派遣

大規模特殊災害時における広域航空消防応援に係る流山市の事前計画（資料 20）の 7 を準用する。

ただし、ヘリポートの表示は、直 4 以上の円に の表示をし、 は明 な一 とする。

6 資機材

大規模特殊災害時における広域航空消防応援に係る流山市の事前計画（資料 20）の 8 を準用する。

《様式 17 航空特別応援要請連絡表》

《資料 18 離発着場調査表》

別表

応援側消防本部の連絡先

消防本部名	所在地	電話番号等	連絡先
千葉市消防局	千葉市中央区長 1-2-1	電話：043-223-1831 X：043-202-1676	消防局 警防部 指令課

別図

新川 地スポーツ ールド

大規模特殊災害時における広域航空消防応援に係る流山市の事前計画(資料20)の別図を参照。

流山市総合運動公園陸上 技場

大規模特殊災害時における広域航空消防応援に係る流山市の事前計画(資料20)の別図を参照。

VI 自主防災関係

資料 22 流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付要綱

平成 4 年 4 月 1 日

告示第 85 号

改正 平成 15 年 3 月 28 日告示第 49 号 平成 19 年 1 月 5 日告示第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域の防災活動の 進を図るため、自主防災組織が防災活動を行うために必要な消火器の維持管理に要する経費の一部に対し、流山市補助金等交付規則（昭和 42 年流山市規則第 14 号。以下「規則」という。）に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 地域住民の日常生活の安全の確保を図るため、地域の防災活動を行うことを目的として、自治会を単位として組織された団体であり、かつ、規約等の定めのあるものをいう。
- (2) 防災活動 地震、火災、風水害等の災害から地域住民の生命及び財産を守るために行われる被害の防止及び避難等の活動並びにそれらの訓練をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、防災活動のために、消火器を維持管理する自主防災組織とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助の対象経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自主防災組織が所有する消火器を防災活動のために使用したときに行う薬剤の め替えに要する経費
- (2) 自主防災組織が所有する消火器（当該消火器の本数に 3 分の 1 を乗じて得た数を限度とし、算出した数に 数が生じたときは、当該 数を切り上げるものとする。）の 5 年ごと又は 5 年を経過した 時期ごとに行う薬剤の め替えに要する経費

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、消火器 1 本につき、前条に規定する補助対象経費の 3 分の 1 に相当する額とし、その限度額は 1,600 円とする。

2 前項に規定する補助金の額に 100 円未満の 数があるときは、その 数の全額を切り てるものとする。

(申請)

第 6 条 規則第 3 条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、流山市自主防災組織

消火器維持管理費補助金交付申請書（別記第 1 号様式）に、消火器の め替えに要する経費に係る見積書を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付条件）

第 7 条 規則第 5 条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象経費の配分を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助金の交付申請に係る消火器が 失又は破損した場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

（決定の通知）

第 8 条 規則第 6 条の規定による通知は、流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付決定（申請却下）通知書（別記第 2 号様式）により行うものとする。

（変更承認等の申請）

第 9 条 第 7 条の規定による承認又は指示を受けようとする者は、流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付変更承認等申請書（別記第 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績の報告）

第 10 条 規則第 12 条の規定による報告は、流山市自主防災組織消火器維持管理費実績報告書（別記第 4 号様式）に、消火器の め替えに要した経費の領収書を添えて行わなければならない。

（確定の通知）

第 11 条 規則第 14 条の規定による通知は、流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付確定通知書（別記第 5 号様式）により行うものとする。

（交付の請求）

第 12 条 規則第 15 条の規定による提出は、流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付請求書（別記第 6 号様式）により行わなければならない。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 28 日告示第 49 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の流山市自主防災組織消火器等維持管理費補助金交付要綱の規定は、平成 15 年 月 1 日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 1 月 5 日告示第 1 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付要綱の規定は、平成 19 年 4 月 1 日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

《様式 19 流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付申請書》

《様式 20 流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付決定（申請却下）通知書》

《様式 21 流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付変更承認等申請書》

《様式 22 流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金実績報告書》

《様式 23 流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付確定通知書》

《様式 24 流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付請求書》

資料 23 流山市自主防災組織設立時における資器材の譲与に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の防災活動の進を図るため当該地域の住民が自主防災組織を設立するときに、自主防災組織が防災活動を行うための資器材を譲与するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自主防災組織 地域住民の日常生活の確保を図るため、地域の防災活動を行うことを目的として、自治会を単位として組織された団体であり、かつ、規約等の定めのあるものをいう。

(2) 防災活動 地震、火災、風水害等の災害から地域住民の生命及び財産を守るために行われる被害の防止及び避難等の活動並びにそれらの訓練をいう。

(資器材譲与対象者)

第3条 資器材の譲与対象者は、防災活動のために新たに設立される自主防災組織とする。

(譲与資器材)

第4条 資器材の譲与する基準は、別表に掲げるとおりとする。

(事前協議)

第5条 資器材の譲与を申請しようとする者は、自主防災組織を設立する6月前までに市長と協議しなければならない。

2 前項の事前協議は、次条に定める要件について、次条で定める様式を準用して行うものとする。

(申請)

第6条 資器材の譲与を申請しようとする者は、流山市自主防災資器材譲与申請書(別記第1号様式)に、当該自主防災組織の規約、役員名簿、防災計画書、区域図、及び防災資器材の備蓄予定場所位置図を添えて、市長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第7条 前条の申請に対する決定通知は、流山市自主防災資器材譲与決定(却下)通知書(別記第2号様式)により行うものとする。

(資器材の譲与条件)

第8条 市長は、資器材を譲与するに当たり必要があると認めるときは、次の各号に掲げる条件を付することができる。

(1) 譲与された資器材の定期点検及び維持管理は、申請した自主防災組織の負担により、責任をもって行うこと。

(2) 自主防災組織の区域が変更となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(3) 自主防災組織区域内の世帯数が1世帯以上変更になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(4) 自主防災組織を組織できなくなった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受け

ること。

(5)その他市長が必要と認める事項

(資器材の譲与)

第9条 市長は、第7条に規定する資器材の譲与を決定したときは、予算の範囲内において資器材を購入し、当該自主防災組織に譲与するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別 表

譲与資機材

品 目	譲 与 基 準
消 火 器	15 世帯につき 1 本
消火器格納	消火器 1 本につき 1
メ ガ ン	10 世帯につき 1
担	1 自主防災組織につき 1 基
三 セット	1 自主防災組織につき 1 セット
避難誘導	10 世帯につき 1
救助用ロープ	1 自主防災組織につき 50 メートルのもの 1 本

《様式 25 流山市自主防災資器材譲与申請書》

《様式 26 流山市自主防災資器材譲与決定(申請却下)通知書》

資料 24 流山市自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の自主防災組織の防災活動に使用する資機材（飲食物を含む。以下同じ。）の整備を支援するために当該整備に要する経費の一部に対し、流山市補助金等交付規則（昭和2年流山市規則第1号。以下「規則」という。）に基づき、予算の範囲内で補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 地域住民の日常生活の安全確保を図るため、地域の防災活動を行うことを目的として、自治会を単位として組織された団体であり、かつ、規約等の定めのあるものをいう。
- (2) 防災活動 地震、火災、風水害等の災害から地域住民の生命及び財産を守るために行われる被害の防止及び避難等の活動並びにそれらの訓練をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、防災活動に使用する資機材の整備を実施する自主防災組織とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、自主防災組織の防災活動に必要な資機材の購入に要する経費（流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付要綱（平成 年流山市告示第 号）に規定する補助対象経費を除く。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1年度当たり1自主防災組織につき前条に規定する経費の額に3分の1を乗じた額（当該額に1, 円未満の数が生じたときは、当該数を切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる自主防災組織を構成する前年度の1月1日（同日後から1年を経過するまでに自主防災組織が組織された場合は、当該組織がされた日）における世帯の数の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 1 世帯以下 1 , 円
- (2) 1 1世帯以上3 世帯以下 7 , 円
- (3) 3 世帯を超える 1 , 円

(手続)

第6条 補助金の申請その他の規則で定める手続及び当該手続に使用する様式は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付の取消し等)

第7条 市長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたときは、その全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(資機材の適正な管理)

第 条 規則及びこの要綱に基づき資機材を整備した補助事業者は、整備した資機材を善良な管理者の注意をもって適正に管理しなければならない。

(その他)

第 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

《様式27 流山市自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付申請書》

別表（第6条関係）

手続の区分	使用する様式の名称	添付書類	様式 号
申請 (規則第3条)	流山市自主防災組織防災資 機材整備事業補助金交付申 請書	・防災資機材整備事 業(変更)計画書(別 記第2号様式) ・見積書の しその 他の防災活動に必 要な資機材の内容 が確認できる書類	別記第1号様式
決定通知 (規則第6条)	流山市自主防災組織防災資 機材整備事業補助金交付決 定(申請却下) 通知書		別記第3号様式
変更(中止)承認申請 (規則第 条)	流山市自主防災組織防災資 機材整備事業変更(中止)承 認申請書	・防災資機材整備事 業(変更)計画書(変 更承認申請の場合 に限る。) ・見積書の しその 他の変更の内容が 確認できる書類(変 更承認申請の場合 に限る。)	別記第 号様式
変更(中止)承認決定 通知 (規則第 条)	流山市自主防災組織防災資 機材整備事業変更(中止)承 認決定(申請却下) 通知書		別記第 号様式
実績報告 (規則第12条)	流山市自主防災組織防災資 機材整備事業実績報告書	・防災資機材整備事 業実績書(別記第7 号様式)	別記第6号 様式
確定通知 (規則第1 条)	流山市自主防災組織防災資 機材整備事業補助金交付確 定通知書		別記第 号様式
請求 (規則第1 号)	流山市自主防災組織防災資 機材整備事業補助金交付請 求書		別記第 号様式

資料 25 自主防災組織一覧表

平成 23 年度現在

号	自治会防災会名称	組織数
1	流山 1 目自治会防災会	1
2	流山 2 目防災会	1
3	流山 3 目自主防災会	1
4	流山 目自主防災会	1
5	流山 目自主防災会	1
6	流山 6 目自治会自主防災会	1
7	流山 7 目自主防災会	1
8	流山 目防災会	1
9	流山 目自治会防災会	1
10	東 自治会防災会	1
11	加岸自主防災会	1
12	加台自治会防災会	1
13	三 野山防災会	1
14	江戸川台東防災会	4
15	江戸川台 防災会	4
16	・ 江戸川台自治会自主防災会	1
17	松 千 井自治会防災会	1
18	松風自治会自主防災会	1
19	松 北自主防災会	1
20	松 緑自治会自主防災会	1
21	松 自治会自主防災会	4
22	松 郵政自治会自主防災会	1
23	松 旭自治会防災会	2
24	松 自主防災会	1
25	柏本 団地自主防災会	1
26	団地自治会防災会	3
27	流山東町会自主防災会	1
28	流山自主防災会	3
29	原自治会防災委員会	2
30	ときわまつ自治会防災会	1
31	初石 6 目自治会防災会	1
32	東初石 3 目自治会防災会	1
33	東初石 目自治会自主防災会	1
34	やよい団地自治会防災部	1

号	自治会防災会名称	組織数
35	東初石 ・ 6 目防災部	1
36	初石 目第1自治会防災部	1
37	四 野自治会自主防災会	1
38	名都野自治会自主防災会	1
39	野 下第二自治会自主防災会	1
40	長 自治会自主防災部	1
41	東深井第一北自主防災会	1
42	東深井第一 組織	1
43	東深井第2自治会自主防災会	1
44	東深井第3自治会自主防災会	1
45	コモンシテ 防災会	1
46	オークタ ン江戸川台自治会自主防災部	1
47	木 団地自治会自主防災部	1
48	初石 目第2自治会防災部	1
49	平和台二・三 目自治会	1
50	流山ハイツ自主防災組織	1
51	東深井みどり台自治会自主防災部	1
52	コープ野村 流山 街自衛消防隊	1
53	平和台自治会自主防災部	3
54	平井自治会自主防災会	1
55	園自治会自主防災組織	1
56	みどり台自治会自主防災組織	1
57	台自主防災会	1
58	ネオハイツ江戸川台自衛消防隊	1
59	東初石1 目自治会防災部	1
60	東初石県営住宅自治会自主防災部	1
61	前 自治会防災部	1
62	前 部自治会自主防災部	1
63	田島自治会自主防災部	1
64	田第一自治会自主防災部	1
65	木自治会自主防災	1
66	清辺北岸自治会	1
67	江戸川台小田急ハイツ防火対策協議会	1
68	北自治会自主防災組織	1
69	向小金自主防災部	1
70	東自治会自主防災部	1

号	自治会防災会名称	組織数
71	真和自治会防災部	3
72	葉台自治会防災部	1
73	雪印ひらかた自主防災	1
74	初石パーク ー 自衛防災部	1
75	平河内自治会保安 生部	1
76	東初石2 目自治会	1
77	第一住宅初石団地自治会	1
78	不二団地防災会	1
79	柏パークハ ス自治会自主防災会	1
80	コンドミニア 初石自治会防災部	1
81	流山1 目自治会	1
82	見台自治会	1
83	木台第二自治会自主防災会	1
84	小田急江戸川台団地自治会自主防災会	1
85	プレステージ 見台自主防災会	1
86	コープ野村 流山 街自治会自主防災会	1
87	自治会自主防災会	4
88	トーマン第3江戸川台自治会自主防災会	1
89	東急団地自治会自主防災会	1
90	田自治会自主防災会	5
91	東急 21 自主防災会	4
92	前 みどり自治会自主防災会	1
93	初石 目自治会自主防災会	1
94	たか自治会自主防災会	2
95	初石1・2 目自治会	2
96	初石3 目防災会	1
97	若葉台自治会	3
98	こうのす台自主防災組織	3
99	さつき自治会自主防災組織	1
100	ッドランド ル 自治会自主防災会	1
101	向小金第二自治会自主防災部	1
102	柏 ル 自治会自主防災会	1
103	江戸川台 自治会自主防災会	1
104	初石 前 自主防災会	1
105	木自治会自主防災会	4
106	大 団地自治会自主防災会	1

号	自治会防災会名称	組織数
107	東 自治会自主防災会	1
108	名都借わかば自治会自主防災会	1
109	三本松自治会自主防災会	1
110	グリーンコーポ平和台自治会自主防災会	1
111	ルアジーランド流山自治会自主防災会	1
112	運河団地自主防災会	1
113	東深井プライマリー	1
114	木台第一自治会自主防災会	1
115	レクセルガーデン初石自治会自主防災会	1
116	自治会自主防災会	1
117	和江戸川台自主防災組織	1
118	四 の 自治会自主防災会	1
合 計		156

資料 26 気象庁震度階級(気象庁震度階級関連解説表)

計測震度	震度階級	人の体・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物(住宅)	鉄コンクリート造建物	地盤の状況	斜面等の状況	ライライン等
0.5 未満		人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—	—	—	—	—	
1.5 未満	1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—	—	—	—	—	
2.5 未満	2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。ついている人の中には、目を覚ます人もいる	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—	—	—	—	—	
3.5 未満	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。ついている人の大半が、目を覚ます。	にある食器類を立てることがある。	電線が揺れる。	—	—	—	—	
4.5 未満		ほとんどの人が歩く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。ついている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れにある食器類は立てる。座りのい置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。	—	—	—	—	鉄道の停止、高速道路の規制等：安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。
5 未満	弱	大半の人が、恐れを覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れにある食器類、書の本が落ちることがある。座りのい置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれにガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある	耐震性が低い住宅では、壁などに軽なひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	亀裂 ¹ や 状化 ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。	ガス供給の停止：安全装置のあるガスメーターでは 断 置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある。 断水、停電の発生：断水、停電が発生することがある。 エレベーターの停止：地震管制 置付きのエレベーターは、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

計測震度	震度階級	人の体・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物(住宅)	鉄コンクリート造建物	地盤の状況	斜面等の状況	ライライン等
5.5未満	強	大半の人が、物につかまらなと歩くと難しいなど、行動に支障を及ぼす。	にある食器類や書の本で、落ちるものが多い。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	耐震性が低い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性が低い住宅では、壁、(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	亀裂 ¹ や状化 ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。	
6未満	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルやガラスが破損、落下することがある。	耐震性が低い住宅では、さらに壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。耐震性が高い住宅でも、壁などに軽なひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性が低い住宅では、壁、(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。耐震性が高い住宅でも、壁、(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。	電話等通信の障害：地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言などの提供が行われる。
6.5未満	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多い。	壁のタイルやガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性が低い住宅では、壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るもの、傾くものや、倒れるものが多い。耐震性が高い住宅でも、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性が低い住宅では、住宅部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。耐震性が高い住宅では、壁、(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ³ 。	震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。
6.5以上	7	立っていることができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルやガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性が低い住宅では、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。耐震性が高い住宅でも、壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	耐震性が低い住宅では、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。耐震性が高い住宅では、壁、(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変し、まれに傾くものがある。			

Ⅶ 広報・通信

資料 27 流山市防災行政無線固定系親局・固定系子局の設置場所一覧

無線系の種別	出名称	設置場所
固定系親局	ぼうさいながれやま	流山市役所内 流山市消防本部内

無線系の種別	号	局名	備考
固定系子局	1	平方1号公園	
	2	神社	
	3	東深井5号公園	
	4	江戸川台7号公園	
	5	江戸川台12号公園	
	6	北3号公園	
	7	江戸川台16号公園	
	8	若葉台1号公園	
	9	田2号公園	
	10	田2号公園	
	11	十1号公園	
	12	野下1号公園	
	13	松公園	
	14	東部中学校	屋上
	15	不二公園	
	16	向小金3号公園	
	17	木中学校	屋上
	18	和2号公園	
	19	城山公園	
	20	流山6号公園	
	21	流山中央公園	
	22	園1号公園	
	23	1号公園	
	24	流山市役所	屋上
	25	東深井11号公園	
	26	東深井福祉会	
	27	東深井小学校	屋上

無線系の種別	号	局 名	備 考
固定系子局	28	名都借 2 号公園	
	29	江戸川台 1 号公園	
	30	平方 3 号公園	
	31	平方村新田自治会	
	32	常盤松中学校	屋上
	33	初石 6 号公園	
	34	木 3 号公園	
	35	野 下 6 号公園	
	36	松 2 号公園	
	37	向小金 4 号公園	
	38	向小金福祉会	
	39	平和台 4 号公園	
	40	園 2 号公園	
	41	流山小学校	屋上
	42	旧流山幼稚園	
	43	流山 9 号公園	
	44	流山 2 号公園	
	45	深井 10 分団	
	46	こうのす台 3 号公園	
	47	江戸川台 9 号公園	
	48	北部公民	屋上
	49	江戸川台 7 号緑地	
	50	木台福祉会	
	51	初石 1 号公園	
	52	初石 10 号公園	
	53	福祉会	
	54	木 4 号公園	
	55	初石 5 目	
	56	旧長 保育所	
	57	東小学校	屋上
	58	総合運動公園	
	59	中自治会	
	60	部中学校	屋上
	61	中央公民	屋上
	62	平和台 6 号公園	

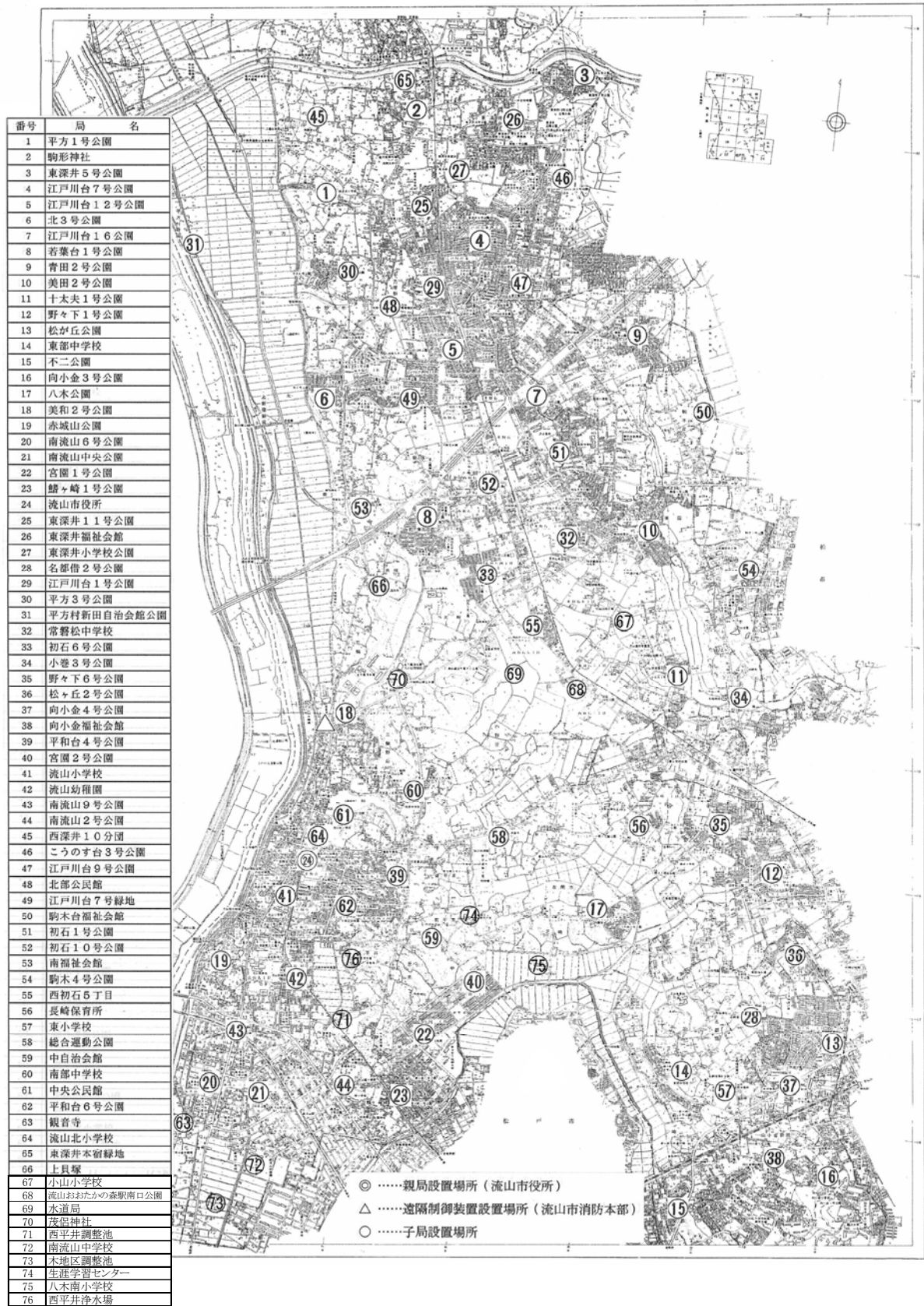
無線系の種別	号	局名	備考
固定系子局	63	観	
	64	流山北小学校	
	65	東深井本宿緑地	
	66	上	
	67	小山小学校	
	68	流山おおたかの森 口公園	
	69	水道局	
	70	神社	
	71	平井調整池	
	72	流山中学校	
	73	木地区調整池	
	74	生涯学習センター	
	75	木 小学校	
	76	平井 水場	

注

- 1) 固定系子局は、すべて同報系子局用固定局である。
- 2) 備考 の「屋上」とは、設置場所が建物の屋上にあるものをいう。

出典：流山市防災行政無線系管理運用規程（平成19年3月30日改正、訓令9号）

資料 28 防災行政無線固定系施設の配置図



資料 29 流山市防災行政無線基地局・陸上移動局の設置場所一覧

無線系の種別		出名称	設置場所
基地局		ぼうさいながれやま	流山市役所内 安心安全課 道路管理課 河川課
陸 上 移 動 局	車載型	ぼうさいながれやま 1	安心安全課
		ぼうさいながれやま 2	河川課
		ぼうさいながれやま 3	道路管理課
		ぼうさいながれやま 4	道路管理課
		ぼうさいながれやま 5	環境政策課
		ぼうさいながれやま 6	道路管理課
		ぼうさいながれやま 7	河川課
		ぼうさいながれやま 8	秘書広報課
		ぼうさいながれやま 9	道路管理課
		ぼうさいながれやま 10	道路管理課
		ぼうさいながれやま 11	道路管理課
	可搬型	ぼうさいながれやま 101	安心安全課
		ぼうさいながれやま 102	安心安全課
		ぼうさいながれやま 103	安心安全課
		ぼうさいながれやま 104	安心安全課
ぼうさいながれやま 105		安心安全課	
ぼうさいながれやま 106		安心安全課	
ぼうさいながれやま 107		安心安全課	
ぼうさいながれやま 108		安心安全課	
ぼうさいながれやま 109		安心安全課	
ぼうさいながれやま 110		安心安全課	
ぼうさいながれやま 111		安心安全課	
ぼうさいながれやま 112		安心安全課	
ぼうさいながれやま 113		安心安全課	
ぼうさいながれやま 114		安心安全課	
ぼうさいながれやま 115	安心安全課		
携帯型	ぼうさいながれやま 201	安心安全課	
	ぼうさいながれやま 202	安心安全課	
	ぼうさいながれやま 203	安心安全課	

資料 30 流山市防災行政無線系管理運用規程

昭和 61 年 4 月 1 日

訓令第 6 号

改正	昭和 61 年 12 月 12 日訓令第 9 号	昭和 63 年 4 月 1 日訓令第 2 号
	平成元年 4 月 1 日訓令第 3 号	平成 2 年 3 月 30 日訓令第 3 号
	平成 3 年 1 月 23 日訓令第 1 号	平成 4 年 4 月 1 日訓令第 2 号
	平成 5 年 4 月 1 日訓令第 1 号	平成 9 年 4 月 1 日訓令第 4 号
	平成 12 年 3 月 31 日訓令第 1 号	平成 19 年 3 月 30 日訓令第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、流山市防災行政無線系の管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線設備 電波を利用して、を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- (2) 無線局 無線設備及び無線設備の 作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを除く。
- (3) 基地局 陸上移動局との通信を行うため、市の施設内に設置する移動しない無線局をいう。
- (4) 陸上移動局 陸上を移動中又は特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
- (5) 固定系親局 特定の 2 以上の固定系子局に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (6) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる同報系子局用固定局及び受信設備をいう。
- (7) 無線系 基地局、陸上移動局、固定系親局及び固定系子局の総称をいう。
- (8) 無線従事者 無線設備の 作を行う者であって、郵政大臣の免許を受けた者をいう。

(無線系の設置場所等)

第 3 条 無線系の設置場所等は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(職員の配置)

第 4 条 無線系に総括管理者及び管理責任者を置く。

2 基地局、陸上移動局、固定系親局及び固定系子局に通信責任者及び通信担当者を置く。

(総括管理者)

第 5 条 総括管理者は、無線系の管理及び業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

2 総括管理者は、防災主管部長の職にある者をもって充てる。

(管理責任者)

第 6 条 管理責任者は、無線系の管理及び業務を行うとともに、通信責任者を指揮監督する。

2 管理責任者は、総括管理者を補佐し、総括管理者に事故あるとき、又は総括管理者が欠けたときは、その職務を代理する。

3 管理責任者は、防災主管課長の職にある者をもって充てる。

(通信責任者)

第7条 通信責任者は、管理責任者の命を受け、通信担当者を指揮監督し、それぞれが維持管理する基地局、陸上移動局、固定系親局及び固定系子局の管理及び業務を円滑に遂行しなければならない。

2 通信責任者は、総括管理者が指名した者とする。

(通信担当者)

第8条 通信担当者は、通信責任者の命を受け、法令に従い、通信 作、技術 作その他必要な維持管理を適切に行わなければならない。

2 通信担当者は、無線従事者をもって充てる。ただし、充てるべき無線従事者がいないときは、総括管理者が指名した者をもって充てることができる。

(通信の確保)

第9条 総括管理者は、災害その他の緊急の事態が発生し、又は発生するおそれのあるときは、直ちに通信を確保するため、通信の 制その他の必要な措置を講じなければならない。

(無線設備の借受)

第10条 陸上移動局の無線設備を借り受けようとする者は、防災行政無線貸出簿（別記第1号様式）に課名、使用者その他の必要な事項を記入の上、当該無線設備を管理している通信責任者の承認を受けなければならない。

(通信担当者の特例)

第11条 前条の規定による承認を受けた無線設備の使用者が、第8条第2項に規定する通信担当者でないときは、この者を通信担当者とみなす。

(無線設備の保守点検)

第12条 管理責任者及び通信責任者は、それぞれが管理する無線設備の正常な機能を維持するため、無線設備保守点検基準（別表第2）に定めるところにより、無線設備の保守点検を行わなければならない。

(無線設備の点検報告等)

第13条 通信責任者は、通信担当者に無線設備を毎日点検させ、無線設備点検記録簿（別記第2号様式）に必要な事項を記入させなければならない。

2 通信責任者は、毎月5日までに前月の無線設備の点検の状況を前項の無線設備点検記録簿により、管理責任者に報告しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、通信責任者は、無線設備の異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告し、その指示を受けなければならない。

4 管理責任者は、毎年1月末日までに前年の無線設備の点検記録の状況を取りまとめ、かつ、無線設備点検記録年間状況報告書（別記第3号様式）により、総括管理者に報告しなければならない。

(基地局及び固定系親局の運用状況の報告等)

第 14 条 基地局及び固定系親局を管理する通信責任者は、通信担当者に毎日の基地局及び固定系親局の運用状況を無線業務日誌（別記第 4 号様式）に記入させなければならない。

2 基地局及び固定系親局を管理する通信責任者は、毎月 5 日までに前月の基地局及び固定系親局の運用状況を前項の無線業務日誌により、管理責任者に報告しなければならない。

3 管理責任者は、毎年 1 月末日までに前年の基地局及び固定系親局の運用状況を取りまとめ、かつ、基地局及び固定系親局運用状況報告書（別記第 5 号様式）により、総括管理者に報告しなければならない。

（通信訓練）

第 15 条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能を確認し、及び通信運用の習 を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

(1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年 1 回以上

(2) 定期通信訓練 毎年 4 半期ごと

（無線従事者の養成）

第 16 条 総括管理者は、無線系の運用体制に支障を たさないよう常に無線従事者の養成に努めるものとする。

（研修）

第 17 条 総括管理者は、毎年 1 回以上、通信担当者に対して電波法（昭和 25 年法律第 131 号）その他の関係法令等について研修を行うものとする。

（書類等の備付け）

第 18 条 基地局及び固定系親局には、正確な時計を見やすい場所に備え付けておかなければならない。

2 基地局、陸上移動局、固定系親局及び固定系子局には、別表第 3 左 の区分に従い、同表中に掲げる業務書類を備え付けておかなければならない。

3 前項の業務書類の処理方法は、別表第 3 のとおりとする。

（委任）

第 19 条 この規程に定めるもののほか、無線系の管理及び運用について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（昭和 61 年 12 月 12 日訓令第 9 号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（昭和 63 年 4 月 1 日訓令第 2 号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成元年 4 月 1 日訓令第 3 号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成 2 年 3 月 30 日訓令第 3 号）

この訓令は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 1 月 23 日訓令第 1 号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成4年4月1日訓令第2号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成5年4月1日訓令第1号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成9年4月1日訓令第4号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日訓令第1号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第9号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1（第3条）

（その1） 資料30、資料28に示す。

別表第2（第12条）

（その1）

無線設備保守点検基準（基地局・陸上移動局）

実施者	無線局の種別 点検項目	基地局	陸上移動局		
			車載型	可搬型	携帯型
管理 責任者	送信出力	○	○	○	○
	周波数	○	○	○	○
	最大周波数 移	○	○	○	○
	スプリアス	○	○	○	○
	20 度	○	○	○	○
	ス ルチ 度及び動作	○	○	○	○
	各機能動作試験	○	○	○	○
	機器清掃	○	○	○	○
	空中線取付状況	○	○	○	○
	同 ープル取付状況	○			
	電源 置	○	○	○	○
制御器の動作	○				
通話試験	○	○	○	○	
通信 責任者	各機能動作試験	○	○	○	○
	送受信動作の確認	○	○	○	○
	空中線取付状況	○	○	○	○
	無線設備本体の状況の確認	○	○	○	○
	機器清掃	○	○	○	○
バッテリーの充電状態			○	○	

備考

○印の項目について点検すること。

(その2)

無線設備保守点検基準（固定系親局・固定系子局）

施者	無線局の種別 点検項目	固定系親局	固定系子局	
			同報系子局用固定局	受信設備
管理 責任者	送信出力	○	○	
	周波数	○	○	
	最大周波数 移	○	○	
	受信入力		○	○
		○		
	スプリアス	○	○	
	20 度	○	○	○
	ス ルチ 度及び動作	○	○	○
	電源電圧		○	○
	各機能動作試験	○	○	○
	機器清掃	○	○	○
	空中線取付状況	○	○	○
	スピーカ取付状況	○	○	○
	同 ープル取付状況	○		
制御 置の動作	○			
信号対雑	○		○	
通信 責任者	各機能動作確認	○	○	○
	空中線取付状況	○	○	○
	スピーカ取付状況	○	○	○
	機器清掃	○	○	○
	地図表示盤の確認	○		
	タイマー時計の確認	○		

備考

○印の項目について点検すること。

別表第3（第18条第3項）

区分	業務書類	処理方法	
基地局及び固定系親局	無線局免許状	防災主管課の事務室で見やすい場所に掲げておくものとする。	
	電波法及びこれに基づく命令の流山市防災行政無線系管理運用	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	無線業務日誌	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。 (1) 無線設備に備え付けるものとする。 (2) 1年（1月から12月まで）の簿として整理するものとする。 (3) 通信担当者は、毎年1月に前年分を管理責任者に引き継ぐものとする。 (4) 管理責任者は、2年間保存するものとする。	
	無線設備点検記録簿	(1) 無線設備に備え付けるものとする。 (2) 1年（1月から12月まで）の簿として整理するものとする。 (3) 通信担当者は、毎年1月に前年分を管理責任者に引き継ぐものとする。	
	無線局の免許の申請書の交付書	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	無線検査簿	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	無線局の変更の申請書の添付書	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	防災行政無線緊急放送書	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする（固定系親局に限る。）	
	防災行政無線放送依頼書	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする（固定系親局に限る。）	
陸上移動局	無線局免許状	車載型	防災主管課の事務室で見やすい場所に備え付けるものとする。
		可搬型	防災主管課の事務室で見やすい場所に備え付けるものとする。
		携帯型	防災主管課の事務室で見やすい場所に備え付けるものとする。
	無線局免許証票	車載型	自動車の運転者席の斜め前方のダッシュボード上であって、運転の支障とならず、かつ、自動車の外部から見やすい箇所に掲示するものとする。ただし、当該箇所に掲示することが困難である場合は、これに準ずる箇所に掲示することができる。
		可搬型	無線設備に備え付けるものとする。
	携帯型	無線設備に備え付けるものとする。	
	電波法及びこれに基づく命令の流山市防災行政無線系管理運用	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	無線設備点検記録簿	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。 (1) 無線設備に備え付けるものとする。 (2) 1年（1月から12月まで）の簿として整理するものとする。 (3) 通信担当者は、毎年1月に前年分を管理責任者に引き継ぐものとする。	
	無線局の免許の申請書類のし	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
無線検査簿	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。		
無線局の変更の申請書の添付書	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。		
防災行政無線貸出簿	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。		
固定系子局	無線局免許状	防災主管課の事務室で見やすい場所に掲げておくものとする（同報系子局用固定局に限る。）	
	電波法及びこれに基づく命令の流山市防災行政無線系管理運用	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	無線設備点検記録簿	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。 (1) 無線設備に備え付けるものとする。 (2) 1年（1月から12月まで）の簿として整理するものとする。 (3) 通信担当者は、毎年1月に前年分を管理責任者に引き継ぐものとする。	
	無線局の免許の申請書類のし	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする（同報系子局用固定局に限る。）	
	無線検査簿	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	無線局の変更の申請書の添付書類及び届出の添付書類のし	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする（同報系子局用固定局に限る。）	

《様式 28 防災行政無線貸出簿》

《様式 29 無線設備点検記録簿》

《様式 30 無線設備点検記録年間状況報告書》

《様式 31 無線業務日誌》

《様式 32 基地局及び固定系親局運用状況報告書》

資料 31 基地局及び陸上移動局の運用要領

(目的)

第 1 条 この要領は、流山市防災行政無線系管理運用規程(昭和 61 年訓令第 6 号。以下「訓令」という。)第 19 条の規定により、基地局及び陸上移動局の管理及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(通信の種類)

第 2 条 通信の種類は、非常通信及び普通通信とする。

- (1) 非常通信 災害発生時等に対処するための緊急通信
- (2) 普通通信 非常通信以外の通信

(通信事項)

第 3 条 通信事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地震、火災、台風等の非常事態に関するもの
- (2) その他市政の運用に関するもの

(通信の原則)

第 4 条 通信を行うときは、次のことを守らなければならない。

- (1) 必要のない無線通信を行ってはならない。
- (2) 無線通信に使用する用語は、号、語を使用せずできる限り でなければならない。
- (3) 無線通信を行うときは、自局の 出名称を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- (4) 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の りを知った時は、直ちに 正しなければならない。
- (5) 相手局を 出すときは、通信が行われていないことを確かめた上で送信するものとする。

(通信時間)

第 5 条 無線局は、常時運用するものとする。ただし、平常時においては、執務時間内運用を原則とする。

(通信の制限)

第 6 条 管理責任者は、災害の発生その他特に理由があるときは通信を制限することができる。

(目的外使用の禁止)

第 7 条 無線局は、目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。

(信等の防止)

第 8 条 無線局は、他の無線局にその運用を 害するような 信を与えないように運用しなければならない。

(通信方法)

第9条 通信の方法は、次のとおり行う。

(1) 出し 自局より相手局を 出す場合には による相手局の 出名称による。

(出事項)

相手局の 出名称 3回以内

こちらは

自局の 出名称 1回

(2) 応 自局に対する 出しを受信した局は、直ちに による応 をしなければなら
ない。

(応 事項)

相手局の 出名称 3回以内

こちらは

自局の 出名称 1回

(定期試験通信方法)

第10条 定期試験通信方法は、次のとおり行う。

(1) ただいま試験中 (3回)

(2) こちらは (1回)

(3) 自局の 出名称 (3回)

(4) 1分間聴守を行い、他の無線局から停止の要求がない場合に限り、次の事項を送信する。

(5) 「本日は 天なり」 (連続)

(6) 自局の 出名称 (1回)

(制時の通話)

第11条 使用方法は、平常時と同様であるが、本部 制 において、すべての通話モニター及び
必要に応じて、通話中の通信の切断、割り込み、通信の取扱いの順序の指定などを行う。

附 則

この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

資料 32 固定系親局及び固定系子局の運用要領

(目的)

第 1 条 この要領は、流山市防災行政無線系管理運用規程(昭和 61 年 4 月訓令第 6 号。以下「訓令」という。)第 19 条の規定により、固定系親局及び固定系子局の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(放送の範囲)

第 2 条 放送事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害及び大規模停電情報であって緊急を要するもの
- (2) 光化学スモッグに関する注意報及び警報
- (3) 市行政の周知連絡に関すること
- (4) 時報
- (5) 電波法(昭和 25 年法律第 131 号)に定める範囲内において、市長が特に必要と認めた事項

(放送の種類)

第 3 条 放送の種類及び放送事項は、次のとおりとする。

- (1) 緊急放送 前条第 1 号及び第 2 号に掲げる放送事項
- (2) 一般放送 前条第 3 号及び第 5 号に掲げる放送事項
- (3) チャイ 放送 前条第 4 号に掲げる放送事項

(緊急放送)

第 4 条 緊急放送は、次の場合に総括管理者の指示を受けて無線従事者が行うものとする。

- (1) 災害が発生したとき、又は災害の発生が予測されるとき。
- (2) 光化学スモッグ注意報又は光化学スモッグ警報が発令及び解除されたとき。
- 2 緊急放送は、力上 の指示を受け流山市地域防災計画(資料編)に定める例文に基づき、市民生活部安心安全課又は消防本部消防防災課において行う。
- 3 緊急放送を行ったときは、速やかに防災行政無線緊急放送書(別記第 1 号様式)により総括管理者に報告するものとする。

(一般放送)

第 5 条 一般放送は、必要に応じ原則として 前 10 時に行う。

2 一般放送は、次の場合には行わない。ただし、総括管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 日 日
- (2) 国民の 日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する 日
- (3) 1 月 2 日及び 3 日並びに 12 月 29 日から同月 31 日

3 各課長等は、所掌の事務により市民に周知する必要があるときは、原則として放送 日の 5

日前までに防災行政無線放送依頼書(別記第2号様式)により、総括管理者へ依頼しなければならない。

- 4 総括管理者は、前項の依頼を受けたときは、その内容を検討し放送の可否について決定するものとする。この場合において、放送しないことに決定したときは、その旨を依頼課長等に通知するものとする。
- 5 一般放送は、市民生活部安心安全課において行い、その放送内容を管理責任者に報告するものとする。
- 6 一般放送は、3分以内で行うよう努めなければならない。

(放送の方法)

第6条 緊急放送(作による放送を含む。)及び一般放送は、必要に応じて次に掲げる方法により行う。

- (1) 一 放送
- (2) グループ放送
- (3) 別放送
- (4) 緊急一 放送

(チャイ 放送)

第7条 チャイ 放送は、次に掲げる時間により行う。

- (1) 後4時 1月、10月、11月、12月
- (2) 後5時 2月、3月、4月、9月
- (3) 後6時 5月、6月、7月、8月

(作)

第8条 作の運用時間は、原則として正規の勤務時間以外とする。

2 作による放送は、緊急放送に関するもののみとする。

(作の特例)

第9条 作の運用においては、消防長が総括管理者の業務を代行するものとする。

附 則

この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

《様式33 防災行政無線緊急放送書》

《様式34 防災行政無線放送依頼書》

資料 33 流山市防災行政無線局(固定系)戸別受信機設置管理要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、流山市防災行政無線系管理運用規程(昭和 61 年流山市訓令第 6 号)第 19 条の規定により防災行政無線局(固定系)戸別受信機(以下「戸別受信機」という。)の管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与の範囲)

第 2 条 戸別受信機は、次に掲げる者に貸与し、その者の住宅に設置する。

- (1) 流山市消防団規則(昭和 53 年流山市規則第 6 号)第 3 条第 1 項に規定する団長、副団長、分団長及び第 4 条に規定する方面隊長
- (2) 自主防災組織の会長又は自治会長
- (3) 流山市災害対策本部要員として位置付けられた本部員のうち、市内在住の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(設置の承諾)

第 3 条 戸別受信機の設置を承諾した者(以下「承諾者」という。)は、防災行政無線局(固定系)戸別受信機設置承諾書(別記第 1 号様式)を市長に提出するものとする。

(経費の負担)

第 4 条 次に掲げる費用は、市が負担するものとする。

- (1) 戸別受信機の設置及び撤去に係る費用
- (2) 戸別受信機の保守点検に係る費用
- (3) 善良な管理下において生じた故障及び破損の修理に係る費用

(承諾者の責務)

第 5 条 承諾者は、戸別受信機を適正に管理するため、次の事項を守しなければならない。

- (1) 常時電源を入れておき、電圧等を最良の状態に調整しておくこと。
- (2) 戸別受信機に内蔵された非常用電源(電池)の点検及び交換をすること。
- (3) 戸別受信機の異常を発見したときは、市長にその旨を報告すること。
- (5) 戸別受信機は、電池の交換以外、絶対に内部の機器に手を触れないこと。

(譲渡等の禁止)

第 6 条 承諾者は、戸別受信機を譲渡し、又は転貸し、若しくは担保に供してはならない。

(解除及び撤収)

第 7 条 市長は、承諾者が次の各号に該当すると認めるときは、戸別受信機の貸与を解除し、当該戸別受信機を撤収するものとする。

- (1) 承諾者がこの要領に違反したとき。

- (2) 防災行政無線局の管理運用上、特に支障があると認めたとき。
- (3) 承諾者から戸別受信機を必要としない旨の申し出があったとき。
- (4) 承諾者が、第2条に規定する要件を欠くに至ったとき。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、戸別受信機の管理及び取扱いに必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

《様式 35 流山市防災行政無線局(固定系)戸別受信機設置承諾書》

資料 34 MCA無線設置場所

平成24年2月21日

整備場所	指定避難所	避難所外	住所	電話	アンテナ工事及びアンテナ形式	機器
病院		○	流山市東初石2-132-2	04-7154-5741	ハイゲインホイップアンテナ(HGS-900P)	携帯型
		○	流山市下花輪409	04-7159-1011	ハイゲインホイップアンテナ(HGS-900P)	携帯型
		○	流山市鶴ヶ崎1-1	04-7159-1611	ハイゲインホイップアンテナ(HGS-900P)	携帯型
		○	柏市豊四季113	04-7141-1117	ハイゲインホイップアンテナ(HGS-900P)	携帯型
指定避難所	小学校	○	流山市流山4-359	04-7158-1043	アンテナ工事(SL-9000C)	携帯型
		○	流山市芝崎92	04-7158-1142	アンテナ工事(SL-9000C)	携帯型
		○	流山市美田208	04-7152-4604	アンテナ工事(SL-9000C)	携帯型
		○	流山市中野久木339	04-7152-3004	アンテナ工事(SL-9000C)	携帯型
		○	流山市名都借856	04-7145-3369	アンテナ工事(SL-9000C)	携帯型
		○	流山市江戸川台東3-11	04-7152-0103	アンテナ工事(SL-9000C)	携帯型
		○	流山市東深井879-2	04-7153-3430	アンテナ工事(SL-9000C)	携帯型
		○	流山市鶴ヶ崎7-1	04-7158-5911	アンテナ工事(SL-9000C)	携帯型
		○	流山市向小金3-149-1	04-7174-1320	アンテナ工事(SL-9000C)	携帯型
		○	流山市西初石4-347	04-7154-5863	アンテナ工事(SL-9000C)	携帯型
		○	流山市十太夫97-1	04-7154-6937	アンテナ工事(SL-9000C)	携帯型
		○	流山市野々下2-10-1	04-7145-2111	アンテナ工事(SL-9000C)	携帯型
		○	流山市加1-795-1	04-7159-5674	アンテナ工事(SL-9000C)	携帯型
		○	流山市西深井67-1	04-7154-8655	アンテナ工事(SL-9000C)	携帯型
	○	流山市木487	04-7159-2521	アンテナ工事(SL-9000C)	携帯型	
	中学校	○	流山市加3-600-1	04-7158-0137	アンテナ工事(SL-9000C)	携帯型
		○	流山市東初石3-134	04-7152-0842	アンテナ工事(SL-9000C)	携帯型
		○	流山市中野久木577	04-7152-0036	アンテナ工事(SL-9000C)	携帯型
		○	流山市名都借865	04-7144-3514	アンテナ工事(SL-9000C)	携帯型
		○	流山市東深井47	04-7154-5864	アンテナ工事(SL-9000C)	携帯型
		○	流山市古間木210-2	04-7159-7461	アンテナ工事(SL-9000C)	携帯型
		○	流山市流山2539-1	04-7159-2551	アンテナ工事(SL-9000C)	携帯型
		○	流山市西初石4-455-1	04-7154-3091	アンテナ工事(SL-9000C)	携帯型
	公共施設	○	流山市西初石4-1433-1	04-7150-6095	アンテナ工事(SL-9000C)	携帯型
		○	流山市南流山3-3-1	04-7159-4320	アンテナ工事(SL-9000C)	携帯型
		○	流山市十太夫97-1	04-7154-5254	ハイゲインホイップアンテナ(HGS-900P)	携帯型
		○	流山市駒木台221-3	04-7154-4821	ハイゲインホイップアンテナ(HGS-900P)	携帯型
		○	流山市江戸川台東1-251	04-7154-3026	ハイゲインホイップアンテナ(HGS-900P)	携帯型
		○	流山市思井79-2	04-7159-5666	ハイゲインホイップアンテナ(HGS-900P)	携帯型
		○	流山市向小金2-192-2	04-7173-9320	ハイゲインホイップアンテナ(HGS-900P)	携帯型
		○	流山市流山8-1071	04-7158-4545	ハイゲインホイップアンテナ(HGS-900P)	携帯型
		○	流山市大畔25-17	04-7155-5701	ハイゲインホイップアンテナ(HGS-900P)	携帯型
		○	流山市東深井986-1	04-7152-2373	ハイゲインホイップアンテナ(HGS-900P)	携帯型
○		流山市中110	04-7150-7474	アンテナ工事(SL-9000C)	携帯型	
○		流山市名都借756-4	04-7144-2988	ハイゲインホイップアンテナ(HGS-900P)	携帯型	
○		流山市西初石4-381-2	04-7154-9101	ハイゲインホイップアンテナ(HGS-900P)	携帯型	
○		流山市美原1-158-2	04-7153-0567	ハイゲインホイップアンテナ(HGS-900P)	携帯型	
○		流山市南流山3-3-1	04-7159-4511	ハイゲインホイップアンテナ(HGS-900P)	携帯型	
○	流山市野々下1-29-4	04-7159-1212	ハイゲインホイップアンテナ(HGS-900P)	携帯型		

整備場所	指定避難所	避難所外 住所	電話	アンテナ工事及びアンテナ形式	機器
指定避難者ではないが、災害時に住民の避難先となりえる施設等	水道局	○ 流山市西初石5-57	04-7159-5315	アンテナ工事(SL-9000C)	携帯型
	江戸川台駅前出張所	○ 流山市江戸川台東1-4	04-7152-3132	ハイゲインホイップアンテナ(HGS-900P)	携帯型
	おおたかの森出張所	○ 流山市西初石6-185-2	04-7154-0333	ハイゲインホイップアンテナ(HGS-900P)	携帯型
	東部出張所	○ 流山市名都借313-1	04-7144-2175	ハイゲインホイップアンテナ(HGS-900P)	携帯型
	流山警察署	○ 流山市三輪野山744-4	04-7159-0110	ハイゲインホイップアンテナ(HGS-900P)	携帯型
	JR武蔵野線南流山駅	○ 流山市南流山1-25		ハイゲインホイップアンテナ(HGS-900P)	携帯型
	東武野田線流山おおたかの森駅	○ 流山市西初石6-181-3	04-7153-2277	ハイゲインホイップアンテナ(HGS-900P)	携帯型
	つくばエクスプレス流山おおたかの森駅	○ 流山市西初石6-182-3		ハイゲインホイップアンテナ(HGS-900P)	携帯型
	流鉄流山線流山駅	○ 流山市流山1-264	04-7158-0117	ハイゲインホイップアンテナ(HGS-900P)	携帯型
	東武バスイースト西柏営業事務所	○ 柏市高田1345	(04)7144-5011	ハイゲインホイップアンテナ(HGS-900P)	携帯型
	京成バス松戸営業所	○ 松戸市古ヶ崎101	047-362-1256	ハイゲインホイップアンテナ(HGS-900P)	携帯型
市役所		○ 流山市平和台1-1-1	04-7150-6312	アンテナ工事(SL-9000C)	指令局

アンテナ工事施設数	28箇所
ハイゲインアンテナ施設数	27箇所

VIII 協定書等

資料 35 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、千葉県内の地域に災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、千葉県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (9) ボランティアの受付及び活動調整
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 応援の種類
 - (3) 応援の具体的な内容及び必要量
 - (4) 応援をする期間
 - (5) 応援場所及び応援場所への経路
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により千葉県知事(以下「知事」という。)に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。
- 3 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、

応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

(自主応援)

第5条 被災市町村の長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

(応援の調整)

第6条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、千葉県総合防災情報システム等により応援に必要な情報の交換を行うほか、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成8年2月23日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、千葉県及び各市町村は、本協定書81通を作成し、それぞれ記名 印の上、各1通を保管するものとする。

千葉県知事	田武	取 神 町長	後
千葉市長	松井旭	取 大 町長	取米
子市長	大川政武	取 小見川町長	木 治
市川市長	高	取 山田町長	長
市長	大 和	取 源町長	石
山市長		取 多 町長	重
木更津市長	田	取 潟町長	山田常衛
松戸市長	川井	取 東 町長	田利

野田市市長	根本	海上	海上町長	清
佐原市長	木全一	海上	町長	向後
原市長	石井常		光町長	向後
成田市市長	小川国		野 町長	渡辺
佐倉市長	渡	山武	大 里町長	石
東金市長	本健	山武	十 里町長	佐
日市場市長	増田健	山武	成東町長	名千収
旭市長	加 五	山武	山武町長	並木
習野市長	木	山武	村長	金
柏市長	本多	山武	松 町長	
市長	山口	山武	町長	川
市原市長	小出善三	山武	山町長	内田
流山市市長	山 光	長生	一 町長	渡辺 光
千代市長	大 一治	長生	町長	河野
子市長	福	長生	長生村長	市原良
川市長	本多利	長生	子町長	林和
市長	皆川 一	長生	長 町長	山善長
津市長	若月	長生	長 町長	田
津市長	野口 治		大多 町長	田
安市市長	川 生		町長	
四街道市長	小川進		御宿町長	治
市長	小 義		大原町長	義人
街市長	長 川健一		町長	江
東葛飾 関宿町長	河井	安	町長	一
東葛飾 町長	川清	安	山町長 職務代理者	
印 井町長	正	安	山町助役	大井正直
印 里町長	相川義	安	町長	
印 印 村長	山口進	安	三 村長	安 光
印 井町長	本衛	安	町長	山口
印 印 町長職務代理者		安	千倉町長	山口
印 印 町助役	正	安	山町長	福原
印 本 村長	十	安	和田町長	中山 一
印 町長	江	安	天津小 町長	馬和
取 下総町長	田正			

資料 36 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について

災害対策基本法第 57 条に規定する通信設備の優先利用等に関して流山町長と千葉県警察本部長は同法施行令第 22 条の規定に基づく協議の結果を次のとおり協定する。

なお、同法第 79 条の規定に基づく警察通信設備の優先使用に関する事務の取扱いについても本協定を準用する。

昭和 39 年 10 月 8 日

流山町長 田中
千葉県警察本部長 守

災害対策基本法施行令第 22 条に基づく協定

第 1 条 流山町長が災害対策基本法（以下「法」という。）第 57 条の規定に基づき警察が専用する公電気通信設備を優先的に利用し、または警察の有線電気通信設備もしくは無線設備を使用（以下「警察通信設備の使用等」という。）する場合は本協定の定めるところによるものとする。

第 2 条 流山町長が法第 57 条の規定に基づき使用することのできる警察通信設備は警察有線電話、警察無線電話及び警察無線電信とする。

第 3 条 流山町長が法第 57 条の規定に基づき警察通信設備を使用等する場合は柏警察署長に対して次の事項を申し出て承認を受けるものとする。

- 1 使用等しようとする警察通信設備
- 2 使用等しようとする理由
- 3 通信の内容
- 4 発信者及び受信者

第 4 条 柏警察署長は当該申し込みの内容が法第 57 条の規定に適合し、警察通信で到達可能と認めるときはその使用を承認するものとする。この場合において受付けた通信の取扱順位の決定は柏警察署長が当該通信の緊急性、通話の内容、受付け順位等を酌して決定するものとする。

第 5 条 流山町長は法第 55 条の規定に基づく伝達、通知または警告を行なう場合の対象者及び当該対象者に対する平常時における連絡方法等警察通信設備の使用等に関する参考事項をあらかじめ柏警察署長に連絡しておくものとする。

第 6 条 本協議に基づく警察通信設備の使用等に関しては原則として警察設備の新設もしくは増設または通信機器の貸与は行わないものとする。

附 則

本協定は、昭和 39 年 10 月 8 日から施行する。

資料 37 災害時等における廃棄物処理施設に係る援助細目協定

(趣 旨)

第 1 条 この協定は、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」(平成 8 年 2 月 23 日施行。以下「基本協定」という。)第 2 条第 8 号に係る細目を定めるとともに、災害等により多量の廃棄物が発生する等の緊急事態及び一般廃棄物処理施設に改修工事等の事態が発生した場合、市町村及び一部事務組合(以下「市町村等」という。)間で相互に援助協力体制をつくるため必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第 2 条 対象業務は、市町村等が行うごみ又はし尿(災害廃棄物を含む。)の収集運搬及び一般廃棄物処理施設において行うごみ処理並びにし尿処理業務とする。

ただし、埋め立てによる最終処分は原則として対象業務から除外する。

(市町村等の責務)

第 3 条 市町村等は、協力体制を円滑に実施するため、次の責務を負うものとする。

- 1 分別収集の を図り、可燃、不燃の区別はもとより資源化、有効利用等を積 的にを行い、ごみの減量化に努めなければならない。
- 2 廃棄物処理基本計画に基づき、計画的に施設整備を行い、 にわたり適正処理を確保できるように努めなければならない。
- 3 施設が常に良 な状態を保持できるよう、適切な維持管理に努めなければならない。
- 4 協力の要請を受けたときは、相互援助の精神をもって、積 的に協力に応ずるよう努めなければならない。

(協力の必要な事態)

第 4 条 協力の必要な事態とは、次のとおりとする。

- 1 緊急事態
 - (1) 災害等による多量の廃棄物が発生し、当該市町村等で処理が困難な事態
 - (2) 災害時等において、ごみ又はし尿の収集運搬が困難な事態
 - (3) 不慮の事故による 発的な一般廃棄物処理施設の停止又は処理能力が著しく低下した事態
- 2 改修工事等の事態
 - (1) 一般廃棄物処理施設の定期点検整備又は改修工事等で予め計画された事態

(協力の要請)

第 5 条 協力の要請は、次により行うものとする。

- 1 緊急事態に係る協力要請は、基本協定の定めるところにより行うものとする。
- 2 改修工事等の事態に係る協力の要請を行う場合は、協力要請書(様式 1 号)により行うものとする。

(費用負担)

第 6 条 市町村等間で行う収集運搬、ごみ処理及びし尿処理委託業務に係る費用は、原則として処理原価を基準に当事者間で協議決定をするものとする。

(計画書の提出)

第7条 市町村等は、施設の改修工事等事前に予測が可能な事態については、当該年度の一般廃棄物処理施設の処理計画、処理能力、主な定期点検整備計画及び改修工事計画等を、一般廃棄物処理施設事業計画書（様式2号）により協力を要請する市町村等に対し事前に提出するものとする。

（ 約の締結）

第8条 協力要請に基づく収集運搬、ごみ処理及びし尿処理に係る委託業務の 約は、当事者間において書面をもって行うものとする。

（ 義が生じた場合）

第9条 協定体制を行う上で 義が生じた場合は、千葉県環境衛生 進協議会で協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成9年7月31日より効力を生ずる。
- 2 この協定の締結を証するため、各市町村等は、本協定書102通を作成し、それぞれ記名 印の上、各1通を保管するものとする。

千葉市長	松井旭
子市長	大川政武
市川市長	高
市長	代
山市長	
木更津市長	田
松戸市長	川井
野田市長	根本
佐原市長	木全一
原市長	石井常
成田市長	小川国
佐倉市長	渡
東金市長	本健
日市場市長	増田健
旭市長	加 五
習 野市長	木
柏市長	本多
市長	山口
市原市長	小出善三
流山市長	山 光
千代市長	大 一治
子市長	福

川市長	本多利
市長	皆川 一
津市長	若月
津市長	井
安市長	川 生
四街道市長	中台良
市長	小 義
街市長	長 川健一
印 市長	海老原
関宿町長	河井
町長	川清
井町長	正
里町長	相川義
印 村長	山口進
井町長	中村教
本 村長	十
町長職務代理者	
町助役	多見明
下総町長	田正
神 町長	後
大 町長	山倉正
小見川町長	木 治
山田町長	長
源町長	
多 町長	重
千漣町長	山田常
東 町長	田利
海上町長	清
町長	向後
光町長	向後
野 町長	渡辺
大 里町長	石
十 里町長	佐
成東町長	名千収
山武町長	並木
村長	金
松 町長	
町長	川
山町長	内田

一 町長	近 直
町長	河野
長生村長	市原良
子町長	林和
長 町長	山善長
長 町長	田
大多 町長	田
町長	
御宿町長	治
大原町長	近 万
町長	江
町長	一
山町長	木
町長	
三 村長	安 光
町長	山口重明
千倉町長	山口
山町長	石井
和田町長	中山 一
天津小 町長	馬和
小見川外二 町清掃組合組合長	長
長生 市広域市町村 組合管理者	石井常
地区環境衛生組合管理者	
北総 部衛生組合組合長	木全一
東総衛生組合管理者	加 五
印 衛生施設管理組合管理者	中台良
井 環境衛生組合管理者	皆川 一
山武 市広域行政組合管理者	本健
環境衛生組合管理者	
長狭地区衛生組合管理者	本多利
衛生組合管理者	山口
印 地区衛生組合管理者職務代理者	
印 地区衛生組合副管理者	十
東総 処理組合管理者	山田常
日市場市ほか三町環境衛生組合管理者	増田健
佐倉市、 井町清掃組合管理者	渡
山武 環境衛生事業振興組合管理者	川
東金市外三町清掃組合管理者	本健
川市和田町環境衛生組合管理者	中山 一

町 町清掃組合管理者
印 地区環境整備事業組合管理者 海老原
取広域市町村 事務組合管理者 木全一
安 市広域市町村 事務組合理事長

《様式 36 災害時等における廃棄物処理施設に係る協力要請書》

《様式 37 一般廃棄物処理施設事業計画書》

資料 38 災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、市川市、市、松戸市、野田市、柏市、流山市、子市及び市並びに安町、関宿町及び町(以下「協定市町」という。)の地域に災害対策基本法(昭和36年法律第223号以下「災対法」という。)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生し、被災市町のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において協定市町は災対法第67条第1項及び第68条第1項により市町相互の応援及び県への応援を求めることを確認し、応急措置を的確、かつ、迅速に遂行するために必要とする応急措置の種類、応援要請の手続、応援に要した費用の負担、資料の交換等について定めるものとする。

(応援する応急措置の種類)

第2条 応援する応急措置の種類は、次のとおりとする。

- (1) 飲料水の供給及びその飲料水の供給に必要な資機材の提供
- (2) 食糧及び生活必需品の提供並びにその食糧及び生活必需品の供給に必要な資機材
- (3) 医療救護班の派遣、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医事職及び技能職の職員の派遣
- (5) 避難所、避難場所(収容施設)の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が災害に際し特に必要と認めて要請した事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を要請しようとするときは、被災市町の長は、次の事項を明らかにしてとりあえず口、電話又は電信により他の市町の長に応援要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。ただし、前条第1号に規定する飲料水(県水にかかるもの)及び第2号に規定する食糧(米穀等)については、被災市町の長から県知事へ応援を要請する。

- (1) 被害状況
- (2) 応援を要する応急措置の種類
- (3) 応援を要する職種別人員
- (4) 応援を要する時間
- (5) 応援場所
- (6) 応援を要する機及び器具並びに資材の品名及び数量
- (7) 応援を要する飲料水及び食糧の数量
- (8) 前各号に掲げるもののほか応援に関して必要な事項

(応援に要した費用の負担)

第4条 応急措置の応援に要した費用は、応援を受けた市町で負担するものとする。ただし、災対法第72条により知事の指示により応援を受けた場合には、応援を受けた市町に負担させることが困難又は不適當なもので、災害対策基本法施行令第40条で規定するものについては、この限りではない。

- 2 応援を受けた市町で前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町の求めにより応援した市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難しいときは、その都度協定市町間で協議して定める。

(資料の交換)

第5条 協定市町は、この協定に基づき応援する応急措置が円滑に行われるよう毎年11月の末日までに、次に掲げる事項を記載した資料を相互に交換するものとする。

- (1) 第2条第1号、第2号及び第3号に規定する物資並びに資器材の提供に関し必要と認める事項
- (2) 第2条第3号に規定する医療救護班の派遣に関し必要と認める事項
- (3) 第2条第4号に規定する職員の派遣に関し必要と認める事項
- (4) 第2条第5号に規定する避難所、避難場所（収容施設）の提供に関し必要と認める事項
- (5) 前各号のほか参考となるべき事項

(資料の交換等の総合調整)

第6条 東葛飾地域市町間の相互応援体制を円滑に推進するため前条に規定する資料の交換に関する事務を東葛飾支庁に依頼するものとする。

2 この協定により難い事由が生じたとき、その事由に係る市町は、その調整を東葛飾支庁に依頼することができる。

(雑則)

第7条 この協定に規定するもののほか、この協定に関し必要な事項は、その都度協定市町間で協議して定めるものとする。

第8条 この協定は、昭和50年7月24日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者記名 印のうえ各 1 通を保有する。

昭和 50 年 7 月 24 日

市川市代表	市川市長	木 衛
市	市長	代
松戸市	松戸市長	間満
野田市	野田市長	新村
柏市	柏市長	山
流山市	流山市長	石 健
子市	子市長	渡辺 正
市	市長	田
安町	安町長	川 生
関宿町	関宿町長	木
町	町長	島村洪一

資料 39 災害時の応援に関する協定書（流山市・相馬市）

（趣旨）

第1条 この協定は、流山市長（以下「 」という。）と相馬市長（以下「 」という。）との協議により、流山市又は相馬市において、災害が発生し、被災市 自では十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、基本的な事項について定めるものとする。

（連絡の口）

第2条 及び は、各 の市における防災担当を 口とし、災害が発生した場合は、相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (7) 前各号に定めるもののほかに特に要請のあった応援

（応援要請の手続き）

第4条 応援を要請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によるものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量並びに職種別ごとの人員
- (4) 応援の期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（自主応援）

第5条 被災地市長から応援要請の依頼がない場合においても、事態が緊急を要すると判断した場合は、前条の規定による要請の有無にかかわらず、必要な応援を行うことができるものとする。

（指揮権）

第6条 応援に従事する職員は、被災地市長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市で負担するものとする。

2 応援を受けた市で前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受け

た市の求めにより応援した市は、当該費用を一時繰替えて支弁することができるものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、及び がその都度協議して定める。

(情報の交換)

第8条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、地域防災計画その他防災に関する情報を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、及び がその都度協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、及び が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成8年6月1日から施行する。

2 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、及び が署名 印の上、各1通を保有するものとする。

平成8年5月30日

流山市長

山 光

相馬市長

今野

資料 40 流山市及び流山市内の郵便局の災害時における協力に関する覚書

流山市長（以下「**市**」という。）及び流山郵便局長（以下「**局長**」という。）は流山市内に発生した地震その他による災害における、流山市及び流山市内の郵便局の協力について、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 **市**及び**局長**は、流山市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) **局長**が管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (3) **局長**が管理する郵便集配用自転車の情報収集用としての提供
- (4) **局長**が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (5) **局長**又は流山市内の郵便局が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (6) 避難場所への臨時の郵便出の設置
- (7) その他前記(1)～(6)に定めのない事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 **市**及び**局長**は、前条に規定する協力要請を受けたときは、その重要性に**市長**み、協力するよう努めなければならない。

ただし、協力の範囲は、**市長**及び**局長**のそれぞれの業務に支障を**市長**さない範囲とする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき**市長**義が生じたときは、**市長**協議の上、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 流山市災害対策本部のメンバーに**市長**又は**局長**が指名した郵便局職員が加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 **市長**及び**局長**は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 流山市内の郵便局は、若しくは流山市内の各地域の行う防災訓練等に参加することができるものとする。

（情報の交換）

第8条 **市長**及び**局長**は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を

行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、 においては流山市総務課長（防災担当課長）、 においては流山郵便局総務課長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し 義が生じたときは、 協議の上定める。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、 両者が記名 印の上、各自1通を保有する。

平成9年11月10日

流山市平和台1 目1 地の1
流山市長 山 光

流山市 初石4 目1423 地の1
流山郵便局長 佐見 健

本覚書は、日本郵政公社の民営化に伴い、平成19年10月1日より、次のとおり継承又は終了した。

	覚書の内容	継承会社
継承	貯金・保険の非常取り扱い以外のもの	郵便事業株式会社
終了	貯金・保険の非常取り扱い	—

資料 41 千葉県水道災害相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常 水その他の水道災害において、千葉県内の水道事業及び水道用水供給事業体並びに、下総町、大 町、山武町及び 山町（以下「事業体等」という）が、千葉県（以下「県」という）の調整の下に行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする

(連絡体制)

第2条 災害が発生した場合の連絡体制は、「千葉県内水道災害時対処要領」の非常時の連絡先（以下「連絡体制」という）による。

(応援)

第3条 被災事業体等が、他の事業体等の応援を求めようとするときは、法令に別段の定めるものを除くほか、原則として連絡体制を通じて県に必要な措置を要請するものとする

2 県は被災事業体等からの要請に基づいて応援の調査を行うとともに、他の事業体等に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた事業体等は、力これに応じ、応援に努めるものとする

(要請方法)

第4条 被災事業体等が、県に応援を要請しようとするときは、応援要請書（別記第1号様式）により防災 ックス等を用いて要請するものとする また、被災事業体等の判断により県を通さず応援要請を行った場合についても、同様に事後報告を行うものとする。

(応援の内容)

第5条 事業体等が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資器材の供出

2 前項第1号及び第2号の作業期間は、原則として7日以内とし、継続する場合は被災事業体等、応援事業体等及び県の協議による

(緊急連絡管の活用)

第6条 応援給水に当たっては、緊急連絡管の有効活用を図るものとする

なお、当該費用の負担については、当該事業体等の間で協議により定めるものとする

(応援物資等の調査)

第7条 事業体等は、応援活動を円滑にするため、保有する物資車両等を調査し、その結果を応援物資等調査表（別記第2号、第3号様式）により、毎年4月末日までに県に提出するものとする

2 県は、前項の応援物資等調査表を取りまとめ整理の上、事業体等に送付するものとする

(応援体制)

第8条 応援事業体等が派遣する職員（以下、「応援職員」という）は 災害の状況に応じ必要な食糧、被服、資金等を携行するものとする

2 応援職員は、応援事業体等の名を表示する標識を着用するものとする

(被応援体制)

第9条 被応援事業体等は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舎のあつせん、その他必要な便を供与するものとする

2 被応援事業体等は、資器材の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする

(経費の負担)

第10条 応援に要する経費は、法令に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応急給水、応急復旧、応急復旧用資器材に要する経費は、被応援事業体が負担する。
- (2) 応援事業体等の職員を派遣するに要する経費は、応援事業体等が負担する。
- (3) 応援職員が応援業務により負傷し、にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援事業体等の負担とする
- (4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては被応援事業体等が、被応援事業体等への 復 中に生じたものについては、応援事業体等がその 償の責に任ずる。

2 前項各号の定めにより難いときは、関係事業体等が協議して定めるものとする

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については その都度協議して定めるものとする

この協定の成立を証するため、事業体等を「 」とし、県を「 」として本書66通を作成し、それぞれ記名 印の上、各自1通を保有する。

平成7年11月2日

千葉県水道事業管理者水道局長	潟町長
千葉市長	東 町長
市原市水道事業管理者	海上町長
松戸市水道事業管理者	町長
野田市水道事業管理者	水道企業団企業長
習 野市企業管理者	山武 市広域水道企業団企業長
柏市水道事業管理者	長生 市広域市町村 組合管理者
流山市水道事業管理者	山市長
千代市水道事業管理者	市長
子市水道事業管理者水道局長	川市水道事業管理者
関宿町長	大多 町長
町長	町長
木更津市水道事業管理者	御宿町長
津市水道事業管理者	大原町長
津市水道事業管理者	町長
市水道事業管理者	山町長
成田市長	町長
佐倉市水道事業管理者	町長
四街道市企業管理者	天津小 町長
街市長	三 水道企業団企業長
井町長	水道企業団企業長
里町長	十 里地域水道企業団企業長
印 村長	北千葉広域水道企業団企業長
井町長	東総広域水道企業団企業長
印 町長	津広域水道企業団企業長
長 川水道企業団企業長	印 市広域市町村 事務組合管理者
佐原市長	総広域水道企業団企業長
神 町長	野山水道株式会社代表取締役
小見川広域水道企業団企業長	下総町長
源町長	大 町長
多 町長	山武町長
子市長	山町長
旭市長	

資料 42 災害時の医療救護活動に関する協定書

流山市における災害時の医療救護活動（以下「医療活動」という。）を円滑に行うため、流山市（以下「市」という。）と社団法人流山市医師会（以下「医師会」という。）は、次のとおり協定する。

（総則）

第1条 この協定は、流山市地域防災計画に基づき、市が行う医療活動に対する医師会の協力に関し必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣要請）

第2条 市は、医療活動を実施する必要がある場合は、医師会に対して医療救護班の編成及びその派遣を要請するものとする。

（救護対策本部の設置及び医療救護班の派遣）

第3条 市は、前条の要請を受けた場合は、直ちに流山市医師会災害救護対策本部（以下「救護本部」という。）を設置し、医療救護班の編成を行い現地又は市の指定する場所に派遣し、医療活動を開始するものとする。

2 救護本部は、市が指定する場所に設置するものとする。

（医療活動に関する指令）

第4条 救護本部が設置された後の医療活動に関する指令は、市がこれを行うものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷者に対する応急措置及び医療
- (2) 医療機関への収容
- (3) その他医療活動の措置

（連絡調整）

第6条 医療救護班の医療活動に係る連絡調整は、市の福祉部長が行う。

（救護所の設置）

第7条 市は、災害の様態により必要に応じて避難所及び被災地周辺の医療活動が可能な医療機関等に救護所を設置する。

（収容医療機関の選定）

第8条 市は、市が傷者の収容医療機関を選定しようとするときは、これに、協力するものとする。

（医療材料品等）

第9条 医療救護班の活動に要する医療材料品等については、市において準備し、及び提供するものとする。ただし、当該準備又は提供が困難な場合は、医師会の負担において、市が協力するものとする。

（合同訓練）

第10条 市は、医師会から要請があった場合は、市が実施する合同訓練に参加協力するものとする。

（医療費等）

第11条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として 者負担とする。

(費用弁償等)

第 12 条 の要請に基づき、 の指示により医療活動に従事した医師等に対する費用弁償等は、

・ 協議の上、別に定めるものとする。

(災害補償等)

第 13 条 の要請により医療活動に従事した者が、そのために負傷し、 にかかり、又は死亡した場合は、千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例（昭和 44 年千葉県市町村総合事務組合条例第 14 号）の例に準じて が災害補償を行うものとする。

(協議)

第 14 条 この協定に定めない事項又はこの協定に 義が生じた場合は、 ・ 協議により決定するものとする。

(その他)

第 15 条 この協定の有効期限は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前 1 箇月前までに、 ・ いずれからも らの意 表示がないときは、期間終了の日の翌日から 1 年間この協定を更新するものとする。

上記協定の締結を証するため本協定書 2 通を作成し ・ 記名 印の上、各 1 通を保有する。

昭和 61 年 10 月 31 日

流山市平和台 1 目 1 地の 1

流山市長 元大

流山市 初石 4 目 1433 地の 1

流山市保健センター内

社団法人流山市医師会

会長 深

資料 43 災害時の医療救護活動に係る費用弁償等に関する覚書

流山市（以下「市」という。）と社団法人流山市医師会（以下「会」という。）との間において、昭和 61 年 10 月 31 日付けで締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」第 12 条の規定により、費用弁償等について、次のとおり覚書を交換する。

第 1 条 医療救護活動の従事者に対する実費弁償の額は、1 回の出勤につき、次のとおりとする。

医師	24,000 円
護	4,720 円
事務員等	3,080 円

第 2 条 医療救護活動の時間が 4 時間を超える場合は、次表の 1 時間単価に超過時間数を乗じて得た額を加算するものとする。

職種	1 時間単価	備考
医 師	6,200 円	
護	1,180 円	
事務員等	770 円	

第 3 条 前 2 条における従事時間が 後 5 時から同 10 時まで及び 前 5 時から同 9 時までの場合は、前条の規定による 1 時間単価に 100 分の 25 を、また、 後 10 時から 前 5 時までの場合は、100 分の 50 を乗じて算出した額を加算するものとする。

第 4 条 医療救護活動を行うに当たり、医師の所有する医薬品、衛生材料品等を使用した場合、
がその実費を負担する。

平成 12 年 12 月 26 日

流山市平和台 1 目 1 地の 1
流山市
流山市長 山 光

流山市 初石 4 目 1433 地の 1
流山市保健センター内
社団法人流山市医師会
会 長 佐

資料 44 災害時における物資の供給に関する協定書（流山市米穀商組合）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、応急措置のため、緊急に物資の必要が生じた場合その供給について、流山市米穀商組合（以下「 」という。）と流山市（以下「 」という。）との間において、次のとおり協定する。

（物資の種類）

第 1 条 物資の種類は、 が取り扱っているもののうち、 が緊急に必要とするものとする。

（供給手続）

第 2 条 が物資の供給を受けようとするときは、書面をもって に要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話または電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

（費用弁償等）

第 3 条 は前条の規定により要請を受けた場合、 に可能な範囲内で優先的に物資を引き渡し、その費用は災害発生直前の価格を参考に 及び が協議の上決定する。

（期間）

第 4 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに 及び のいずれからも異議の申立てのない限り自動的に継続するものとする。

（協議）

第 5 条 この協定の解 に 義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、 及び が協議するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 上記協定締結の証として本協定書 2 通を作成し、 及び が記名 印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 8 年 7 月 31 日

千葉県流山市流山 6 の 555

千葉県流山市米穀商組合

組合長 山 政治

流山市平和台 1 目 1 地の 1

流山市

流山市長 山 光

資料 45 災害時における物資の供給に関する協定書（流山市呉服寝具小売商組合）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、応急措置のため、緊急に物資の必要が生じた場合その供給について、流山市呉服寝具小売商組合（以下「 」という。）と流山市（以下「 」という。）との間において、次のとおり協定する。

（物資の種類）

第 1 条 物資の種類は、 が取り扱っているもののうち、 が緊急に必要とするものとする。

（供給手続）

第 2 条 が物資の供給を受けようとするときは、書面をもって に要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話または電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

（費用弁償等）

第 3 条 は前条の規定により要請を受けた場合、 に可能な範囲内で優先的に物資を引き渡し、その費用は災害発生直前の価格を参考に 及び が協議の上決定する。

（期間）

第 4 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに 及び のいずれからも異議の申立てのない限り自動的に継続するものとする。

（協議）

第 5 条 この協定の解 に 義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、 及び が協議するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 上記協定締結の証として本協定書 2 通を作成し、 及び が記名 印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 8 年 7 月 31 日

流山市松 1-475-5
流山市呉服寝具小売商組合
組合長 割 正

流山市平和台 1 目 1 地の 1
流山市
流山市長 山 光

資料 46 災害時における物資の供給に関する協定書（株式会社マルエツ）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、応急措置のため、緊急に物資の必要が生じた場合その供給について、株式会社マルエツ（以下「 」という。）と流山市（以下「 」という。）との間において、次のとおり協定する。

（物資の種類）

第 1 条 物資の種類は、 が取り扱っているもののうち、 が緊急に必要とするものとする。

（供給手続）

第 2 条 が物資の供給を受けようとするときは、書面をもって の流山市内店に要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話または電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

（費用弁償等）

第 3 条 は前条の規定により要請を受けた場合、 に可能な範囲内で優先的に物資を引き渡し、その費用は災害発生直前の価格を参考に 及び が協議の上決定する。

2 前項の物資の引渡しは、原則として流山市内店の店 とする。

（期間）

第 4 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに 及び のいずれからも異議の申立てのない限り自動的に継続するものとする。

（協議）

第 5 条 この協定の解 に 義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、 及び が協議するものとする。

附 則

1 この協定は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

2 上記協定締結の証として本協定書 2 通を作成し、 及び が記名 印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 8 年 7 月 31 日

東京都 島区東池 5 目 51 12 号
株式会社マルエツ
代表取締役社長 川 一

流山市平和台 1 目 1 地の 1
流山市
流山市長 山 光

資料 47 災害時における物資の供給に関する協定書（流山市 L P ガス協会）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、応急措置のため、緊急に物資の必要が生じた場合その供給について、流山市 L P ガス協会（以下「 」という。）と流山市（以下「 」という。）との間において、次のとおり協定する。

（物資の種類）

第 1 条 物資の種類は、 が取り扱っているもののうち、 が緊急に必要とするものとする。

（供給手続）

第 2 条 が物資の供給を受けようとするときは、書面をもって に要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話または電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

（費用弁償等）

第 3 条 は前条の規定により要請を受けた場合、 に可能な範囲内で優先的に物資を引き渡し、その費用は災害発生直前の価格を参考に 及び が協議の上決定する。

（期間）

第 4 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに 及び のいずれからも異議の申立てのない限り自動的に継続するものとする。

（協議）

第 5 条 この協定の解 に 義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、 及び が協議するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 上記協定締結の証として本協定書 2 通を作成し、 及び が記名 印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 8 年 7 月 31 日

千葉県流山市 初石 6-181-56

流山市 L P ガス協会

会長 保延 治

流山市平和台 1 目 1 地の 1

流山市

流山市長 山 光

資料 48 災害時における物資の供給に関する協定書（株式会社イトーヨーカ堂）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、応急措置のため、緊急に物資の必要が生じた場合その供給について、株式会社イトーヨーカ堂（以下「 」という。）と流山市（以下「 」という。）との間において、次のとおり協定する。

（物資の種類）

第 1 条 物資の種類は、 が取り扱っているもののうち、 が緊急に必要とするものとする。

（供給手続）

第 2 条 が物資の供給を受けようとするときは、書面をもって の流山店（流山 9 目 800 地の 2）に要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話または電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

（費用弁償等）

第 3 条 は前条の規定により要請を受けた場合、 に可能な範囲内で優先的に物資を引き渡し、その費用は災害発生直前の価格を参考に 及び が協議の上決定する。

2 前項の物資の引渡しは、原則として流山店の店 とする。

（期間）

第 4 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに 及び のいずれからも異議の申立てのない限り自動的に継続するものとする。

（協議）

第 5 条 この協定の解 に 義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、 及び が協議するものとする。

附 則

1 この協定は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

2 上記協定締結の証として本協定書 2 通を作成し、 及び が記名 印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 8 年 7 月 31 日

東京都港区 公園四 目 1 4 号

株式会社イトーヨーカ堂

代表取締役 木 文

流山市平和台 1 目 1 地の 1

流山市

流山市長 山 光

資料 49 ガス漏れ事故等防止対策に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、流山市内におけるガス漏れ事故及びガス爆発事故の発生に際し、次条に定める関係機関相互の連絡通報、出動体制及び任務分担並びに事故現場における活動体制について定め、もって災害防止活動の円滑な推進を図り、被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定機関)

第2条 この協定の対象となる関係機関は、次表に掲げる各機関（以下「協定機関」という。）とする。

機 関 名	所 在 地
流山市消防本部	流山市三 野山 994
柏警察署	柏市柏 155
京葉ガス株式会社柏支社	柏市柏 211 の 5
京和ガス株式会社	流山市江戸川台東 1-254
東京ガス株式会社千葉導管管理事務所	千葉市港町 20 1 号
流山 易ガス株式会社	流山市 園 2-23
京葉 化ガス株式会社	市日の出 1-18-4
住商 化ガス株式会社	東京都葛飾区 戸 9-7-6
東上ガス株式会社野田営業所	野田市堤根新田 14 の 2
日本ガス株式会社流山営業所	流山市若葉台 130
三ツ 化ガス株式会社	東京都千代田区 の内 3 目 4 1 号
総ガス株式会社	千葉市末広 5 の 5
千葉県LPガス協会松戸支部流山分会	流山市 木台 314
東京電力株式会社千葉支店柏営業所	柏市中央 2-10-24
東京電力株式会社千葉支店野田営業所	野田市 82 の 4

2 前項に掲げる協定機関は、名称、所在地、電話 号に異動があった場合は、速やかに流山市消防本部に連絡するものとする。

3 前項の連絡があった場合、流山市消防本部は、その旨を協定機関に通知するものとする。

(協定の対象となる事故)

第3条 この協定の対象となる事故は、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 5 項に規定するガス事業により供給されているガス及び 化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 2 条第 3 項に規定する 化石油ガス販売事業により供給されているガスに伴う事故であって、次の各号に掲げる事故（以下「ガス漏れ事故等」という。）とする。

- (1) ガス漏れ事故
- (2) ガス爆発事故

- (3) 故意によるガス放出事故
- (4) その他協定機関の対応を必要とする事故
(任務分担)

第4条 ガス漏れ事故等の現場（以下「現場」という。）に出動した協定機関の任務分担は、次表のとおりとする。

区 分	担当機関名
火災警報区域の設定	消防機関
交通の規制	警察機関
ガスの 断	ガス事業者
ガスの検知活動	ガス事業者・消防機関
漏 ガス・滞留ガスの処理	ガス事業者
電路の 断	電気事業者
避難の指示	警察機関・消防機関
救助、救出活動	消防機関・警察機関
現場広報	協定機関毎

(通報の取り扱い)

第5条 ガス漏れ事故等を最初に覚知した協定機関は、通報者の氏名、事故発生場所、ガス漏れの状況等を聴取し、直ちに関係する協定機関に別表により電話等で通報するものとする。

2 ガス漏れ事故等を最初に覚知した協定機関は、通報者に対して必要に応じ、ガス栓の 止、着火源の排除、換気その他二次災害防止のための必要な措置をとるよう指示するものとする。

(出動体制)

第6条 ガス漏れ事故等の通報を受けた協定機関（ガス事業者にあつては当該ガス事業者とする。）は、直ちに現場に出動するものとし、その体制は、第4条に定める任務分担に対応できる体制とする。

(現場対策本部の設置)

第7条 現場に出動した協定機関の責任者は、到着と同時に所定の場所に集合し、協議によりガス漏れ事故等現場対策本部（以下「現場本部」という。）を設置し、当該事故の処理に当たるものとする。

(現場の協議)

第8条 現場に出動した協定機関は、ガス漏れ事故等に係る災害の防止及び被害の軽減を図るため、次の各号に掲げる事項について協議し対処するものとする。

- (1) 情報の収集及び処理に関すること。
- (2) 火災警戒区域の設定範囲に関すること。
- (3) 交通規制の範囲に関すること。
- (4) ガス 断の要否及び範囲に関すること。
- (5) 漏 ガス・滞留ガスの処理に関すること。

- (6) 住民の火気使用禁止に関する事。
- (7) 電路の 断の要否及び範囲に関する事。
- (8) 住民の避難に関する事。
- (9) 救助、救出に関する事。
- (10) 建物等への進入に関する事。
- (11) その他必要な事項。

(現場の活動)

第9条 現場に出動した協定機関は、次の各号に掲げる事項に留意し、現場活動を有効かつ的確に行うものとする。

(1) 火災警戒区域の設定範囲

火災警戒区域の設定範囲は、ガス検知器による測定結果に基づき原則として次のとおりとする。ただし、風向風速又は付近の状況により設定範囲を拡大又は 小するものとする。

ア 地下街等

地下街、準地下街、建築物の地階（以下「地下街等」という。）におけるガス漏れ事故等にあつては、原則として当該地下街等全体のガス漏れ場所から半 100メートルを超える地上部分の範囲に設定する。

イ その他の対象物及び屋外

ア以外の対象物及び屋外におけるガス漏れ事故等にあつては、原則としてガス漏れ場所から半 100メートルを超える範囲に設定する。

(2) 交通の規制

警察機関は、現場付近の交通の規制を行うとともに、消防機関が設定する火災警戒区域内に出入りできる関係者以外の立入禁止の措置を講じるものとする。

(3) ガスの 断

ガスの 断は、ガス事業者が行うことを原則とする。ただし、消防機関がガス事業者より先に現場に到着し、爆発事象等の二次災害のおそれがある場合に、現場消防隊の最高指揮者の判断によりガスを 断することができるものとする。

(4) 電路の 断

電気事業者は、現場における電気の供給を 断する措置は、現場本部の要請により行うものとする。

(5) 住民の避難指示

警察機関及び消防機関は、火災警戒区域内にある住民の避難指示を迅速かつ的確に行うものとし、特にガス爆発危険区域内の住民にあつては、最優先に行うものとする。

(6) 救助、救出活動

消防機関及び警察機関は、ガス事業者と緊密な連携のもとに救助、救出活動を行うものとする。

(7) ガスの検知活動

ガス事業者及び消防機関は、ガスの検知活動を行う場合は、緊密な連携のもとに迅速かつ的確に行い、当該ガス濃度がおおむねガス爆発下限 の30パーセント以上のものを検知したときは、直ちに現場本部に報告し、必要な措置を講ずるものとする。

(8) 漏 ガス及び滞留ガスの処理

ガス事業者は、事故現場に出動した協定機関と緊密な連携のもとに漏 ガス及び滞留ガスの排除に当たるものとする。

(9) 情報の処理

ガス漏れ事故等の発生に伴って収集された情報の処理は、現場に出動した協定機関の責任者で協議して行うものとする。

(10) 火気の使用禁止の周知

ガス漏れ事故等の発生に伴い、火災警戒区域内における火気の使用禁止については、消防機関、警察機関及びガス事業者が緊密な連携のもとに周知を図り、二次的災害の発生防止に当たるものとする。

(事後の措置)

第 10 条 現場本部又は現場にある協定機関の責任者は、協議により災害発生のおそれがないと判断したときは、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じて処理するものとする。

- (1) 火災警戒区域の解除
- (2) 交通規制の解除
- (3) 避難措置の解除
- (4) 電路の復旧
- (5) ガスの供給再開

(訓練の実施)

第 11 条 協定機関は、本協定の目的を達成するため必要に応じて訓練を行うものとする。

(連絡会議)

第 12 条 協定機関は、協定事項の円滑な推進を図るため、必要に応じて連絡会議を開くものとする。

(補則)

第 13 条 本協定書に定めるもののほか必要な事項は、協定機関相互において協議し決定するものとする。

附 則

- 1 本協定の効力は、昭和 60 年 6 月 1 日から発する。
- 2 本協定の締結を証するため本書 15 通を作成し、それぞれの協定機関が署名 印し各 1 通を保有するものとする。

流山市消防本部	千葉県流山市三 野山 994 地 流山消防本部 消防長	野
柏警察署	柏警察署長 警視	正安 努
京葉ガス株式会社	柏支社千葉県柏市柏 211-5 京葉瓦斯株式会社柏支社 支社長	村

京和ガス株式会社 千葉県流山市江戸川台東1 目254 地
 京和ガス株式会社
 取締役社長 海老原 信二

東京ガス株式会社千葉導管管理事務所
 千葉県港町20 1号
 東京瓦斯株式会社千葉導管管理事業所
 所長 山口

流山 易ガス株式会社 千葉県流山市 園2 目23 地3
 流山 易ガス株式会社
 取締役社長 山室

京葉 化ガス株式会社 千葉県 市日の出1 目18 4号
 京葉 化ガス株式会社
 代表取締役 河野

住商 化ガス株式会社 東京都葛飾区 戸9 目7 6号
 葛飾営業所
 所長 田中 利明

東上ガス株式会社野田営業所
 千葉県野田市堤根新田字下 14-2
 見米 信

日本ガス株式会社流山営業所
 千葉県流山市若葉台130
 流山営業所
 所長 小山 健三

三ツ 化ガス株式会社 東京都千代田区 の内3 目4 1号
 代表取締役 林

総ガス株式会社 千葉県末広5 目5 地
 総ガス株式会社
 代表取締役 本

千葉県LPガス協会松戸支部流山分会
 千葉県LPガス協会松戸支部流山分会
 分会長 田 行

東京電力株式会社千葉支店柏営業所
 千葉県柏市中央2 目10 24号
 柏営業所長 木村 章義

東京電力株式会社千葉支店野田営業所
 千葉県野田市 82-4
 野田営業所長 木

資料 50 千葉県広域消防相互応援協定書

(協定の目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律226号。以下「法」という。）第39条の規定により、千葉県下の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、大規模災害、産業災害その他の災害（以下「災害」という。）の予防、圧等に万全を期し、併せて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処することを目的として締結するものである。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援は、次のとおりとする。

- (1) 普通応援 市町村等が当該市町村等の区域外において、当該市町村等に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地の市町村等の長又は消防長（以下「要請側市町村等の長」という。）の要請を待たずに出動する応援
- (2) 特別応援 市町村等が当該市町村等の区域外において災害が発生した場合に、要請側市町村等の長の要請に基づいて出動する応援
- (3) 航空特別応援前号の場合において、回転 航空機が出動する応援
- (4) 火災調査特別応援 市町村等が当該市町村等の区域外において、火災 爆発が発生した場合に要請側市町村等の長の要請に基づいて行う火災原因 損害調査の応援及び 定 識等の支援

(応援要請の方法)

第3条 応援を要請しようとするときは、次の事項を明確にし、要請側市町村等の長から電話、その他の方法により要請し、事後速やかに応援要請に必要な文書を提出する。

- (1) 災害の種別
 - (2) 災害発生場所
 - (3) 応援を要する人員、機 器具、消火薬剤等の種別、数量
 - (4) 応援隊受入れ場所
 - (5) その他必要な事項
- 2 普通応援で出動した場合、応援側の市町村等の長又は消防長（以下「応援側市町村等の長」という。）は、直ちに要請側市町村等の長に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第4条 前条の規定により応援要請を受けた応援側市町村等の長は、当該団体の区域内の警備に支障のない範囲内において応援隊を派遣するものとする。ただし、派遣しがたいときは、その旨を、滞なく要請側市町村等の長に通報するものとする。

- 2 応援側市町村等の長は、応援隊を派遣したときは、出発時、出動人員、機 器具、消火薬剤等の数量及び到着予定時 を要請側市町村等の長に通報するものとする。
- 3 応援隊の隊数については、応援側市町村等の長と要請側市町村等の長との間において協議するものとする。

(応援の中断)

第5条 応援側の市町村等の都合により応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側市町村等の長は、要請側市町村等の長と協議のうえ、応援を中断することができ

るものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 法第47条の規定に基づく応援隊の指揮は、要請側の市町村等の消防長又は消防団長の定める現場最高指揮者が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要し、応援隊の長に指揮命令するいとまがない場合は、直接応援隊員に命令することができる。

(応援隊の報告)

第7条 応援隊の長は、現場到着、引き上げ及び消防活動の状況を要請側の市町村等の現場最高指揮者に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 応援に要した費用については、次の区分に従いそれぞれ負担するものとする。

- (1) 機 器具の小破損の修理、燃料、消防職(団)員の手当及び被服の損料等に関する費用は、応援側の市町村等の負担とする。
- (2) 機 器具の大破損の修理、応援隊員及び一般人の死傷に係る災害補償等に関する重要事項に係る費用は、応援側の市町村等と要請側の市町村等との間において協議するものとする。
- (3) 前各号以外の費用は、原則として要請側の市町村等の負担とする。

(航空特別応援)

第9条 航空特別応援については、第3条から第8条の規定にかかわらず、別に定める要綱によるものとする。

(火災調査等特別応援)

第10条 火災調査等特別応援については、第3条から第8条の規定にかかわらず、別に定める要綱によるものとする。

(委任)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、市町村等間において定めることができる。

附 則

- 1 この協定は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、市町村等の長は、本書を5通作成し、記名 印のうえ、千葉県、千葉県市長会、千葉県町村会、千葉県消防長会及び財団法人千葉県消防協会に保管を依頼するとともに、その 書を各1通所持するものとする。

附 則

この協定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この協定は、平成18年8月22日から施行する。

資料 51 流山市・野田市消防相互応援協定

(趣旨)

第 1 条 消防組織法（昭和 22 年法律 226 号）第 39 条の規定に基づく、流山市（以下「 」という。）と野田市（以下「 」という。）との消防の相互の応援は、この協定の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この協定は、火災および救急発生の際、 ・ 相互の消防力を活用して、災害による被害を最大限度に防止することを目的とする。

(応援の種類)

第 3 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 火災防御のための消防隊の派遣
- (2) 救急業務のための救急隊の派遣

(応援の方法)

第 4 条 応援の方法は、次のとおりとする。

- (1) 普通応援
別表に定める区域内に発生した火災を受報しまたは覚知した場合に出場するものとする。
- (2) 特別応援
 - ・ 区域内に大火災または集団救急事故が発生し応援を必要とする場合に出場するものとする。

(応援の要請)

第 5 条 特別応援の要請は、被応援側の長の名をもって要請するものとする。

- 2 応援側の長の命令または状況判断により出場した場合には、前項の要請があったものとみなす。
- 3 応援に必要な隊数については、応援側において決定するものとする。
- 4 要請についての文書等は、提出しないものとする。

(出場)

第 6 条 消防隊の出場については、次による。

- (1) は、流山市消防署の消防隊とし、 は、野田市消防署の消防隊とする。
- (2) 消防団の出場については、隣接消防分団とし、それぞれの管内に延焼する恐れのある場合に出場するものとする。
- 2 普通応援および特別応援で、応援側の状況判断により出場する場合は、原則として にあっては の消防本部指令室、 にあっては の消防本部指令室に問合せ後出場する。
- 3 火の場合は、 にあっては の消防本部指令室、 にあっては の消防本部指令室に直ちに連絡する。

(応援隊の指揮)

第 7 条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

- 2 応援出場隊の長は、次に掲げる事項を被応援側現場最高指揮者に報告するものとする。
 - (1) 現場到着
 - (2) 危険物火災等により消火薬剤を使用する場合

- (3) 消防行動
- (4) 引 げ
- (5) その他必要事項
(通報)

第 8 条 救急応援した場合には、業務終了後必要な事項を被応援側の消防長に電話で通報するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第 9 条 応援に要した費用は、次の方法により処理する。

- (1) 応援側の負担とする経費は、応援のため要した経常経費ならびに事故により生じた経費とする。
- (2) 被応援側の負担とする経費は、災害防除が長時間にわたる場合の隊員に支給する食事および使用した消火薬剤ならびにその他の経費とする。

(協定外の事項)

第 10 条 この協定について 義を生じたときは、その都度 ・ 協議して決定するものとする。

(補則)

第 11 条 本協定を証するため本書 2 通を作成し、 ・ 各 1 通を保管するものとする。

第 12 条 江戸川町、野田市消防相互応援協定（昭和 26 年 11 月 30 日）はこれを廃止する。

平成 18 年 10 月 10 日

流山市平和台 1 目 1 の 1

流山市

流山市長 井 義治

野田市 7 地の 1

野田市

野田市長 根本

別 表

流山市	東深井 深井 深井新田 こうのす台 平方村新田
野田市	今上（上 ・ 下 ） 山 （大和田・宿・里・ 中地・ 新田・東新田・ 島・大 ）

資料 52 柏市・流山市消防相互応援協定

(趣旨)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定により、柏市(以下「 」という。)と流山市(以下「 」という。)は、消防の相互の応援について、次のとおりとする。

(目的)

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際 相互の消防力を活用して、災害による被害を最大限度に防止することを目的とする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 火災防御のための消防隊の派遣
- (2) 救急業務のための救急隊の派遣
- (3) その他災害の発生に際し、必要と認められる事項

(応援の方法)

第4条 応援の方法は、次のとおりとする。

- (1) 普通応援別表に定める区域内に発生した火災、および救急事故を受報し、または覚知した場合に出場するものとする。
- (2) 特別応援 又は の管轄区域内に大火又は集団災害等が発生し、応援を必要とする場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請、又は応援側の状況判断により応援するものとし、応援隊数等については応援側において決定するものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援出場隊は、すべて現場の被応援隊側の最高指揮者の指揮に従うものとする。

(応援隊の報告)

第6条 応援出場隊の長は、消防行動について速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第7条 応援のために要した費用は、次の方法により処理するものとする。

- (1) 応援のために要した経常的経費及び事故により生じた経費は応援側の負担とする。
- (2) 前号以外の経費は、被応援側の負担とする。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、必要な事項についてはその都度 協議のうえ決定するものとする。

(附則)

第9条 この協定は、昭和62年4月1日から施行する。

2 柏市・流山市消防相互応援協定書(昭和47年9月1日締結)は、これを廃止する。
本協定を証するため、本書2通を作成し、 記名 印のうえ各その1通を保有する。

平成 18 年 12 月 1 日

柏市柏五 目 10 1 号
柏市
柏市長 本多

流山市平和台一 目 1 1 号
流山市
流山市長 井 義治

別 表

消防相互応援区域

普通応援

柏 市	流 山 市
大 田の一部、十余二の一部、中十余二の一部、高田の一部、 田の一部、 四 の一部、 上町の一部、 柏一 目二 目、今上町の一部、 住二 目、今 町、東中新宿一 目四 目、光 一 目二 目、光 団地、中新宿一 目から三 目、 柏中央	東深井の一部、こうのす台、江戸川台東一 目から四 目、東初石一 目から六 目、 初石六 目の一部、市野 の一部、 田、 田、 木台、十 、 木、野 下一 目の一部、野 下二 目から六 目、長 一 目二 目、 松 一 目、 松 一 目から六 目、名都借の一部、 前 の一部、向小金新田

特別応援

柏 市	流 山 市
全 域	全 域

資料 53 千葉県流山市・埼玉県三郷市消防相互応援協定

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づく千葉県流山市（流山市消防本部）（以下「 」という。）と埼玉県三郷市（三郷市消防本部）（以下「 」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際、相互の消防力を活用して災害による被害を最大限度に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

別表に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側から1隊出場するものとする。

(2) 特別応援

又は の管轄区域内に大火災又は集団災害等が発生し応援を必要とする場合は前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。

この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場隊はすべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は消防行動についてすみやかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援のために要した経常的経費並びに事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は被応援側の負担とする。

第7条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、消防相互応援の実施について必要な事項は 及び の消防長が協議して定めるものとする。

第8条 この協定の実施について 義を生じたときは、そのつど、 協議して決定するものとする。

第9条 本協定を証するため正本2通を作成し、 、 各1通を保管するものとする。

附 則

1 この協定は平成3年4月1日から効力を生ずる。

2 千葉県流山市(流山市消防本部) 消防相互応援協定書(昭和44年9月1日)は、
埼玉県三郷町(三郷町消防本部)
廃止する。

上記のとおり協定する。

平成18年8月25日

千葉県流山市長 井 義治
埼玉県三郷市長 田 長

別 表

応 援 出 場 区 域		
	流 山 市	三 郷 市
普通応援	流山一 目から 目 流山 目・ 目 木	田一 目から 目 三郷一 目から三 目 田井 野木
特別応援	流山市全域	三郷市全域

資料 54 松戸市・流山市消防相互応援協定

(趣旨)

第1条 松戸市(以下「 」という。)と流山市(以下「 」という。)との消防組織法(昭和22年法律226号)第39条の規定に基づく消防の相互の応援については、この協定の定めるところによる。

(協定の目的)

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際、 ・ 相互の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

(応援の区分)

第3条 又は は、その区域内において火災等が発生したときは、次の区分に従いそれぞれ相互に応援するものとする。

(1) 普通応援

 又は の消防機関が別表に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合において、応援側から1隊出場させることをいう。

(2) 特別応援

 又は の管轄区域内に大火災又は集団災害等が発生した場合において、それぞれの要請又は状況判断に応じ、必要な数の消防隊等を出場させることをいう。

(救急隊の応援)

第4条 救急隊の応援は、次の各号に掲げる場合にそれぞれの事故現場に救急隊を出場させるものとする。

(1) 又は の境 地域付近で発生した救急事故を け込みにより覚知したとき。

(2) 又は の境 地域付近で発生した救急事故を現認又は電話で受報したとき。

(3) その他緊急に出場する必要があると認めるとき。

(応援隊の指揮)

第5条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

(災害活動の報告)

第6条 応援出場隊の隊長は、速やかに現場最高指揮者に対し災害活動について報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用については、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

(1) 消防機 器具(救急機 器具を含む。以下同じ。)の小破損の修理、機 具の燃料、職員の手当及び被服の補修等についての 経費は、応援側の負担とする。

(2) 応援消防隊員及び救急隊員の死傷に伴う災害補償、 じ つ金及び 金等の 経費は、応援側の負担とする。

(3) 次に掲げる費用については、その都度当事者間において協議のうえ決定するものとする。

ア 建物、施設及び消防機 器具の重大な破損の修理

イ 一般人の死傷に伴う損害 償その他の 経費

その他必要とする経費

(旧協定の解除)

第8条 この協定の締結に伴い、 間において昭和47年2月3日付をもって締結した松戸市・流山市消防相互応援協定は、解除する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は 義を生じた事項については、 及び が協議して決定するものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、 記名 印の上、各自1通保管するものとする。

平成18年11月1日

松戸市根本 389 地の5

松戸市

松戸市長 川井

流山市平和台 1 目 1 地の1

流山市

流山市長 井 義治

資料 55 茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律 226 号）第 39 条第 2 項の規定により、下記市町村、組合（以下「協定市町村等」という。）の長は、協定市町村等の行政区域のうち、常 自動車道三郷、北茨城インターチェンジ間、北関東自動車道 川 、水戸 インターチェンジ間、東水戸道路水戸 、ひたちなかインターチェンジ間、常陸 有料道路ひたちなか、ひたち海 公園インターチェンジ間、県道常陸 港 線ひたち海 公園、常陸 港インターチェンジ間、 都 中央連絡自動車道つくば中央インターチェンジ、 敷インターチェンジ間、東関東自動車道茨城町ジャンクション、茨城空港北インターチェンジ間（以下「協定区域」という。）における消防及び救急業務に関する相互応援について、次のとおり協定する。

三郷市、 川松 消防組合、 川市、流山市、柏市、守 市、つくばみらい市、つくば市、常総地方広域市町村 事務組合、土 市、かすみがうら市、石 市、小 玉市、水戸市、 間市、 市、東海村、常陸 田市、日立市、高 市、北茨城市、ひたちなか市、茨城町、 市、 敷地方広域市町村 事務組合、見町

（目的）

第 1 条 本協定は、協定区域において火災、救急事故及びその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において協定市町村等の消防力を活用して災害による被害を軽減することを目的とする。

（出場区域）

第 2 条 協定市町村等は、前条の目的を達成するため協定区域に災害が発生した場合は、別表に掲げる協定出場区域表に基づき消防隊、救急隊、その他の人員資機材（以下「消防隊等」という。）を出場させるものとする。

（出場消防隊等）

第 3 条 本協定により出場する消防隊等は、原則として常備消防機関の消防隊等とする。

（応援）

第 4 条 協定区域に災害が発生し、第 2 条の規定により出場した市町村等（以下「出場市町村等」という。）の消防長が、他の協定市町村等の応援の必要を認めるときは、当該協定市町村等の長（消防本部が設置されている市町村等の場合は消防長とする。以下同じ。）に対し、応援の要請をすることができる。

また、第 2 条の規定により出場しなければならない市町村等において、特別の理由により出場できない場合も同様とする。

2 応援の要請を行う出場市町村等の長は、次の事項をできる限り明らかにしなければならない。

- (1) 災害発生場所及び災害の概要
- (2) 応援を要する消防隊等の種類及び数
- (3) その他活動内容等必要な事項

3 応援の要請を受けた協定市町村等（以下「応援市町村等」という。）は、業務に重大な支障のない限度において消防隊等を出場させるものとする。この場合において、業務上重大な支障が

あり消防隊等を出場させることができない応援市町村等の長は、速やかにその旨を応援の要請者に通報するものとする。

4 災害の大規模化等により、前1項の応援だけでは対応が困難となった場合は、茨城県広域消防相互応援協定に基づき、応援を要請するものとする。

(指揮)

第5条 前条の規定により、応援のため出場した消防隊等の指揮は、第2条の規定により出場した消防隊等の現場の最高指揮者が行うものとする。

(災害の事務処理)

第6条 災害の事務処理は、第2条の規定により出場した消防隊等が行うものとする。この場合において、火災の原因、損害又は被救護者の調査事務等が長時間にわたるときは、災害発生地を管轄する協定市町村等に事務の一部を依頼することができる。

また、必要に応じ事務処理状況等について、相互に通報するものとする。

(経費の負担)

第7条 第2条の規定による出場及び第4条の規定による応援(以下「応援等」という。)に要する経費の負担は、法令その他の定めのあるものを除き、次のとおりとする。

(1) 応援等に要した経費は、応援等を行った協定市町村等の負担とする。

ただし、機器資材等で要請により調達し、又は立て替えたものについては、災害発生地を別表「協定出場区域表」により管轄する協定市町村等が現物又はその経費を負担するものとする。

(2) 応援のために出場した消防隊等の活動が長時間にわたり燃料、機器資材の補給又は給食等を必要とする場合は、災害発生地を別表「協定出場区域表」により管轄する協定市町村等において現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。

(3) 応援等のために出場した消防隊の隊員の給与及び公務災害補償に要する費用は、当該消防隊等の所属する協定市町村等の負担とする。

(4) 応援等のために出場した消防隊が業務遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、その償についてその都度関係協定市町村等において協議のうえ決定するものとする。

ただし、災害地への出場又は帰路 上において発生したものについては、応援等のため出場した協定市町村等が負うものとする。

(情報交換等)

第8条 協定市町村等は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種情報及び機器資材等の状況を相互に通報するものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は 義を生じた事項については、協定市町村等の長がその都度協議のうえ決定するものとする。

(実施要領)

第10条 本協定の実施について必要な事項は、協定市町村等の消防長が相互に協議のうえ別に定めるものとする。

(適用)

第11条 本協定は、平成22年4月24日から効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定 29 通を作成し、協定市町村等の長記名 印のうえ各 1 通を保有する。

なお、平成 21 年 3 月 21 日付けで締結した「茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定書」は廃止する。

平成 22 年 3 月 31 日

茨城県土 市		茨城県石 市	
市長	中川 清	市長	保田 健一
茨城県常陸 田市		茨城県高 市	
市長	大 保 一	市長	間
茨城県北茨城市		茨城県 間市	
市長	田	市長	山口
茨城県 市		茨城県つくば市	
市長	池	市長	市原 健一
茨城県ひたちなか市		茨城県守 市	
市長	本間 源基	市長	会田 真一
茨城県 市		茨城県かすみがうら市	
市長	小宅 近昭	市長	井
茨城県 川市		茨城県つくばみらい市	
市長	中田	市長	島 善
茨城県小 玉市		埼玉県三郷市	
市長	島田 一	市長	木津
川松 消防組合		埼玉県 川市	
管理者	戸	市長	戸
千葉県流山市		千葉県柏市	
市長	井 義治	市長	山 保
茨城県水戸市		茨城県日立市	
市長	加 一	市長	村 千
茨城県 敷市		茨城県東茨城 茨城町	
市長	田口	町長	小林 宣
茨城県 東海村		茨城県 敷 見町	
村長	村上 達	町長	天田
広域市町村 事務組合		常総地方広域市町村 事務組合	
管理者	範	管理者	会田 真一
敷地方広域市町村 事務組合			
管理者	中山 一生		

資料 56 流山市防災行政無線の活用に関する協定書（東京電力株式会社 東葛支社）

流山市（以下「市」という。）と東京電力株式会社（以下「電力」という）は、流山市防災行政無線（以下「防災無線」という。）の活用に関し、市と電力の間において、次の条項により協定を締結する。

（広報の依頼）

第 1 条 電力は、電力供給に係わる大規模事故が発生した場合や著しい電力需給の変動が大規模停電を引き起こすことが想定される場合で、その事態を回避するための節電のお願いについて、市が自ら速やかな広報活動ができないときは、電力に対し、広報の依頼をすることができる。この場合において、大規模事故とは、おおむね 5,000 世帯以上に相当の長時間にわたり電力供給を及ぼす恐れのある停電とする。

2 電力は、前項の依頼を受けたときは、防災無線を使用し、別記広報文例を基本に、市民等に対して広報を行うものとする。

（広報依頼内容等）

第 2 条 電力は、前条第 1 項を依頼するときは、別図連絡体制により、次に掲げる事項を連絡するものとする。

- (1) 電力の所属名、氏名、電話番号
- (2) 依頼する範囲
- (3) 事故等の範囲(判明している場合)
- (4) 生じている事象
- (5) 市民等に伝達すべき注意事項
- (6) 電力における対応
- (7) 復旧の見込み
- (8) 問合せ先
- (9) その他必要な事項

2 電力は、前項の依頼後、新たな情報が判明したときは、その旨を直ちに市に連絡するものとする。

（受け入れ体制）

第 3 条 電力は、一般市民からの問い合わせに対し、受け入れ体制を確立しておかなければならない。

（賠償の決定等）

第 4 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に賠償が生じたときは、電力及び市が協議のうえ定めるものとする。

第 5 条 市と電力の間で締結した平成 12 年 月 1 日付けの流山市防災行政無線の活用に関する協定は、本協定の締結日から効力を失うものとする。

この協定の締結を証するため、市と電力とは、本書 2 通を作成し、電力及び市が記名捺印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 20 年 10 月 14 日

流山市平和台 1 目 1 地の 1

流山市

流山市長 義治

柏市新柏 1 目 13 地の 2

東京電力株式会社 東葛支社

支社長 木

別記 広報文例（第1条第2項）

大規模事故の場合

こちらは、防災ながれやまです。

東京電力(株)からの情報によりまあと、ただいま、〇〇地域（ する範囲）で、台風(原因)のため、停電(生じている事象)しているもようです。

切れた電線には 対近づかないように(注意事項)してください。

ただいま、復旧作業を行っていますので、しばらくお待ちください。

なお、〇〇時〇〇分（復旧見込み)に復旧する見込みです。

問い合わせについては、東京電力(株)(間合せ先)までお いたします。

電のお の場合

こちらは、防災ながれやまです。

東京電力(株)からの情報によりますと、ただいま、〇〇地域（ する範囲）で、 による電力使用の増加(原因)のため、転電が発生する可能性(生じている事象)があります。

停電を避けるため 電にご協力をお いたします(注意事項)。

問い合わせについては、東京電力(株)(間合せ先)までお いたします。

資料 57 流山市防災行政無線の活用に関する協定書（京和ガス株式会社，京葉瓦斯株式会社）

流山市を とし、京和ガス株式会社を とし、自然災害等により、 によるガスの供給に係る大規模事故が発生した場合の流山市防災行政無線（以下「防災行政無線」という。）の活用に関し、 間において次のとおり協定を締結する。

（大規模事故の定義）

第 1 条 本協定における大規模事故とは、地震、台風などの自然災害や事故等により概ね 5,000 世帯以上に相当の時間市民生活に を及ぼすおそれのある事故をいう。

（広報の依頼）

第 2 条 は、大規模事故が発生し、 自では速やかな広報ができないと判断した場合は、 に防災行政無線を活用した広報を依頼することができるものとする。

（依頼内容等）

第 3 条 は、前条の依頼をするときは、 間で事前に確認した別 連絡体系により、次に掲げる事項を連絡するものとする。

- (1) 依頼者の所属及び氏名
- (2) 事故発生時間
- (3) 事故原因（判明している場合）
- (4) の範囲
- (5) 復旧の見通し
- (6) その他必要な事項

2. は、依頼後に新たな情報が判明したときは、当該情報を直ちに に連絡するものとする。

（防災行政無線を活用した広報の実施）

第 4 条 は、 からの広報の依頼を受け、当該大規模事故が市民の生活に を及ぼすと予想されると判断したときは、別記の広報文例を参考として、防災行政無線を活用し、市民等に対して速やかに広報を実施するものとする。

（協定条項の解 等）

第 5 条 この協定に定める各条項の解 について 義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、 協議の上定めるものとする。

（協定書の有効期間）

第 6 条 本協定書の有効期間は、締結日から 1 年間とする。ただし、期間満了の 1 月前までに当事者の一方から書面による別段の意 表示をしないときは、この協定は更に 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、 、 それぞれ記名 印のうえ、その 1 通を保有する。

平成 12 年 5 月 19 日

流山市平和台1 目1 地の1
流山市
流山市長 山 光
流山市江戸川台東1 目254 地
京和ガス株式会社
取締役社長 水 野

(協定条項の解 等)

第5条 この協定に定める各条項の解 について 義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、 協議の上定めるものとする。

(協定書の有効期間)

第6条 本協定書の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1 月前までに当事者の一方から書面による別段の意 表示をしないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

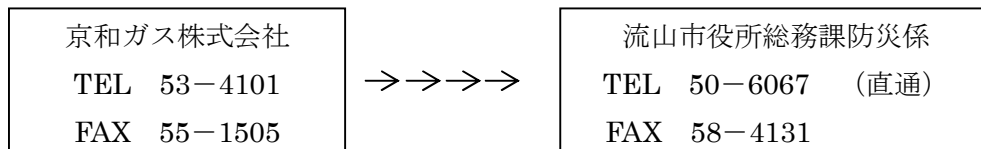
この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、 、 それぞれ記名 印のうえ、その1通を保有する。

平成12年5月19日

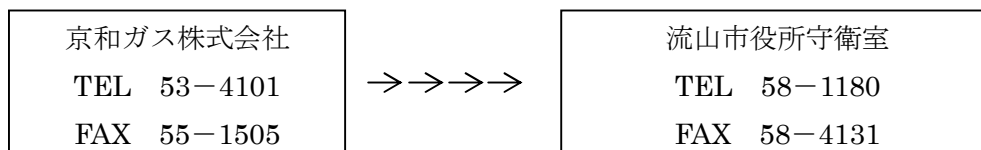
流山市平和台1 目1 地の1
流山市
流山市長 山 光
柏市柏211 地の5
京葉瓦斯株式会社 東葛支社
支社長 昼 間

別 連絡体制(第2条第1項)

1 平日の 前8時30分から 後5時20分までの場合

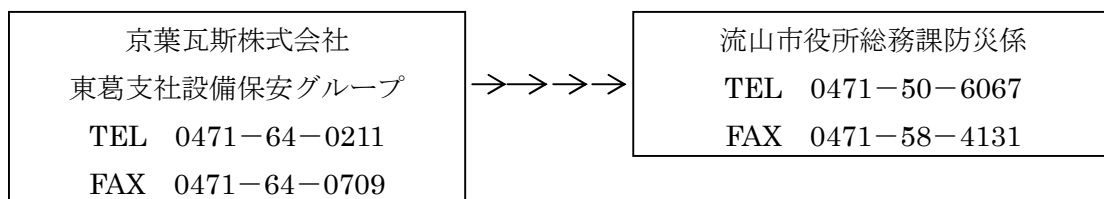


2 上記以外の場合

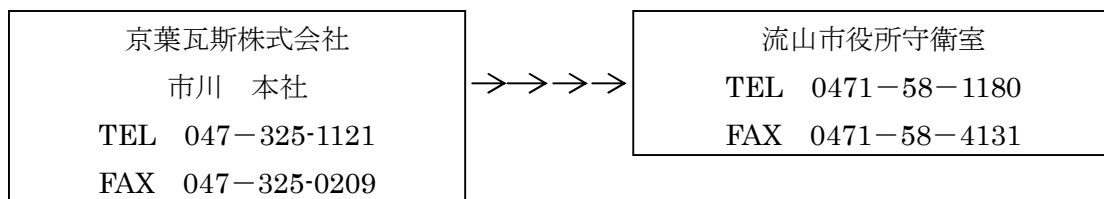


別 連絡体制(第3条第1項)

1 平日の 前8時30分から 後5時20分までの場合



2 日・夜間等上記以外の場合



広 報 文 例

こちらは、流山市です。

ただ今、〇〇地域において、都市ガスの供給が停止されています。

現在、事故原因については、ガス会社が調査中ですが、復旧については〇〇時間くらいかかる見込みです。

供給を再開するま際は、安全確保のため、ガス会社の係員が 問い、設備の点検をしますので、それまで 対にガスを使わないで下さい。

また、万一ガスの いがしたら、ガス会社に連絡してください。

資料 58 災害時における協力に関する協定書（社団法人全日本冠婚葬祭互助協会）

流山市(以下「市」という。)と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会(以下「協会」という。)とは、災害時における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における、 市が行う遺体の処理活動に対する 協会の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力)

第2条 市の市内において地震、風水害その他の災害が発生したことにより、 市に災害対策本部が設置される災害時(以下「災害時」という。)に多数の死者が一時的又は集中的に発生した場合は、 市は、次に掲げる事項について 協会に要請し、 協会は、当該事項に協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の提供
- (2) 遺体を安置する施設(葬式場等)の提供
- (3) その他 市の要請により 協会が応じることができる事項

(要請)

第3条 市に対する要請は、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない事態等が発生したときは、電話又は ファックス等で要請し、その後速やかに当該要請に関する文書を 市に送付するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 要請の内容
- (3) 協力を要請する期間
- (4) その他要請に必要な事項

(協力の方法)

第4条 市は、前条の規定による 市の要請があった場合は、 市のできる事項において、 市の指示に従い、第2条各号の協力を行うものとする。

(報告)

第5条 市は、第2条各号に定める協力をしたときは、次に掲げる事項を、文書により 協会に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に要した機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
- (2) 遺体を安置した施設(葬式場等)の使用した部屋の数及び使用した日数
- (3) その他 市が 協会に指示した事項

(経費の負担)

第6条 市は、前条の規定による 市の報告があった場合は、当該報告の内容が 市の要請に適合していることを確認の上、 市の協力に要した経費を負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 市は、協力に要した経費を 協会に請求する場合は、その全額を一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 は、前条の規定による経費の請求があった場合は、当該請求のあった日から30日以内に の指定する先に支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消 品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生時直前における市場の適正な価格を基準とし、 、 協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 は、この協定に基づく災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、 、 それぞれ1名の連絡責任者を置き、 にあつては災害対策本部長の職にある者を、 にあつては会長を当該責任者とする。

(通知)

第12条 は、災害時における円滑な協力が図られるよう、この協定により協力できる の会員の名簿を毎年3月末までに、 に通知するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し 義が生じたときは、その都度、 、 協議の上定めるものとする。

附則

- 1 この協定は、平成12年11月1日から施行する。
- 2 この協定の締結の証として本協定書2通を作成し、 、 記名 印の上、各自1通を保有する。

平成12年1月1日

千葉県流山市平和台1 目1 地の1

流山市

流山市長 山 光

東京都港区 門5-13-1

社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会

会 長 山 下

資料 59 災害時における輸送業務に関する協定書（流山トラック事業協同組合）

流山市（以下「市」という。）と流山トラック事業協同組合（以下「組合」という。）とは、救援物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、流山市に災害が発生した場合において、流山市地域防災計画に基づき市が行う救援物資等の輸送に対する組合の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 市は、組合からの要請に基づき、次に掲げる場所への救援物資等の輸送の協力を行うものとする。

- (1) 避難場所への輸送
- (2) その他 市の指定する場所への輸送

（協力要請の手続）

第3条 市の要請に対する救援物資等の輸送の要請は、文書により行うものとする。ただし、市は、緊急を要するときは、電話等により要請できるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 市は、要請を受けた場合は必要な人員、事業用車両等を出動させ、救援物資等の輸送に協力するものとする。

（報告）

第5条 市は、市の要請により協力をしたときには、その結果を市に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 市は、市が救援物資等の輸送に要した費用を負担するものとする。この場合において、当該費用の額は、市と組合とが協議して定めるものとする。

（車両の届出）

第7条 市は、災害時における救援物資等の輸送業務のように供することができる事業用車両の車種、自動車登録 号等の毎年度当初 市に対して報告するものとする。

（事故等）

第8条 市は、救援物資等の輸送のための事業用車両の運行に際し、事故が発生したときは、市に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、1年間とする。ただし、有効期間の1か月前までに、市又は組合がこの協定を終了する旨の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から同一の条件をもって更新したものとみなす。以後期間満了となる場合も同様とする。

（協議）

第10条 この協定の各条項の解釈について 市と組合とが生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、市と組合とが協議して決定するものとする。

上記協定の締結を証として、本協定書2通を作成し、市と組合とが記名 印の上、各自1通を保有する。

平成 13 年 6 月 7 日

流山市平和台 1 目 1 地の 1
流山市
流山市長 山 光

流山市流山 8 目 1310 地の 1
流山トラック事業協同組合
代表理事 小 倉

資料 60 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書（生活協同組合ちばコープ，生活協同組合，エル生活クラブ生活協同組合）

流山市（以下「市」という。）と生活協同組合ちばコープ（以下「ちばコープ」という。）、生活協同組合エル（以下「エル」という。）、生活クラブ生活協同組合（以下「生活クラブ」という。）とは、それぞれ、災害時における応急生活物資の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、流山市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合において、流山市地域防災計画に基づき 市 が実施する応急生活物資の供給に関し、 ちばコープ、エル及び 生活クラブ（以下「協同組合」と総称する。）が行う当該物資の優先供給及び搬送の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 市 は、 協同組合からの要請に基づき、別表に掲げる応急生活物資の優先供給を実施することとし、 協同組合の指定する物資供給拠点又は避難場所等まで当該物資の搬送を行うものとする。

2 市 は、必要と認めるときは、 協同組合と協議の上、別表に掲げる品目以外の品目を応急生活物資に加して優先供給の対象とすることができる。

（要請手続き等）

第3条 市 は、 協同組合に対する要請を行うときは、 協同組合の代表者に文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後に文書をもって行うものとする。

2 前項に規定する 協同組合の代表者は 市 とし、 協同組合の応急生活物資の優先供給及び搬送の連絡調整に当たるものとする。ただし、 市 が事情により連絡調整に当たれないときは、 協同組合が代わってその業務を行うものとする。

（費用弁償等）

第4条 市 は、第2条の規定により 協同組合が優先供給を行った応急生活物資の代金及び搬送に要する費用を負担するものとする。

2 前項の規定により 協同組合が負担する代金の額は、災害直前における適正価格を基準として、 市 と協議の上、決定するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第5条 市 は、他の生活協同組合等との間での連携を強化し、災害時における物資の調達等について、広域的な供給支援体制の整備に努めるものとする。

（期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成15年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の1か月前までに 市 がいずれからも 協同組合の申し出がないときは、この協定は、さらに1年間継続されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈 について 市 が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、 市 と 協同組合と協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、 市 と 協同組合とは、本書を4通作成し、それぞれ記名 印の上、その1通を保有する。

平成 14 年 3 月 21 日

流山市平和台 1 目 1 地の 1

流山市

流山市長 山 光

千葉市若葉区 木町 526 1

₁ 生活協同組合ちばコープ

理事長 高

市本町 2 目 2 1 号

₂ 生活協同組合エル

理事長 本郷 子

千葉市 区真砂 5 目 21 12

₃ 生活クラブ生活協同組合

理事長 池田

別 表

供給基準	応急生活物資供給品目
最優先供給品目	<ul style="list-style-type: none"> ・パン(子パン、調理パン) ・ (ロングライ) ・果物(バナナ、りんごなど) ・レトルト食品(ごはん、おかず) ・容器入り飲料水、清 飲料
状況に応じて供給する品目	<ul style="list-style-type: none"> ・ () ・生理用品 ・即席 ・下着類 ・バター、ジャ ・靴下 ・緑 ・タオル ・コー ー ・なべ ・ ・ラップ類 ・米 ・ 上ガスコンロ ・ ぼし ・ 上ガスボンベ ・海 ・電池 ・ ・懐中電灯 ・ 油 ・ゴミ ・ ・トイレット ーパー ・ おむつ ・ガ テープ ・ れテ ッシュ ・バ ツ ・石 ・ 手 ・ 面用具 ・裁 キット ・ 取り線 ・文 具 ・使い てカイロ ・運動靴 ・マスク

備考

- (1) 最優先供給品目」とは、災害直後に最優先で調達・供給すべき品目とする。
- (2) 状況に応じて供給する品目」とは、災害規模や被害者のニー の変化等の状況に対応して調達・供給すべき品目とする。

資料 61 災害時の協力に関する協定（流山市土地開発公社）

流山市（以下「市」という。）と流山市土地開発公社（以下「公社」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）時において公社が実施する災害応急対策への市の協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 市は、災害応急対策を実施するため公社に対し協力を求める必要があると認めるときは、文書により公社に協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第2条 市は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、市の職員を公社が実施する災害応急対策（以下「応急対策」という。）に派遣するほか、市の所有する車両を応急対策のように供するものとする。

2 前項の場合においては、市は、市の定める職員の指示に従い、又は要請事項に従い業務を行うものとする。

（経費の負担）

第3条 前条の規定により市の要請する業務を行った場合において、公社が要した経費については、公社が負担する。

（経費の請求）

第4条 前条に規定する経費の額が確定した場合は、市の請求に基づき公社が支払うものとする。

（災害補償等）

第5条 市の要請により応急対策に従事した市の職員が、そのために負傷し、市にり、又は死亡した場合の災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合、千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第1号）の規定により市が補償する。

（有効期間等）

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日前30日までに、市又は公社がこの協定を終了する旨の意思表示をしないときは、この協定は同一の条件をもって更新されたものとし以後の期間についても同様とする。

（協議）

第7条 この協定の解釈に異議を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、市及び公社が協議の上決定するものとする。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、市・公社 記名 印の上、各自1通を保有する。

平成14年7月1日

流山市平和台1 目1 地の1

流山市

流山市長 山 光

流山市平和台1 目1 地の1

流山市土地開発公社

理事長 本

資料 62 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（社団法人流山市歯科医師会）

流山市における災害の歯科医療救護活動を円滑に行なうため、流山市（以下「市」という。）と社団法人流山市歯科医師会（以下「会」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、流山市地域防災計画に基づき、市が行う歯科医療救護活動に対する会の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 市は、流山市地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、市に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 市は、前項の規定により会の派遣要請を受けた場合は、直ちに歯科医師、歯科衛生士および事務職等で構成する歯科医療救護班を編成し、第5条の規定により市が設置する応急救護所又は市が指定する場所（以下「救護所等」という。）に派遣するものとする。

（災害時歯科医療救護計画の策定及び提出）

第3条 市は、この協定に基づく歯科医療救護活動を実施するため、災害時歯科医療救護計画を策定し、市に提出するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第4条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における歯科医療を必要とする被災者に対する応急措置に関すること。
- (2) 被災者の歯科医療機関への転送の要否及び順位の決定に関すること。
- (3) 歯科医療記録等による遺体の身元確認に関すること。
- (4) その他歯科医療活動に関すること。

（応急救護所の設置）

第5条 市は、災害の発生状況により必要に応じて、避難所及び被災地周辺の歯科医療活動が可能な公共施設等に応急救護所を設置する。

（歯科医療救護班の搬送）

第6条 歯科医療救護班の救護所への搬送は、原則として市が行うものとする。

（歯科医薬品等）

第7条 歯科医療救護班の歯科医療救護活動に要する医薬品及び医療器具等は、原則として市が調達し、救護所等に配置するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市の保有する問用歯科診療器具等の使用並びに市が開設した流山市日診療所の歯科診療施設及び歯科診療機器材等の活用の要請が市からあった場合は、市は全面的に協力するものとする。

（後方歯科医療機関への転送）

第8条 市は、救護所等に後方歯科医療機関における歯科医療を必要とする被災者がいる場合は、第4条第2号に規定する歯科医療救護班の決定により、市が指定する後方歯科医療機関に当該被災者を転送するものとする。

（医療費）

第9条 救護所等における応急措置に係る医療費は、無料とする。

2 前条の規定による後方歯科医療機関における医療費は、原則として被災者の負担とする。

(総合防災訓練への参加)

第10条 は、 から要請があった場合は、 が実施する総合防災訓練に参加協力するものとする。

(費用弁償等)

第11条 の要請に基づき、 の指示により歯科医療救護活動に従事した歯科医師等に対する費用弁償等については、 協議の上、別に定めるものとする。

(災害補償等)

第12条 の要請に基づき、 の指示により歯科医療救護活動に従事した歯科医師等が、そのために負傷し、 にかかり、又は死亡した場合は、千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例(昭和44年千葉県市町村総合事務組合条例第14号)に準じて が災害補償を行うものとする。

(協定の効力等)

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに 及び のいずれから もらの意 表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後の期間についても同様とする。

(義の決定)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に 義が生じたときは、 協議の上、決定するものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、それぞれ 記名 印の上、各自1通を保有する。

平成14年11月20日

流山市平和台1 目1 地の1

流山市

流山市長 山 光

流山市 初石4 目1433 地の1

流山市保健センター内

社団法人 流山市歯科医師会

会 長 良 文

災害時の歯科医療救護活動に係る費用弁償等に関する覚書

流山市（以下「市」という。）と社団法人流山市歯科医師会（以下「会」という。）との間において、平成14年11月20日付けで締結した「災害時の歯科医療救急活動に関する協定書」第11条の規定により、費用弁償等について、次のとおり覚書を交換する。

（費用弁償の額）

第1条 歯科医療救護活動に従事した者に対する費用弁償の額は、1回の従事につき次のとおりとする。

- (1) 歯科医師 24,800円
- (2) 歯科衛生 4,480円
- (3) 事務職等 3,080円

2 歯科医療救護活動の時間が4時間を超える場合には、次の各号に規定する1時間単価に超過時間数を乗じて得た額を、前項各号に規定する金額にそれぞれ加算するものとする。

- (1) 歯科医師 6,200円
- (2) 歯科衛生 1,120円
- (3) 事務職等 770円

3 前2項に置ける従事時間が 後5時から 後10時まで及び 前5時から 前9時までの場合は、前項各号に規定する1時間単位に100分の25を、 後10時から 前5時までの場合は、100分の50を乗じて得た額を、第1項各号に規定する金額にそれぞれ加算するものとする。

（実費弁償）

第2条 歯科医療救護活動を行うに当たり、歯科医師が所有する医薬品、衛生材料等を使用した場合は、市がその実費を負担する。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、それぞれ 記名 印の上、各自1通を保有する。

平成14年11月20日

流山市平和台1 目1 地の1

流山市

流山市長 山 光

流山市 初石4 目1433 地の1

流山市保険センター内

社団法人 流山市歯科医師会

会 長 良 文

資料 63 災害時における業務協定書（流山環境保全協同組合）

（趣旨）

第1条 流山市（以下「 」という。）と流山環境保全協同組合（以下「 」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）時における廃棄物等の処理のための応急対応（以下「応急対応」という。）を実施するため、次の協定を締結する。

（協力の要請）

第2条 が、応急対応を実施するため、 に対し協力を求める必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後速やかに要請に関する文書を送付するものとする。

- (1) 廃棄物の撤去
- (2) 廃棄物の収集運搬
- (3) し尿の収集運搬
- (4) その他協力できる事項

（協力の実施）

第3条 は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、 の定めた職員の指示に従い、又は要請事項に従い業務を行うものとする。

（業務報告）

第4条 は、要請事項を実施する場合は、適 その活動内容等の経過について報告するとともに、その業務を 了したときは速やかに業務報告書を に提出するものとする。

（連絡責任者）

第5条 応急対応の実施に関する事項の伝達並びにこれに関する連絡の確実及び円滑化を図るため、 、 共に事前に連絡責任者を定めておくものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の規定により の要請する業務を実施した場合において が要した費用については、 の負担とする。

2 前項の規定により、 が負担する費用については、 協議のうえ決定する。

（費用の発生）

第7条 前条の規定により費用が確定した場合は、 の請求に基づき は支払うものとする。

（災害補償）

第8条 は、第3条の規定に基づき業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、疫 にかかり、又は障害となった場合の災害補償については、労 者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合は、千葉県市町村消防団員等公務補償条例（昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第1号）の規定により補償する。

（会員の状況等の報告）

第9条 は、本協定に係る組合員の人員、車両等に変更が生じた場合は、毎年5月末までに報告するものとする。

（協定の効力及び更新）

第10条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、終了30日前までに、

又は がそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(義の決定)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に 義が生じたときは、 協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、 記名 印のうえ、各自1通を保有する。

平成16年10月7日

流山市平和台1 目1 地の1
流山市
流山市長 井 義治

流山市流山2 目312 地
流山環境保全協同組合
理事長 大 照

資料 64 災害時の応援に関する協定書（長野県信濃町）

（趣旨）

第1条 この協定は、流山市長（以下「 」という。）と信濃町長（以下「 」という。）との協議により、流山市又は信濃町において、災害が発生し、被災市町 自では十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、基本的な事項について定めるものとする。

（連絡の 口）

第2条 及び は、各 の市町における防災担当を 口とし、災害が発生した場合は、相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (7) 前各号に定めるもののほかに特に要請のあった応援

（応援要請の手続き）

第4条 応援を要請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によるものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量並びに職種別ごとの人員
- (4) 応援の期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（自主応援）

第5条 被災地市町長から応援要請の依頼がない場合においても、事態が緊急を要すると判断した場合は、前条の規定による要請の有無にかかわらず、必要な応援を行うことができるものとする。

（指揮権）

第6条 応援に従事する職員は、被災地市町長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町で負担するものとする。

2 応援を受けた市町で前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受

けた市町の求めにより応援した市町は、当該費用を一時繰替えて支弁することができるものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、及び がその都度協議して定める。

(情報の交換)

第8条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、地域防災計画その他防災に関する情報を交互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めない事項で、特に必要が生じた場合は、及び がその都度協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、及び が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、及び が署名 印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成17年4月11日

流山市長 井 義治

信濃町長 服部

資料 65 災害時の応援に関する協定書（石川県能登町）

（趣旨）

第1条 この協定は、流山市長（以下「 」という。）と能登町長（以下「 」という。）との協議により、流山市又は能登町において、災害が発生し、被災市町 自では十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、基本的な事項について定めるものとする。

（連絡の口）

第2条 及び は、各 の市町における防災担当を 口とし、災害が発生した場合は、相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (7) 前各号に定めるもののほかに特に要請のあった応援

（応援要請の手続き）

第4条 応援を要請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によるものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量並びに職種別ごとの人員
- (4) 応援の期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（自主応援）

第5条 被災地市町長から応援要請の依頼がない場合においても、事態が緊急を要すると判断した場合は、前条の規定による要請の有無にかかわらず、必要な応援を行うことができるものとする。

（指揮権）

第6条 応援に従事する職員は、被災地市町長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町で負担するものとする。

2 応援を受けた市町で前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受

けた市町の求めにより応援した市町は、当該費用を一時繰替えて支弁することができるものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、及び がその都度協議して定める。

(情報の交換)

第8条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、地域防災計画その他防災に関する情報を交互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めない事項で、特に必要が生じた場合は、及び がその都度協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、及び が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、及び が署名 印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成17年7月8日

流山市長 井 義治

能登町長 持木 一

資料 66 救助犬の出動に関する協定書（特定非営利活動法人日本救助犬協会）

（趣旨）

第 1 条 流山市（以下「 」という。）と特定非営利活動法人日本救助犬協会（以下「 」という。）は、救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務内容）

第 2 条 この協定による業務は、流山市内の災害現場において、 が救助活動のため救助犬の出動が必要であると認めた人命等検索活動（以下「検索活動」という。）とする。

（出動の要請）

第 3 条 は、検索活動のため救助犬が必要であると認めた場合は、 に対し、救助犬の出動を要請するものとする。

2 救助犬の出動 数は、災害種別、規模及び検索範囲等を考慮し、その都度 及び が協議し、決定するものとする。

3 は、前項の出動要請を受けたときは、速やかに に属する会員（以下「会員」という。）に対し、救助犬の出動を命ずるものとする。

（業務等の実施）

第 4 条 会員は、救助犬とともに出動したときは、 の現場責任者の指揮のもとに検索活動を行うものとする。

2 前項の業務を円滑に実施するため、 及び が協議して訓練を実施するものとする。

（業務の終了）

第 5 条 この協定による業務の終了は、 の現場責任者が検索活動の終了を告げたとき、又は救助犬による検索活動の続行が不可能と判断したときとする。

（費用の弁償）

第 6 条 第 4 条第 1 項の規定により の要請する業務を が実施した場合において要した費用については、 の負担とする。

2 前項の規定により、 が負担する費用については、 及び が協議のうえ決定する。

（災害現場等における損害等）

第 7 条 この協定に基づく会員並びに救助犬の業務及び訓練等に伴って生じた障害（第三者に対する損害を含む。）は、 及び会員の責任において負担するものとする。

（理事等の名簿の提出）

第 8 条 は、 に本協定に係る理事等の名簿を提出するものとし、 はその名簿を保管しておくものとする。ただし、 は会員等に異動があったときは、その都度 に通知するものとする。

（連絡会）

第 9 条 及び は、この協定が円滑に運用するため、必要に応じ連絡会を開催するものとする。

（ 義の決定）

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に 義が生じたときは、 及び が協議のうえ定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、 及び が協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、 及び が記名 印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 17 年 8 月 8 日

流山市平和台 1 目 1 地の 1
流山市
流山市長 井 義治
東京都中野区中野 5 目 67 6 号
ビジネスハイツ中野 701 号
特定非営利活動法人 日本救助犬協会
理事長 小

「救助犬の出動に関する協定」実施細目

(趣旨)

第 1 条 この実施細目は、平成 17 年 8 月 8 日付けで流山市（以下「 」という。）と特定非営利活動法人日本救助犬協会（以下「 」という。）との間で締結した救助犬の出動に関する協定（以下「協定」という。）第 10 条の規定に基づき、次のとおり協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(出動対象災害等)

第 2 条 が に出動要請する災害等は、次の場合とする。

- (1) 地震による建造物等の崩壊、倒壊等により人命等検索活動が必要な災害
- (2) 建築物、その他の工作物等の崩壊等により人命等検索活動が必要な災害
- (3) 土砂崩れ等により人命等検索活動が必要な災害
- (4) その他人命検索活動が必要な災害

(出動の要請)

第 3 条 は、協定第 3 条に規定する出動を要請するときは、次の各号に掲げる事項を明示して、文書又は電話等の方法により行うものとする。

ただし、 との連絡がとれない場合、 は に属する会員（以下「会員」という。）に対して直接要請することができるものとする。

この場合、 は、速やかにその旨を に連絡するものとする。

- (1) 災害種別、場所及びその概要
- (2) 出動場所
- (3) 連絡、誘導担当者の所属、氏名
- (4) その他要請に必要な事項

2 は、協定第 3 条に規定する出動の要請を受け出動態勢が整ったときは、次の各号に掲げる事項を に連絡するものとする。

- (1) 責任者の氏名
- (2) 出動人員
- (3) 救助犬の 数
- (4) 出動時間及び到着予定時間

(5) その他必要な事項

3 第1項及び第2項に定める連絡先は次のとおりとする。

区 分	連 絡 先		連 絡 方 法
流 山 市	昼	総務部総務課	電話 04(7150)6067 X 04(7158)4131
	日 夜間等	総務部総務課 (管財課守衛室経由)	電話 04(7158)1180
日本救助犬協会 本部	昼	事務所 中 事務局長宅	電話 03(3385)3451 X 03(3385)3461 電話 042(592)3309 X 042(592)3309 携帯 090(6520)3641
	日 夜間等	小 理事長宅	電話 03(3387)8951 X 03(3387)5831 携帯 090(5583)9055
日本救助犬協会 千葉北部地区	昼夜 日	地区責任者 松原和子宅	電話 04(7148)7620 X 04(7148)7626 携帯 090(5439)9815

(連携活動)

第4条 及び は、協定第4条の規定による訓練等を通じて、円滑な救助活動が実施できるよう努めるものとする。

第5条 は、出動隊の帰着後速やかに、 に対して次の事項を別記様式により通知するものとする。

- (1) 出動部隊（救助犬の 数、人員、車両）
- (2) 活動時間経過
- (3) 活動内容
- (4) その他必要な事項

(費用の弁償)

第6条 は、前第5条に基づく からの通知をもって費用の請求があったものとみなし、内容等を確認し、活動に要した費用を に支払うものとする。

2 前項の規定により、 が負担する費用については、 及び が協議のうえ決定する。

(義の決定)

第7条 この実施細目に定めのない事項及び内容に 義が生じたときは、 及び が協議のうえ定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため、本書2通を作成し、 及び が記名 印のうえ、各自1通を保有する。

平成 17 年 8 月 8 日

流山市平和台 1 目 1 地の 1

流山市

流山市長 井 義治

東京都中野区中野 5 目 67 6 号

ビジネスハイツ中野 701 号

特定非営利活動法人 日本救助犬協会

理事長 小

資料 67 災害時における放送要請に関する協定書（株式会社 JCN コアラ葛飾（旧株式会社 コアラテレビ））

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「法」という。）第 57 条の規定及び流山市地域防災計画に基づき、流山市（以下「市」という。）が株式会社コアラテレビ（以下「社」という。）に放送を行うことを求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（放送の要請）

第 2 条 市は、法第 56 条の規定に基づく通知又は要請が緊急を要する場合で、かつ、他の通信施設により通信することができない場合、又は著しく困難な場合において、その通信のため特に放送を必要とするときは、社に対し放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続）

第 3 条 市は、社に対し放送を行うことを求めるときは、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 放送日時
- (4) その他必要な事項

（放送の実施）

第 4 条 市は、社から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時をその都度決定し、放送するものとする。

（連絡責任者）

第 5 条 放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実、かつ、円滑なものとするため連絡責任者を置くこととし、市にあっては流山市防災担当課長、社にあっては株式会社コアラテレビ編成担当部長を連絡責任者とする。

（ 義の決定）

第 6 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に 義が生じたときは、市及び社が協議のうえ定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、市及び社が協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、市及び社が記名 印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 17 年 8 月 8 日

流山市平和台 1 丁目 1 地の 1
流山市
流山市長 井 義治

松戸市新松戸 3 丁目 55 地
株式会社コアラテレビ
代表取締役社長 村

「災害時における放送要請に関する協定」実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、平成17年8月8日付けで流山市（以下「 」という。）が株式会社コアテレビ（以下「 」という。）との間で締結した災害時における放送要請に関する協定（以下「協定」という。）第6条の規定に基づき、次のとおり協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 が、協定第2条に基づき に行う放送要請の範囲は、次の場合とする。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難勧告等緊急に住民に対し周知する必要があるとき。
- (2) 緊急警報放送により放送要請をすることができるのは、次の場合とする。

ア 住民への警報、通知等

イ 災害時における を防止するための指示等
前各号のほか、 が特に必要と認めるもの

(要請の手続)

第3条 は、緊急警報放送の放送を要請するときは、予め電話等により放送要請の予告をした後、文書（様式1）により へ要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により様式1に定める事項を明らかにして要請し、事後において速やかに文書により行うものとする。

(の決定)

第4条 この実施細目に定めのない事項及び内容に 義が生じたときは、 及び が協議のうえ定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため、本書2通を作成し、 及び が記名 印のうえ、各自1通を保有する。

平成17年8月8日

流山市平和台1 目1 地の1

流山市

流山市長 井 義治

松戸市新松戸3 目55 地

株式会社コアテレビ

代表取締役社長 村

資料 68 災害時における物資の供給に関する協定書（流山石油商組合）

（趣旨）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した場合に、応急措置のため、緊急に必要なが生じた物資の供給について、流山市（以下「 」という。）と流山石油商組合（以下「 」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（物資の種類）

第 2 条 物資の種類は、 が取り扱っているもののうち、 が緊急に必要とするものとする。

（供給手続）

第 3 条 が、物資の供給を受けようとするときは、文書（様式 1）により、 へ要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後速やかに要請に関する文書を送付するものとする。

（費用弁償）

第 4 条 は、前条の規定により供給を受けた物資の代金を、災害が発生した時における価格を基準として、 及び が協議のうえ決定し、 に支払うものとする。

（協定の効力及び更新）

第 5 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年間をもって終了する。ただし、この期日終了 30 日前までに、 又は はそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に 1 年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

（ 義の決定）

第 6 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に 義が生じたときは、 及び が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、 及び が記名 印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 17 年 8 月 8 日

流山市平和台 1 目 1 地の 1
流山市
流山市長 井 義治

流山市 10 地の 1
流山石油商組合
組合長 山野辺

資料 69 災害時における燃料の供給に関する協定書（流山石油商組合）

（趣旨）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した場合に、災害応急対策に使用する災害対策本部活動車両等の燃料供給について、流山市（以下「 」という。）と流山石油商組合（以下「 」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（本部活動用車両等）

第 2 条 この協定において「災害対策本部活動用車両等」とは、流山市の表示を掲げた 所有の車両、消防車両、発電機等の防災資機材、その他 が災害応急対策に必要と認めた車両及び防災資機材とする。

（燃料の種類）

第 3 条 燃料の種類は、ガ リン、軽油及び灯油とする。ただし、その他緊急に必要なものについても、 は、支障のない範囲で からの要請に応じるものとする。

（要請の手続）

第 4 条 は、災害時に燃料の供給を受けようとするときは、災害時燃料供給要請書（様式 1）により、 へ要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により様式 1 に定める事項を明らかにして要請し、事後において速やかに文書により行うものとする。

2 は、 からの災害時燃料供給要請書（様式 1）又は電話による要請を受けたときは、速やかに の組合員店へ要請するものとする。

（供給の方法）

第 5 条 前条の規定による要請後、 は、 の組合員店において、別 記載の災害時燃料給油（以下「給油 」という。） 、 により燃料の供給を受けるものとする。

2 前項の規定により から要請を受けた の組合員店は、 に対し、優先的に燃料を供給するものとする。

3 前項の規定による燃料供給後、給油 は が保管し、給油 は の組合員店が保管するものとする。

（費用弁償）

第 6 条 は、前条 3 項に基づく からの給油 の請求をもって費用の請求があったものとみなし、 に支払うものとする。

2 は、前条の規定により供給を受けた燃料の代金を災害が発生した時における価格を基準として、及び が協議のうえ決定し、 に支払うものとする。

（会員の状況等の報告）

第 7 条 は、本協定に係る組合員及び業種等に変更が生じた場合は、毎年 4 月末までに に報告するものとする。

（協定の効力及び更新）

第 8 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年間をもって終了する。ただし、この期間終了 30 日前までに、又は はそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に 1 年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

（ 義の決定）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に 義が生じたときは、 及び が協議のうえ
定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、 及び が記名 印のうえ、各自1通を保有する。

平成17年8月8日

流山市平和台1 目1 地の1
流山市
流山市長 井 義治

流山市 10 地の1
流山石油商組合
組合長 山野辺

資料 70 流山市と北上市の災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第 1 条 この協定は、流山市長（以下「 」という。）と北上市長（以下「 」という。）との協議により、流山市又は北上市において、災害が発生し、被災市 自では十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条第 1 項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、基本的な事項について定めるものとする。

(連絡の 口)

第 2 条 及び は、各 の市における防災担当を 口とし、災害が発生した場合は、相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第 3 条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (7) 前各号に定めるもののほかに特に要請のあった応援

(応援要請の手続き)

第 4 条 応援を要請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によるものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量並びに職種別ごとの人員
- (4) 応援の期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

第 5 条 被災地市長から応援要請の依頼がない場合においても、事態が緊急を要すると判断した場合は、前条の規定による要請の有無にかかわらず、必要な応援を行うことができるものとする。

(指揮権)

第 6 条 応援に従事する職員は、被災地市長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第 7 条 応援に要した費用は、応援を受けた市で負担するものとする。

2 応援を受けた市で前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受け

た市の求めにより応援した市は、当該費用を一時繰替えて支弁することができるものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、及び がその都度協議して定める。

(情報の交換)

第8条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、地域防災計画その他防災に関する情報を交互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めない事項で、特に必要が生じた場合は、及び がその都度協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、及び が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、及び が署名 印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成17年11月3日

流山市長 井 義治

北上市長

資料 71 地震、風水害、雪害、その他の災害における業務協定書（流山建設業協同組合）

（趣旨）

第 1 条 流山市（以下「 」という。）と流山建設業協同組合（以下「 」という。）は、地震、風水害、雪害その他の災害（以下「災害」という。）時における応急対応（以下「応急対応」という。）を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第 2 条 は、応急対応を実施するため、 に対し協力を求める必要があると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び活動内容
- (2) 応急対応に必要とする人員、建設資機材等
- (3) 応急対応の場所、期間

（協力の実施）

第 3 条 は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、 の定めた職員の指示に従い、要請事項に基づく業務を行うものとする。

（業務報告）

第 4 条 は、 の要請事項を実施する場合は、適 その活動内容等の経過について報告するとともに、その業務を 了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書をもって、 に提出するものとする。

- (1) 活動の内容
- (2) 活動の人員と期間
- (3) 活動の場所
- (4) 活動の効果
- (5) 事故のあった場合はその内容
- (6) その他参考となる事項

（連絡責任者）

第 5 条 応急対応の実施に関する事項の伝達の円滑化を図るため、 、 、 方の連絡責任者を定め書面にてそれぞれ交換しておくものとする。

（費用の負担）

第 6 条 第 3 条の規定により の要請する業務を実施した場合に要した費用については、 の負担とする。

2 前項の規定により、 が負担する費用の算定は、別表のとおりとし、同表に定めのない重機等については、千葉県土木工事生産基準・歩 表及び単価表を基準として算出した額とする。

（費用の請求）

第 7 条 前条の規定により費用が確定した場合は、 の請求に基づき は支払うものとする。

（災害補償）

第 8 条 は、第 3 条の規定に基づき業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、疫 にかかり、又は障害となった場合の災害補償については、労 者災害補償保険法（昭和 22 年法律第

50号)を適用し、適用しない場合は、千葉県市町村消防団員等公務補償条例(昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第1号)の規定により補償する。

2 第3条に規定にする応急対応の実施に伴い、建設資機材等に損傷が生じた場合の負担については、協議のうえ定めるものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、終了30日前までに、又は がそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(義の決定)

第10条 この規定に定めのない事項及びこの協定に 義が生じたときは、 協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、及び が署名 印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年4月1日

流山市平和台1 目1 地の1
流山市
流山市長 井 義治

流山市 田520 地の1
流山建設業協同組合
理事長 川 則

別 表

人件費・機材費

職種及び機材	単位	単価(円)
作業員	1人 1時間労務単位	2,500
電気通信設備技術者	1人 1時間労務単位	3,700
機 工	1人 1時間労務単位	2,600
2 ンプトラック	1台 1日あたり	7,000
4 ンプトラック	1台 1日あたり	15,000
4 クレーン付トラック	1台 1日あたり	15,000
タイ シ ベル	1台 1日あたり	15,000
発動発電機(50)	1台 1日あたり	7,000

上記表に定めのない事項については、別 方で協議のうえ決定するものとする。

なお、会社待機の指示を防災本部において行った場合は、作業員賃金の半額を支給するものとする。

資料 72 災害時における食糧等の供給に関する協定書（株式会社セブン-イレブン・ジャパン）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が流山市内において発生し、応急措置のため緊急に食糧等の生活物資の必要が生じた場合、その供給について流山市（以下「 」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「 」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第 1 条 この協定は、流山市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合において、流山市地域防災計画に基づき、 が行う生活救援対策等に必要な食糧等の生活物資の供給に関し、 が行う当該物資の優先供給及び搬送の協力について必要な事項を定めるものである。

（協力の内容）

第 2 条 は、 からの要請に基づき、 が指定する食糧等の生活物資を供給することとし、 の指定する物資供給拠点又は避難所等まで当該物資の搬送を行うものとする。

（要請手続き）

第 3 条 は、 に対する要請を行うときは、 に文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口 又は電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（費用弁償等）

第 4 条 は、第 2 条の規定により が優先供給する食糧等の生活物資の代金及び搬送に要する費用を負担するものとする。

2 前項の規定により が負担する代金の額は、災害直前における適正価格を基準として、 ・ 協議の上、決定するものとする。

（期間）

第 5 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の 1 箇月前までに ・ いずれからも ら申し出がないときは、この協定は、さらに 1 年間継続されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第 6 条 この協定の各条項の解 について 義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、 ・ 協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、 と は、本書 2 通を作成し、それぞれ記名 印のうえ、その 1 通を保有する。

平成 19 年 2 月 1 日

流山市平和台 1 目 1 地の 1

流山市

流山市長 井 義治

東京都千代田区二 町 8 地 8

（株）セブン-イレブン・ジャパン

代表取締役 山口

資料 73 災害時の救助活動に関する協定書（流山市薬剤師会）

流山市における災害時の医療救護活動を円滑に行うため、流山市（以下「市」という。）と流山市薬剤師会（以下「会」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、流山市地域防災計画に基づき、市が行う医療救護活動に対する会の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 市は、会の要請に基づき、負傷者の応急手当に必要な医薬品及び衛生材料を提供することとし、市の指定する救護所まで搬送を行うものとする。

2 市は、会の要請に基づき、応急手当に必要な医薬品及び衛生材料の分けを行うこととし、市の指定する救護所に薬剤師を派遣するものとする。

（要請の手続）

第3条 市は、医療救護活動を要請しようとするときは、要請理由、業務内容、日時、実施場所その他必要な事項を文書（様式 1）により、会に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、事後において速やかに文書により行うものとする。

（価格及び費用）

第4条 医薬品及び衛生材料の価格は、災害発生前の平常時において通常取引されている価格とする。ただし、災害発生後において、市の入れ価格又は市の負担に係る運搬等の流通経費が著しく変動した場合は、市及び会が協議のうえ決定する。

2 市の要請に基づき、市の指示により医療救護活動に従事した薬剤師に対する費用は、市及び会が協議のうえ決定する。

（費用弁償）

第5条 市の要請に基づき、市が応援協力をした場合に要する次の経費は、市が負担するものとする。

- (1) 薬剤師の派遣に要する経費
- (2) 医薬品及び衛生材料の経費
- (3) その他医療活動に要する経費

2 市は、経費を請求するときは、文書により請求するものとする。

3 市は、前項の規定により市から請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（合同訓練）

第6条 市は市から要請があった場合は、市が実施する合同訓練に参加するものとする。

（災害補償）

第7条 市の要請に基づき、業務に従事した者が、当該業務により負傷し若しくは市にかかり、又は死亡した場合は、千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例（昭和 44 年千葉県市町村総合事務組合条例第 14 条）の例に準じて市が災害補償を行うものとする。

（薬事 発生の措置）

第8条 この協定により実施した医療救護活動に関して、市者との間に薬事 が発生した場合は、市は、市と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、協定の日から1年間をもって終了する。ただし、この期間終了30日前までに、又は はそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(義の決定)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に 義が生じたときは、及び が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、及び が記名 印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年11月2日

流山市平和台1 目1 地の1

流山市

流山市長 井 義治

流山市 初石4 目1433 地の1

流山市保健センター内

流山市薬剤師会

会 長 津

資料 74 地震、風水害、雪害その他の災害における業務協定書（流山造園土木業組合）

（趣旨）

第1条 流山市（以下「 」という。）と流山造園土木業組合（以下「 」という。）は、地震、風水害、雪害その他の災害（以下「災害」という。）時における応急対応（以下「応急対応」という。）を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第2条 は、応急対応を実施するため、 に対し協力を求める必要があると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び活動内容
- (2) 応急対応に必要とする人員、建設資機材等
- (3) 応急対応の場所、期間

（協力の実施）

第3条 は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、 の定めた職員の指示に従い、要請事項に基づく業務を行うものとする。

（業務報告）

第4条 は、 の要請事項を実施する場合は、適 その活動内容等の経過について報告するとともに、その業務を 了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書をもって、 に提出するものとする。

- (1) 活動の内容
- (2) 活動の人員と期間
- (3) 活動の場所
- (4) 活動の効果
- (5) 事故のあった場合はその内容
- (6) その他参考となる事項

（連絡責任者）

第5条 応急対応の実施に関する事項の伝達の円滑化を図るため、 、 、 方の連絡責任者を定め書面にてそれぞれ交換しておくものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の規定により の要請する業務を実施した場合に要した費用については、 の負担とする。

2 前項の規定により、 が負担する費用の算定は、別表のとおりとし、同表に定めのない重機等については、千葉県土木工事積算基準・歩 表及び単価表を基準として算出した額とする。

（費用の請求）

第7条 前条の規定により費用が確定した場合は、 の請求に基づき は支払うものとする。

（災害補償）

第8条 は、第3条の規定に基づき業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、 にかかり、又は障害となった場合の災害補償については、労 者災害補償保険法（昭和22年法律第

50号)を適用し、適用しない場合は、千葉県市町村消防団員等公務補償条例(昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第1号)の規定により補償する。

2 第3条に規定にする応急対応の実施に伴い、建設資機材等に損傷が生じた場合の負担については、協議のうえ定めるものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、終了30日前までに、又は がそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(義の決定)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に 義が生じたときは、 協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、 記名 印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年12月17日

流山市平和台1 目1 地の1
流山市
流出市長 井 義治

流出市若葉台3 地の58
流山造園土木業組合
会 長 小

別表

人件費・機材費

職種及び機材	単 位	単 価 (円)
作業員	1人 1時間労務単価	2,500
電気通信設備技術者	1人 1時間労務単価	3,700
機 工	1人 1時間労務単価	2,600
2 ンプトラック	1台 1日あたり	7,000
4 ンプトラック	1台 1日あたり	15,000
4 クレーン付トラック	1台 1日あたり	15,000
タイ シ ベル	1台 1日あたり	15,000
発動発電機 (50)	1台 1日あたり	7,000

上記表に定めのない事項については、別 方で協議のうえ決定するものとする。

なお、会社待機の指示を防災本部において行った場合は、作業員賃金の半額を支給するものとする。

資料 75 地震、風水害、雪害その他の災害における業務協定書（流山電業会）

（趣旨）

第1条 流山市（以下「市」という。）と流山電業会（以下「会」という。）は、地震、風水害、雪害その他の災害（以下「災害」という。）時における応急対応（以下「応急対応」という。）を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第2条 市は、応急対応を実施するため、会に対し協力を求める必要があると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び活動内容
- (2) 応急対応に必要とする人員、建設資機材等
- (3) 応急対応の場所、期間

（協力の実施）

第3条 市は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、会の定めた職員の指示に従い、要請事項に基づく業務を行うものとする。

（業務報告）

第4条 市は、会の要請事項を実施する場合は、適宜その活動内容等の経過について報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書をもって、会に提出するものとする。

- (1) 活動の内容
- (2) 活動の人員と期間
- (3) 活動の場所
- (4) 活動の効果
- (5) 事故のあった場合はその内容
- (6) その他参考となる事項

（連絡責任者）

第5条 応急対応の実施に関する事項の伝達の円滑化を図るため、市、会、双方の連絡責任者を定め書面にてそれぞれ交換しておくものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の規定により会の要請する業務を実施した場合に要した費用については、市の負担とする。

2 前項の規定により、市が負担する費用の算定は、別表のとおりとし、同表に定めのない重機等については、千葉県土木工事積算基準・歩掛表及び単価表を基準として算出した額とする。

（費用の請求）

第7条 前条の規定により費用が確定した場合は、市の請求に基づき市は支払うものとする。

（災害補償）

第8条 市は、第3条の規定に基づき業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、障害にかかり、又は障害となった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50

号)を適用し、適用しない場合は、千葉県市町村消防団員等公務補償条例(昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第1号)の規定により補償する。

2 第3条に規定にする応急対応の実施に伴い、建設資機材等に損傷が生じた場合の負担については、協議のうえ定めるものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、終了30日前までに、又は がそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(義の決定)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に 義が生じたときは、 協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため 本書2通を作成し、 記名 印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年1月24日

流山市平和台1 目1 地の1
流山市
流山市長 井 義治

流山市東深井865-15
流山電業会
会長 関 一

別表

人件費・機材費

職種及び機材	単 位	単 価 (円)
作業員	1人/1時間労務単価	2,500
電気通信設備技術者	1人/1時間労務単価	3,700
機 工	1人/1時間労務単価	2,600
2 ンプトラック	1台/1日あたり	7,000
4 ンプトラック	1台/1日あたり	15,000
4 クレーン付トラック	1台/1日あたり	15,000
タイ シ ベル	1台/1日あたり	15,000
発動発電機 (50)	1台/1日あたり	7,000

上記表に定めのない事項については、別 方で協議のうえ決定するものとする。

なお、会社待機の指示を防災本部において行った場合は、作業員賃金の半額を支給するものとする。

資料 76 地震、風水害、雪害その他の災害における業務協定書（流山市管工事協同組合）

（趣旨）

第 1 条 流山市（以下「市」という。）と流山市管工事協同組合（以下「組合」という。）は、地震、風水害、雪害その他の災害（以下「災害」という。）時における応急対応（以下「応急対応」という。）を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第 2 条 市は、応急対応を実施するため、組合に対し協力を求める必要があると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び活動内容
- (2) 応急対応に必要とする人員、建設資機材等
- (3) 応急対応の場所、期間

（協力の実施）

第 3 条 市は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、市の定めた職員の指示に従い、要請事項に基づく業務を行うものとする。

（業務報告）

第 4 条 市は、市の要請事項を実施する場合は、適宜その活動内容等の経過について報告するとともに、その業務を終了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書をもって、市に提出するものとする。

- (1) 活動の内容
- (2) 活動の人員と期間
- (3) 活動の場所
- (4) 活動の効果
- (5) 事故のあった場合はその内容
- (6) その他参考となる事項

（連絡責任者）

第 5 条 応急対応の実施に関する事項の伝達の円滑化を図るため、市、組合、市の連絡責任者を定め書面にてそれぞれ交換しておくものとする。

（費用の負担）

第 6 条 第 3 条の規定により市の要請する業務を実施した場合に要した費用については、市の負担とする。

2 前項の規定により、市が負担する費用の算定は、別表のとおりとし、同表に定めのない重機等については、千葉県土木工事積算基準・歩掛表及び単価表を基準として算出した額とする。

（費用の請求）

第 7 条 前条の規定により費用が確定した場合は、市の請求に基づき市は支払うものとする。

（災害補償）

第 8 条 市は、第 3 条の規定に基づき業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、障害にかかり、又は障害となった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50

号)を適用し、適用しない場合は、千葉県市町村消防団員等公務補償条例(昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第1号)の規定により補償する。

2 第3条に規定にする応急対応の実施に伴い、建設資機材等に損傷が生じた場合の負担については、協議のうえ定めるものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、終了30日前までに、又は がそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(義の決定)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に 義が生じたときは、 協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、 記名 印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年3月6日

流山市平和台1 目1 地の1

流山市

流山市長 井 義治

流山市加1 目9 地の8

流山市管工事協同組合

理事長 野口 清

別表

人 件 費 ・ 機 材 費

職種及び機材	単 位	単 価 (円)
作業員	1 人/1 時間労務単価	2,500
電気通信設備技術者	1 人/1 時間労務単価	3,700
機 工	1 人/1 時間労務単価	2,600
2 ンプトラック	1 台/1 日あたり	7,000
4 ンプトラック	1 台/1 日あたり	15,000
4 クレーン付トラック	1 台/1 日あたり	15,000
タイ シ ベル	1 台/1 日あたり	15,000
発動発電機 (50)	1 台/1 日あたり	7,000

上記表に定めのない事項については、別 方で協議のうえ決定するものとする。

なお、会社待機の指示を防災本部において行った場合は、作業員賃金の半額を支給するものとする。

資料 77 災害時における障害者等の避難に関する相互応援協定書（社会福祉法人 まほろばの里）

流山市(以下「 」という。)と社会福祉法人まほろばの里(以下「 」という。)は、災害時における 護の必要な高齢者及び障害者等(以下「障害者等」という。)の避難に関し、次のとおり相互応援協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、流山市の地域において、地震、風水害等による大災害が発生し、障害者等の避難が必要になった場合に、施設の提供、障害者等の避難、災害用備蓄物資の提供、業務を遂行するための要員派遣等の相互応援を 及び が行い、もって障害者等の生命の安全と生活基盤の確保に寄与することを目的とする。

(対象施設)

第2条 この協定の対象の施設は、 が運営する次の施設で、 及び があらかじめ協議して決定した施設の部分とする。

対 象 施 設	所 在 地
知的障害者通所更正施設 つつじ園	流山市 野 下 1 目 319 地
多機能型障害福祉 サービス事業所 コスモス	
地域生活支援センター まほろば	

(利用対象者等)

第3条 が運営する施設を利用する対象者は、障害者等及びその 護者(家族等を含む。)とする。

(応援の要請)

第4条 及び は、災害が発生した場合は次の要請をすることができる。

- (1) 障害者等の受け入れの要請
- (2) 災害用備蓄物資の提供の要請
- (3) 避難所運営に必要な物品の提供の要請
- (4) 救援活動及び障害者の 護のための要員派遣の要請
- (5) その他障害者等の受入れ及び災害対策上必要とする要請

(責務)

第5条 及び は、前条の要請があった場合は、相互信頼に基づき要請に応えるものとする。

(経費の負担)

第6条 の要請により、 が実施する応援活動に要した経費については、 が負担するものとし、その額については 協議の上決定するものとする。

(災害補償)

第7条 の要請に基づき、業務に従事した者が、当該業務により負傷し若しくは にかかり、又は死亡した場合は、千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例(昭和44年千葉県市町村総合事務組合条例第14条)の例に準じて が災害補償を行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第8条 この協定は、協定の日から1年間をもって終了する。ただし、この期間終了30日前までに、又は はそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(義の決定)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に 義が生じたときは、及び が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、及び が記名 印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年5月12日

流山市平和台1 目1 地の1
流山市
流山市長 井 義治

流山市野 下1 目319 地
社会福祉法人 まほろばの里
理事長 野井 源

資料 78 救助犬の出動に関する協定書（特定非営利活動法人 日本レスキュー協会）

（趣旨）

第1条 流山市（以下「 」という。）と特定非営利活動法人日本レスキュー協会（以下「 」という。）は、救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務内容）、

第2条 この協定による業務は、流山市内の災害現場において、 が救助活動のため救助犬の出動が必要であると認めた人命等検索活動（以下「検索活動」という。）とする。

（出動の要請）

第3条 は、検索活動のため救助犬が必要であると認めた場合は、 に対し、救助犬の出動を要請するものとする。

2 救助犬の出動 数は、災害種別、規模及び検索範囲等を考慮し、その都度 及び が協議し、決定するものとする。

3 は、前項の出動要請を受けたときは、速やかに に属する会員（以下「会員」という。）に対し、救助犬の出動を命ずるものとする。

（業務の実施）

第4条 会員は、救助犬とともに出動したときは、 の現場責任者の指揮のもとに検索活動を行うものとする。

（業務の終了）

第5条 この協定による業務の終了は、 の現場責任者が検索活動の終了を告げたとき、又は救助犬による検索活動の続行が不可能と判断したときとする。

（費用の弁償）

第6条 第4条の規定により の要請する業務を が実施した場合において要した費用については、 の負担とする。

2 前項の規定により、 が負担する費用については、 及び が協議のうえ決定する。

（災害現場等における損害等）

第7条 この協定に基づく会員及び救助犬の業務の実施に伴って生じた損害（第三者に対する損害を含む。）は、 及び会員の責任において負担するものとする。

（理事等の名簿の提出）

第8条 は、 に本協定に係る理事等の名簿を提出するものとし、 はその名簿を保管しておくものとする。ただし、 は会員等に異動があったときは、その都度 に通知するものとする。

（協定の効力及び更新）

第9条 この協定は、協定の日から1年間をもって終了する。ただし、この期間終了30日前までに、 又は はそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

（ の決定）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に の義が生じたときは、 及び が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、及び が記名 印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年6月13日

流山市平和台1 目1 地の1

流山市

流山市長 井 義治

庫県 市下河原2-2-13

特定非営利活動法人 日本レスキュー協会

理事長 成

資料 79 災害時における飲料水等の供給に関する協定書(利根コカ・コーラボトリング株式会社)

流山市(以下「 」という。)と利根コカ・コーラボトリング株式会社(以下「 」という。)は、災害時における飲料水等の供給について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、 の区域内で災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、 が災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を設置したときに、 に 料水等の供給を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

(供給の要請等)

第2条 は、 が災害対策本部を設置したときは、 からの要請に基づき、次の各項の規定により、飲料水等を供給するものとする。

- 1 は の避難場所若しくは公共施設内に設置している 所有の災害対応型自動販売機内の飲料水等の商品を無償供給する。
- 2 は、 が指定する飲料水等を可能な範囲内で に優先的に供給することとし、 の指定する物資供給拠点又は避難所等まで当該物資の搬送を行うものとする。

(支援の要請)

第3条 は、 に対する要請を行うときは、 に文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(費用弁償等)

第4条 は、第2条第2項の規定により が優先供給する飲料水等の費用を負担するものとし、その価格は 協議して決定する。

(協定の効力及び更新)

第5条 この協定は、協定の日から平成22年3月31日までとする。ただし、この期間終了30日前までに、 又は はそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に 義が生じたときは、 及び が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、 及び が記名 印のうえ、各自1通を保有する。

平成 21 年 7 月 8 日

流山市平和台 1 目 1 地の 1

流山市

流出市長 井 義治

千葉県野田市中根 310 地

利根コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長 マイ ル・ク ー ス

**資料 80 災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書
(医療法人社団愛友会)**

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)により災害時要援護者(以下「要援護者」という。)が避難を余 なくされた場合に、流山市(以下「 」という。)が、社会福祉法人(以下「 」という。)に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に らかの援護を求める者をいう。

- (1) 護保険の要 護認定者
- (2) 上記に準じる者

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所(災害救助法(昭和22年法律第118号)第23条第1項第1号の収容施設をいう。)では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、 に協力を要請できるものとする。

2 は、 からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- 護老人保健施設ハート ア流山
- 護老人保健施設ナーシングプラ 流山

(手続等)

第5条 は、第3条の規定により施設の使用について に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間
- (4) その他必要と認める事項

(避難者の移送)

第6条 は、避難が必要な要援護者の への移送を行うよう努め、 は、 の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び 護支援者の確保)

第7条 は、要援護者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 は、 が要援護者を適切に 護できるよう 護師、 護員及びボランティア等の 護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 の要請により が提供した生活物資等の費用は、 が負担するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 及び は、本協定締結後、受入れ可能人員、 護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(協定の効力及び更新)

第10条 この協定は、協定の日から平成23年3月31日までとする。ただし、この期間終了30日前までに、 又は はそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して 義が生じたときは、別に 協議して決める。

2 この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、 記名 印のうえ、各自その1通を所持する。

平成22年4月6日

流山市平和台1 目1 地の1

流山市

流山市長 井 義治

埼玉県上 市柏座1-10-10

医療法人社団愛友会

理事長 中村 康

資料 81 災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書 (社会福祉法人あかぎ万葉)

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)により災害時要援護者(以下「要援護者」という。)が避難を余 なくされた場合に、流山市(以下「 」という。)が、社会福祉法人(以下「 」という。)に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に らかの援護を求める者をいう。

- (1) 護保険の要 護認定者
- (2) 上記に準じる者

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 は居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所(災害救助法(昭和22年法律第118号)第23条第1項第1号の収容施設をいう。)では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、 に協力を要請できるものとする。

2 は、 からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

アハ ス の
特別養 老人 ー の

(手続等)

第5条 は、第3条の規定により施設の使用について に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間
- (4) その他必要と認める事項

(避難者の移送)

第6条 は、避難が必要な要援護者の への移送を行うよう努め、 は、 の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び 護支援者の確保)

第7条 は、要援護者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 は、 が要援護者を適切に 護できるよう 護師、 護員及びボランティア等の 護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 の要請により が提供した生活物資等の費用は、 が負担するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 及び は、本協定締結後、受入れ可能人員、 護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(協定の効力及び更新)

第10条 この協定は、協定の日から平成23年3月31日までとする。ただし、この期間終了30日前までに、 又は はそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して 義が生じたときは、別に 協議して決める。

2 この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、 記名 印のうえ、各自その1通を所持する。

平成22年4月6日

流山市平和台1 目1 地1
千葉県流山市
流山市長 井 義治
流山市東深井520-1
社会福祉法入あかぎ万葉
理事長 中 登

資料 82 災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書 (社会福祉法人旭悠会)

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)により災害時要援護者(以下「要援護者」という。)が避難を余 なくされた場合に、流山市(以下「 」という。)が、社会福祉法人(以下「 」という。)に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に らかの援護を求める者をいう。

- (1) 介護保険の要 護認定者
- (2) 上記に準じる者

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所(災害救助法(昭和22年法律第118号)第23条第1項第1号の収容施設をいう。)では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、 に協力を要請できるものとする。

2 は、 からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

特別養護老人 ー リバーパレス流山

(手続等)

第5条 は、第3条の規定により施設の使用について に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間
- (4) その他必要と認める事項

(避難者の移送)

第6条 は、避難が必要な要援護者の への移送を行うよう努め、 は の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び 護支援者の確保)

第7条 は、要援護者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 は、 が要援護者を適切に 護できるよう 護師、 護員及びボランティア等の 護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 の要請により が提供した生活物資等の費用は、 が負担するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 及び は、本協定締結後、受入れ可能人員、 護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(協定の効力及び更新)

第10条 この協定は、協定の日から平成23年3月31日までとする。ただし、この期間終了30日前までに、 又は はそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して 義が生じたときは、別に 協議して決める。

2 この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、 記名 印のうえ、各自その1通を所持する。

平成22年4月6日

流山市平和台1 目1 地1
千葉県流山市
流山市長 井 義治

習 野市新 1-10-2
社会福祉法人旭悠会
理事長 関本 登

**資料 83 災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書
(社会福祉法人流山あげぼの会)**

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余なくされた場合に、流山市（以下「市」という。）が、社会福祉法人（以下「法人」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に自らの援護を求める者をいう。

- (1) 介護保険の要介護認定者
- (2) 上記に準じる者

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 市は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、法人に協力を要請できるものとする。

2 市は、法人からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- 特別養護老人ホーム はまなす
- 特別養護老人ホーム あざみ

(手続等)

第5条 市は、第3条の規定により施設の使用について法人に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間
- (4) その他必要と認める事項

(避難者の移送)

第6条 市は、避難が必要な要援護者の法人への移送を行うよう努め、法人は、市の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び 護支援者の確保)

第7条 は、要援護者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 は、 が要援護者を適切に 護できるよう 護師、 護員及びボランティア等の 護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 の要請により が提供した生活物資等の費用は、 が負担するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 及び は、本協定締結後、受入れ可能人員、 護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(協定の効力及び更新)

第10条 この協定は、協定の日から平成23年3月31日までとする。ただし、この期間終了30日前までに、 又は はそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して 義が生じたときは、別に 協議して決める。

2 この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、 記名 印のうえ、各自その1通を所持する。

平成22年4月6日

流山市平和台1 目 地1
千葉県流山市
流山市長 井 義治

流山市野 下2-488-5
社会福祉法人流山あけぼの会
理事長 国 昇

資料 84 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省）

国土交通省関東地方整備局長 川（以下「 」という。）と、流山市長井 義治（以下「 」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、流山市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、及び が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 及び の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 流山市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 流山市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他 または が必要する場合

（情報交換の内容）

第3条 及び の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関する事
- 二 公共土木施設（道路、河川、 、砂防、都市施設等）の被害状況に関する事
- 三 その他 または が必要な事項

（情報連絡員（リエ ン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、 の要請があった場合または が必要と判断した場合には、 から の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、及び は、相互の連絡 口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平 の協力）

第5条 及び は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に 義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、 印のうえ各1通を所有する。

平成 年 月 日

埼玉県さいたま市中央区新都心2 地1
さいたま新都心合同庁舎2号
国土交通省
関東地方整備局長 川

千葉県流山市平和台1 目1 地の1
流山市
流山市長 井 義治

**資料 85 災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定（社団法人千葉県宅地建物取引業協会
東葛支部流山地区）**

（趣旨）

第1条 この協定は、流山市(以下「 」という。)が社団法人千葉県宅地建物取引業協会東葛支部流山地区(以下「 」という。)に対し、災害等により住家を 失し自 の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者の応急的な住宅として、民間賃貸住宅提供の協力を求めるときの基本的事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 は、災害救助法適用時以外で、公的一時提供住宅及び応急 設住宅が十分確保できない場合において、 に対し、一時提供住宅として利用可能な民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の協力を要請するものとする。

（協力）

第3条 は、 の第2条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供と住宅提供について、 に可能な限り協力するものとする。

（協議）

第4条 この協定の実施に関し必要な事項については、今後 と が協議して定めるものとする。

（雑則）

第5条 この協定は、平成23年2月2日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、 記名 印の上、各1通を保有する。

平成23年2月2日

流山市平和台1 目1 地の1
流山市
流山市長 井 義治

流山市江戸川台東3 目155 地の1
社団法人千葉県宅地建物取引業協会
東葛支部流山地区
地区長 後 信利

資料 86 災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定

(社団法人全日本不動産協会千葉県本部)

(趣旨)

第1条 この協定は、流山市(以下「 」という。)が社団法人全日本不動産協会千葉県本部(以下「 」という。)に対し、災害等により住家を 失し の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者の応急的な住宅として、民間賃貸住宅提供の協力を求めるときの基本的事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 は、災害救助法適用時以外で、公的一時提供住宅及び応急 設住宅が十分確保できない場合において、 に対し、一時提供住宅として利用可能な民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の協力を要請するものとする。

(協力)

第3条 は、 の第2条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供と住宅提供について、 に可能な限り協力するものとする。

(協議)

第4条 この協定の実施に関し必要な事項については、今後 と が協議して定めるものとする。

(雑則)

策5条 この協定は、平成23年2月15日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、 記名 印の上、各1通を保有する。

平成23年2月15日

流山市平和台1 目1 地の1

流山市

流山市長 井 義治

流山市江戸川台東3 目155 地の1

社団法人全日本不動産協会千葉県本部

本部長 森 一

資料 87 地震、風水害、雪害、その他の災害における業務協定書（松戸環境整備事業協同組合）

（趣旨）

第 1 条 流山市（以下「市」という。）と松戸環境整備事業協同組合（以下「組合」という。）は、地震、風水害、雪害、その他の災害（以下「災害」という。）時における応急対応（以下「応急対応」という。）を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第 2 条 市は、応急対応を実施するため、組合に対し協力を求める必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び活動内容
- (2) 応急対応に必要とする人員、建設資機材等
- (3) 応急対応の場所、期間

（協力の実施）

第 3 条 組合は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、市の定めた職員の指示に従い、要請事項に基づく業務を行うものとする。

（業務報告）

第 4 条 組合は、市の要請事項を実施する場合は、適 その活動内容等の経過について報告するとともに、その業務を 了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書をもって、市に提出するものとする。

- (1) 活動の内容
- (2) 活動の人員と期間
- (3) 活動の場所
- (4) 活動の効果
- (5) 事故のあった場合はその内容
- (6) その他参考となる事項

（連絡責任者）

第 5 条 応急対応の実施に関する事項の伝達の円滑化を図るため、市、組合、 方の連絡責任者を定め書面にてそれぞれ交換しておくものとする。

（費用の負担）

第 6 条 第 3 条の規定により市の要請する業務を実施した場合に要した費用については、市の負担とする。

2 前項の規定により、市が負担する費用についてはその都度協議する。

（費用の請求）

第 7 条 前条の規定により費用が確定した場合は、組合の請求に基づき市は支払うものとする。

（災害補償）

第 8 条 市は、第 3 条の規定に基づき業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、 にかかり、又は障害となった場合の災害補償については（労 者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）を適用し、適用しない場合は、千葉県市町村消防団員等公務補償条例（昭和 52 年千葉県市町

村総合事務組合条例第1号)の規定により補償する。

2 第3条に規定にする応急対応の実施に伴い、建設資機材等に損傷が生じた場合の負担については、市、組合協議のうえ定めるものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、終了30日前までに、市又は組合がそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(義の決定)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に 義が生じたときは、市、組合協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市、組合記名 印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年7月12日

流山市平和台1 目1 地の1
流山市
流山市長 井 義治

松戸市 台3 目38 地の2
松戸環境整備事業協同組合
代表理事 小

資料 88 災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書 (社会福祉法人天宣会)

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)により災害時要援護者(以下「要援護者」という。)が避難を余 なくされた場合に、流山市(以下「市」という。)が、社会福祉法人(以下「法人」という。)に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に らかの援護を求める者をいう。

- (1) 護保険の要 護認定者
- (2) 上記に準じる者

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 市は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所(災害救助法(昭和22年法律第118号)第23条第1項第1号の収容施設をいう。)では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、法人に協力を要請できるものとする。

2 法人は、市からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

特別養護老人 一 流山こまぎ安心

(手続等)

第5条 市は、第3条の規定により施設の使用について法人に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間
- (4) その他必要と認める事項

(避難者の移送)

第6条 市は、避難が必要な要援護者の法人への移送を行うよう努め、法人は、市の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(物資の調達及び 護支援者の確保)

第7条 市は、要援護者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 市は、法人が要援護者を適切に 護できるよう 護師、 護員及びボランティア等の 護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 市の要請により法人が提供した生活物資等の費用は、市が負担するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 市及び法人は、本協定締結後、受入れ可能人員、 護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(協定の効力及び更新)

第10条 この協定は、協定の日から平成24年3月31日までとする。ただし、この期間終了30日前までに、市又は法人はそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して 義が生じたときは、別に市と法人が協議して決める。

2 この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、市と法人は記名 印のうえ、各自その1通を所持する。

平成20年8月10日

流山市平和台1 目1 地1
千葉県流山市
流山市長 井 義治

流山市 木649 3
社会福祉法人天宣会
理事長 天宣

資料 89 災害時の相互応援に関する協定（池田市）

（趣旨）

第1条 この協定は、協定を締結する池田市長、流山市長（以下「市長」という。）との協議により、池田市、流山市において、災害が発生し、被災市 自では十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、基本的な事項について定めるものとする。

（連絡の 口）

第2条 市長は、各 の市における防災担当を 口とし、災害が発生した場合は、相互に連絡するものとする。

（応援項目）

第3条 応援項目は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の支援活動に要する車両、機 の提供
- (2) 被災者に対する給食、給水、その他生活必需品の提供
- (3) 傷 者に対する応急的な医療救護
- (4) 応急復旧用資機材の調達供給
- (5) その他被書拡大を防止するために必要な措置

（応援要請の手続等）

第4条 応援要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明確にして、直ちに電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の種類、発生日時及び場所並びに応援を要請する事由
- (2) 支援の種類並びに所要の人員及び機 器具等の種別、数量
- (3) 応援隊の到着 日時及び場所並びに経路
- (4) その他必要事項

（応援隊の指揮等）

第5条 応援隊は、応急措置の実施については、被災地における災害対策本部の指揮のもとに行動するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費のうち、経常的経費については、原則として応援を要請した市の負担とし、その他の経費については、その都度協議して決定する。

（応援職員の事故等に係わる災害補償）

第7条 応援活動に従事した応援職員が負傷し、 にかかり、又は死亡した場合は、応援を行った市がその災害補償をする。

2 応援活動に従事した応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、応援を要請した市がその損害を 償する。

（情報の交換）

第8条 この協定に基づく援助が円滑に行われますよう地域防災計画その他必要な情報を相互に交換するものとする。

（その他）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は平成23年10月21日から適用する。

附 則

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、 方記名 印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成23年10月21日

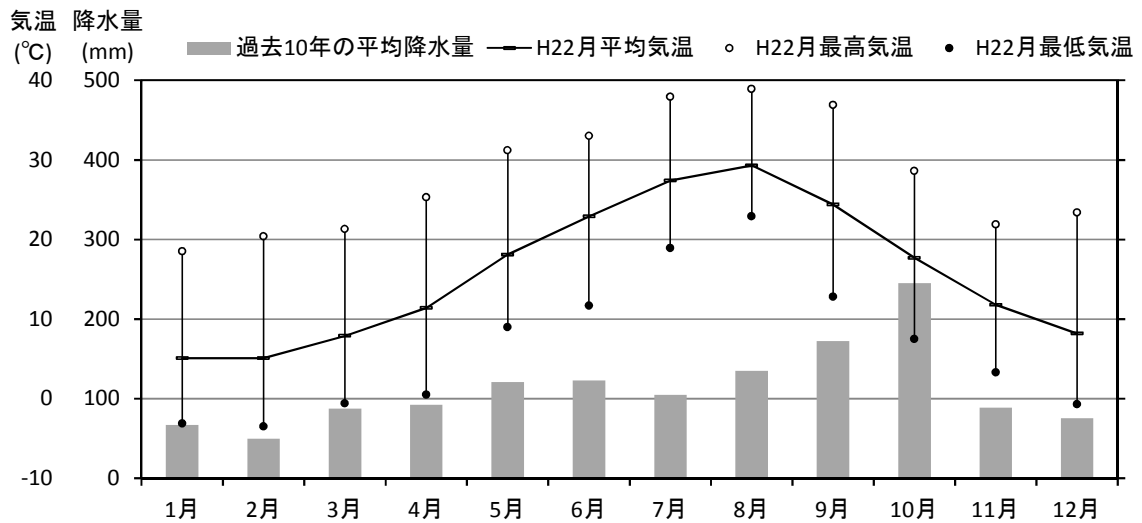
池田市長 倉田

流山市長 井 義治

Ⅸ その他

資料 90 市の気象の概況

区分 年次	気 候 ()			平 度 ()	平 風速 (m/s)	最 多 風向	降 水 総量 (mm)	天 気 日 数		
	平	最高	最低							雨 (雪)
平成 13 年	14.8	37.7	-6.1	73.2	2.7	N	1148.0	228	88	35(4)
平成 14 年	15.0	37.0	-3.5	68.9	2.9	NN	1100.0	224	104	36(1)
平成 15 年	14.4	35.7	-3.4	70.2	2.8	NN	1620.5	198	115	52(1)
平成 16 年	15.7	37.1	-2.8	68.1	3.1	NN	1479.0	243	82	40(1)
平成 17 年	14.7	35.4	-3.4	65.8	2.9	NN	1113.0	237	95	32(1)
平成 18 年	15.1	37.0	-4.7	74.4	2.9	NN	1525.5	189	127	48(1)
平成 19 年	15.7	38.2	-1.9	46.5	2.8	NN	1576.0	232	82	46
平成 20 年	16.7	37.2	-2.9	46.5	2.8	NN	1576.0	232	82	50(2)
平成 21 年	15.5	34.3	-2.5	72.1	3.0	NN	1341.5	228	97	50
平成 22 年	15.8	38.9	-3.5	73.2	2.9	NN	1507.0	240	78	47
過去 10 年 の平	15.3	36.9	-3.5	65.9	2.9	—	1398.7	225	95	45



出典：平成 22 年度流山市 計書 より、抜粋、作図

資料 91 市人口の推移

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

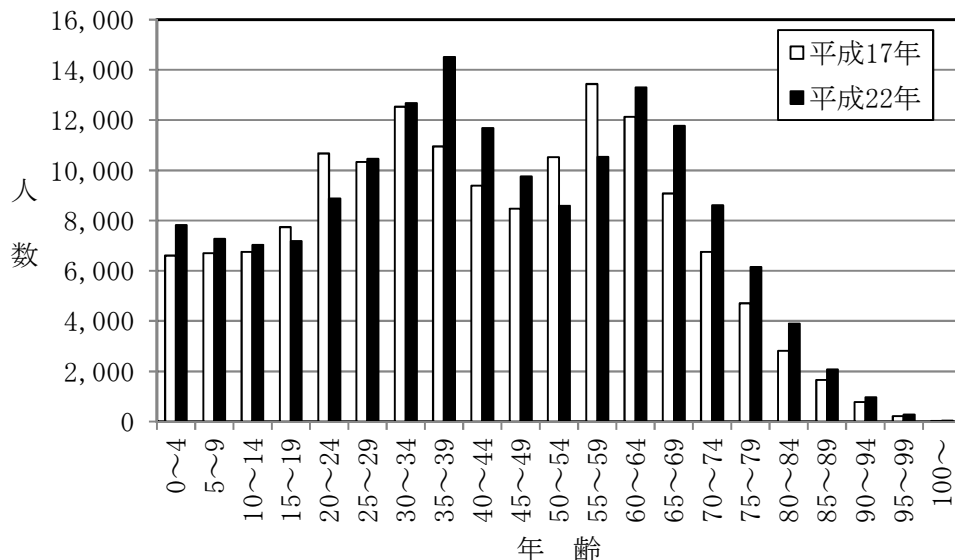
人口（常住人口）	世帯数	人口密度（人/ m ² ）	世帯 1 人当たりの人口
165, 195 人	68, 402 世帯	4, 682 人	2. 41

常住人口：国勢調査の数 を基とし、それに住民登録・外国人登録の増減を加えて算定した数。

(平成 22 年 10 月 1 日現在)

年齢	平成17年			平成22年		
	総数			総数		
0～4	6, 613	3, 299	3, 314	7, 825	4, 008	3, 817
5～9	6, 707	3, 406	3, 301	7, 266	3, 681	3, 585
10～14	6, 761	3, 458	3, 303	7, 021	3, 549	3, 472
15～19	7, 744	3, 952	3, 792	7, 183	3, 745	3, 438
20～24	10, 668	5, 784	4, 884	8, 871	4, 834	4, 037
25～29	10, 334	5, 239	5, 095	10, 459	5, 364	5, 095
30～34	12, 535	6, 401	6, 134	12, 683	6, 410	6, 273
35～39	10, 950	5, 612	5, 338	14, 513	7, 564	6, 949
40～44	9, 385	4, 682	4, 703	11, 683	6, 039	5, 644
45～49	8, 467	4, 188	4, 279	9, 749	4, 944	4, 805
50～54	10, 521	4, 939	5, 582	8, 598	4, 226	4, 372
55～59	13, 429	6, 407	7, 022	10, 531	4, 960	5, 571
60～64	12, 124	6, 020	6, 104	13, 306	6, 378	6, 928
65～69	9, 084	4, 714	4, 370	11, 776	5, 801	5, 975
70～74	6, 760	3, 330	3, 430	8, 605	4, 349	4, 256
75～79	4, 711	2, 208	2, 503	6, 155	2, 897	3, 258
80～84	2, 819	1, 066	1, 753	3, 904	1, 656	2, 248
85～89	1, 655	484	1, 171	2, 074	666	1, 408
90～94	778	205	573	974	221	753
95～99	215	49	166	279	57	222
100～	24	2	22	41	2	39
総数	152, 284	75, 445	76, 839	163, 496	81, 351	82, 145

年齢不詳を除く
出典：国勢調査



資料 92 市土地区画整理事業一覧表

(平成 24 年現在)

区 分	施 行 者	地 区 数	面 積 ()
施工済	公 共	3	179.4
	組 合	12	176.2
	人	1	1.0
	計	16	356.6
施工中	公 共	3	352.3
	組合 (都市再生機構)	1	285.8
	人	0	0
	計	4	638.1
合 計		20	994.7

出典：まちづくり推進課 ー ー ジ 2012/3/27 時点

資料 93 市の都市公園・緑地の整備状況

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

総数	街区公園	近隣公園	地区公園	運動公園	特殊公園	都市緑地
84.20	27.20	5.97	5.53	15.03	4.95	25.52

出典：平成 22 年度流山市 計画

都市公園等の整備目標

(平成 18 年 10 月現在)

年 度	市民一人当たりの面積	総面積に対する割合
平成 19 年度末	5.23 m ² /人以上	2.3 以上
平成 31 年度末	10.0 m ² /人以上	5.7 以上

資料 94 市防火対象物の現況

(平成 23 年 12 月)

区分	防火対象物名	施設数
1	観覧場	1
	公会堂、集会場	57
2	ナイトクラブ	—
	技場	10
	性風 関連特殊営業を営む店	0
	カラオ ボックス	5
3	待合、料理店	4
	飲食店	69
4	百 店、マー ット、物品販売業	149
5	、 テル、宿 所	5
	寄宿舍、下宿、共同住宅	1,942
6	、診療所	38
	老人 ー	33
	老人 イ ービス、保育所	75
	幼稚園、特別支援学校	32
7	学校	132
8	図書 、 物	3
9	気 場	
	公 場	1
10	車両の停車場	2
11	神社、 、教会	28
12	工場、作業場	169
13	自動車車庫	40
14	倉庫	120
15	その他の事業所	205
16	特定防火対象物が存する複合用 防火対象物	342
	上記以外の複合用 防火対象物	123
16 の 2	地下街	
16 の 3	準地下街	
18	延長 50m 以上のアー ード	3
19	市町村が指定する山林	
20	自治省令で定める舟車	
合計		3,588

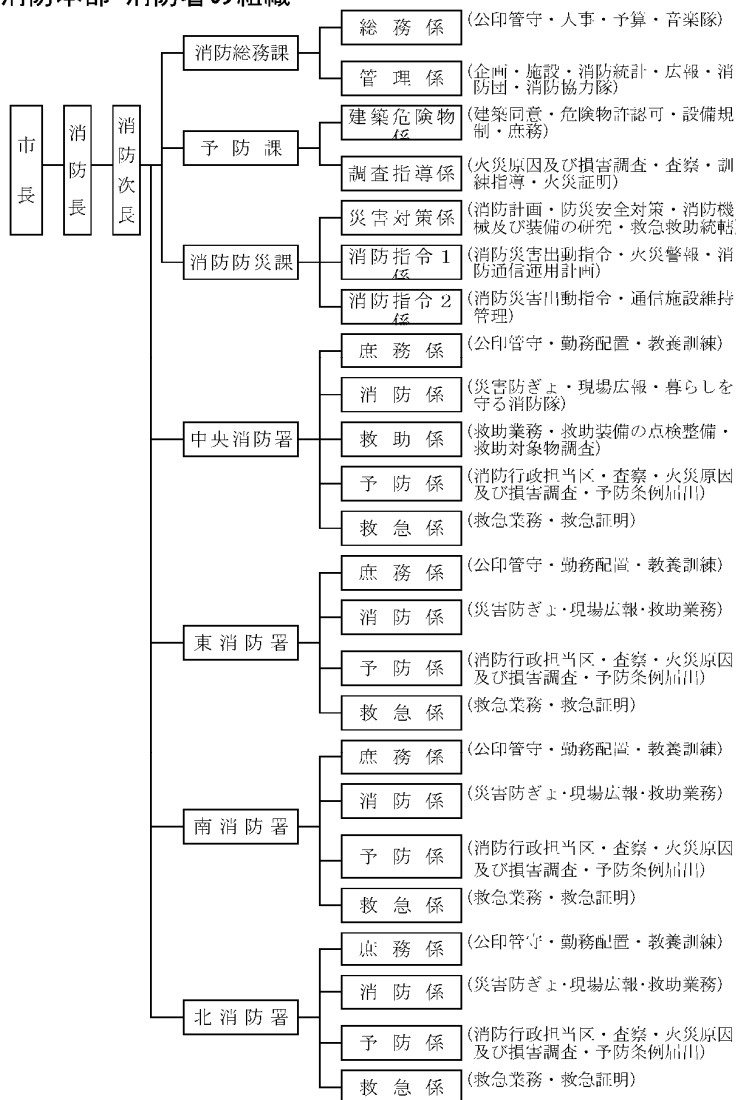
出典：平成 23 年度消防年報

資料 95 市消防組織の現況

(平成 24 年 4 月)

区 分		消 防 職 員 団 員			
		消防職員	その他	消防団員	計
消 防 本 部		34	—	—	34
消 防 署	中央消防署	47	—	—	47
	東 消 防 署	32	—	—	32
	消 防 署	32	—	—	32
	北 消 防 署	33	—	—	33
合 計		178	—	—	178
消 防 団		—	—	305	305
合 計		178	—	305	483

消防本部・消防署の組織



() 内は、主な事務の内容です。

資料 96 市消防団方面別隊別受け持ち区域表

方面隊及び所属		定員	受 持 区 域
団 本 部		21	
第一方面隊	第 1 分団	15	流山の一部（第 5 分団の受持区域とする流山の区域を除く） 流山 5 目～9 目、 流山 5 目、 流山 7 目
	第 4 分団	15	木、 流山 6 目、 流山 8 目
	第 5 分団	14	流山の一部、 、 流山 1 目～4 目
	第 6 分団	14	平井、 平和台 2 目～4 目
第二方面隊	第 2 分団	15	流山 1 目～4 目
	第 3 分団	15	加一 目の一部、 加四 目の一部、 加五 目、 加六 目
	第 7 分団	15	加、 加一 目の一部（第 3 分団の受持区域とする加一 目の区域を除く。）、 加二 目、 加三 目、 加四 目の一部（第 3 分団の受持区域とする加四 目の区域を除く。） 平和台 1 目 平和台 5 目
	第 8 分団	14	大字三 野山、 三 野山一 目～五 目
第三方面隊	第 12 分団	14	平方、 原 1 目～4 目
	第 13 分団	14	中野 木、 見台、 見台 1 目～2 目
	第 14 分団	15	、 北、 小屋、 上新宿、 若葉台、 上新宿新田、 初石 1 目～2 目、 初石 3 目の一部
	第 15 分団	14	下 、 、 上 、 、 大
第四方面隊	第 9 分団	14	平方村新田、 深井新田
	第 10 分団	14	深井
	第 11 分団	15	東深井、 こうのす台
	第 22 分団	15	江戸川台東 1 目～4 目、 江戸川台 1 目～4 目
第五方面隊	第 18 分団	15	野 下 1 目～6 目、 市野 、 長 1 目～2 目
	第 19 分団	15	木、 十 、 田
	第 20 分団	14	木台、 田
	第 21 分団	15	東初石 1 目～6 目、 初石 3 目の一部、 初石 4 目～6 目
第六方面田	第 16 分団	14	前 、 名都借、 松 1 目、 向小金 1 目の一部
	第 17 分団	14	井 中、 園 1 目～3 目、 、 間木、 前平井 後平井
	第 23 分団	15	松 1 目～6 目、 向小金 1 目の一部（第 16 分団の受持区域とする向小金 1 目の区域を除く）、 向小金 2 目～4 目
合 計		355	

資料 97 市消防車台数、消防無線電話の現況

(平成 23 年 12 月)

区分	消防本部	消防署				計	消防団	合計	
		中央署	東 署	署	北 署				
消防自動車等	指令車	1				1		1	
	査察車	2				2		2	
	指揮車・指導車	1	1			2	1	3	
	連絡車	2	1	1	1	6		6	
	らしを守る消防隊車		1			1		1	
	水槽付ポンプ車		1	1	1	4	0	4	
	ポンプ車		1	1	1	4	8	12	
	化学車		1			1		1	
	はしご車		1			1		1	
	大型水槽車					1		1	
	小型ポンプ付積載車						16	16	
	救急自動車		1(1)	1	1	1(1)	4(2)	4(2)	
	救助工作車		1			1		1	
	資機材搬送車			1		1		1	
	起震車					1	1	1	
	ボートトレーラー		1			1		1	
	水難救助用ボート・ 水難救助艇		1			1		1	
	計	6	11(1)	5	4	6(1)	32(2)	25	57(2)
電 消防無線	基地局	2				2		2	
	移動局	車載型	3	9	3	3	5	23	23
		携帯型	2	7	4	4	4	21	21
	計	7	16	7	7	9	46		46

資料 98 市消防水利の現況

(平成 23 年 12 月)

(単位：基)

区 分		中央署	東 署	署	北 署	計	
消 火 栓	公 設	75 mm	127	106	104	206	543
		100 mm	110	70	50	98	328
		125 mm	7		7		14
		150 mm	108	34	25	86	253
		200 mm	36	10	20	33	99
		250 mm	2	2	14		18
		300 mm	18	17		7	42
		400 mm	3	13	3	4	23
		小 計	411	252	223	434	1,320
	私 設	2	1		2	5	
計		413	253	223	436	1,325	
防 火 水 槽	公 設	20m ³ 未満	21	36	10	42	109
		40m ³ 未満	7	5	4	2	18
		40m ³ 以上	98	66	26	172	362
		小 計	126	107	40	216	489
	私 設	20m ³ 未満	2				2
		40m ³ 未満	4	4	2	2	12
		40m ³ 以上	113	58	95	53	319
		小 計	119	62	97	55	333
計		245	169	137	271	822	
そ の 他	プ ー ル		11	8	3	10	32
	河川・池 等		1		1	2	4
	計		12	8	4	12	36
合 計		670	430	364	719	2,183	

出典：平成 23 年度消防年報

資料 99 市内危険物地施設の現況

1. 消防法別表に定める指定数量以上の施設

(平成 24 年 3 月)

施設の種類	施設数	アルコール	燃料	その他	備考
製造所	0				
屋内貯所	8		3	5	
屋外貯所	4		2	2	
屋内タンク貯所	2		2		
屋外タンク貯所	4	1	3		
地下タンク貯所	30		24	6	
移動タンク貯所	29		26	3	
給油貯所	27		営業用 22		
			自家用 5		
一般取扱所	37	1	33	3	
販売取扱所	1				
合計	142	2	120	20	

2. 貯品が 1 トン以上のガス施設

(平成 24 年 3 月)

施設の種類	施設数	天然ガス	ガス	備考
ガス充てん所	1		1	
ガスタンク	2	1	1	
集中給油設備	26	1	25	
合計	29	2	27	

資料 100 避難所等一覧

(1) 避難場所

(1/4)

	名称	所在地	連絡先	避難施設	面積 (m ²)	収容 人員	避難地区
1	流山小学校	流山4目 359地	7158-1043	グラウンド	7,525	3,762	大字流山 流山1 ～9目 平井 平和台2～4目
2	新川小学校	中野木339 地	7152-3004	グラウンド	6,414	3,207	平方原1～4 目中野木 北・小屋上新宿 上新宿新田 見台 見台1・2目 初石1目
3	木小学校	92地	7158-1142	グラウンド	9,696	4,848	園1～3目 井中 間木前平井 後平井野下 1・2目
4	木北小学校	田208地	7152-4604	グラウンド	7,420	3,710	木木台 田十 田東初石1～ 4目
5	江戸川台小学校	江戸川台東3 目11地	7152-0103	グラウンド	9,412	4,706	江戸川台東1～4 目 江戸川台 1～4目 こ うのす台
6	東小学校	名都借856 地	7145-3369	グラウンド	11,170	5,585	前 向小金1 ～4目 名都借 松 1～6目 松 1目
7	東深井小学校	東深井879 地の2	7153-3430	グラウンド	7,936	3,968	東深井 こうの す台
8	小学校	7地 の1	7158-5911	グラウンド	6,308	3,154	大字 流山1・4・ 5目
9	初石小学校	初石4目 347地	7154-5863	グラウンド	5,425	2,712	・・上 下 大 若葉台 初石2～4目
10	向小金小学校	向小金3目 149地の1	7174-1320	グラウンド	10,689	5,344	前 向小金1 ～4目
11	長小学校	野下2目 10地の1	7145-2111	グラウンド	9,007	4,503	野下2～6目 長 1・2目 名 都借

注) の避難場所については、一級河川江戸川が増水し、万が一市内の堤防が決壊した場合には浸水することが想定されます。

※の避難場所については河川増水時に浸水することが想定されます。

	名称	所在地	連絡先	避難施設	面積 (m2)	収容 人員	避難地区
12	小山小学校	十 97 地の1	7154-6937	グラ ンド	9,037	4,518	市野 木 十 東初石 5・6 目 初石 5・6 目
13	流山北小学校	加一 目795 地の1	7159-5674	グラ ンド	9,941	4,970	大字加 加一～ 六 目 大字三 野山 三 野 山一～五 目 平和台1・5 目 市野
14	深井小学校	深井67 地の1	7154-8655	グラ ンド	7,704	3,852	深井新田・平方村 新田 深井 東深井 平方 原1～4 目
15	流山小学校	木487 地	7159-2521	グラ ンド	9,799	4,899	大字流山 木 流山2・3・6～8 目
16	部中学校	加三 目600 地の1	7158-0137	グラ ンド	13,218	6,609	大字流山 流山1 ～9 目 大字加 加一～六 目 大字三 野山 三 野山一～五 目 平井 大字 木 平和台1 ～5 目 流山 1～8 目 下 前平井 後 平井 市野
17	北部中学校	中野 木577 地	7152-0036	グラ ンド	10,545	5,272	平方 原1～4 目 中野 木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 江 戸川台 1～4 目 見台 見台1・2 目
18	東部中学校	名都借865 地	7144-3514	グラ ンド	14,053	7,026	前 向小金1 ～4 目 名都借 松 1～6 目 松 1 目
19	東深井中学校	東深井47 地	7154-5864	グラ ンド	10,926	5,463	深井新田・平方村 新田 深井 東深井 平方
20	常盤松中学校	東初石3 目 134 地	7152-0842	グラ ンド	10,708	5,354	十 田 東初石1～5 目

注) の避難場所については、一級河川江戸川が増水し、万が一市内の堤防が決壊した場合には浸水することが想定されます。

※の避難場所については河川増水時に浸水することが想定されます。

	名称	所在地	連絡先	避難施設	面積 (m ²)	収容 人員	避難地区
21	木中学校	間木210 地の2	7159-7461	グラウンド	10,256	5,128	平井 大字 ・ 木 流山1～8 目 園1～3 目 井 中 間木 野 下 1・2 目 長 1・2 目
22	流山中学校	流山 2539 地の1	7159-2551	グラウンド	15,360	7,680	大字流山 流山 7・8 目 大字 ・ 木 流山1～8 目
23	初石中学校	初石4 目 455 地の1	7154-3901	グラウンド	14,766	7,383	上新宿 ・ ・上 下 大 若葉台 初石1 ～5 目
24	流山高等学校	東初石2 目 98 地	7153-3161	グラウンド	14,000	7,000	江戸川台東1 目 木台 田 東初石1～4 目
25	流山おおたかの 森高等学校	大 275 地 の5	7154-3551	グラウンド	32,439	16,219	上新宿 ・ ・上 下 大 若葉台 初石1 ～5 目
26	特別支援学校 流山高等学園 第二キャンパス	名都借140 地	7141-9900	グラウンド	16,815	8,407	前 名都借 松 1～6 目 松 1 目
27	流山 高等学校	流山 9 目 800 地の1	7159-1231	グラウンド	18,082	9,041	大字流山 流山1 ～9 目 平井 大字 ・ 平和台1～5 目 流山1～ 8 目
28	流山北高等学校	中野 木7 地の1	7154-2100	グラウンド	19,190	9,595	深井新田・平方村 新田 平方 原1～4 目 中 野 木 北・小屋 上新宿 上新宿 新田 見台 見台 1・2 目
29	特別支援学校 流山高等学園	野 下2 目 496 地の1	7148-0200	グラウンド	10,532	5,266	間木 野 下1～6 目 長 1・2 目 前 名都借

注) の避難場所については、一級河川江戸川が増水し、万が一市内の堤防が決壊した場合には浸水することが想定されます。

※の避難場所については河川増水時に浸水することが想定されます。

	名称	所在地	連絡先	避難施設	面積 (m ²)	収容 人員	避難地区
30	東 学園大学	1660 地	7150-3001	グラ ンド	41, 872	20, 936	平井 大字 ・ 園1～3 目 井
31	江戸川大学	木474 地	7152-0661	グラ ンド	58, 063	29, 031	木 木 台 十 木 田 東初石5・6 目
32	東深井地区公園	東深井815 地	7150-6092	公園	55, 337	27, 668	東深井 こうの す台
33	流山中央公園	流山3 目 14 地	7150-6092	公園	12, 155	6, 077	流山1～6 目
34	東部近隣公園	名都借240 地	7150-6092	公園	16, 751	8, 375	名都借 松 2 ～4 目 松 1 目
35	三 野山近隣 公園	三 野山二 目292 地	7150-6092	公園	10, 797	5, 398	加三・四 目 大 字三 野山 三 野山一～五 目 下 市 野
36	運河水辺公園	東深井368 地の1	7150-6092	公園	24, 129	12, 064	深井 東深井
37	平和台2号公園	平和台2 目12 地	7150-6092	公園	5, 816	2, 908	平井 平和台1 ～5 目 井 中 前平井 後 平井
38	松 ふるさと 公園	松 4 目495 地 の1	7150-6092	公園	13, 548	6, 774	名都借 松 1・2・4～6 目
39	初石近隣公園	初石6 目815の11	7150-6092	公園	20, 000	10, 000	初石5・6 目 市野 十 東初石5・6 目
40	江戸川河川敷 緑地	流山7 目	7150-6092	緑地	143, 420	71, 710	流山7・8 目 木 流山7・8 目
				合計	740, 261	370, 130	平成24年4月1日 現在

注) の避難場所については、一級河川江戸川が増水し、万が一市内の堤防が決壊した場合には浸水することが想定されます。

※の避難場所については河川増水時に浸水することが想定されます。

(2) 広域避難場所

	名称	所在地	連絡先	避難施設	面積 (m ²)	収容 人員	避難地区
1	流山市総合 運動公園	野 下1 目 40 地 の1	7150-6092	公園	150, 349	75, 174	全域

(3) 避難所

(1/6)

	名称	所在地	連絡先	避難施設	面積 ()	収容 人員	避難地区
1	流山小学校	流山4 目359 地	7158-1043	屋内体育 普通教室22 その他の教室10	745	372	大字流山 流山1～9 目 平井 平和台2 ～4 目
2	新川小学校	中野 木 339 地	7152-3004	屋内体育 普通教室13 その他の教室9	698	349	平方 原1～4 目 中野 木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 見台 見 台1・2 目 初石1 目
3	木 小学校	92 地	7158-1142	屋内体育 普通教室6 その他の教室10	797	398	園1～3 目 井 中 間木 前 平井 後平井 野 下 1・2 目
4	木北 小学校	田208 地	7152-4604	屋内体育 普通教室21 その他の教室11	793	396	木 木台 田 十 田 東初石 1～4 目
5	江戸川台 小学校	江戸川台東3 目11 地	7152-0103	屋内体育 普通教室18 その他の教室11	751	375	江戸川台東1～4 目 江戸川台 1～4 目 こうのす台
6	東小学校	名都借856 地	7145-3369	屋内体育 普通教室23 その他の教室8	833	416	前 向小金1～4 目 名都借 松 1 ～6 目 松 1 目
7	東深井 小学校	東深井879 地の2	7153-3430	屋内体育 普通教室24 その他の教室3	756	378	東深井 こうのす台
8	小学校	7 地 の1	7158-5911	屋内体育 普通教室18 その他の教室10	735	367	大字 . 流山1・4・5 目
9	初石 小学校	初石4 目 347 地	7154-5863	屋内体育 普通教室20 その他の教室5	762	381	. .上 下 大 若葉台 初石2～4 目
10	向小金 小学校	向小金3 目 149 地の1	7174-1320	屋内体育 普通教室18 その他の教室6	741	370	前 向小金1～4 目
11	長 小学校	野 下2 目 10 地の1	7145-2111	屋内体育 普通教室17 その他の教室4	754	377	野 下2～6 目 長 1・2 目 名都借
12	小山小学校	十 97 地 の1	7154-6937	屋内体育 普通教室22 その他の教室2	1,185	592	市野 木 十 東初石5・6 目 初 石5・6 目

注) の避難場所については、一級河川江戸川が増水し、万が一市内の堤防が決壊した場合には浸水することが想定されます。

注) 学校教室については、自治会の連絡拠点として一部教室を使用すること。

また、避難所の管理運営に必要なスペースがあることから、避難所として利用可能な教室については、別途指示します。

普通教室とは、普通の学校生活及び普通の授業を受ける教室。

その他の教室とは、理科室、音楽室、家庭科室等専門的な授業を受ける教室。

	名称	所在地	連絡先	避難施設	面積 ()	収容 人員	避難地区
13	流山北 小学校	加一 目 795 地の1	7159-5674	屋内体育 普通教室27 その他の教室6	749	374	大字加 加一～六 目 大字三 野山 三 野 山一～五 目 平和台 1・5 目 市野
14	深井 小学校	深井67 地 の1	7154-8655	屋内体育 普通教室8 その他の教室8	751	375	深井新田・平方村新田 深井 東深井 平方 原1～4 目
15	流山 小学校	木487 地	7159-2521	屋内体育 普通教室20 その他の教室10	767	383	大字流山 木 流山 2・3・6～8 目
16	部中学校	加三 目 600 地の1	7158-0137	屋内体育 普通教室21 その他の教室15	1,392	696	大字流山 流山1～9 目 大字加 加一～六 目 大字三 野山 三 野山一～五 目 平井 大字 ・ 木 平和台1 ～5 目 流山1～8 目 下 前平井 後平井 市野
17	北部中学校	中野 木 577 地	7152-0036	屋内体育 普通教室16 その他の教室15	1,689	844	平方 原1～4 目 中野 木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 江戸川台 1～4 目 見台 見台 1・2 目
18	東部中学校	名都借 865 地	7144-3514	屋内体育 普通教室17 その他の教室17	1,581	790	前 向小金1～4 目 名都借 松 1 ～6 目 松 1 目
19	東深井 中学校	東深井47 地	7154-5864	屋内体育 普通教室11 その他の教室19	1,378	689	深井新田・平方村新田 深井 東深井 平方
20	常盤松 中学校	東初石3 目 134 地	7152-0842	屋内体育 普通教室13 その他の教室13	1,571	785	十 田 東初石 1～5 目
21	木中学校	間木210 地の2	7159-7461	屋内体育 普通教室9 その他の教室16	1,668	834	平井 大字 ・ 木 流山1 ～8 目 園1～3 目 井 中 間木 野 下1・2 目 長 1・2 目

注)□の避難場所については、一級河川江戸川が増水し、万が一市内の堤防が決壊した場合には浸水することが想定されます。

注)学校教室については、自治会の連絡拠点として一部教室を使用すること。

また、避難所の管理運営に必要なスペースがあることから、避難所として利用可能な教室については、別途指示します。

普通教室とは、普段の学校生活及び普通の授業を受ける教室。

その他の教室とは、理科室、音楽室、家庭科室等専門的な授業を受ける教室。

	名称	所在地	連絡先	避難施設	面積 ()	収容 人員	避難地区
22	流山 中学校	流山2539 地 の1	7159-2551	屋内体育 普通教室17 その他の教室18	1,501	750	大字流山 流山7・8 目 大字 ・ 木 流山1～8 目
23	初石 中学校	初石4 目 455 地の1	7154-3091	屋内体育 普通教室9 その他の教室17	1,713	856	上新宿 ・ ・上 下 大 若葉台 初石 1～5 目
24	流山高等 学校	東初石2 目 98 地	7153-3161	屋内体育	2,497	1,248	江戸川台東1 目 木台 田 東初石1 ～4 目
25	流山おおた かの森 高等学校	大 275 地 の5	7154-3551	屋内体育	1,511	755	上新宿 ・ ・上 下 大 若葉台 初石 1～5 目
26	特別支援学 校流山高等 学園第二 キャンパス	名都借140 地	7141-9900	屋内体育	1,369	684	前 名都借 松 1～6 目 松 1 目
27	流山高等 学校	流山9 目800 地の1	7159-1231	屋内体育	2,969	1,484	大字流山 流山1～9 目 平井 大字 ・ 平和台1～ 5 目 流山1～8 目
28	流山北高等 学校	中野 木7 地の1	7154-2100	屋内体育	2,367	1,183	深井新田・平方村新田 平方 原1～4 目 中野 木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 見台 見 台1・2 目
29	特別支援学 校流山 高等学園	野 下2 目 496 地の1	7148-0200	屋内体育	684	342	間木 野 下 1～6 目 長 1・2 目 前 名都借
30	東 学園 大学	1 660 地	7150-3001	屋内体育	1,392	696	平井 大字 ・ 井 園1～3 目
31	江戸川大学	木474 地	7152-0661	屋内体育	691	345	木 木台 十 田 東初石5・6 目

注) の避難場所については、一級河川江戸川が増水し、万が一市内の堤防が決壊した場合には浸水することが想定されます。

注) 学校教室については、自治会の連絡拠点として一部教室を使用すること。

また、避難所の管理運営に必要なスペースがあることから、避難所として利用可能な教室については、別途指示します。

普通教室とは、普段の学校生活及び普通の授業を受ける教室。

その他の教室とは、理科室、音楽室、家庭科室等専門的な授業を受ける教室。

	名称	所在地	連絡先	避難施設	面積 ()	収容 人員	避難地区
32	勤労者総合 福祉 センター	大 25 地の 17	7155-5701	全室	1,929	964	上新宿 ・上 下 大 若葉台 初石 1～5 目
33	勤労者体育 施設	大 64 地の 1	7155-5701	全室	1,106	553	上新宿 ・上 下 大 若葉台 初石 1～5 目
34	物	加 一 目 1 225 地の6	7159-3434	全室	1,752	876	流山1 目 加一～六 目 大字三 野山 三 野山一～五 目 平和台1～5 目
35	中野 木 保育所	中野 木 373 地	7152-0921	全室	704	352	平方 原1～4 目 中野 木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 見台 見 台1・2 目 初石1 目
36	平和台 保育所	平和台2 目6 地の3	7158-1424	全室	1,122	561	大字流山 流山1～9 目 平井 大字 ・ 木 平和 台1～5 目 流山1 ～8 目
37	江戸川台 保育所	江戸川台東3 目5 地	7152-0611	全室	823	411	江戸川台東1～4 目
38	向小金 保育所	向小金3 目 102 地の1	7174-5217	全室	841	420	向小金1～4 目
39	東深井 保育所	東深井 177 地の2	7154-6025	全室	792	396	東深井 江戸川台東4 目 こうのす台
40	老人福祉 センター	東深井 986 地の1	7152-2373	全室	300	150	東深井 こうのす台
41	木台福祉 会	木台22 1 地の3	7154-4821	全室	589	294	木台 田 田
42	流山福祉 会	流山2 目 1 02 地	7159-1520	全室	400	200	流山1～9 目 大字加
43	江戸川台 福祉会	江戸川台東 1 目25 1 地	7154-3026	全室	501	250	江戸川台東1～4 目
44	深井福祉 会	深井3 1 3 地	7154-3120	全室	148	74	深井新田・平方村新田 深井 東深井
45	井福祉 会	井79 地の 2	7159-5666	全室	500	250	大字 園1～3 目 井 中 前平井
46	向小金福祉 会	向小金2 目 192 地の2	7173-9320	全室	465	232	前 向小金1～4 目

注) の避難場所については、一級河川江戸川が増水し、万が一市内の堤防が決壊した場合には浸水することが想定されます。

	名称	所在地	連絡先	避難施設	面積 ()	収容 人員	避難地区
47	福祉会	102 地の2	7155-3160	全室	104	52	北・小屋 上新宿 上 新宿新田 ・ ・上
48	十 福祉 会	十 97 地 の1	7154-5254	全室	412	206	市野 木 十 東初石5・6 目 初 石5・6 目
49	東深井福祉 会	東深井498 地の30	7155-3638	全室	458	229	東深井 こうのす台
50	名都借福祉 会	名都借274 地	7144-5510	全室	165	82	前 向小金1~4 目 名都借 松 1 ~6 目 松 1 目
51	野 下福祉 会	野 下2 目 709 地の3	7145-9500	全室	403	201	間木 野 下1~6 目 長 1・2 目 名 都借
52	流山福祉 会	流山3 目3 地の1	7150-4320	全室	466	233	流山1~8 目
53	城福祉 会	流山8 目1 071 地	7158-4545	全室	523	261	大字流山 流山1~9 目 平井 大字 ・ 流山1~ 8 目
54	平和台福祉 会	平和台5 目 45 地の3	7158-4264	全室	138	69	大字流山 流山1~9 目 平井 大字 ・ 木 平和 台1~5 目 流山1 ~8 目 園1~3 目 井 中
55	生涯学習 センター	中110 地	7150-7474	全室	5,849	2,924	大字流山 流山1~9 目 平井 大字 ・ 木 流 山1~8 目 園1~3 目 井 中 間木 前平井 後平 井
56	文化会	加一 目16 地の2	7158-3462	全室	2,384	1,192	流山1~4 目 大字加 加一~六 目 大字三 野山 三野山一~ 五 目 平和台1~5 目 下 市野
57	北部公民	原1 目1 58 地の2	7153-0567	全室	394	197	平方 原1~4 目 中野 木 北・小屋 上新宿 江戸川台 1 ~4 目 見台 見台1・2 目
58	東部公民	名都借756 地の4	7144-2988	全室	478	239	前 向小金1~4 目 名都借 松 1 ~6 目 松 1 目

注) の避難場所については、一級河川江戸川が増水し、万が一市内の堤防が決壊した場合には浸水することが想定されます。

	名称	所在地	連絡先	避難施設	面積 ()	収容 人員	避難地区
59	初石公民	初石4目 381地の2	7154-9101	全室	530	265	初石1~5目
60	流山 センター	流山3目3 地の1	7159-4511	全室	698	349	大字流山 大字 ・ 木 流 山1~8目
61	市民総合 体育	野下1目 29地の4	7159-1212	屋内体育	4,417	2,208	大字加 加一~六目 大字三 野山 三野 山一~五目 大字 ・ 木 園1~3目 井中 間木 前平井 後平井 市野 野 下1目
				合計	67,181	33,590	平成24年4月1日現在

注) の避難場所については、一級河川江戸川が増水し、万が一市内の堤防が決壊した場合には浸水することが想定されます。

資料 101 福祉避難所一覧

表 福祉避難所一覧

名 称	設 置 場 所	電 話 号	管 理 団 体	備 考
流山市 地域福祉センター	流山市平和台 2-1-2	04-7159-4735	流山市 社会福祉協議会	
の	流山市東深井 518-1	04-7178-3377	社会福祉法人 あかぎ万葉	特別養護老人 一
の	流山市東深井 520-1	04-7178-3377		アハ ス
リバーパレス流山	流山市 深井 142	04-7152-1211	社会福祉法人 旭悠会	特別養護老人 一
ハート ア流山	流山市小屋 146-1	04-7178-2200	医療法人社団 愛友会	護老人保健 施設
ナーシングプラ 流 山	流山市前 248-1	04-7145-0111		護老人保健 施設
はまなす	流山市こうのす台 269-1	04-7155-2222	社会福祉法人 流山あけぼの会	特別養護老人 一
あざみ	流山市野 下 2-488-5	04-7141-2200		特別養護老人 一
流山こまぎ安心	流山市 木 649-3	04-7178-5556	社会福祉法人 天宣会	特別養護老人 一

資料 102 医療機関一覧

()

(平成 23 年 10 月 1 日現在)

名 称	所 在 地	診 療 科 目	入 設 備 (床)	電 話
医療法人社団江 会 江 台	深井 393	内・心療・外・整・ ・リハ・放	150	7153-2555
医療法人財団東京勤 労者医療会東葛	下 409	内・精・神・神内・ 消・ア・小・外・整・ 外・ ・リハ・放・	331	7159-1011
医療法人社団 会流 山中央	東初石 2-132-1	内・消・ア・ 外・整・ ・リハ・放・	151	7154-5741
医療法人社団愛友会 千葉愛友会記	1-1	内・消・小・外・ 整・産・ ・リハ・	248	7159-1611
医療法人社団ますお 会柏の葉北総	木台 233-4	内・外・リハ	92	7155-5551
医療法人社団誠高会 おおたかの森	柏市 四 113	内・消・小・外・ 整・リハ・	166	7141-1117

「医療法人社団誠高会おおたかの森」は柏市にあるが、流山市と隣接している。

(一般診療所)

(平成 23 年 10 月 1 日現在)

名 称	所 在 地	診 療 科 目	入 設 備 (床)	電 話
すずき内科クリニック	平和台 4-5-43	内・神内・消	0	7159-3251
東医	江戸川台東 3-102-2	内・消・小・放	0	7155-5499
内科クリニック	こうのす台 628-1	内・消・小・リハ・ 放	0	7153-6501
医療法人社団向日 会 外科内科医	野 下 5-972-2	内・心療・小・外・	0	7143-0127

名 称	所 在 地	診 療 科 目	入 設 備(床)	電 話
医療法人社団 整会 整 外科	江戸川台 2-260	整・リハ	0	7154-4030
江戸川台クリニック	江戸川台東 2-123	内・リハ	0	7153-1490
江戸川台 科クリ ニック	江戸川台 2-141(ローター リービル2)		0	7154-8295
医	江戸川台 2-208	内・小・外・産	12	7152-5818
村診療所	江戸川台東 2-25(共同ビル 201号)	内・精・神・性	0	7153-1195
原医	野 下 3-755-2	内・小・性	0	7144-3551
かまたクリニック	流山 3-16-1	内・小・	0	7159-6151
川 レ スクリニ ック	東初石 4-135-38	小・産	3	7155-3451
川 科医	野 下 5-1067-14		0	7144-6484
木口小児科	加 4-18-3	・小	0	7150-1323
日下医	東深井 865-83	内・小	0	7152-2648
向小金クリニック	向小金 3-147-2	内	0	7176-3240
医療法人社団 和会 小 小児科医	江戸川台東 2-259	内・ア・小・	0	7153-2977
木台クリニック	木台 493-10	内・リ ・整・リハ	0	7152-2151
佐 医	園 2-1-2	内・外	0	7159-0559
名医	加 1-20-14	内	0	7158-1038
医	松 1-475	内・小	0	7143-4945
中村 科クリ ニック	江戸川台東 2-314-1		0	7178-3387
下医	流山 8-1166-3	内・神内・小	0	7158-0048
木産 人科	江戸川台 2-5-6	内・産	3	7152-1821
高 内科 科	初石 3-100 (森田ビル2)	内・小・	0	7155-2074
中島内科医	流山 1-271	内	0	7158-1207
中島 科医	流山 1-271		0	7159-5191
医療法人社団天宣会 科	江戸川台 1-123		0	7155-1771
村内科 科医	流山 2-24-4	内・小・	0	7150-3885
初石 科医	東初石 2-78-3		0	7153-8733
馬場内科医	初石 2-11-1	内・小・	0	7154-5163

名 称	所 在 地	診 療 科 目	入 設 備(床)	電 話
医療法人社団静千会 松ククリニック	東初石 3-100-32	内・ア・小・	0	7152-3828
深 外科医	松 4-523	内	5	7144-5202
平和台診療所	平和台 5-66-3	内・小	0	7158-5541
本多医	向小金 3-123-4	内・	2	7174-3483
医療法人社団天宣会 まちや外科内科	江戸川台 1-123	内・ ・外・ ・リハ・ 放	0	7153-2771
松山クリニック	江戸川台 1-104	内・ ・消・	0	7155-4117
医	見台 1-3-16	内・小	0	7154-5526
医療法人社団健生会 流山レスクリ ニック	流山 4-6-9	産	15	7158-5191
月医	江戸川台 1-33	内	0	7154-2251
山 堂医	流山 3-60	内	0	7158-1215
田医	江戸川台東 2-270	内・ ・小・外	0	7152-0101
大 科医	流山 4-1-15 流山 前ビル 4		0	7140-7533
田 科	流山 4-1-15 流山 前ビル 2		0	7159-8888
重小児科医	流山 4-1-15 流山 前ビル 5	小	0	7158-8660
医療法人社団 光会 内科クリニック	加 4-18-2	内・消・ ・ ・ア・リ ハ	0	7150-1441
医療法人財団東京勤 務者医療会東葛 附属診療所	下 409-6	内・精・神・神内・ ・ 消・ ・ア・小・外・整・ 外・ ・ ・ ・ ・リハ・	0	7158-7710
きたざわ 科	東深井 407-1		0	7154-7995
流山市平日夜間・日 診療所	初石 4-1433-1	内・小	0	7155-3456

名 称	所 在 地	診 療 科 目	入 設 備(床)	電 話
佐 科クリニック	東初石 3-103-34 ビル2		0	7178-2211
田村内科クリニック	野 下 3-931-35	内・消・	0	7146-0017
すずき 科クリニック	流山 3-11-4	内・小・	0	7150-0028
わかばクリニック	流山 1-18-13	内・外・整	0	7159-8810
流山整 外科	流山 2-18-4 プロモシオン 流山 1	リ・整・リ	0	7157-6680
ひだクリニック	流山 1-14-7	内・心療・精・神	0	7150-8141
いけだ内科小児科クリニック	流山 2-8-10 流山 101号	内・消・小・	0	7157-7717
流山東部診療所	名都借 909-1	内・	0	7147-7878
小野クリニック	中野 木 530-1	内・神内・リハ	0	7178-3006
協 年金 一 診療 所	東深井 948	内・心療・	8	7152-3102
特別養護老人 一 「あざみ」医務室	野 下 2-488-5	内	0	7141-2200
さくらクリニックな がれやま	東初石 2-186-3 2階		0	7153-1921
特別養護老人 一 「初石」医務室	東初石 5-131-3	内・神・歯	0	7153-3925
特別養護老人 一 「はまなす」医務 室	こうのす台 269-1	内	0	7155-2222
特別養護老人 一 リバーパレス流山医 務室	深井 142	内	0	7152-1211
石渡クリニック	東初石 3-133-4 第2メ ン ビル1	内・外・外・消	0	7190-5551
おおたかの森クリニ ック	東初石 6-183-1 ライ ガ ー ン4	内・消・小	0	71798-4777
おおたかの森 科 モーニングクリニック	東初石 6-183-1 ライ ガ ー ン403-	ア・	0	7178-5032

名 称	所 在 地	診 療 科 目	入 設 備(床)	電 話
おおたかの森 レ ストクリニック	市野 660-1 (新 4 街 区 1)	内・	0	7178-7780
新柏クリニックおお たかの森	市野 666-1	内	0	7192-8668
田 科クリ ニック	後平井 283-1		0	7178-8733
流山東部 科	名都借 909-1		0	7147-7755
ひだクリニックセン トラルパーク	前平井 120 リュージュ 001	内・心療・精・神	0	7157-2269
ふじわら内科クリ ニック	流山 4-1-1 ルートビル 1	内・小・消・ —	0	7192-8331
流山 前クリニッ ク	流山 2-23-16 平 ビル 1	内・ ・外	0	7178-7500
森の診療所	三 野山 4-11-15	内・ア・小	0	7199-8822
ライ ガー ン中央 クリニック	東初石 6-183-1 ライ ガー ン 403	内・心療	0	7178-2677
高 科	江戸川台東 3-622-85		0	7137-7722
原クリニック	原 2-117-5		0	7155-6895

参考：流山医療マップ

(歯科診療所)

(平成 23 年 10 月 1 日現在)

名 称	所 在 地	診療科目	電 話
あい歯科医	流山 4-516-1	歯・小歯・	7159-4712
石田歯科医	流山 1-258-2 (ルックハイツ流山 101)	歯・小歯・歯口	7159-7774
歯科医	流山 1-12-4	歯・小歯	7159-0175
運河歯科クリニック	東深井 236	歯・小歯	7152-5278
本歯科医	平和台 4-2-3	歯・小歯	7158-8148
小川歯科医	平和台 3-8-13	歯・小歯・	7159-1140
亀田歯科医	流山 6-682	歯	7158-1025
池歯科医	加 6-1196-6	歯	7159-6862
歯科医	松 4-505-72	歯	7145-6753
歯科医	流山 1-23-10	歯・小歯・歯口	7159-8145
さかい歯科医	東初石 4-238-4	歯	7155-5082
歯科クリニック	江戸川台 1-122	歯・小歯・歯口・小歯	7152-1355
高田歯科医	流山 1-5-8	歯・小歯・歯口	7159-0020
高 歯科医	江戸川台東 2-268	歯・小歯	7155-1145
ツタモリ歯科医	深井 567-3	歯	7152-5961
テックナカ ラ歯科	流山 3-10-14 (テックナカ ラビル 2)	歯 小歯 歯口	7158-8611
田歯科医	流山 3-7-15	歯・小歯	7159-7147
歯科診療所	江戸川台 2-141 ローターリービル 2	歯・	7154-8264
東葛歯科	下 409	歯・小歯	7159-6775
中村歯科クリニック	流山 6-800-20	歯・小歯・歯口	7159-8182
良歯科医	野 下 6-1037-10	歯	7143-2232
野本歯科医	こうのす台 1067	歯・小歯・歯口	7154-6666
歯科	1297-6 (コーポベアラ 1)	歯・小歯・歯口	7159-6480
ひやま歯科医	流山 3-10-1 (レッジ 105 号)	歯	7159-9533
ミリー歯科医	初石 3-100 (森田ビル 2)	歯・小歯	7154-2024
川歯科医	江戸川台東 2-39	歯	7152-0124
松 歯科医	東初石 2-116-1	歯	7154-7293

名 称	所 在 地	診療科目	電 話
三 齒科医	松 1-462-44	歯 小歯 歯口	7144-1402
園齒科医	園 1-9 (マルエツ 園)	歯・小歯	7150-1177
むさし野齒科・ハタ医	流山 2-15-3	歯・小歯 歯口	7159-8853
山齒科医	東深井 178-1	歯 小歯 歯口	7154-1085
田齒科	木 480-3	歯・小歯・ 歯口	7153-1854
いづか齒科	江戸川台東 2-66-1	歯・小歯	7140-5581
あさぎが 齒科医	中野 木 563-76	歯・小歯	7156-1182
おおつか齒科クリニック	流山 1-10-2 クレール 102	歯・小歯	7158-8686
かえで齒科クリニック	初石 3-1458-24	歯・小歯	7156-1150
さくら齒科	江戸川台東 2-319	歯	7156-8211
田齒科医	東深井 394-10	歯・小歯・	7156-1184
たちばな齒科医	流山 1-1-15-101	歯・小歯・ 歯口	7158-2922
ハーモニー ンタルクリニック	加 1-1577	歯 小歯 歯口	7157-8241
平原齒科医	東初石 3-103-34 ビル 1	歯・小歯	7156-1108
流山 前齒科医	流山 2-3-10	歯 小歯 歯口	7150-4118
みなみながれやま 正齒科	流山 2-7-3-101		7159-6833
東深井 ンタルクリニック	東深井 270-34	歯 小歯 歯口	7140-4182
江戸川台齒科	江戸川台 2-54	歯 小歯 歯口	7178-5411
田辺 レンド齒科	江戸川台 1-42	歯 歯口	7155-3709
森下 ンタルクリニック	江戸川台 2-288	歯 小歯 歯口	7155-8818
田齒科	江戸川台東 1-10	歯	7153-8241
見台齒科	見台 2-5-3 小田急ハイツ 5-106	歯 歯口	7152-1811
セ ン齒科	初石 4-112-2	歯 小歯 歯口	7154-2286
ひまわり 齒科医	初石 3-1447-2-101	歯 小歯 歯口	7155-3623

名 称	所 在 地	診療科目	電 話
おの歯科クリニック	東初石 2-92-62	歯 小歯 口 外科	7156-6480
特別養護老人 一 「初石」医務室	東初石 5-131-3	歯	7153-3925
歯科医	平和台 3-2-16	歯 小歯	7159-2233
住 歯科医	加 4-17-27	歯 小歯	7150-0828
イースト歯科クリニ ック流山	流山 9-800-2-2	歯	7157-6480
グリ 歯科医	流山 5-497	小歯	7159-5635
流山歯科医	流山 8-2-1 2	歯 小歯 歯口	7178-8341
みんなの歯科クリ ニック	流山 1-7-8-101	歯 小歯 歯口	7158-4480
ートピア歯科クリ ニック	流山 1-1-2= MMビル 2 -	歯 小歯	7159-4184
そよかぜ歯科医	田 94-1	歯 小歯 歯口	7157-4182
オーク歯科クリニッ ク	東深井 1113-103	歯 小歯	7103-7379
こんの ンタル アクリニック	木台 267-2	歯	7138-6487
おおたかの森歯科 クリニック	東初石 6-183-1 ライ ガー ン 4	歯 小歯 歯口	7178-3111
みやざき歯科医	東初石 3-133-86	歯 小歯	7152-8140
みわのやま歯科	三 野山 3-1-21	歯 小歯・歯口	7136-7648
武田歯科クリニック	名都借 830-6	歯 小歯 ・歯口	7148-4180
ほんじょう歯科医	松 2-320-26	歯 小歯 歯口	7136-2856
くるみ歯科医	流山 2-23-3 パールハイツ 101	歯 小歯	7159-0963
A C歯科クリニッ ク	初石 3-98-33 ビル 1 階	歯 小歯 歯口	7128-4616
さわやか歯科クリニ ック	向小金 2-196-10 ベルクス 柏店内	歯 小歯	7157-1011
き歯科クリニック	園 3-22-11	歯 小歯	7103-7379

参考：流山医療マップ

資料 103 市給水拠点一覧

平成 24 年 4 月現在

名 称	所 在 地	自家発電の状況 燃料の種類貯 量	貯水量 上段：最大 下段：最小
おおたかの森 水場	流山市 初石 5 目 57 地	重油 10,000	10,500 m ³ 1,050m ³
平井 水場	流山市 平井 1490 地	重油 3,000	17,000m ³ 2,550m ³
江戸川台 水場	流山市江戸川台東 1 目 255 地	軽油 490	10,000m ³ 3,400m ³
東部 水場	流山市名都借 395 地	軽油 200	2,400m ³ 810m ³

平成 25 年度からは、江戸川台 水場の燃料が 重油 1,900 となる。
貯水量は、使用状況により変動するため、最大、最小 を記載した。
貯水量最小 合計 7,810m³ は、市民 1 人 1 日当たり 3 リットルとすると概ね 15 日間分に相当する。

資料 104 防災用井戸設置状況

(平成 18 年 4 月現在)

設置場所	所在地	設置年度	設置数
木北小学校	流山市 田 208	—	1 基
流山北小学校	流山市加 1-795-1	平成 8 年度	1 基
東小学校	流山市名都借 856		1 基
江戸川台小学校	流山市江戸川台東 3-11	平成 9 年度	1 基
小学校	流山市 7-1		1 基
初石中学校	流山市 初石 4-455-1	平成 10 年度	1 基
向小金小学校	流山市向小金 3-149-1		1 基
新川小学校	流山市中野 木 339	平成 11 年度	1 基
流山小学校	流山市木 487		1 基
流山小学校	流山市流山 4-359	平成 12 年度	1 基
木小学校	流山市 92		1 基
深井小学校	流山市 深井 67-1	平成 13 年度	1 基
東深井小学校	流山市東深井 879-2		1 基
初石小学校	流山市 初石 4-347	平成 14 年度	1 基
東部中学校	流山市名都借 865	平成 16 年度	1 基
流山中学校	流山市流山 2539-1		1 基
北部中学校	流山市中野 木 577	平成 17 年度	1 基
常盤松中学校	流山市東初石 3-134	平成 18 年度	1 基
木中学校	流山市 間木 210-2		1 基
長小学校	流山市野 下 2-10-1	平成 19 年度	1 基
部中学校	流山市加 3-600-1		1 基
東深井中学校	流山市東深井 47	平成 20 年度	1 基
小山小学校	流山市十 97-1		1 基
流山センター	流山市 流山 3-3-1	平成 21 年度	1 基
初石公民	流山市 初石 4 目 381 地の 2	平成 22 年度	1 基
北部公民	流山市 原 1 目 158 地の 2	平成 23 年度	1 基
東地区市有地防災広場	流山市大字流山 965 地の 1		1 基

資料 105 防災備蓄倉庫の設置状況

(平成 24 年 4 月現在)

名 称	設 置 場 所	床面積	構 造	設置年度
消防署防災備蓄倉庫	流山市 流山 3 目 9-6 地	13.8m ³	耐火造	平成 3 年度
東消防署防災備蓄倉庫	流山市前 449-1 地	13.8m ³	耐火造	平成 4 年度
北消防署防災備蓄倉庫	流山市 原 2 目 139-1 地	13.8 m ³	耐火造	平成 5 年度
総合運動公園防災備蓄倉庫	流山市野 下 1 目 29-4 地	14.4m ³	アルミ製	平成 8 年度
木北小学校防災備蓄倉庫	流山市 田 208 地	56.0m ³	耐火造	平成 10 年度
初石中学校防災備蓄倉庫	流山市 初石 4 目 455-1 地	63.75m ³	耐火造	平成 14 年度
東部中学校防災備蓄倉庫	流山市名都借 865 地	64.8m ³	耐火造	平成 15 年度
新川小学校防災備蓄倉庫	流山市中野 木 339 地	56.0m ³	耐火造	平成 16 年度
江戸川台小学校防災備蓄倉庫	流山市江戸川台東 3 目 11 地	55.4m ³	耐火造	平成 16 年度
木中学校(間木収庫)防災備蓄倉庫	流山市 間木 213 地 1	56.8m ³	木造	平成 17 年度
木小学校防災備蓄倉庫	流山市 92 地	62.05m ³	耐火造	平成 18 年度
長小学校防災備蓄倉庫	流山市野 下 2-10-1	12.72m ²	耐火造	平成 19 年度
東深井中学校防災備蓄倉庫	流山市東深井 47	63.75m ²	耐火造	平成 19 年度
東深井小学校防災備蓄倉庫	流山市東深井 879-2	15.75m ²	耐火造	平成 20 年度
流山中学校防災備蓄倉庫	流山市流山 2539-1	33.75m ²	耐火造	平成 20 年度
小山小学校防災備蓄倉庫	流山十 97-1	46.6m ²	耐火造	平成 21 年度
向小金小学校防災備蓄倉庫	流山市向小金 3-149-1	20.70m ²	鉄 造	平成 21 年度
深井小学校防災備蓄倉庫	流山市 深井 67-1	32.89m ²	耐火造	平成 22 年度
文化会 前防災備蓄倉庫	加 1 目 16-2	14.40m ²	アルミ合金	平成 22 年度
東地区市有地防災広場防災備蓄倉庫	流山市大字流山 965 地の 1	14.40m ²	アルミ合金	平成 23 年度

資料 106 防災備蓄品一覧表

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

(食料品・飲料水)

品 目	単位	南消防署	東消防署	北消防署	運動公園	八木北小	西初石中	東部中	新川小	江戸川台小	古間木収蔵庫	八木南小	長崎小
(食料品)													
サバイバルフーズ60食(10食×6缶)	食	10,260	10,980		1,020		2,460	3,600	3,420		3,240	900	
アルパインエア60食(10食×6缶)	食					120							
アルパインエア3日間27食(1箱9缶)	食						54						
クラッカー70食(35食×2缶)	食							1,400	1,400	2,100	4,480	1,400	2,100
アルファー米(50食用)	食					1,000		2,000	2,500	2,000	3,500	1,500	1,500
アルファー米(1食用)50食	食							500		1,500	1,000	1,000	750
乾燥粥	食												
けんちん汁(1箱2缶)	食												
合計	食	10,260	10,980		1,020	1,120	2,514	7,500	7,320	5,600	12,220	4,800	4,350
(飲料水)													
ペットボトル水(2ℓ)	リットル						11,000						
ペットボトル水(1.5ℓ)	リットル					240		300	600	960	540		360
ペットボトル水(0.5ℓ)	リットル												
水の缶詰(245ml)	リットル												
合計	リットル					240	11,000	300	600	960	540		360

品 目	単位	東深井中	南流山中	東深井小	向小金小	小山小	西深井小	文化会館前	木の図書館	東谷市有地防災広場	安心安全課	中央消防署	合計
(食料品)													
サバイバルフーズ60食(10食×6缶)	食							780					36,660
アルパインエア60食(10食×6缶)	食												120
アルパインエア3日間27食(1箱9缶)	食												54
クラッカー70食(35食×2缶)	食	2,100	2,800	1,400		1,400	700		490	1,400			23,170
アルファー米(50食用)	食	1,500	2,500	2,500		1,500	2,000		1,000	1,400			26,400
アルファー米(1食用)50食	食	750	1,000	2,000		700	500		500	1,000			11,200
乾燥粥	食												
けんちん汁(1箱2缶)	食												
合計	食	4,350	6,300	5,900		3,800	3,200	780	1,990	3,800			97,604
(飲料水)													
ペットボトル水(2ℓ)	リットル										11,000		22,000
ペットボトル水(1.5ℓ)	リットル	360	360	360		600	624	120	240	360			6,024
ペットボトル水(0.5ℓ)	リットル												
水の缶詰(245ml)	リットル												
合計	リットル	360	360	360		600	624	120	240	360	11,000		28,024

(生活用品)

品目	単位	南消防署	東消防署	北消防署	運動公園	八木北小	西初石中	東部中	新川小	江戸川台小	古間木収蔵庫	八木南小	長崎小
テント(三方幕付)2K×3K	張	1	1	1	1		1	1	2		1		
防水シート	枚	20		30	40						200		
毛布	枚	90		8	140	375		293	400	1,650	100		60
サバイバルブランケット	枚					100	100	100					
担架	台	2	2	1	4	4	4	4	17		5		
間仕切り(6畳×10部屋)	セット						1	1	2		1		
簡易ベット	台						4	2					
石油ストーブ(燃料7.2ℓ)木造16畳、コンクリート22畳 単二2本	台	1				4	6	5	6		2		
懐中電灯(単一×4本)	本	17	18	18	10		20	8	10		10	5	10
ラジオ付ライト(単二×4本)	台	2	2	2		15	5	5	5		6	2	
メガホン(電池式)	台	1	1	1	1	1	2	1	3		2		
メガホン(ビニール製)	個	30	10	10									
ホイッスル(笛)	個	20	40	40									
マルチシート(体育館の敷物)910 ³ ×20 ¹ ₆	ロール						5	5	3		6		
懐中電灯(充電式)	個												
発電機	台				1	1	1	1	2		1	1	1
ガソリン缶(20ℓ)(10ℓ)(5ℓ)	缶	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1
投光器300W	台	1	1	1	7	1	1	1	2		1	1	1
電気コードリール(30m)	巻	4	4	4	7	4	8	6	8		5	2	3
ろ水機	基					1	1	1	2		1	1	1
水槽 500リットル(ウォーターバルーン)	基						1						
非常用飲料水袋(10ℓ用)	枚	1,400	1,800	1,800	1,800	500	300	500	200				
ヤカン(ケトル)大	個	4	4	4	11	4		4	4		4	5	6
かまどセット(釜付)新用	台	1	2	2	5	6	3	2	6		3	2	1
カセットコンロ	台	8	8	8	9	8	8	8	14		8	8	8
カセットコンロ用ボンベ	本	21	36	36	27	36	60	30	30		36	21	48
仮設トイレ	台	2	3	3	2	2		2					
仮設トイレ(車椅子兼用)	台							3	1	2	3	8	1
大人用紙おむつ パンツタイプ(M-L)	枚												
大人用紙おむつ パンツタイプ(L-LL)	枚												
介護おむつ テープ止めタイプ(M)	枚												
介護おむつ テープ止めタイプ(L)	枚												
生理用ナプキン	個												
訓練用ベスト(赤50・橙25・黄50・緑50・青25)	枚												
スベア便槽	台	4	4	4			3						
小便器(2人用)	台	2	3										
下水道用トイレ(エベット)	基	2	1	1	1	2							
簡易トイレ(クリーンSH II)(トイレブルマル)	個	10	10	10	16	20	30	29	20		40	100	40
既設トイレ用簡易トイレ	個										600		
トイレ紙ペーパー	ロール						100				3,880	1,800	
ワンタッチテント(一人用)	個					3	2	4					
リヤカー(折畳式)	台	1	1	1	4	1	1	1	2		1	1	
チェーンソー	台				3	1	1	2	2		1		
ジャッキ(爪2t・頭部5t)	台	1	1	1	2	1	6	2	4		2		
折畳み式車椅子(ノーパンクタイヤ)	台												
スコップ 丸	丁				7	2	2	3	2		4	2	2
スコップ 角	丁				7	2	6	3	2		4	2	2
パール(900mm)	本				6	2	2	2	4		6	1	2
救助工具箱	箱	1	1	1									
軍手	ダース							1			5	10	
放射線量計	器												
災害非常用セット	缶				2								
台車(600×900)	台								1		1		
ヘルメット	個	20											
ローソク	本											30	
ラジオ	個												
のこぎり(小)	丁										2		
カラーコーン	本												
胴長靴	足												
アルミなべ	個												

日赤流山市地区 備品	単位	南消防署	東消防署	北消防署	運動公園	八木北小	西初石中	東部中	新川小	江戸川台小	古間木収蔵庫	八木南小	長崎小
救援物資等保管倉庫(大型)	棟												
災害用移動炊飯器	基												
折りたたみリヤカー(ノーパンクタイヤ)	台											3	
折畳み式車椅子(ノーパンクタイヤ)	台											1	

品目	単位	東深井中	南流山中	東深井小	向小金小	小山小	西深井小	文化会館前	木の図書館	東谷市有地防災広場	安心安全課	中央消防署	合計
テント(三方幕付)2K×3K	張												9
防水シート	枚			5		10		6			9		320
毛布	枚					60	490	15					3,681
サバイバルブランケット	枚												300
担架	台												43
間仕切り(6畳×10部屋)	セット												5
簡易ベット	台												6
石油ストーブ(燃料7.2ℓ)木造16畳、コンクリート22畳 単二2本	台				2	2							28
懐中電灯(単一×4本)	本	8	8		4	4		31			16		197
ラジオ付ライト(単二×4本)	台							9					53
メガホン(電池式)	台										1		14
メガホン(ビニール製)	個										20		70
ホイッスル(笛)	個										40		140
マルチシート(体育館の敷物)910 ^{cm} ×20 ^{cm}	ロール												19
懐中電灯(充電式)	個							20					20
発電機	台	1	1	1	1	1	1				13		28
ガソリン缶(20ℓ)(10ℓ)(5ℓ)	缶				1	1		1			2		16
投光器300W	台	1	1	1	1	1	1				14		38
電気コードリール(30m)	巻	3	3		3	3		2			1		70
ろ水機	基	1	1	1	1	1	1		1	1	10		26
水槽 500リットル(ウォーターパルーン)	基												1
非常用飲料水袋(10ℓ用)	枚												8,300
ヤカン(ケトル)大	個	9	3		12	12	20	13					119
かまどセット(釜付)薪用	台	1			2	2		2					40
カセットコンロ	台	5	5		12	12		12					141
カセットコンロ用ボンベ	本	30	30		30	30		36					537
仮設トイレ	台												14
仮設トイレ(車椅子兼用)	台	3	1		1	1	2	1	5	3			37
大人用紙おむつ パンツタイプ(M-L)	枚					918							918
大人用紙おむつ パンツタイプ(L-LL)	枚					816							816
介護おむつ テープ止めタイプ(M)	枚					240							240
介護おむつ テープ止めタイプ(L)	枚					204							204
生理用ナプキン	個					9,360							9,360
訓練用ベスト(赤50・橙25・黄50・緑50・青25)	枚					200							200
スベア便槽	台												15
小便器(2人用)	台												5
下水道用トイレ(イベント)	基					8							15
簡易トイレ(クリーンSH II)(トイレブルマル)	個	80	40		80	80	100	40			1		746
既設トイレ用簡易トイレ	個												600
トイレ紙ペーパー	ロール												5,780
ワンタッチテント(一人用)	個										1		10
リヤカー(折畳式)	台	1							2	1			18
チェーンソー	台												10
ジャッキ(爪2t、頭部5t)	台								5	5			30
折畳み式車椅子(ノーパンクタイヤ)	台	1	1		2	2	4		2	2			14
スコップ 丸	丁	1	1		2	2		2			2		34
スコップ 角	丁	1	1					2			2		34
パール(900mm)	本	2	2		2	2		1					34
救助工具箱	箱											1	4
軍手	ダース	20	20		10	10		24					100
放射線量計	器							3					3
災害非常用セット	缶												2
台車(600×900)	台		1		1	1		3	1	5			16
ヘルメット	個										80		100
ローソク	本							30			8		68
ラジオ	個							4					4
のこぎり(小)	丁										3		5
カラーコーン	本							5					5
胴長靴	足										10		10
アルミなべ	個							5					5

日赤流山市地区 備品	単位	東深井中	南流山中	東深井小	向小金小	小山小	西深井小	文化会館前	木の図書館	東谷市有地防災広場	安心安全課	中央消防署	合計
救援物資等保管倉庫(大型)	棟				1								1
災害用移動炊飯器	基				3								3
折りたたみリヤカー(ノーパンクタイヤ)	台							2					5
折畳み式車椅子(ノーパンクタイヤ)	台							6					7

資料 107 市の保有する救急・救助資機材一覧表

機器名		計	中央署	東 署	署	北 署
消防救助用器具等	ライ ジャ ット	22	8	6	4	4
	グガン	9	3	2	2	2
	ー シ ットガン	4	1	1	1	1
	ガス 断器	0				
	ポートパワー	3	1			2
	大型油圧救助器具	5	2	1	1	1
	マン ール救助器具	1			1	
	マット型空気ジャッキ	5	1	1	2	1
	エア ー	5	1	1	1	2
	エンジンカッター	6	2	1	1	2
	チ ーン ー	4	1	1	1	1
	救命索発	2	2			
	降器	2	2			
	イバースコープ	3	1	1		1
	器	5	5			
	送排風機	2	1	1		
	インパルス	3	1	1	1	
救急用器具	人工 生器	6	2	1	1	2
	電池式 引器	6	2	1	1	2
	スクープストレッチャー	6	2	1	1	2
	消 器 (スーパージ ットマシン)	2		1	1	
	背	5	1	1	1	2
	バックボード	7	3	1	1	2
	観察モニター	6	2	1	1	2
	圧計	9	2	1	1	5
		7	2	1	1	3
	自動心 生器	1	1			
	シ ックパンツ (成人用)	1	1			
	心電図伝送 置一式	0				
	輸 ポンプ	5	1	1	1	2
	半自動除細動器	6	2	1	1	2
測定器具	複合ガス測定器	5	2	1	1	1
	有 性ガス検知器	5	2	1	1	1
	ロープ 力計	1	1			
	放 線測定器	4	4			
	人線量計	12	12			
	ポ ッタブルマルチガスモニター	8	4		2	2
その他	エア ーテント	2			1	1
	化学防護服	19	8	3	4	4
	放 線防護服	4	4			
	防	14	4	2	4	4
	耐 服	7	7			
	舟艇	1	1			
機	3	1		1	1	

資料 108 ゴミ収集車一覧表

(平成 24 年 6 月現在)

車 両 種 別	積 載 量	台 数	1 日の収集能力	備 考
車(パッカー車)	2.00	9 台	1 回あたり 66	民 間
車(パッカー車)	3.00	16 台		民 間
車(平ボ 車)	2.00	3 台	1 回あたり 6	民 間
計		28 台	1 回あたり 72	

現在の収集委託業者に確認したところ、1 日あたり 回程度 復できるとのこと。ただし、道路事情等は考慮していない。

資料 109 し尿収集車一覧表

(平成 24 年 6 月現在)

車 両 種 別	積 載 量	台 数	1 日の収集能力	備 考
バキュー カー	1.80	1 台	1 回あたり 1.8	民 間
バキュー カー	2.50	4 台	1 回あたり 10	民 間
計		5 台	1 回あたり 11.8	

資料 110 市保有車両一覧表

(平成 24 年 6 月末現在)

車 種	台 数	担当課
大型特殊自動車	1 台	専用車 ・道路管理課 (シベル・ロー)
小型特殊自動車	1 台	専用車 ・道路管理課 (道路作業車)
特殊自動車	4 台	専用車 ・クリーン推進課 (ークリト) ・リイクル推進課 (バック (ミニシベル)) ・リイクル推進課 (イールロー) ・クリーン推進課 (シベルカー)
軽物自動車	24 台	共用車 4 台 (財産活用課) 専用車 ・護支援課 4 台・健康増進課 4 台 ・図書・物 3 台、コミュニテ 課 3 台 ・公民 2 台、道路管理課 (ンプ) 1 台 ・リイクル推進課 1 台、社会福祉課 1 台 ・平井・ 地区区画整理事務所 1 台
軽乗用自動車	63 台	共用車 14 台 (財産活用課) 専用車 ・教育総務課 (学校用) 23 台、護支援課 9 台 ・保育課 6 台、子ども家庭課 3 台 ・社会福祉課 2 台、障害者支援課 2 台 ・コミュニテ 課 1 台、環境政策課 1 台 ・健康増進課 1 台、指導課 1 台
小型物自動車	49 台	共用車 18 台 (財産活用課) 専用車 ・道路管理課 (トラック、ンプ含む) 6 台 ・下水道業務課 3 台、リイクル推進課 3 台 ・健康増進課 3 台、社会福祉課 2 台 ・生涯学習 2 台、図書・物 2 台 ・クリーン推進課 1 台、道路建設課 1 台 ・河川課 1 台、障害者支援課 1 台 ・建築住宅課 1 台、環境政策課 1 台 ・クリーン推進課 1 台、高齢者生きがい推進課 1 台 ・平井・ 地区区画整理事務所 1 台 ・公民 1 台

車 種	台 数	担当課
小型乗用自動車	8 台	共用車 3 台（財産活用課） 専用車 ・財産活用課 1 台、生涯学習課 2 台 ・障害者支援課 2 台
普通 物自動車	4 台	専用車 ・道路管理課（ンプ）2 台、図書・物 1 台 ・環境政策課 1 台
普通乗用自動車	3 台	専用車 ・財産活用課 2 台、防災危機管理課 1 台
普通特種自動車	3 台	専用車 ・護支援課 1 台、障害者支援課 1 台 ・道路管理課（バキューンパー）1 台
普通乗合自動車	4 台	専用車 ・障害者支援課 3 台、高齢者生きがい 1 台
合 計	164 台	

注) 消防関係及び水道局車両を除く。

(水道局のみ)

車 種	台 数	備 考
軽 物自動車	3 台	防災行政無線付 1 台
小型 物自動車・バン	8 台	防災行政無線付 5 台
小型 物自動車・トラック	1 台	防災行政無線付 2 台
普通特種自動車	2 台	防災行政無線付 1 台、給水車

(消防関係のみ)

(1/2)

車両名称	配置先	無線 電話	拡 置	乗車 定員	摘要	
消防本部・消防署	連 絡 車	消 防 総 務 課			5	
	連 絡 車	消 防 総 務 課			8	ワゴンタイプ
	査 察 車	予 防 課	○	○	5	
	査 察 調 査 車	予 防 課	○	○	5	ワゴンタイプ
	指 導 車	予 防 課			4	軽ワゴンタイプ
	指 令 車	消 防 防 災 課	○	○	5	
	指 揮 車	中 央 署	○	○	8	
	ポ ン プ 車	中 央 署	○	○	6	水槽付
	ポ ン プ 車	中 央 署	○	○	5	
	ポ ン プ 車	東 署	○	○	6	水槽付
	ポ ン プ 車	東 署	○	○	6	
	ポ ン プ 車	署	○	○	6	水槽付
	ポ ン プ 車	署	○	○	5	
	ポ ン プ 車	北 署	○	○	6	水槽付
	ポ ン プ 車	北 署	○	○	6	
	救 急 車	中 央 署	○	○	7	
	救 急 車	東 署	○	○	7	
	救 急 車	署	○	○	7	
	救 急 車	北 署	○	○	7	
	救 急 予 備 車	北 署	○	○	7	
	救 急 予 備 車	中 央 署	○	○	7	
	救 助 工 作 車	中 央 署	○	○	6	
	化 学 車	中 央 署	○	○	6	
	子 車	中 央 署	○	○	6	40m 級
	大 型 水 槽 車	北 署	○	○	3	10,000 タンク
	資 機 材 搬 送 車	東 署		○	3	2 車クレーン付
ら し 車 両	中 央 署	○		6		

車両名称		配置先	無線 電話	拡 置	乗車 定員	摘要
・消防本部	連絡車	中央署			8	ワゴンタイプ
	連絡車	東署			5	
	連絡車	署			5	
	連絡車	北署			5	
消防団	積載車	本部		○	4	軽自動車
	令車	本部		○	7	
	ポンプ車	第1分団		○	8	
	積載車	第2分団		○	6	
	積載車	第3分団		○	6	
	ポンプ車	第4分団		○	7	
	積載車	第5分団		○	6	
	積載車	第6分団		○	8	
	ポンプ車	第7分団		○	8	
	積載車	第8分団		○	8	
	積載車	第9分団		○	8	
	積載車	第10分団		○	8	
	積載車	第11分団		○	6	
	積載車	第12分団		○	8	
	積載車	第13分団		○	8	
	ポンプ車	第14分団		○	8	
	積載車	第15分団		○	8	
	積載車	第16分団		○	8	
	積載車	第17分団		○	8	
	ポンプ車	第18分団		○	6	
	ポンプ車	第19分団		○	6	
	積載車	第20分団		○	8	
	ポンプ車	第21分団		○	8	
ポンプ車	第22分団		○	7		
ポンプ車	第23分団		○	8		

資料 111 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償

(災害救助法施行細則 昭和二十三年四月十六日

規則第十 号平成 22 年 6 月 18 日規則第三 号)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受ける恐れのある者を収容する。	1 基本額 避難所設置費 1 人 1 日当り 300 円 2 加算額 期(十月から三月まで)別に定める額	災害発生の日から7日以内 ただし、生労大臣の承認により期間延長あり	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等上費、消器材費、建物の使用金、器物の使用金、借上費又は購入費、光水費並びに設便所等の設置費
応急 設住宅の供与	住家が全焼、全壊又は流失し自らの資力では、住宅を得ることができない者	1 規格1戸当たり29.7(9)を基準とする。 2 限度額1戸当たり2,387,000円以内 3 応急 設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。規模及び設置支出費用は、別に定める。 4 福祉 設住宅を応急 設住宅として設置できる。	災害発生の日から20日以内 着工 ただし、生労大臣の承認により着工期間の延長あり	供与期間は最高2年以内。
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者の住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等のため、炊事のできない者 2 被害を受け一時 故地等へ避難する必要のある者	1 1 人 1 日当たり 1,010 円以内 2 被災地から 故先(地)等に一時避難する場合には現物により3日分支給可	災害発生の日から7日以内 ただし、生労大臣の承認により期間延長あり	1 主食費、副食費、燃料費等 食品供与のための総経費を延給食人員で除した金額が、限度額以内であればよい。
飲料水の供給	災害のため飲料水を得ることができない者	水の購入費及び当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内 ただし、生労大臣の承認により期間延長あり	輸送費及び人件費は、別計上。(掲載されていない)

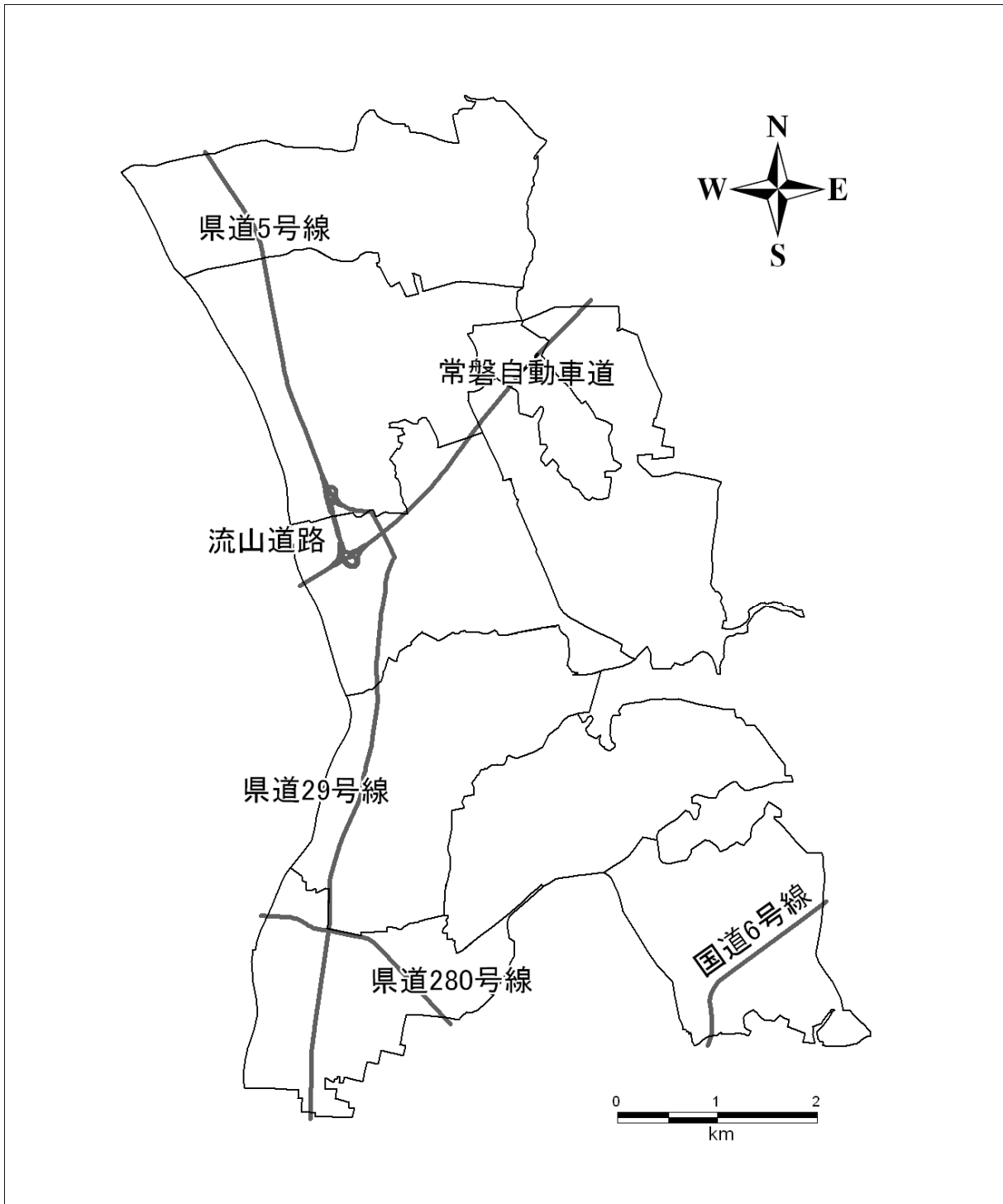
救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考							
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与	住家の全焼、全壊、流失、 半焼、半壊又は床上浸水 (土砂のたい積等により 一時的に居住することが できない状態となつたも のを含む。)若しくは の難等により、生活上 必要な被服、寝具その他 日用品等を失又はき損 し、直ちに日常生活を営 むことが困難な者	1 期(4月～9月)、 期(10月～3 月)の 別は、災害発生の日をもつ て決定する。	災害発生の日 から10日以内 に給与・貸与 を了させ る。 ただし、生 労大臣の承 認により期間 延長あり	現物給付 寝具、外、着、 身の回り品、炊事用 具、食器、日用品及 び光 材料							
		2 下記金額の範囲内									
		区分			1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1 人増すと	
		全壊・ 全焼・ 流失			期	17,300 円	22,300 円	32,800 円	39,300 円	49,800 円	7,300円
						28,600 円	37,000 円	51,600 円	60,400 円	75,900 円	10,400円
半壊・ 半焼・ 床上浸 水	期	5,600円	7,600円	11,400 円	13,800 円	17,500 円	2,400円				
		9,100円	12,000 円	16,900 円	20,000 円	25,400 円	3,300円				
医療	医療のみちを失った者 (応急的処置)	1 救護班が実施。やむを得ない場合 においては、一般の 又は診療 所が医療を行う。 2 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器 具破損等の実費 3 又は診療所 社会保険、国保の診療報 の額以 内 4 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日 から14日以内 ただし、生 労大臣の承 認により期間 延長あり	診察、薬剤又は治療 材料の支給、処置・ 手術その他の治療 及び施術、 又は 診療所への収容及 び 護							
助産	災害発生の日以前又は以 後7日以内に分 した者 であって、災害のため助 産の を失った者(出産 のみならず、死産及び 流産を含み、現に助 産を要する状態にあ る者)	1 救護班による場合は、使用した衛 生材料の実費 2 助産 による場合は、 行料金の 2割引以内の額	分 した日か ら7日以内 ただし、生 労大臣の承 認により期間 延長あり	分べんの 助、分べ ん前及び分べん後 の処置、 、ガ ー その他の衛生 材料							
災害にか かった者 の救出	1 現に生命、身体が 危険な状態にある 者 2 生死不明な状態に ある者	当該地域における通常の実績	災害発生の日 から3日以内 ただし、生 労大臣の承 認により期間 延長あり								

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半焼又は半壊し自らの資力では応急修理をすることができない者	1 戸当たり 520,000 円以内	災害発生の日から 1 カ月以内 修理対象戸数の引上げ、期間延長あり	1 現物支給 2 居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分の修理
生業に必要な資金の貸与	住家が全焼、全壊又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯かつ、生業の見込みの確かな具体的事業計画があり、償還能力のある者	1 生業費 1 件当たり 30,000 円以内 2 職支度費 1 件当たり 15,000 円以内	災害発生の日から 1 カ月以内	1 生業を営むために必要な器具又は資材等を購入するための費用 2 貸与期間二年以内 3 利子無利子 4 別に定める生活福祉資金貸付制度による資金の活用を図る。
学用品の給与	住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、学用品を失又はき損し、学上支障のあることができない状態となったものを含む。）により学用品を失又はき損し、学上支障のある小学校児童（学校、学校及び特殊教育学校を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（定時制の課程及び通信制の課程を含む。中等教育学校の後期課程、特殊教育学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校を含む。）	1 教科書 小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 2 文具及び通学用品 小学校児童 1 人当たり 4,100 円 中学校生徒 1 人当たり 4,400 円 高等学校生徒 1 人当たり 4,800 円	災害発生の日から(教科書)1 カ月以内、(文具及び通学用品)15 日以内 ただし、生労大臣の承認により期間延長あり	1 現物支給 2 教科書、文具、通学用品

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
埋葬	1 災害の際死亡した者 2 実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12 以上) 201,000 円以内 小人(12 未満) 160,800 円以内	災害発生の日から10日以内 ただし、生労働大臣の承認により期間延長あり	1 (付属品を含む。)、埋葬又は火葬(賃金職員等上費を含む。)、つば及び 2 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。
応急救助のための輸送費	応急救助に関する輸送を行う。	当該地域における通常の実費	応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間	り災害の避難、医療及び助産、り災害の救出、飲料水の供給、救済用物資
応急救助のための賃金職員等上費	応急救助を実施する。	当該地域における通常の実費	賃金職員等の用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間	り災害の避難、医療及び助産における移送、り災害の救出、飲料水の供給、救済用物資の整理、配分及び輸送に係わる上費
死体の捜索	現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内に了しなければならない。ただし、生労働大臣の承認により期間延長あり	舟艇その他捜索のための機、器具等の借上費又は購入費、修費、燃料費等、輸送費及び賃金職員等上費
死体の処理	災害の際、死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	1 死体の、合、消等の処置 1 体当たり 3,300 円以内 2 死体の一時保存 既存建物 通常の実績 既存建物以外 1 体当たり 5,000 円以内 (3.3m ²) ドライアイス 実費 3 検案 救護班以外は 行料金	災害発生の日から10日以内に了しなければならない。ただし、生労働大臣の承認により期間延長あり	検案は、原則として救護班。
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は 関等に障害物が運ばれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、みずからの資力をもつては、当該障害物を除去することができない者	1 世帯当たり 134,200 円以内	災害発生の日から10日以内に了しなければならない。ただし、生労働大臣の承認により期間延長あり	ロープ、スコップ、その他除去のために必要な機、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等上費

区分	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師・歯科医師 24,400円以内 薬剤師・診療放射線技師等 15,200円以内 保健師・助産師・護師 16,400円以内 救急救命 16,700円以内 土木技術者・建築技術者 16,600円以内 大工・左官・とび職 18,500円以内	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び費は、別に定める額。

資料 112 緊急輸送路ネットワーク図



資料 113 緊急通行車両の事前届出、確認手続き等

(緊急通行車両等の確認及び交通規制対象除外車両の認定に係る事務手続き等に関する要綱の制定について 例規(交規)第 29 号警察本部長 平成 8 年 11 月 21 日)

1 緊急通行車両等の事前届出

事前届出は、緊急通行車両等の概数をあらかじめ把握するとともに、災害発生時等における緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図るため、申請者の申請に基づき、緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を事前に行うものとする。

(1) 事前届出の対象車両

災害発生時等に、災害応急対策に従事し、又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転する計画がある車両で次のいずれにも該当する車両であること。

ア 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の法令の規定により災害応急対策等の実施の責任を有する者(以下「指定行政機関等」という。)が保有し、若しくは 約により、常時指定行政機関の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

イ 申請に係る車両を使用して行う事務又は業務の内容が、次に掲げる災害応急対策等又は災害応急対策等に必要物資の緊急輸送その他の災害応急対策に係る措置であること。

(ア) 災害対策基本法に基づく災害応急対策

- ・ 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- ・ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c. 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ・ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e. 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- ・ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
- ・ その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

(イ) 地震法に基づく地震防災応急対策

- ・ 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- ・ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c. 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- ・ 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- e. 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
- ・ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その

他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項

- ・ その他の地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

(2) 緊急通行車両等の事前届出に関する手続

ア 事前届出の申請

(ア) 申請者

事前届出の申請者は、緊急通行（輸送）業務の実施について責任を有する者とする。

(イ) 申請先

当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長又は交通規制課長（以下「取扱警察署長等」という。）を経由し、公安委員会に申請するものとする。

() 申請書類

緊急通行車両等事前届出書（別記第 1 号様式）2 通に、当該車両を使用して行う業務の内容を証する協定書等の書類（協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）を添えて行うものとする。

イ 審査

交通規制課長は申請に係る車両が緊急通行車両等に該当するか否かの審査を行うものとし、前記(1)のア及びイについて審査するものとする。

届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、緊急通行車両等事前届出済証（別記第 1 号様式）（以下「届出済証」という。）を申請者に交付するものとする。

エ 届出済証の再交付

届出済証の交付を受けた者から事前届出の内容に変更が生じ又は届出済証を亡失し、失し、損し若しくは破損した旨の申出があり、届出済証の再交付が必要と認められた場合は、再交付する届出済証の 上部に再と 書し、再交付するものとする。

オ 届出済証の返還

届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両等に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったときは、速やかに届出済証の返還をさせるものとする。

2 発災時の緊急通行車両の確認

災対法に規定する緊急通行車両（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項の緊急自動車を除く。）の確認は、次表 1 2 のものが行い、その確認方法については、次のとおり行うものとする。

(1) 届出済証の交付を受けている車両の確認

ア 確認

届出済証を受領し、届出済証に記載されている自動車登録 号と現に災害応急対策に使用される自動車の 号標に表示されている自動車登録 号とを確認するものとする。

イ 確認時の留意事項

- (ア) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認申請に優先して確認を行い、確認のための必要な審査は、省略するものとする。
- (イ) 他の公安委員会が発行した届出済証による確認申請についても、本県公安委員会が交付した届出済証と同様に取り扱うものとする。

(2) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認

ア 申請者

申請する車両の使用者とする。

イ 対象車両

原則として前記第2の1の(1)のア及びイの(ア)の対象車両と同様とする。

申請書類

- (ア) 緊急通行車両等確認申請書（別記第3号様式）（以下「確認申請書」という。）
- (イ) 災害応急対策に係る事務又は業務である旨を証する書類（協定書等）

エ 確認

前記第2の1の(1)のイの(ア)に掲げる要件について審査するものとする。

(3) 標章及び確認証明書の交付

緊急通行車両であることの確認を行った場合は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条第2項並びに災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条第1項及び第2項に規定する標章（別記第4号様式）及び緊急通行車両確認証明書（別記第5号様式）に自動車登録 号有効期限及び通行日時、通行経路等を記載し、交付するものとする。

3 警戒宣言発令時の緊急通行車両の確認事務等

- (1) 届出済証の交付を受けている車両の確認は、前記2の(1)と同等に行うものとする。
- (2) 届出済証の交付を受けていない車両の確認は、前記2の(2)のアから までと同様に行い、前記第2の1の(1)のイの(イ)に掲げる要件について審査を行うものとする。
- (3) 地震法に基づく緊急通行車両であることの確認を行った場合は、地震法施行令第12条第2項及び大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）第6条に規定する緊急通行車両確認証明書（別記第6号様式）及び標章の交付の措置をとるものとする。
- (4) 警戒宣言に係る地震が発生した場合は、前記(3)の緊急通行車両確認証明書の交付を受けている車両は、前記2の(3)の緊急通行車両確認証明書の交付を受けている緊急通行車両とみなす。

4 自衛隊用車両の事前届出の特例

災害応急対策に使用する自衛隊用車両については、次のとおり取り扱うものとする。

表1 届出済証の交付を受けている車両の確認

確認者	確認事務処理者	確認場所
公安 委員 会	交通規制課長	交通検問所 警察署 高速道路交通警察対本部 県警本部
	高速道路交通警察隊長	
	警察署長	

表2 届出済証の交付を受けていない車両の確認

確認者	確認事務処理者	確認場所
公安 委員 会	交通規制課長	交通検問所 警察署 高速道路交通警察対本部 県警本部
	高速道路交通警察隊長	
	警察署長	
知 事	総務部地震対策課長 各支庁の総務課長	本 庁 支 庁 (千葉支庁以下10支庁)

(1) 事前届出の申請

事前届出の申請については、自衛隊の部隊等の長が、交通規制課を経由して公安委員会に申請するものとする。

(2) 審査及び標章等の交付

申請車両が、自衛隊の行う災害応急対策に使用されるものであると認められる場合は、あらかじめ標章及び緊急通行車両確認証明書を部隊等の長に対して交付しておくものとする。

(3) 災害発生時の確認

災害発生時において、部隊等の長は、前記(2)の標章を受けた車両のうち当該災害応急対策に使用する車両の自動車登録 号を、交通規制課長を経由し公安委員会に通知するものとし、その際公安委員会の指示を受け標章及び緊急通行車両確認証明書の記載事項 に有効期限、通行日時、通行経路等必要な事項を書き込むものとする。

(4) 標章等の返納

部隊等の長は、災害対策終了後、標章及び緊急通行車両確認証明書を速やかに公安委員会に対し返納するものとする。

別記
第1号様式 (警察署) 受理 号 号

地震防災 応急対策用 災害 緊急通行車両等事前届出書 千葉県公安委員会 申請者住所 氏名 印		地震防災 応急対策用 第 号 災害 緊急通行車両等事前届出証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 千葉県公安委員会 印	
自動車登録 号			
車両の用 (緊急輸送を行う 車両にあつては 輸送人員又は品 名を記載)	1 警報(地震予知情報)の発令及び伝達 避難の勧告 指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難(救護)、救助その他保護 4 児童・生徒の応急の教育 5 施設、設備の応急の復旧(整備・点検) 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等 (具体的に備考へ記載)	備考	(注) 1 警戒宣言発令時又は災害発生時には、この届出済証を最寄りの県警本部、警察署、高速道路交通警察隊本部、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又はこの届出済証を 失し、 損し、若しくは破損した場合には、千葉県公安委員会(警察署又は警察本部交通規制課経由)に届け出てください。 3 次に該当するときには、この届出済証を返還してください (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車になったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき
	10 緊急輸送(人) 品名 1 飲料水 食糧 2 建築資材等 3 料 寝具 4 日用雑品 5 医 薬 品 6 その他()		
使用者	住所		
	氏名	() 局	
出 発 地			
備 考			

注：1 車両の用 は、主な用 の 号を1つだけ○で囲んでください。
 2 緊急輸送の場合は、輸送人員を()に記入し、主な品名の 号を1つだけ○で囲んでください。

地震防災 応急対策用 災害 <h2 style="text-align: center;">緊急通行車両等確認申請書</h2> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> 千葉県知事 千葉県公安委員会 <p style="text-align: center;">申請者住所 氏名 印</p>					
自動車登録 号					
車両の用 (緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載)	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報(地震予知情報)の発令及び伝達 避難の勧告指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難(救護)、救助その他保護 4 児童・生徒の応急の教育 5 施設、設備の応急の復旧(整備・点検) 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防衛、拡大防止等 (具体的に備考へ記載) 10 緊急輸送(人) 品名 1 飲料水 食糧 2 建築資材等 3 料 寝具 4 日用雑 品 5 医 薬 品 6 その他() 				
使用者	住所 氏名 () 局				
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間				
通行経路	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-bottom: 1px solid black;">出 発 地</td> <td style="width: 50%; border-bottom: 1px solid black;">目 的 地</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> </tr> </table>	出 発 地	目 的 地		
出 発 地	目 的 地				
備 考					

注：1 車両の用 は、主な用の 号を1つだけ○で囲んでください。
 2 緊急輸送の場合は、輸送人員を()に記入し、主な品名の 号を1つだけ○で囲んでください。

21



15

- 備考 1 は、記号を 「緊急」の文字及び外 を、「登録（車両）号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を、「登録（車両）号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」を表示する部分を、地を とする。
- 2 記号の部分に、表面の画 が光の反 度に応じて変化する措置を施す ものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両確認証明書

年 月 日

千葉県知事
千葉県公安委員会

印

自動車登録 号		
車両の用 (緊急輸送を行う 車両にあっては 輸送人員又は品名 を記載)	1 警報の発令及び伝達 避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難、救助その他保護 4 児童・生徒の応急の教育 5 施設、設備の応急の復旧 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 (具体的に備考へ記載) 10 緊急輸送 (人) 品名 1 飲料水 食糧 2 建築資材等 3 料 寝具 4 日用雑 品 5 医 薬 品 6 その他 ()	
使用者	住所	
	氏名	() 局
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間	
通行経路	出 発 地	目 的 地
備 考		

注：1 車両の用 は、主な用 の 号を1つだけ○で囲んでください。

2 緊急輸送の場合は、輸送人員を () に記入し、主な品名の 号を1つだけ○で囲んでください。

緊急輸送車両確認証明書

年 月 日

千葉県知事
千葉県公安委員会



自動車登録 号		
車両の用 (緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載)		1 地震予知情報の発令及び伝達 避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 応急の救護その他保護 4 施設及び設備の整備・点検 5 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 6 緊急輸送確保のための措置 7 清掃、防疫、保健衛生、その他必要な整備 8 その他地震災害の発生の防止又は軽減 (具体的に備考へ記載) 9 緊急輸送 (人) 品名 1 飲料水 食糧 2 建築資材等 3 料 寝具 4 日用雑 品 5 医 薬 品 6 その他 ()
使用者	住所	
	氏名	() 局
通行日時		月 日 : から 月 日 : の間
通行経路		出 発 地
		目 的 地
備 考		

注：1 車両の用 には、主な用 の 号を1つだけ○で囲んでください。
 2 緊急輸送の場合は、輸送人員を () に記入し、主な品名の 号を1つだけ○で囲んでください。

資料 114 緊急通行車両等の確認事務処理要領の要旨

(緊急通行車両等の確認及び交通規制対象除外車両の認定に係る事務手続き等に関する要綱の制定について 例規(交規)第 29 号警察本部長 平成 8 年 11 月 21 日)

1 目的

災害対策基本法施行令(昭和 37 年政令第 288 号)第 33 条の規定により、知事又は公安委員会が行う緊急通行車両の確認事務の処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 確認対象車両

確認対象車両は、次の業務に従事するもののうち、災害応急対策のため必要と認められる車両とする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの
- (2) 消防、水防、その他の保護に関するもの
- (3) 災害地の救護、救助、その他の保護に関するもの
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関するもの
- (6) 清掃、防疫、その他の保健衛生に関するもの
- (7) 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- (8) 緊急輸送の確保に関するもの
- (9) その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関するもの

3 確認事務処理者

緊急通行車両の確認事務は、次表のとおりとする。

区 分	確認事務処理者	担 当
知 事	総務部地震対策課長 支庁総務課長	1 本庁(公営企業及び教育庁の本庁を含む。)で所有する車両の確認は総務部地震対策課長が行う。 2 出先機関(公営企業及び教育庁の出先機関を含む。)及び市町村で所有する車両の確認は、支庁総務課長が行う。 3 前 2 項に規定する車両以外の確認
公安委員	交通部交通規制課長 交通部高速道路交通警察隊長 警察署長	前記 2 の確認対象車両に規定する車両

4 緊急車両の確認並びに標章及び証明書の交付

- (1) 確認事務処理者は、使用者等から緊急通行車両等確認申請書（別 1）により確認申出を受けた場合、当該車両が前記 2 の確認対象車両に該当していること及び車両の用（緊急輸送を行うこととなる車両にあつては、輸送人員又は品名。）及び車両の使用者等が適切であるかどうかの審査を行う。
- (2) 確認事務処理者は、当該車両が緊急通行車両であることを確認したときは、緊急通行車両の標章（別 2）及び緊急通行車両等確認証明書（別 3）（以下「標章等」という。）を交付する。

5 標章等の再交付

緊急通行車両として確認を受けた車両の使用者等から標章等の亡失、破損等の届出があつたときは、前記 4 に準じ標章等の再交付を行うものとする。

6 使用者等に対する指導等

使用者等に標章等を交付する場合、次の事項を教示するものとする。

- (1) 標章は、運転者席の反対側（助手席）の内側の インドガラス上部の前面から見やすい箇所に 付すること。
- (2) 緊急通行車両確認証明書は、当該車両に備えつけ、現場警察官等から提示を求められたときは、これを提示すること。
- (3) 次の各号の一に該当するとき、速やかに標章等を確認事務処理者に返還しなければならないこと。
 - ア 緊急通行車両としての業務を終了したとき
 - イ 緊急通行車両確認証明書の記載事項に変更が生じたとき
 - その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき

資料 115 地下水汲み上げに関する許可基準等

法令等の名称	許可基準		規制対象
	ストレーナーの位置	出口断面積	
工業用水法	650 以深	21cm ² 以下	<ul style="list-style-type: none"> 工業用水 (「工業」とは、製造業(物品の加工修理業を含む。)、電気供給業、ガス供給業及び 供給業をいう。) 出口断面積が 6cm ² を超えるもの
建築物用地下水の取の規制に関する法律	650 以深	21cm ² 以下	<ul style="list-style-type: none"> 冷 用水 用水 車庫に設けられた 車設備用水 公 場用水 (室の床面積の合計 150 m² 以上) 出口断面積が 6cm ² を超えるもの
千葉県環境保全条例	250 以深 (流山市)	21cm ² 以下	<ul style="list-style-type: none"> 工業用水 業用水 建築物用地地下水 水道用水 農業用水 ゴルフ場(10 以上)での 水用水 出口断面積が 6cm ² を超えるもの

注) 避難場所や医療機関等における必要な最小限の用水については、一定の条件を備えた井戸に限り設置できる。

資料 116 文化財一覧

1 千葉県指定文化財一覧

No	名称	員数	所在地	管理者	指定年月日	備考
1	安家石	2基	深井 260-1	安 義	昭和 55. 2. 22	有 考
2	流山のみりん 造用具	121点	市立 物 加 1 目 1225-6	流 山 市	平成 11. 3. 30	有 民

2 流山市指定文化財一覧

(1) 流山市指定有 文化財

No	名称	員数	所在地	管理者	指定年月日	備考
1	神社(木・・・)	1	木 657	神社	昭和 55. 3. 31	建 造 物
2	東福 二十一	1基	1303	東 福	55. 3. 31	考
3	成 口	1口	木 224	成	55. 3. 31	工 品
4	中愛 堂 木造愛 明	1	中 58-1	光 明	56. 2. 24	
5	光明	1	流山 6 目 651	光 明	59. 3. 30	
6	広 観	1	名都借 980	広	59. 3. 30	
7	観 立	1	230		59. 3. 30	
8		1	230		59. 3. 30	
9	本覚 子 神立 及び十 立	11	平井 1432	本 覚	59. 3. 30	
10	法 日 上人	1	木台 185	法	59. 3. 30	
11	東福 金 力 立	2	1303	東 福	59. 3. 30	
12	清 金 力 立	2	名都借 1024	清	59. 3. 30	
13	東福 千 堂 立 付千体 立	1001	1023-2	東 福	59. 3. 30	
14	円東 石造十二神	12	市野 563-1	光 明	62. 6. 4	
15	間神社	1基	流山 1 目 153	間神社	62. 6. 4	建 造 物
16	流山小学校 額	1面	流山 4 目 359	流 山 市	63. 4. 5	
17	流山小学校 瓦	7点	流山 4 目 359	流 山 市	63. 4. 5	
18	新川小学校 瓦	7点	中野 木 339	流 山 市	63. 4. 5	
19	清 本著 不動明 及び二童子	1	名都借 1024	清	平成 2. 12. 4	画
20	東福 本 大日	1	1303	東 福	2. 12. 4	画
21	成 本著 図	1	木 224	成	2. 12. 4	画
22	本著 十六善神 付 外 及び 本大般若経	1	230		2. 12. 4	画
23	東福 本著 道興大師	1	1303	東 福	2. 12. 4	画
24	常与 本著 日 上人	1	流山 2 目 130	常 与	2. 12. 4	画
25	三本松 の (下総国)	1基	字 1265	人	15. 3. 31	建 造 物
26	野 誠 真資料	2193点	市立 物 加 1 目 1225-6	流 山 市	15. 7. 6	
27	間木山 二十一	1基	人所有		20. 5. 7	建 造 物
28	上 二十一	1基	市立 物		20. 5. 7	建 造 物

(2) 流山市指定有 民 文化財

No	名称	員数	所在地	管理者	指定年月日	備考
29	小 馬	1式	野 下 1 目 159		昭和 62. 6. 4	
30	大 天神社「 の図」 馬	1面	大 281	天 神 社	62. 6. 4	
31	東福 「 百足退治の図」 馬	1面	1303	東 福	62. 6. 4	
32	流山三 目 申講関係資料	113点	流山 3-222 地先		23. 7. 19	

(3) 流山市指定無 民 文化財

No	名称	伝承地	実施期日	指定年月日	備考
33	神社 おびし 行事	神社	1月20日	昭和 52.12.22	
34	三野山 神社 ンガラ 行事	三野山 神社	1月	52.12.22	
35	城神社 大しめ縄行事	流山6 目 城神社	10月	52.12.22	

(4) 流山市指定記 物

No	名称	所在地	所有者	指定年月日	備考
36	小林一 寄 の地	流山6 目 670-1	流山市	平成 2.12.4	

3 国登録有 文化財

No	名称	員数	所在地	指定年月日	備考
37	呉服新川屋店	1	加6 目 1305	平成 16.11.8	建造物
38	田園旧店		流山2 目 101-1	平成 23.7.25	建造物

資料 117 被害の認定基準

被害区分	認定基準等	備考
人的被害	被害者の居住する市町村と被害発生場所の市町村とが異なる場合は、被害発生場所の市町村が被害報告をする。	
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが死亡したことが確実なものとする。	1 当該災害による負傷者が、発災後 48 時間以内に死亡した場合は、「死者」として扱う。 2 重傷又は軽傷の別が明らかでない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。 3 要治療期間については、可能な限り、診断した医師又は から正確な情報を得ること。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の いのある者とする	
重傷者	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のあるもののうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。	
軽傷者	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のあるもののうち1月未満で治療できる見込みのものとする。	

注：千葉県災害対策本部「千葉県被害情報等報告マニュアル」による。

被害区分	認定基準等	備考
住家被害	住家とは現実に居住のため使用している建物をいい、社会通上の住家であるかどうかを問わない。	<ol style="list-style-type: none"> 1 別等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。 2 倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。 3 店併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。
全壊	住家がその居住のための基本的機能を失ったもの、すなわち、住家全部が倒壊、傾斜、り込み、流失、埋したものの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50以上に達した程度のものとする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 「 」とは、一つの立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は屋とは別に1として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上のが渡下等で接続している場合には各1として計上する。 2 屋根瓦の相当部分が落ちた様な場合は、「一部破損」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。
半壊	住家がその居住するための基本的機能の一部を失ったもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20以上70未満のもの、又は住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20以上50未満のものとする。	<ol style="list-style-type: none"> 3 アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災数は1とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。 アパート、マンション等の集合住宅で2階建て以上の建物の被災世帯は、次のように取り扱う。
一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数破損した程度のごく小さなものは除く。	<ol style="list-style-type: none"> (1) 1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。	<ol style="list-style-type: none"> (2) 1階部分が床上浸水の場合、1階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。	

注：千葉県災害対策本部「千葉県被害情報等報告マニュアル」による。

被害区分	認定基準等	備考
非住家被害	<p>非住家とは住家以外の建物をいい、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。</p>	<p>1 別等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。</p> <p>2 倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。</p> <p>3 店併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。</p>
公共建物	<p>例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。</p>	<p>文教施設・港湾・清掃施設等別に項目を定めてあるものは、「公共建物」に含めない。</p>
その他	<p>公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。</p>	<p>店併用住宅の店部分のみ被害を受けた場合は、「非住家、その他」として扱う。</p>

注：千葉県災害対策本部「千葉県被害情報等報告マニュアル」による。

被害区分		認定基準等	備考
り災世帯		<p>災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。</p> <p>一部損壊及び床下浸水の場合は計上しない。</p> <p>例えば寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿 するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、 であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。</p>	<p>寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿 するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、 であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。</p>
り災者		り災世帯の構成員とする。	
その他	田の流失・埋	田の 土が流失し、又は砂利等のたい積のため、 作が不能になったものとする。	
	田の冠水	の先 が見えなくなる程度に水につかったものとする。	
	の流失・埋、の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	一つの学校の中で、校舎、体育 等複数の施設が被害を受けた場合でも、文教施設1箇所として被害に計上する。
		医療法第1条第1項に規定する（ 者20人以上の収容施設を有するもの。）をいう。	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、りょうを除いたものとする。	<p>1 高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の一般交通の用に供する道で、トンネル、渡 施設等を含む。（農業用道路、林道等は含まない）</p> <p>2 道路冠水は被害には含まれないが、交通に を及ぼす程度のものについては、その状況について報告すること。</p>
	りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に 設された とする。	
河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設もしくは 岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	<p>水は被害に含めないが、その状況について報告すること。</p>	

注：千葉県災害対策本部「千葉県被害情報等報告マニュアル」による。

被害区分		認定基準等	備考
その他	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	砂防設備とは、砂防・流路工等の土石流災害を防止するための設備をいう。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	ごみ処理施設とは、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設をいう。
	がけくずれ		
	鉄道不通	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	豪雨、地震等に伴い、一時的に運行を停止し、施設に異常が無いことを確認し運行を再開した場合は、路線ごとに各1箇所として被害に計上する。
	被害	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、体がし、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。	
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	発信規制により、電話がかかりにくい状態となった場合は、被害に含めない。
	電気	災害により停電した戸数のうち最新時点における戸数とする。	地域により停電の時間帯が異なる場合は、各地域ごとの最新時点における戸数を合計する。
	断水戸数	上水道又は易水道で断水している戸数で最新時点における戸数とする。	地域により断水の時間帯が異なる場合は、各地域ごとの最新時点における戸数を合計する。
	水道施設		断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。
ガス	一般ガス事業又は易ガス事業で供給停止となっている戸数のうちで最新時点における戸数とする。	地域により供給停止の時間帯が異なる場合は、各地域ごとの最新時点における戸数を合計する。 各家庭に取り付けられた安全器が、地震等を知して作動し、供給が一時的に停止された場合は、被害に含めない。	
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。		
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。		

注：千葉県災害対策本部「千葉県被害情報等報告マニュアル」による。

被害区分	認定基準等	備考	
被害金額		災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外に書きするものとする。	
	公立文教施設	公立の文教施設とする。	
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港用施設及び共同利用施設とする。	左の施設として、かんがい排水施設、農業用道路、林道、岸漁場整備開発施設、農協・漁協等の所有する倉庫・加工施設・共同作業場等が該当する。 （1箇所の災害復旧工事の事業費が40万円未満のものは加算しない。）
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。	（災害復旧事業の1箇所の工事の費用が県及び指定市に係るものにあつては120万円に、市町村に係るものにあつては60万円に満たないものは加算しない。）
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。	
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。	
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、木等の被害とする。	
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、舎等の被害とする。	
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。	
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機器等とする。	

注) 1. 千葉県災害対策本部「千葉県被害情報等報告マニュアル」による。

2. 備考 には災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類および概況、消防機関の活動状況その他について に記入するものとする。

資料 118 応急救助の種類と実施者一覧表

救助の種類		実施期間	実施者
収容施設の供給	避難所	7日以内	市町村長
	応急設住宅	20日以内に着工	知事（住宅課）
炊出しその他による食品の供与及び飲料水の供給	炊出しその他による食品の供与	7日以内	市町村長
	飲料水の供給	7日以内	市町村長
被服、寝具等の供（貸）与		10日以内	市町村長
医療及び助産	医療	14日以内	知事（救護班：日）
	助産	分べん日から7日以内	知事（救護班：日）
災害にかかった者の救出		3日以内	市町村長
住宅の応急修理		1か月以内了	市町村長
生業に必要な資金の貸与		1か月以内	知事
学用品の供与		教科書1か月以内 文具15日以内	市町村長
埋 葬		10日以内	市町村長
応急救助のための輸送費		当該救助の実施が認められる期間以内	市町村長
応急救助のための賃金職員等上費		当該救助の実施が認められる期間以内	市町村長
死体の捜索		10日以内	市町村長
死体の処理		10日以内	知事（救護班：日）
障害物の除去		10日以内了	市町村長

注) 特に必要があると認めるときは、知事の実施する救助の種類についても、市町村長に委任することがある。(災害救助法第30条)

資料 119 激甚災害指定基準

昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように定めている。

(激甚災害指定基準 昭和三十 年十二月 日中央防災会議決定
改正 平成一二年三月二四日)

激甚災害指定基準 1

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚法 2 章 (公共 土木施設災害復旧 事業等に関する特 別の財政援助)	次のいずれかに該当する災害 (基準) 事業費査定見込額 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収 入総額 0.5 (基準) 事業費査定見込額 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収 入総額 0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの (1) 都道府県分の負担事業の事業費査定見込額 当該都道府県の当 該年度の標準税収入額 25 (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 当 該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額 5
激甚法 5 条 (農地 等の災害復旧事業 等に係る補助の特 別措置)	次のいずれかに該当する災害 (基準) 事業費査定見込額 当該年度の全国農業所得推定額 0.5 (基準) 事業費査定見込額 当該年度の全国農業所得推定額 0.15 かつ次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額 当該都道府県の当該年度 の農業所得推定額 4 (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 10 円
激甚法 6 条 (農林 水産業共同利用施 設災害復旧事業費 の補助特例)	次の(1)及び(2)の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見 込額が 5,000 万円以下と認められる場合は除く。 (1) 激甚法 5 条の措置が適用される激甚災害 (2) 農業被害見込額 当該年度の全国農業所得推定額 1.5 であ ることにより激甚法 8 条の措置が適用される激甚災害

激甚災害指定基準 2

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
<p>激甚法 8 条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する定措置の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、その災害の態様から次の基準によりがたいと認められる場合は、災害の発生のおよび被害の実情に応じて 別に考慮。</p> <p>（ 基準） 農業被害見込額 当該年度の全国農業所得推定額 0.5</p> <p>（ 基準） 農業被害見込額 当該年度の全国農業所得推定額 0.15</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該被害に係る特別被害農業者数 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 3</p>
<p>激甚法 11 条の 2（森林災害復旧事業に対する補助）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>（ 基準） 林業被害見込額（ 木に係るものに限る。以下同じ） 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 5</p> <p>（ 基準） 林業被害見込額 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 1.5</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の林業被害見込額 当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額 60</p> <p>(2) 一の都道府県内の林業被害見込額 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 1</p>

激甚災害指定基準 3

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
<p>激甚法 12 条、13 条、15 条（中小企業信用保険法による災害関係保障の特例等）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>（基準） 中小企業関係被害額 当該年度の全国中小企業所得推定額 0.2</p> <p>（基準） 中小企業関係被害額 当該年度の全国中小企業所得推定額 0.06</p> <p>かつ次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の該当被害に係る中小企業関係被害額 当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額 2</p> <p>ただし、火災の場合又は中小企業関係被害額の割合は、被害の実状に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>
<p>激甚法 16 条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助） 同 17 条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助） 同 19 条（市町村が施行する 予防事業に関する負担の特例）</p>	<p>激甚法 2 章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽 であると認められる場合は除く。</p>
<p>激甚法 22 条（り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>（基準） 被災地全域 失住宅戸数 4,000 戸</p> <p>（基準） 次の(1)、(2)のいずれかに該当する災害</p> <p>(1) 被災地全域 失住宅戸数 2,000 戸</p> <p>かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 一市町村の区域内で 200 戸以上</p> <p>イ 一市町村の区域内の住宅戸数の 1 割以上</p> <p>(2) 被災地全域 失住宅戸数 1,200 戸</p> <p>かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 一市町村の区域内で 400 戸以上</p> <p>イ 一市町村の区域内の住宅戸数の 2 割以上</p>

激甚災害指定基準 4

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚法 24 条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	(1) 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては、激甚法第 2 章の措置が適用される災害 (2) 農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては、法第 5 条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害のつど被害の実情に応じ 別に考慮

資料 120 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の程度の大きい災害について、激甚災害として指定するため昭和 43 年 11 月 22 日中央防災会議が次のような基準を定めている。

(局地激甚災害指定基準 昭和四十三年十一月二十二日中央防災会議決定
改正 平成一二年三月二四日)

局地激甚災害指定基準 1

適用すべき措置	局地激甚災害とされる被害の程度
<p>1 激甚法第 3 条第 1 項各号に掲げる事業のうち、 の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第 4 条第 5 項に規定する地方公共団体以外のも が設置した施設に係るものについて激甚法第 2 章の措置</p> <p>2 の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第 24 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の措置</p>	<p>1 公共施設災害関係</p> <p>当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 号～第 14 号の事業）の査定事業費の額 当該市町村の当該年度の標準税収入 50 に該当する市町村（当該査定事業費の額が 1,000 万円未満のものを除く。）が 1 以上ある災害。</p> <p>ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね 1 円未満である場合を除く。</p>
<p>1 の市町村の区域内で の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第 5 条、第 6 条の措置</p> <p>2 の市町村が当該災害につき発行を許可された農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に かる地方債について激甚法第 24 条第 2 項～第 4 項までの措置</p>	<p>2 農地、農業施設等災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚法第 5 条第 1 項規定の農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額 当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額 10 に該当する市町村（当該経費の額が 1,000 万円未満のものは除外。）が 1 以上ある災害。</p> <p>ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。</p>

局地激甚災害指定基準 2

適用すべき措置	局地激甚災害とされる被害の程度
<p>の市町村の区域内で の市町村等が施行する森林災害復旧事業にかかる激甚法第 11 条の 2 の措置</p>	<p>3 林業災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額（木に係るもの。以下同） 当該市町村の生産林業所得（木材生産部門）の推定額の 1.5 （ただし、林業被害見込額 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 0.05 の場合を除く。）</p> <p>かつ、大火による被害にあつては要復旧見込面積がおおむね 300 、その他の災害にあつては当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの。）のおおむね 25 を越える市町村が 1 以上ある災害</p>
<p>の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第 12 条、第 13 条及び第 15 条の措置</p>	<p>4 中小企業施設災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額 当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額 10 （ただし、被害額が 1,000 万円未満を除く。）に該当する市町村が 1 以上ある災害。ただし、当該被害額を合算した額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。</p>

資料 121 災害時要援護者施設一覧

地域包括支援センター

	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
1	北部地域包括支援センター (北部中学校・東深井中学校地区の地域を担当)	江戸川台東 2-19	7155-5366	
2	中部地域包括支援センター (常松中学校・初石中学校地区の地域を担当)	下 409 東葛 内	7150-2953	
3	部地域包括支援センター (部中学校・流山中学校地区の地域を担当)	平和台 2-1-2 アセンター2 階	7159-9981	
4	東部地域包括支援センター (東部中学校・木中学校地区の地域を担当)	野 下 2-488-5 あざみ 内	7148-5665	

生活支援センター

	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
5	深井地域生活支援センター「すみれ」	深井 390-1	7154-6202	

通所介護事業者（デイサービス）

	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
6	あけぼの イ ービス	流山 2-2-3	7178-6002	
7	流山地域福祉事業所 の木	東深井 89-28	7153-7792	
8	江 台通所 護	深井 393	7153-2555	
9	イ ービスセンターあざみ	野 下 2-488-5	7141-2077	
10	イ ービスセンター の	東深井 520-1	7178-3377	
11	イ ー さくらの家	1311	7157-6950	
12	流山市 イ ービスセンター	平和台 2-1-2	7159-0030	
13	リバーパレス流山 イ ービスセンター	深井 142	7152-2833	
14	健康 部江戸川台 イ ービスセンター	原 4-198	7155-7163	
15	イ ービスたいよう	田 52-1	7178-3533	
16	イ ービスののした	野 下 6-657-13	7143-3695	
17	イ ービス「和」	前 161-1	7141-1681	
18	イ ービスセンターはまなす	こうのす台 269-1	7155-2454	
19	あずみ 木台	木台 107-1	7178-4897	
20	イ ービスセンター ほのぼの はなみずき	大 534	7150-1682	

	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
21	話本 イービスセンター流山	江戸川台 4-138	7136-2961	
22	健康 部江戸川台 イービスセンター和	原 4-198	7155-7163	
23	みのりの里 イービス	北 577-2	7178-2808	
24	イービスセンターこまぎ安心	木 649-3	7178-5577	
25	話本 イービス前	前 2-39	7179-5266	
26	流山 イービスセンター	流山 2-25-5	7103-1910	
27	健康 部江戸川台 イービスセンター	原 4-198	7155-7163	
28	イー・う愛 四	野 下 6-538-16	7103-0321	
29	けあらーず流山指定通所 護事業所	松 1-54-1	7157-1800	
30	イー・う愛 四 II	野 下 5-101-11	7103-1123	
31	イービスセンター悠 らいふ流山	流山 7-28-11	7196-7093	
32	イービス 護屋本	流山 8-1192-1	7196-6474	
33	小規模 イービス「和」	名都借 1068-8	7157-1166	

通所リハビリテーション事業者（デイケア）

	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
34	護老人保健施設 ナーシングプラ 流山	前 248-1	7145-0111	
35	護老人保健施設ハート ア流山	小屋 146-1	7178-2200	
36	東葛	下 409	7158-9232	
37	医療法人社団 会 診療所	東初石 2-180-1	7154-7474	
38	江 台通所リハビリテーシ ン	深井 393	7153-2555	

短期入所生活介護事業者（ショートステイ 福祉）

	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
39	シートステイ ービスあざみ	野 下 2-488-5	7141-2200	
40	シートステイ ービス初石	東初石 5-131-3	7153-3925	
41	マ アスシ ートステイ ービス	向小金 3-147-2	7170-8101	
42	リバーパレス流山 シートステイ ービス	深井 142	7152-1211	
43	イー さくらの家	1311	7157-6950	
44	シートステイ ービスはまなす	こうのす台 269-1	7155-2222	
45	あずみ 木台	木台 107-1	7178-4897	

	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
46	シートステイ ービスはなみずき	大 534	7150-1689	
47	シートステイ の	東深井 518-1	7178-3377	
48	シートステイこまぎ安心	木 649-3	7178-5556	

短期入所療養介護事業者（ショートステイ 医療）

	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
49	護老人保健施設 ナーシングプラ 流山	前 248-1	7145-0111	
50	護老人保健施設ハート ア流山	小屋 146-1	7178-2200	

特定施設入居者生活介護

	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
51	協 江戸川台年金 ー	東深井 948	7152-3201	
52	マ アス 柏	向小金 3-147-2	7176-8711	
53	ニチイ アセンター流山	向小金 2-562-1	7170-8271	
54	イリー 流山はついし	東初石 3-128-11	7178-5621	
55	レスト ラ流山おおたかの森	東初石 6-186-38	7152-4165	

障害者支援施設（生活介護等の支援をする施設）

	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
56	つつじ園	野 下 1-319	7147-2941	
57	まほろば	野 下 1-319	7142-8552	

障害者支援施設（就労を支援をする施設）

	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
58	さつき園	木台 238-1	7154-5188	
59	コスモス	野 下 1-319	7142-8551	
60	流山こまぎ園	木台 207-14	7199-8320	
61	ラポール（グリーン・グリーン）	初石 3-101-25	7154-2331	
62	キッチンよつば	初石 4-381-2	7154-0341	
63	かたぐるま	1438-4	7159-0797	
64	アモール	平和台 1-1-1	7158-1111 内線 450	
65	天の木	江戸川台 2-148	7155-7450	

私立幼稚園

	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
66	このはな幼稚園	流山 2-105-2	7158-0264	
67	江戸川台ひまわり幼稚園	見台 1-3-6	7152-0435	
68	神愛幼稚園	東初石 5-135-14	7154-1259	
69	一の台幼稚園	東深井 498-4	7152-3059	
70	平和台幼稚園	平和台 4-62-27	7158-5617	
71	木幼稚園	長 2-629	7144-7790	
72	川幼稚園	前 175	7145-9501	
73	みやぞの幼稚園	園 2-8-11	7159-3954	
74	流山幼稚園	流山 2526	7159-7050	

公立幼稚園

	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
75	幼児教育支援センター附属幼稚園	江戸川台東 3-2	7152-0353	

保育所・園

	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
76	中野 木保育所	中野 木 373	7152-0921	公 立
77	平和台保育所	平和台 2-6-3	7158-1424	公 立
78	江戸川台保育所	江戸川台東 3-5	7152-0611	公 立
79	向小金保育所	向小金 3-102-1	7174-5217	公 立
80	東深井保育所	東深井 177-2	7154-6025	公 立
81	なかよし保育園	流山 7-5-1	7158-5500	福祉法人
82	おおたかの森ナー リースクール	十 99-4	7154-2448	福祉法人
83	おおたかの森ナー リースクール 分園 レストキッ ガー ン	初石 6-183-1	7153-4123	福祉法人
84	木北保育園	木台 118-1	7152-0504	福祉法人
85	松の実保育園	名都借 464	7145-4312	福祉法人
86	平井保育園	平井 588	7159-7473	福祉法人
87	平井保育園 第1分園 スキッ プラ	流山 4-1-14	7159-7475	福祉法人
88	平井保育園 第2分園 セントラルキッ プラ	前平井 119	7190-5064	福祉法人
89	かやの木保育園	大 198	7159-2700	福祉法人
90	みやぞの保育園	園 2-8-15	7159-2954	福祉法人

	名 称	所 在 地	連 絡 先	備 考
91	生活クラブ風の村わらしこ保育園流山	加 4-12	7150-2654	福祉法人
92	流山 保育園	流山 2-29-4	7159-3401	福祉法人
93	城の 保育園	流山 9-500-42	7170-2111	福祉法人
94	森の葉保育園	上新宿 111-8	7138-5105	福祉法人
95	いつき保育園	流山 1-17-4	7158-1145	福祉法人
96	えどがわ森の保育園	木 474	7152-1155	福祉法人
97	ロータスキッ スクエア	東初石 6-186-24	7136-1020	福祉法人
98	名都借みらい保育園	名都借 289	7170-1417	福祉法人
99	おおたかの森 保育園	長 2-24-1	7146-0303	福祉法人
100	城の おおたかの森保育園	野 下 1-292	7197-2666	福祉法人

資料 122 災害時要援護者施設等の地域防災計画

浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

流山市は、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するため、水防法第 15 条の規定に基づき、次に掲げる措置を実施する。

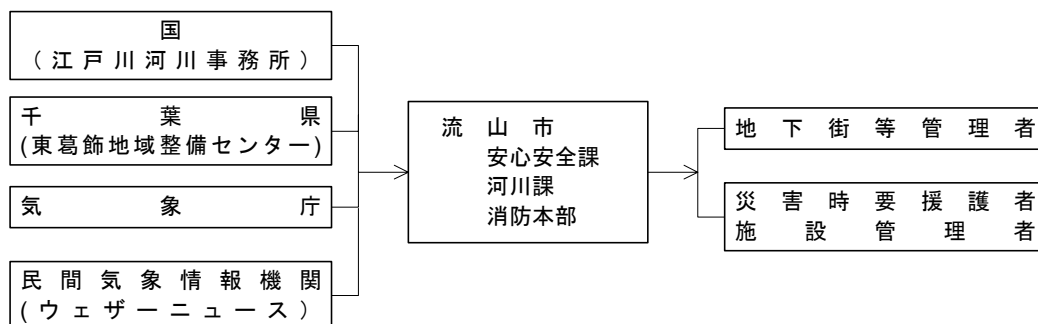
(1) 洪水ハートマップの整備

市は、浸水危険性の事前周知を図るとともに、市民の防災意識を向上させるために、洪水時に浸水が想定される区域や想定される浸水深さ、避難場所等を明示した洪水ハートマップの整備を行う。

(2) 地下街等及び高齢者、障害者、 幼児その他の特に防災上の配慮を有するものが利用する施設への防災情報の伝達

市は、浸水想定区域内の地下街等及び高齢者、障害者、 幼児その他の特に防災上の配慮を有するもの（以下「災害時要援護者」という。）が利用する施設の現況について把握し、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるよう、防災情報の的確かつ迅速な伝達に努める。

情報伝達系 図は以下のとおりとし、電話、 X、地域防災無線等を用いて、河川水位情報、避難準備情報、避難勧告情報などの防災情報を伝達する。



注) 資料 1-1 地下街等一覧

資料 1-2 高齢者、障害者、 幼児その他の特に防災上の配慮を要する施設一覧

(3) 地下街等の避難確保計画

水防法に基づき河川管理者より指定された浸水想定区域内に存在する地下街等の所有者または管理者は、単 または共同で、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な計画（避難確保計画）を作成し、これを市に報告するとともに、公表しなければならない。

避難確保計画については、「地下街等浸水時避難計画策定の手引き」の内容を踏まえて作成することとする。

資料 1-1 地下街等一覧

	施設の名称	所在地	備考
1	X 流山	流山 2-1	

資料 1-2 高齢者、障害者、 幼児その他の特に防災上の配慮を要する施設一覧

	名 称	所在地	連絡先	備考
1	中部地域包括支援センター	下 409	7150-2953	地域包括支援センター
2	深井地域生活支援センター「すみれ」	深井 390-1	7154-6202	生活支援センター
3	あけぼの イービス	流山 2-2-3	7178-6002	イービス
4	江 台通所 護	深井 393	7153-2555	イービス
5	イー さくらの家	1311	7157-6950	イービス
6	リバーパレス流山 イービスセンター	深井 142	7152-2833	イービス
7	流山 イービスセンター	流山 2-25-5	7103-1910	イービス
8	イービスセンター 悠 らいふ流山	流山 7-28-11	7196-7093	イービス
9	イービス 護屋本	流山 8-1192-1	7196-6474	イービス
10	護老人保健施設ハート ア流山	小屋 146-1	7178-2200	イ ア
11	東葛	下 409	7158-9232	イ ア
12	江 台通所リハビリテーシ ャン	深井 393	7153-2555	イ ア
13	リバーパレス流山 シートステイ イービス	深井 142	7152-1211	シートステイ福祉
14	イー さくらの家	1311	7157-6950	シートステイ福祉
15	護老人保健施設ハート ア流山	小屋 146-1	7178-2200	シートステイ医療
16	かたぐるま	1438-4	7154-0797	障害者支援施設
17	アモール	平和台 1-1-1	7158-1111	障害者支援施設
18	このはな幼稚園	流山 2-105-2	7158-0264	私立幼稚園
19	平和台幼稚園	平和台 4-62-27	7158-5617	私立幼稚園
20	みやぞの幼稚園	園 2-8-11	7159-3954	私立幼稚園
21	流山幼稚園	流山 2526	7159-7050	私立幼稚園
22	なかよし保育園	流山 7-5-1	7158-5500	保育所・園
23	平井保育園	平井 588	7159-7473	保育所・園
24	平井保育園第 1 分園 スキッ プラ	流山 4-1-14	7159-7475	保育所・園
25	みやぞの保育園	園 2-8-15	7159-2954	保育所・園
26	流山 保育園	流山 2-29-4	7159-3401	保育所・園
27	城の 保育園	流山 9-500-42	7170-2111	保育所・園

	名 称	所在地	連 絡 先	備 考
28	いつき保育園	流山 1-17-4	7158-1145	保育所・園
29	医療法人社団江 会江 台	深井 393	7153-2555	
30	医療法人財団東京勤労者医療会東葛	下 409	7159-1011	
31	医療法人社団愛友会千葉愛友会記	1-1	7159-1611	

資料 123 住家被害程度の認定基準（地盤に係る被害等）

表 住家被害程度の認定基準（地盤に係る被害等）

被害の区分	傾斜による判定 下図 基礎と柱が一体的に傾く（不同沈下の場合）	住家の基礎等の滑り込み による判定 下図
全壊	1/20 四 傾斜の平	床上 1m まで
大規模半壊	1/60 四 傾斜の平 1/20	床まで
半壊	1/100 四 傾斜の平 1/60	基礎の天 下 25cm まで

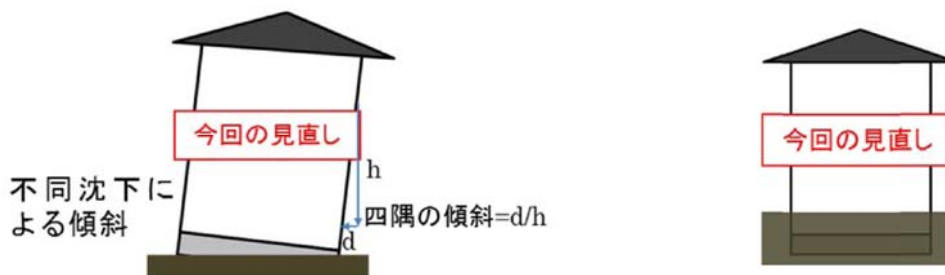


図 地盤に係る被害

今回の見直しとは、平成 23 年 5 月 2 日事務連絡「地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について」を指す

出典：内閣府 ー ー ジ 災害に係る住家の被害認定：

// . o s . o . / o / o . m

X 様式等

様式1 流山市災害見舞金交付申請書(資料11)

第1号様式

流山市災害見舞金交付申請書

年 月 日

流山市長 様

住所
申請者 氏名
電話

流山市災害見舞金交付規則第4条の規定により、次のとおり災害見舞金の交付を申請します。

記

1 災害の種類及び程度

2 災害見舞金の額 円

様式 2 流山市災害見舞金交付決定(申請却下)通知書(資料 11)

第 2 号様式

流山市災害見舞金交付決定(申請却下)通知書

流山市指令第 号

年 月 日

様

流山市長 印

年 月 日付けで申請のあった災害見舞金の交付について、次のとおり決定したので、流山市災害見舞金交付規則第 5 条の規定により通知する。

記

1 交 付

(1) 災害の種類及び程度

(2) 災害見舞金 円

2 申請却下

理由

様式3 流山市災害見舞金交付請求書(資料11)

第3号様式

流山市災害見舞金交付請求書

年 月 日

流山市長 様

請求者 住所
氏名

年 月 日付け流山市指令第 号で交付の決定通知のあった災害見舞金について、次のとおり請求します。

記

1 災害の種類及び程度

2 災害見舞金の額 円

様式 4 航空特別応援要請連絡表(資料 16)

様式第 1 号

航空特別応援要請連絡表

要請側消防 本部連絡者	応援側消防 本部受報者

要請側市町村等名	
要請者職・氏名	
要 請 日 時	年 月 日 時 分
災 害 発 生 日 時	年 月 日 時 分
災 害 発 生 場 所	
災 害 の 概 要	
応 援 の 種 別	1 調査 2 火災 3 救助 4 救急 5 救護
活 動 の 拠 点	定置場 離発着場
応援の具体的内容	
必 要 資 機 材	

離発着可能な場所	第 1 順 位			
	第 2 順 位			
現場最高指揮者 職 氏 名 無線局名	職・ 氏名		無線 局名	
離発着場における 資機材の準備状況				
他の消防本部に 対するへりの応援 要 請 状 況				
気 象 状 況	天候	風向	風速	m/sec 視程 m
特殊気象の発令状況				
へりの誘導方法	消防無線による誘導			
要請側消防本部等 連 絡 先				
その他参考事項				

様式 5 航空特別応援活動報告書(資料 16)

様式第 2 号

航空特別応援活動報告書

(消防本部名)

応援の種類	1 調査 2 火災 3 救助 4 救急 5 救助				要請者	職名	
応援要請 受報日時	年 月 日 時 分				職・氏名	氏名	
出動時分 (離陸)	時 分		帰投時分 (着陸)	時 分		応援時間	時 分
現場到着時分	時 分		活動開始 時分	時 分		活動終了 時間	時 分
災害発生場所							
活動概要							
被救助者	氏名	年齢	性別	職業	住所		
使用資機材							
応援出動隊員	隊長		隊長		その他 搭乗者		
	機長		機長				
	隊長		隊長				
	隊長		隊長				
	隊長		隊長				
人員・資機材の 異常の有無							
その他							

担当者・職名 _____

氏名 _____

電話 _____ (内線)

様式 6 航空特別応援災害報告書(資料 16)

様式第 3 号

航空特別応援災害報告書

(市町村等名)

災害発生日時	年 月 日 時 分	覚知時間	年 月 日 時 分
災害終息日時	年 月 日 時 分	災害活動時間	年 月 日 時 分
災害発生場所			
災害の種別			
災害の概要			
災害の程度 (死傷者)			
消防隊の活動概要			
消防隊の出動状況	要請側		
	応援側		
他機関の航空機 等の出動状況 及び活動内容			
そ の 他			

担当者・職名 _____

氏名 _____

電話 _____ (内線)

様式 7 飛行場外離発着場調査表(資料 16)

様式第 4 号

飛行場外離発着場調査表

離発着場名					
所有者	地名・地				
	所有者又は 管理者	住所		電話	
		氏名		職業	
土地の 状況	長さ・	長さ			
	配	断配			
	面積				
風方向					
付近の障害物の 状況					
離発着上との 連絡方法					
その他					

(市町村等名)

離発着場位置図(1/)	離発着場位置図(1/)
1 ,	1 1 ,
離発着場見取り図(風方向を 印で記入すること)	
1 3 ,	

様式 8 航空特別応援に要した費用請求書(資料 16)

様式第 6 号

第 号
年 月 日

様

請求者
市町村等名

職・氏名

航空特別応援に要した費用請求書

年 月 日千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱に基づき出動したので、同要綱第 13 条第 2 項の規定により、下記のとおり応援に要した費用を請求します。

記

請求金額 _____ 円

		項 目 ・ 内 容	金 額
費 用 内 訳	義 務 事 項		
	協 議 事 項		
		合 計	円

添付資料 ----- 積算基礎資料

様式 9 広域消防航空特別応援交付金交付申請書(資料 18)

第 号
年 月 日

財団法人千葉県市町村振興協会
理事長 様

市町村長(管理者) 印

広域消防航空特別応援交付金交付申請書

別 のとおり広域消防航空特別応援を受けたので、財団法人千葉県市町村振興協会広域消防航空特別応援交付金交付要綱第 4 条の規定に基づき、下記市(町村・一部事務組合)に対して交付金を交付されるよう申請します。

記

1 交付金申請額 金 円

2 応援市町村等名

様式 10 広域消防航空特別応援交付金交付申請済通知書(資料 18)

広域消防航空特別応援交付金交付申請済通知書

市町村長(管理者)様

市町村長(管理者) 印

年 月 日付け 第 号をもって請求のあった航空特別応援の
費用については、別添のとおり広域消防航空特別応援交付金の交付を申請したので通知
します。

様式 11 広域消防航空特別応援交付金交付決定通知書(資料 18)

広域消防航空特別応援交付金交付決定通知書

市町村長(管理者)様

財団法人千葉県市町村振興協会
理事長 印

年 月 日付け 第 号をもって請求のあった広域消防航空特別応援交付金については、財団法人千葉県市町村振興協会広域消防航空特別応援交付金交付要綱第 条の規定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

なお、交付金については、交付申請書記載の 市(町村・一部事務組合)に別 交付するので申し添えます。

記

1 交付金決定額 金 円

様式 12 広域消防航空特別応援交付金交付通知書(資料 18)

広域消防航空特別応援交付金交付通知書

市町村長(管理者)様

財団法人千葉県市町村振興協会
理事長 印

このことについて、下記のとおり広域消防航空特別応援交付金を交付いたしますので
通知します。

つきましては、当協会 納入通知書を送付くださるようお願いいたします。

記

1 交 付 金 額 金 円

2 対象となった災害

様式 13 広域消防航空特別応援交付金交付済通知書(資料 18)

広域消防航空特別応援交付金交付済通知書

市町村長(管理者)様

財団法人千葉県市町村振興協会
理事長 印

年 月 日付け 第 号をもって交付決定した広域消防航空特別
応援交付金については、下記のとおり交付したので通知します。

記

1 交付金額 金 円

2 交付団体名

3 交付年月日 年 月 日

様式 14 広域航空消防応援(ヘリコプター)要請連絡表(資料 20)

広域航空消防応援(ヘリコプター)要請連絡表

要請側消防 本部連絡者	要請側都道 府県連絡者	消 防 庁	応援側都道 府県連絡者	応援側消防 本部連絡者

要請先(応援側) 市町村名				
要請者職・氏名	消防本部消防長 市町村長			
要請日時	年	月	日	時 分
災害発生日時	年	月	日	時 分
災害発生場所				
災害の概要				
応援の種別	調査	火災	救助	救急 救護
活動拠点	定置場	離発着場		
応援の概要				
応援の具体的内容 及び必要資機材				
離発着可能な場所	第 1 順位			
	第 2 順位			
給油体制	給油の可否	可 ・ 否		
	給油の方法			
	体制作りの所要時分			
現場最高指揮者 職・氏名・無線局名				

離発着場における 資機材の準備状況	
他機関の航空機及 びヘリ活動状況	
他の消防本部に対す る応援ヘリ要請状況	
気象の状況	天候 風向 風力 / 視
ヘリの誘導方法	
要請側消防本部 連絡先	
その他	

様式 15 離発着場調査表(資料 20)

離発着場調査表

その 1

離陸発着場名		新川 地スポーツ ールド		公共用、非公 共用の別	公共用
所有者	地名・地	流山市 字上 地			
	座 標	北 35 53 05 東経 139 54 07			
	所有者又は 管理者	住 所	流山市平和台 1-1-1	電 話	0471-59-1212
		氏 名	流山市教育委員会	職 業	
土地の 状 況	長さ・	長さ 150 ・ 125			
	配	断 配 断 配			
	表 面	土(てん圧)			
	水の必要性	有			
風方向		- - - 北 、 - - -			
付近の障害物の状況		東側 木高さ 10 多数あり (広場からの高さ 18 、 離 25) 北側 電柱高さ 10 あり(離 20)			
離発着場との連絡方法		全国共通波無線(150.73M)			
給油体制	給油の可否	否			
	給油方法	否			
応援航空隊と要請側消防本部等との連絡方法					
その他参考事項		東側からの進入は困難			

離発着場調査表

その2

離陸発着場名		流山市総合運動公園		公共用、非公共用の別	公共用
所有者	地名・地	流山市野 下 1 目 29 地の 4			
	座 標	北 35 51 19 東経 139 55 16			
	所有者又は 管理者	住 所	流山市平和台 1-1-1	電 話	0471-59-1212
		氏 名	流山市教育委員会	職 業	
土地の 状 況	長さ・	長さ 150 ・ 75			
	配	断 配 断 配			
	表 面	土(てん圧)			
	水の必要性	有			
風方向		- - - 北 、 - - -			
付近の障害物の状況		東 側 木高さ 18 多数あり (技場からの高さ 23 、 離 50) 水 灯高さ 19 (3基) 側 水 灯高さ 19 (3基) 北 側 東京電力特高 線鉄 (離 200) 東 側 木高さ 10 多数あり (技場からの高さ 17 、 離 10) 北東側 トーテ ポール高さ 21 (技場からの高さ 23)			
離発着場との連絡方法		全国共通波無線(150.73M)			
給油体制	給油の可否	否			
	給油方法	否			
応援航空隊と要請側消防本部等との連絡方法					
その他参考事項		東、及び北東側からの進入は困難			

様式 16 成田国際空港施設使用届(資料 20)

年 月 日

成田国際空港施設使用届

成田国際空港株式会社 様

氏名(名称)

住 所

下記のとおり、施設を使用したいので許可 います。

記

1 使用日時

2 使用航空機の型式

3 国

4 登録 号

5 最大離陸重量

6 使用目的

様式 17 航空特別応援要請連絡表(資料 21)

様式第 1 号

航空特別応援要請連絡表

要請側消防 本部連絡者	応援側消防 本部受報者

要請側市町村名	
要請者職・氏名	
要 請 日 時	年 月 日 時 分
災 害 発 生 日 時	年 月 日 時 分
災 害 発 生 場 所	流 山 市
災 害 の 概 要	
応 援 の 種 別	1 調査 2 火災 3 救助 4 救急 5 救護
活 動 拠 点	定置場 離発着場
応 援 の 内 容	
応援の必要資機材	

離発着可能な場所	第1順位			
	第2順位			
現場最高指揮官 職・氏名 無線局名	職・氏名		無線局名	
離発着場における 資機材の準備状況				
他の消防本部に対 する応援へり要 請状況				
他機関の航空機及 びへりの活動状況				
気象の状況	天候	風向	風力	/ 視
特殊気象の 発令状況				
へりの誘導方法				
要請側消防本部等 連絡先				
その他参考事項				

様式 18 離発着場調査表(資料 21)

様式第 4 号

飛行場外離発着場調査表

その 1

離陸発着場名		新川 地スポーツ ールド			
所有者	地名・地	流山市 字上 地			
	座 標	北 35 53 05 東経 139 54 07			
	所有者又は 管 理 者	住 所	流山市平和台 1-1-1	電 話	0471-59-1212
		氏 名	流山市教育委員会	職 業	
土地の 状 況	長 さ ・	長 さ 150 ・ 125			
	配	断 配 断 配			
	面 積	21,895			
風 方 向		- - - 北 、 - - -			
付近の障害物の状況		東側 木高さ 10 多数あり (広場からの高さ 18 、 離 25) 北側 電柱高さ 10 あり(離 20)			
そ の 他		東側からの進入は困難			

離発着場調査表

その2

離陸発着場名		流山市総合運動公園陸上 技場			
所有者	地名・地	流山市野 下1 目29 地の4			
	座 標	北 35 51 19 東経 139 55 16			
	所有者又は 管 理 者	住 所	流山市平和台 1-1-1	電 話	0471-59-1212
		氏 名	流山市教育委員会	職 業	
土地の 状 況	長 さ ・	長 さ 150 ・ 75			
	配	断 配 断 配			
	面 積	14,270			
風 方 向		- - - 北 、 - - -			
付近の障害物の状況		東 側 木高さ18 多数あり (技場からの高さ23 、 離50) 水 灯高さ19 (3基) 側 水 灯高さ19 (3基) 北 側 東京電力特高 線鉄 (離200) 東 側 木高さ10 多数あり (技場からの高さ17 、 離10) 北東側 トーテ ポール高さ21 (技場からの高さ23)			
離発着場との連絡方法		全国共通波無線(150.73M)			
そ の 他 参 考 事 項		東、及び北東側からの進入は困難			

様式 19 流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付申請書(資料 22)

第 1 号様式 (第 6 条関係)

年 月 日

流山市長 様

申請者 自主防災組織の名称
自主防災組織の事務所の
所在地
代表者氏名 ⑩

流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、流山市補助金等交付規則第 3 条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 所有本数 本

2 補助金交付申請額 円

3 内 訳

種 別	数	金 額	理 由	実施予定月日
消火器薬剤の め替え	本	円		月 日

4 添付書類 見積書の し

様式 20 流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付決定(申請却下)通知書(資料 22)

第 2 号様式 (第 8 条関係)

流山市指令第 号
年 月 日

様

流山市長 ⑩

流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付決定(申請却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、流山 市補助金
等交付規則第 6 条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定

(1) 補助金交付決定額 円

内 訳	数	金 額
消火器薬剤の め替え	本	円

(2) 交付条件

- ア 補助対象経費の配分を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- イ 補助金の交付申請に係る消火器が 失又は破損した場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

2 申請却下

理由

様式 21 流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付変更承認等申請書(資料 22)

第 3 号様式 (第 9 条関係)

年 月 日

流山市長 様

自主防災組織の名称

申請者 自主防災組織の事務所の

所在地

代表者氏名

㊞

流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付変更承認等申請書

年 月 日付け流山市指令第 号 で決定通知のあった補助

金について、次のとおり変更したいので、承認(指示)くださるよう申請します。

記

1 理由

2 内容

変 更 前		変 更 後	
消火器薬剤の め替え	本 円	消火器薬剤の め替え	本 円

様式 22 流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金実績報告書(資料 22)

第 4 号様式 (第 10 条関係)

年 月 日

流山市長 様

申請者 自主防災組織の
事務所の所在地
代表者氏名 ㊟

流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金実績報告書

年 月 日付け流山市指令第 号 で決定通知のあった消
火器の維持管理費の実績について、流山市補助金等交付規則第 12 条により、次のとおり
報告します。

記

実績金額 円

種 別	数	実績金額	計画金額	実施月日
消火器薬剤の め替え	本	円	円	月 日

添付書類 領収書の し

様式 23 流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付確定通知書(資料 22)

第 5 号様式 (第 11 条関係)

流山市達第 号
年 月 日

様

流山市長 ⑩

流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、流山市補助金等交付規則第 14 条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

記

補助金交付確定額 円

様式 24 流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付請求書(資料 22)

第 6 号様式 (第 12 条関係)

年 月 日

流山市長 様

自主防災組織の名称
申請者 自主防災組織の事務所の
所在地
代表者氏名 ⑩

流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付請求書

年 月 日付け流山市達第 号 で確定通知のあった補助金
について、流山市補助金等交付規則第 15 条の規定により、次のとおり請求します。

記

補助金交付請求額 円

様式 25 流山市自主防災資器材譲与申請書(資料 23)

別記第 1 号様式 (第 6 条)

流山市自主防災資器材譲与申請書

平成 年 月 日

流山市長 様

自治会名

自主防災組織名

代表者住所

氏名

㊞

このたび自主防災組織を設立し、これに必要な防災資器材の譲与を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

1 譲与品目及び数量

品目	数量	品目	数量
消火器	本	三セット	セット
消火器格納		避難誘導	
メガン		救助用ロープ	50 本
担	基		

2 添付書類

- (1) 自主防災組織の規約
- (2) 自主防災組織役員名簿
- (3) 自主防災組織区域図
- (4) 防災計画書
- (5) 譲与された資器材の備蓄場所位置図

様式 26 流山市自主防災資器材譲与決定(申請却下)通知書(資料 23)

別記第 2 号様式 (第 7 条)

流山市自主防災資器材譲与決定(申請却下)通知書

年 月 日

自治会名

自主防災組織名

代表者氏名

様

流山市長

印

年 月 日付けで申請のあった流山自主防災資器材譲与について、下記
のとおり決定したので通知します。

1 譲与品目及び数量

品 目	数 量	品 目	数 量
消 火 器	本	救 急 薬 品 セ ッ ト	セ ッ ト
消 火 器 格 納		避 難 誘 導	
メ ガ ン		救 助 用 ロ ー プ	50 本
担	基		

様式 27 流山市自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付申請書（資料 24）

別 記

第 1 号様式（第 6 条、別表関係）

年 月 日

（ 先）流山市長

自主防災組織の名称
申請者 自主防災組織の
事務所の所在地
代表者氏名

㊞

流山市自主防災組織防災資機材整備事業補助金の交付を受けたいので、流山市補助金等交付規則第 3 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額

交 付 申 請 額	円
-----------	---

2 添付書類

- (1) 防災資機材整備事業（変更）事業計画書
- (2) 見積書（ ）その他の補助対象経費の算定の基礎となった書類
- (3) その他

第2号様式（第6条、別表関係）

防災資機材整備事業（変更）計画書

（金額単位：円）

物 品 名	単価（A）	数量（ ）	購入金額 （A）（ ）	備 考
合 計				

第 号
年 月 日

様

流山市長

印

流山市自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付決定

（申請却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった流山市自主防災組織防災資機材整備事業補助金について、次のとおり決定しましたので、流山市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

記

1 決定

交 付 決 定 額	円
-----------	---

2 申請却下

理由

（先）流山市長

自主防災組織の名称
申請者 自主防災組織の
事務所の所在地
代表者氏名 ㊟

流山市自主防災組織防災資機材整備事業変更（中止）承認申請書
年 月 日付け 第 号で補助金の交付を決定された流山市自主防災組織防災資
機材整備事業について、下記のとおり変更（中止）したいので、承認くださるよう流山市補助金
等交付規則第 条第 1 項第 1 号（第 3 号）の規定により申請します。

記

事業名	防災資機材整備事業
区分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止
理由	

添付書類(事業変更の場合のみ)

- (1) 防災資機材整備事業（変更）事業計画書
- (2) 見積書（ ）その他の変更の内容が確認できる書類
- (3) その他

第 号
年 月 日

様

流山市長

印

流山市自主防災組織防災資機材整備事業変更（中止）承認決定

（申請却下）通知書

年 月 日付で変更（中止）承認申請のあった流山市自主防災組織防災資機材整備事業補助金について、次のとおり決定しましたので、流山市補助金等交付規則第 条の規定により通知します。

記

1 変更（中止）決定

変更（中止）交付決定額	円
-------------	---

2 申請却下

理由

年 月 日

（先）流山市長

自主防災組織の名称
申請者 自主防災組織の
事務所の所在地
代表者氏名 ⑩

流山市自主防災組織防災資機材整備事業実績報告書
年 月 日付け 第 号で補助金の交付を決定された流山市自主防災組織防災資
機材整備事業が了したので、流山市補助金等交付規則第12条の規定により報告します。

記

1 補助金額

補助金申請額	円
交付決定額	円
増減額	円

2 添付書類

- (1) 防災資機材整備事業実績書
- (2) 補助対象経費の領収書のし
- (3) 事業の実施が確認できる真
- () その他

第7号様式（第6条、別表関係）

防災資機材整備事業実績書

（金額単位：円）

物 品 名	単価（A）	数量（ ）	購入金額（A） （ ）	備 考
合 計				

第 号様式(第 6 条、別表関係)

第 号
年 月 日

様

流山市長

印

流山市自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付を決定した流山市自主防災組織防災資機材整備事業補助金について、次のとおり補助金額を確定しましたので、流山市補助金等交付規則第 1 条の規定により通知します。

記

補助金確定額	円
--------	---

年 月 日

（ 先）流山市長

自主防災組織の名称
申請者 自主防災組織の
事務所の所在地
代表者氏名 ⑩

流山市自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付請求書
年 月 日付け 第 号で補助金交付決定された流山市自主防災組織防災資機材
整備事業について、流山市補助金等交付規則第 1 条の規定により請求します。

記

1 請求金額

補助金請求額	円
交付決定額	円

2 添付書類

（1）補助金交付確定通知書の し

様式 28 防災行政無線貸出簿 (資料 30)

第 1 号様式 (第 10 条)

防 災 行 政 無 線 貸 出 簿

無線設備の名称	使用目的	借 受 期 間		借 受 者	所 属		使 用 者 名	通 信 責 任 者 承 認 印	返却の確認	
		貸出年月日	返却予定年月日		職 氏 名	氏 名			年 月 日	印

様式 29 無線設備点検記録簿(資料 30)

第 2 号様式 (第 13 条第 1 項)

(その 1)

管理責任者		通信責任者							年	月
無線設備点検記録簿 (基地局・陸上移動局)										
日	点 検 項 目						備 考	通 信 担 当 者		
	各機能動作試験	送 確 受 信 動 作 の 認	空 中 線 取 付 状 況	無 の 状 線 況 の 設 備 確 本 体 認	機 器 清 掃	電 状 態 バ ッ テ リ ー の 充 (可搬型のみ ・ 携 帯)				
1										
2										
3										
6										
7										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										

- 注 1 点検項目 には、状況確認後異常がない場合には 〇 点を付すること。
 2 備考 には、点検時において気が付いた事項について記載すること。
 3 通信担当者 には、通信担当者の氏名を記入すること。

(その2)

管理責任者		通信責任者							年	月
無線設備点検記録簿（固定系親局・固定系子局）										
日	点 検 項 目						備 考	通 信 担 当 者		
	各機能動作確認	空中線取付状況	スピーカ取付状況	機器清掃	地図表示盤の確認 (固定系親局のみ)	確認 タイマー時計の確認 (固定系親局のみ)				
1										
2										
3										
6										
7										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										

- 注 1 点検項目 には、状況確認後異常がない場合には \surd 点を付すること。
 2 備考 には、点検時において気が付いた事項について記載すること。
 3 通信担当者 には、通信担当者の氏名を記入すること。

様式 30 無線設備点検記録年間状況報告書（資料 30）

第 3 号様式（第 13 条第 4 項）

無線設備点検記録年間状況報告書

年 月 日

総括管理者 様

管理責任者 ㊦

流山市防災行政無線系管理運用規程第 13 条第 項の規定により、 年の無線設備点検記録年間状況について、次のとおり報告します。

記

無線設備の数量	基地局	陸上移動局			固定系親局	固定系子局	
		車載型局	可搬型局	携帯型局		同報系子局 用固定局	受信設備局
無線	局				局		局
線							
状							
況							
通常点検	措置の概要						
	点検者 (通信責任者)						
特殊点検	措置の概要						
	点検者						
無線設備点検記録簿					別の	お	り

様式 31 無線業務日誌(資料 30)

第 4 号第 1 項

(その 1)

無線業務日誌 (基地局)

年 月 日 天候		無線 従事 者	勤務 時間	通 信 状 態		資 格	無線電話		管理責任者 通信責任者	
				通 信 度	信 用		通 信 事 項 概 要	特 記 事 項 (電波法施行規則第 40 条)		
相 手 局 出 名 称	通 信 回 数									
ぼうさいながれやま										
ぼうさいながれやま										
ぼうさいながれやま										
ぼうさいながれやま										
ぼうさいながれやま										
ぼうさいながれやま										
ぼうさいながれやま										
ぼうさいながれやま										
ぼうさいながれやま										
計										

(その2)

無線業務日誌（固定系親局）

年 月 日分

総括 管理者		管理 責任者		通信責 任者	
-----------	--	-----------	--	-----------	--

免許人 流山市	無線局の種別 固定局	出名称 ぼうさいながれやま		
電波型式 2、3	空中線電力 1	周波数 68.295M		
勤務 時間	～	資 格	氏 名	～
	～			～
	～			～

回	開始時間 終了時間	送出時間	発信局	量制御	出 屋外 設定 戸別	備 考
1						
	相手方子局					
2						
	相手方子局					
3						
	相手方子局					
	相手方子局					
	相手方子局					

固定系 計

年 月 日分

固 定 系 計				
発 信 局	一 般 送 出	一般送出時間	非 常 送 出	非常送出時間
作	回	分	回	分
制 御 器	回	分	回	分

計	一 般 送 出	一般送出時間	非 常 送 出	非常送出時間
	回	分	回	分

計	全 送 出 回 数	全 送 出 時 間
	回	時間 分

特記事項（電波法施行規則第40条）

様式 32 基地局及び固定系運用状況報告書(資料 30)

第 5 号様式 (第 14 条第 3 項)

基地局及び固定系親局運用状況報告書

年 月 日

総括管理者 様

管理責任者 ㊟

流山市防災行政無線系管理運用規程第 14 条第 3 項の規定により、 年の基地局の運用状況について、次のとおり報告します。

記

無線従事者の資格	員数	今期中の無線従事者の異動状況	
	名	任 名	解任 名
	名	任 名	解任 名
毎月の通信回数	通 信 回 数		
	月 別	基 地 局	固 定 系 親 局
	1 月	回	回
	2 月	回	回
	3 月	回	回
	月	回	回
	月	回	回
	6 月	回	回
	7 月	回	回
	月	回	回
	月	回	回
	10 月	回	回
	11 月	回	回
	12 月	回	回
	計	回	回
機器の故障の事実及びこれに対する措置の概要			
空電、信、受信度の減退等不良の通信状態の概要			
その他参考となる事項			

様式 33 防災行政無線緊急放送書(資料 32)

防災行政無線緊急放送書

総括管理者 様

年 月 日

件名					
放送日時	年	月	日	前・後	時分
放送区域	1 市内全域		2 その他()		
災害(光化学スモッグ)に関する状況および放送内容					

決 裁	総括管理者	管理責任者	通信責任者	無線従事者	備 考

様式 34 防災行政無線放送依頼書(資料 32)

防災行政無線放送依頼書

年 月 日

総括管理者 様

依 頼 課	部 課		
	課 長	文 書 取 扱 主 任	

次のとおり一般放送を依頼します。

件 名						
放 送 日 時	年 月 日 (日) から		前 1 時 分			
	年 月 日 (日) まで					
放 送 区 域	1 市内全域		2 その他 ()			
放送文	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>					
決 裁	総括管理者	管理責任者	通信責任者	処 理	無線従事者	備 考
指 示 事 項						

様式 35 流山市防災行政無線局(固定系)戸別受信機設置承諾書(資料 33)

流山市防災行政無線局(固定系)戸別受信機設置承諾書

年 月 日

流山市長 様

印

流山防災行政無線局(固定系)戸別受信機設置管理要領第 3 条の規程により、次のとおり承諾します。

管 理 者 氏 名	
設 置 場 所	
設 置 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

様式 36 災害時等における廃棄物処理施設に係る協力要請書(資料 37)

災害時等における廃棄物処理施設に係る協力要請書

第 号
年 月 日

様

市町村長・一部事務組合管理者 印

災害時等における廃棄物処理施設に係わる相互援助細目協定第 5 条の規定により、下記のとおり要請します。

記

改修工事等の 内容	
協力要請の内容	
要請の具体的な 内容及び必要量	
要請する期間	
その他必要な事項	

様式 37 一般廃棄物処理施設事業計画書(資料 37)

年度一般破棄物処理施設事業計画書

第 号
年 月 日

様

市町村長・一部事務組合管理者 印

災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定第 7 条の規定により、下記の施設について別 のとおり要請します。

記

- 1 ごみ処理施設
- 2 し尿処理施設
- 3 連絡先

担当部課所	
担当者	
電話番号	

(ごみ処理施設用)

施設の種類			
名称			
所在地	()		
動年月		日数	日/年
公称能力	/日	実処理能力	/日
計画処理量	/日	受入可能量	/日
の焼	可・否	設計発燃料 (高ごみ)	c /
定期点検等の整備時の時期	第1号	年 月	
	第2号	年 月	
	第3号	年 月	
	第4号	年 月	
改修工事	有・無	時期	年 月
時期整備計画の時期		年度予定	

(し尿処理施設用)

施設の種類			
名称			
所在地	()		
動年月		日数	日/年
公称能力	/日	実処理能力	/日
計画処理量	/日	受入可能量	/日
定期点検等の整備時の時期	年 月		
改修工事	有・無	時期	年 月
時期整備計画の時期	年度予定		

様式 39 自衛隊の災害派遣要請について(依頼)

第 号
年 月 日

千葉県知事 様

流山市長

自衛隊の災害派遣要請について(依頼)

このことについて、自衛隊法第 3 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

- (1) 災害の状況
- (2) 派遣を要請する事由

2 派遣を する期間

年 月 日(時 分)から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を する区域及び活動内容

- (1) 活動 区域
- (2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

様式 40 自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(依頼)

第 号
年 月 日

千葉県知事 様

流山市長

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(依頼)

年 月 日付け 号で依頼したこのことについて、下記のとおり
派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収日時 年 月 日

2 撤収理由

3 その他必要事項

様式 41 自衛官及び消防吏員の作成する措置命令・措置通知書

(表)

措置命令 通知書 措 置			
年 月 日			
署長様			
同条第 1 項の規定により			
災害対策基本法第 76 条の 3 第 3 項及び第 4 項の規定において準用する			
同条第 2 項の規定により			
措置命令			
を行ったので、同条第 6 項の規定により、下記のとおり通知します。			
措 置			
所属 氏名			
印			
1	日時	年 月 日 前 時 分 後	
2	場所		
3	(措置命令・措置)を行った者	所属 氏名	
4	措置命令の場合	措置命令を受けた者	住 所
			氏 名
			号票に表示されている号
	措置の場合	措置に係る物件の(占有者・所有者・管理者)	住 所
			氏 名
			号票に表示されている号

()

5 (措置命令・措置)の内容	
6 (措置命令・措置)を行った場所の前後の状況	
7 備 考	

- 備考 1 6には、破損を行った場合、破損の生む及び破損状況も記載すること。
- 2 ()内については、該当するものを○で囲むこと。
- 3 破損を行った場合には、破損前後の状況を した 真を添付すること。
- 4 所定の に記載できないときは、別 に記入の上、これを添付すること。

用 の大きさはA とする。

様式 42 災害用医薬品等の供給要請について

年 月 日

柏健康福祉センター長 様

市災害対策本部長

災害用医薬品等の供給要請について

このことについて、救護所において災害用医薬品等を必要とするため、下記のとおり供給を要請します。

記

救護所名				
搬送先(住所)				
受領責任者 職氏名 連絡先	()			
納品日時	月 日 (時)			
供給要請数	品名(又は用)	剤型	内容	数量
備考				

(注)1 供給要請は原則として文書とする。 し、災害時の緊急性、情報の 等状況に応じて、口 を含めた多様な方法を可とする。

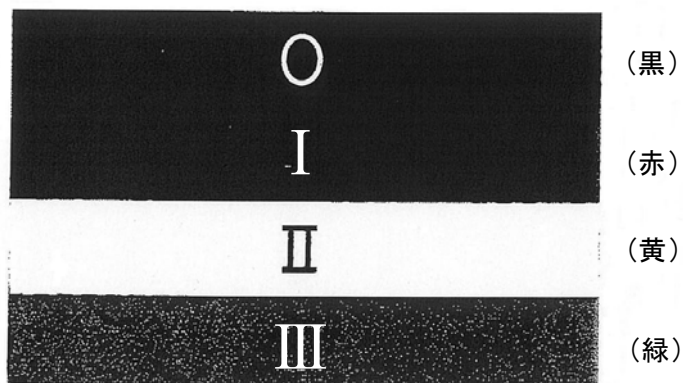
2 供給要請数量は、別 による対応を可とする。

様式 43 トリアージ・タグ

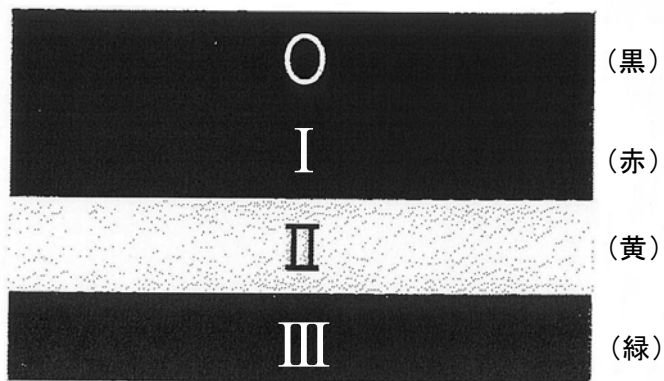
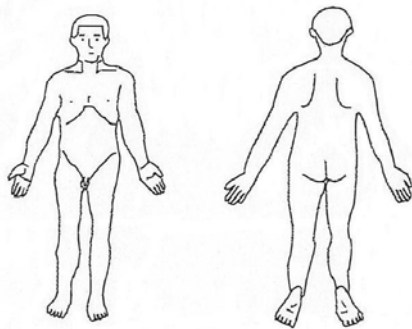
(災害現場用)

No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分 PM		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	

トリアージ実施場所	トリアージ区分 ○ I II III
トリアージ実施機関	医師 救急救命士 その他
症状・傷病名	
特記事項	



特記事項



様式 44 車両、舟艇、航空機調達請求書

車両、舟艇、航空機調達請求書

部	
部 長	課 長

部	
部 長	課 長

年 月 日

請 求 者 所 属 職 氏 名 印	
使 用 日 時	自 月 日 自 時 分 至 月 日 至 時 分
使 用 目 的	応急対策用 待機用
引 渡 場 所	
車 両 (舟 艇 、 航 空 機) 種 及 び 数 量	
適 用	

(注) 目的が終了したときは、請求者は財務会計班へ直ちに終了時間等について連絡すること。

様式 45 輸送記録簿

輸送記録簿

車種 No.	年月日	時間	経路	輸送物	内容説明	責任者名

様式 46 避難者名簿

避難者名簿

流山市

避難所名		担当職員名	
------	--	-------	--

住所					地区名	
氏名	続	性別	年齢	入所日	事務所記入 (退所日等)	
				計		
	名	名	名			

様式 47 避難所入所記録簿

避難所入所記録簿（その1）

（市民）

流山市

避難所名		担当職員名	
------	--	-------	--

号	入所 年月日時	氏名 生年月日	現住所	別	世帯主 との 続	職業 在学 学校 学年	摘要
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

避難所入所記録簿（その2）

（市民以外）

流山市

避難所名		担当職員名	
------	--	-------	--

号	入所年月日時	氏名 生年月日	本現 住地所	別	職業及び 勤務先	摘要
1						1 行商 2 行行 3 社用出 4 その他
2						1 行商 2 行行 3 社用出 4 その他
3						1 行商 2 行行 3 社用出 4 その他
4						1 行商 2 行行 3 社用出 4 その他
5						1 行商 2 行行 3 社用出 4 その他
6						1 行商 2 行行 3 社用出 4 その他
7						1 行商 2 行行 3 社用出 4 その他
8						1 行商 2 行行 3 社用出 4 その他
9						1 行商 2 行行 3 社用出 4 その他
10						1 行商 2 行行 3 社用出 4 その他

様式 48 災害救助用米穀の引渡要請書

平成 年 月 日

農林水産省生産局長

流山市長

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の 入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 133 号総合食料局長通知）第 4 章第 10 の 1 に基づき、以下のとおり要請します。

引渡 数量（ ）	引 渡 場 所	引 渡 方 法	備 考

様式 49 災害救助用米穀受領書

災害救助用米穀受領書

年 月 日

(倉庫業者) 様

引取人

住所氏名

年 月 日付け災害救助用米穀緊急引渡指示（書）に基づく下記物品を受領いたしました。

種類	産年		包	量目	1等	2等	3等		計	倉所	倉	備考
												立会者
合 計										(照合印)		

様式 50 炊出し供給状況表

炊出し供給状況表

市町村名 _____

炊出し場の 名称	月 日		月 日		月 日		月 日		月 日		合計	実支出額 円	備考
	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜			
計													

様式 52 救援物資申出書

救援物資申出書

受付日時	受付担当者名		申出者		物資の内容		交通手段	到着日時(予定)		同行人員	輸送先 (物資集積場所)	備考
	日	時間	氏名	電話	品名	数量		日	時間			

様式 54 義援金品受入簿

義 援 金 品 受 入 簿

No. _____

No.	年 月 日			受 入 先	売 高	計	備 考
					金 額	金 額	
					円	円	

様式 55 義援金品領収書

義 援 金 品 領 収 書

No. _____

金 額 _____

以上のとおり受領いたしました。
ご 意 に く 御 申 し 上 げ ます。

年 月 日

_____ 様

流山市災害対策本部長

流山市長 印

様式 56 行方不明者の捜索受付から火・埋葬までの各書式

1 行方不明者等受付簿

種 別	1 行方不明者 2 身元不明の死体 3 死体引受人のいない死体 4 その他						受付号
氏 名		性別		年齢	位	受付者氏名	
本							出人 (氏名) (住所) (電話)
現住所							
死体の置場							
識別事項 (着、所持品、身体、体格等)							
種 別	1 行方不明者 2 身元不明の死体 3 死体引受人のいない死体 4 その他						受付号
氏 名		性別		年齢	位	受付者氏名	
本							出人 (氏名) (住所) (電話)
現住所							
死体の置場							
識別事項 (着、所持品、身体、体格等)							

2 死体調書

		号	
捜索収容者	代表者 防疫衛生班 第 班 氏 名 (所属)		
死体の種別	1 身元不明の死体 2 死体引受人のない死体 3 その他		
死体発見日時	年 月 日 時 分		
死体発見場所			
死体の身元	本		
	現住所		
	氏名		
	識別事項 (着、所持品、身長、体格等)		
遺族その他の関係者	現住所		
	氏名		
	死体の引受け	可・不可 (引渡し 年 月 日)	
	遺の引取り	可・不可 (引渡し 年 月 日)	
見分日時 (検視)	月 日 時 分	(見分者 (検視))	
検案日時	月 日 時 分	(検案医師)	
火葬許可証交付日	年 月 日	(死体発見現場の概略図)	
火葬日	年 月 日		
(所持品の処理)			
(備考)			

真は 面にはりつけてください。

3 氏名

流 山 市 災 害 死 体 第 号
氏名 _____

4 死体送付票

送 付 号
災 害 死 体 送 付 票
流 山 市 災 害 死 体 第 号
(氏 名) を 送 付 す る
年 月 日 流 山 市 長
(火 葬 場)

5 死体処理票

災 害 死 体 号		第 号
死 亡 者	氏 名	()
	住 所	
	死 亡 年 月 日	
	死 亡 原 因	年 月 日
	死 体 発 見 の 日 時 ・ 場 所	
引 取 人	氏 名	
	住 所	
	死 亡 者 と の 関 係	
	引 取 年 月 日	年 月 日
遺 留 品	処 理 号	
	保 管 所	
備考 (身元不明死体の場合は、死体の特徴等を詳細に記入する)		
死 体 の 収 容 所		

6 遺 及 び 遺 留 品 処 理 票

遺 留 品 体 号		第 号
遺 留 品		
引 取 人	氏 名	
	住 所	
	死 亡 者 と の 関 係	
	引 取 年 月 日	年 月 日
死 亡	死 体 号	
	氏 名	
	住 所	
備考		
遺 留 品 保 管 所		

様式 59 災害情報処理票

災 害 情 報 処 理 票

(No.)

部長	次長	課長	課長補佐	係長	係

災害名

受信日時	年 月 日 時 分	受信者															
情報提供者	住所 氏名 電話																
被害場所	住所 住宅地図 号 :																
被害内容	<table border="0"> <tr> <td>1 道路冠水</td> <td>2 道路標識の倒壊</td> </tr> <tr> <td>3 その他 類の倒壊</td> <td>4 木の倒木</td> </tr> <tr> <td>5 くずれ</td> <td>6 床下浸水</td> </tr> <tr> <td>7 床上浸水</td> <td>8 河川の増水</td> </tr> <tr> <td>9 電柱の倒壊・電線の切断</td> <td>10 水道管の破裂・断水</td> </tr> <tr> <td>11 ガス管の破壊・ガス漏れ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 その他</td> <td></td> </tr> </table>			1 道路冠水	2 道路標識の倒壊	3 その他 類の倒壊	4 木の倒木	5 くずれ	6 床下浸水	7 床上浸水	8 河川の増水	9 電柱の倒壊・電線の切断	10 水道管の破裂・断水	11 ガス管の破壊・ガス漏れ		12 その他	
1 道路冠水	2 道路標識の倒壊																
3 その他 類の倒壊	4 木の倒木																
5 くずれ	6 床下浸水																
7 床上浸水	8 河川の増水																
9 電柱の倒壊・電線の切断	10 水道管の破裂・断水																
11 ガス管の破壊・ガス漏れ																	
12 その他																	
被害の状況	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>																
被害の内容	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>																

様式 61 千葉県被害情報等報告要領（抜粋、一部編集）

1 目的

この要領は、千葉県地域防災計画（風水害等編、震災編）に基づき、千葉県災害対策本部事務局（県災害対策本部未設置の場合は、消防地震防災課）の被害情報等の収集方法及び千葉県災害対策本部事務局へのこれら情報の報告方法と様式を定めるものとする。

2 用語の定義

ア 本部事務局：千葉県災害対策本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、防災危機管理課）

イ 部門担当部：千葉県災害対策本部の部（災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁）

支部総務班：千葉県災害対策本部各支部総務班（災害対策本部未設置の場合は、下表のとおり）

エ 事務所：千葉県災害対策本部支部各事務所（下表のとおり）

支部区分		災害対策本部未設置の場合
千葉支部		消防地震防災課（防災政策室）
葛支部		葛地域振興事務所 県政情報課
東葛飾支部		東葛飾地域振興事務所 県政情報課
北総支部	（取・海を除く北総区域）	北総地域振興事務所 県政情報課
	取事務所	取事務所
	海事務所	海事務所
東上総支部	（山武・を除く東上総区域）	東上総地域振興事務所 県政情報課
	山武事務所	山武事務所
	事務所	事務所
総支部	（安を除く総区域）	安地域振興事務所 県政情報課
	安事務所	安事務所

オ 防災関係機関：指定（地方）公共機関、ライライン機関（鉄道、バス、空港、電気、ガス、水道、電話）、その他防災上重要な施設の管理者（、学校、社会福祉施設等）

オ システ 末：千葉県防災情報システ 末

3 報告体系の概要

(1) 報告基準

ア 一般基準

- (ア) 災害救助法の適用基準に合 するもの。
- (イ) 市町村が災害対策本部を設置したもの。
- () 災害が他県にまたがるもので本県における被害は軽 であっても、他県において同一災害で大きな被害をもたらしているもの。

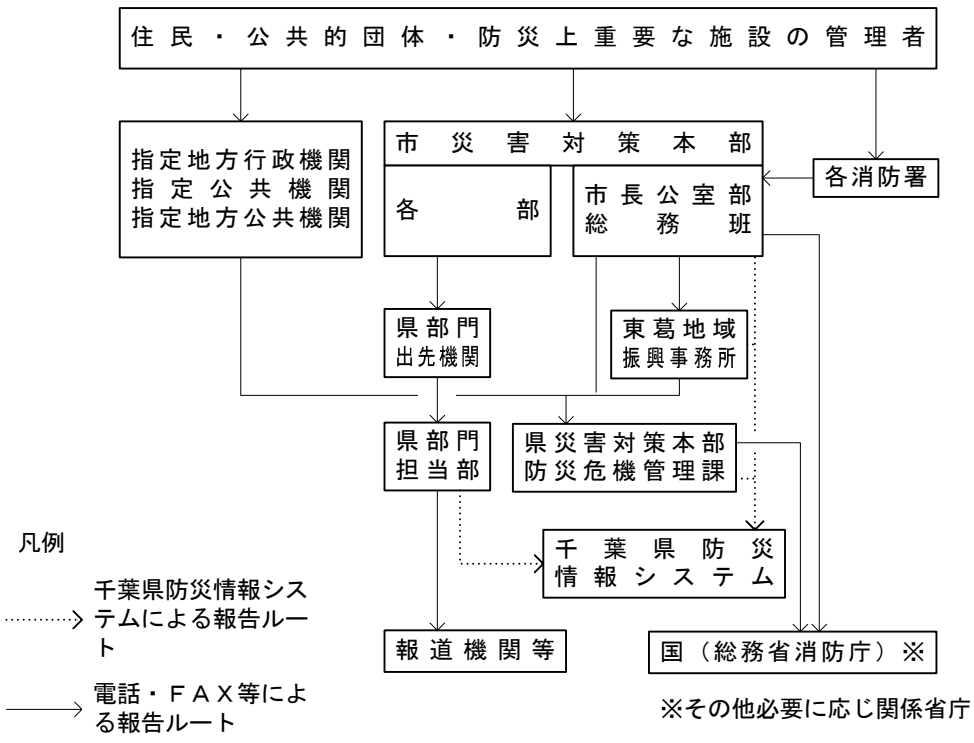
イ 別基準

- (ア) 震度 以上を観測した地震。
- (イ) 津波注意報又は警報が発表されたとき。
- () 風水害
 - 崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害が生じたもの。
 - 河川の 水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害が生じたもの。
 - 暴風等により、人的被害又は住家被害が生じたもの。
- (エ) 雪害
 - 雪崩等により、人的被害又は住家被害が生じたもの。
 - 道路の 結又は雪崩等により、 立集落を生じたもの。

社会的 基準

一般基準、 別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的
度が高いと認められるもの。

(2) 報告体系



4 市町村の報告

(1) 基本的事項

市町村は、災害対策基本法第五十三条の規定により、災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県に報告する。

なお、この報告は消防組織法第二十二条に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う市町村から県への報告と一体的に行われるものである。

(2) 報告手続き

(2)-1 報告事項

ア 災害の原因

イ 災害が発生した日時

災害が発生した場所又は地域

エ 被害の程度

人的被害に関する事項

住家被害に関する事項

非住家被害に関する事項

その他の被害に関する事項

り災者に関する事項

被害額に関する事項

オ 災害に対して執った措置及び今後執ろうとする措置

災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況

避難等に関する状況

その他必要な事項

カ 災害救助法適用の有無

キ その他必要な事項

(2)-2 報告様式

市町村の報告は、本部事務局及びその区域を所管する支部総務班（当該区域を所管する事務所がある場合は事務所とする。）へ報告する。

し、千葉市、市原市は、本部事務局のみに報告を行うこととする。

ア 災害緊急報告（様式1-1）

イ 災害総括報告 基準時報告・定時報告・確定時報告・年報

災害詳細報告 基準時報告・定時報告・確定時報告

別表「市町村の報告様式」を参照する。

(2)-3 留意事項

ア 緊急の場合で、支部又は事務所に報告することができないときは、本部事務局へ

報告する様式の余 にその旨記入すること。

イ 地震が当該市町村において震度 未満であるが、同一県民センター（事務所）管内の市町村において震度 以上の地震があった場合は報告をすること。

市町村は、情報の収集、連絡の迅速・正確を期すため、あらかじめ被害の種別、地域等に応じた情報の収集、連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図ること。

エ 市町村は、消防団、自主防災組織、町内会等地域住民からの通報等を含めた情報収集体制の強化を図ること。

オ 情報の収集にあたっては、所轄警察署と密接な連絡を保つこと。

カ 被害の調査漏れ及び重複のないように市町村内部における緊密な連絡体制をとること。

キ 被害世帯人員等については、現地調査のみではなく、住民登録とも照合して、その正 を確認するように努めること。

ク 人的被害、並びに住家の全壊、流失、及び半壊が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査すること。

(3) 本部事務局への報告種別、時期、方法等

各市町村は、把握した被害情報及び措置情報を、次の報告種別により報告する。

ア 災害緊急報告

迅速性を第一とし、覚知後直ちに、電話・ A により報告する。

部分情報、未確認情報であっても報告するものとする。

イ 災害総括報告（即報）

被害情報及び措置情報の全般的な情報を、定時にとりまとめ報告する。

原則として1日2回、 時及び1 時現在で把握している情報を指定時 まで、総合防災情報システム 末に入力し、報告する。

「被害なし」及び「措置なし」であっても、報告の送信は行うものとする。

災害総括報告（確定報告）

応急対策終了後、10日以内に、報告する。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるから、正確を期すること。

防災情報システム 末に入力した上で、文書により県支部総務班を經由して報告する。

エ 災害詳細報告

災害総括報告で報告する被害情報及び措置情報の詳細を報告する。

災害総括報告の定時報告と併せて、システム 末に入力し、報告する。なお、入力は、情報を把握する都度、 時行うことができるものとする。

イ・エの報告において、システム 末の障害等により入力報告できない場合は、本要領の報告様式に記載し、電話・ X により報告する。これら報告の内容、時

期、方法等の詳細は、次表 、 、 のとおりとする。

(4) 県に報告できない場合の国（消防庁）への報告

次の事項に該当する場合は、市町村は国（消防庁）へ報告するものとする。

ア 「火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）」の直接即報基準に該当する場合。（国の様式により県へも報告する。）

イ 県に報告ができない場合で、一時的に報告先を国（消防庁）とする場合。

市町村の報告の種類

報告の種類		内 容	備考
災害緊急報告		前記「3 ()」参照	
災害 総 括 報 告	即報	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報 各市町村区域内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的被害状況（件数等） ・措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の状況を定時報告する。 	
	確定報告	<p>応急対策が終了した後、10日以内に報告する。本報告は災害復旧の基礎となるものであるから、正確を期すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害情報 各市町村区域内の被害状況の確定情報 ・措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の確定情報 ・被害情報 各市町村区域内の施設被害金額、産業別被害金額 	
	年報	<p>月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告する。</p>	
災害詳細報告		災害総括報告と併せて、災害総括報告の被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告する。	

市町村の報告時期、方法等

報告の種類		報告時期	報告手段	報告ルート	報告様式 (入力画面)
災害緊急報告		覚知後直ちに	電話・ A 等	市町村 支庁 県災対本部事務局 消防本部 (県消防防災課・ 地震対策課)	次表 「市町村の報告様式及び入力画面一覧」 のとおり。
災害 総括 報告	即報	原則として 1日2回 時・15時 現在で把握 している情報 を指定時 まで 県から別 指定があった 場合はその指 定する時 まで	システム 未入 力 「被害なし」及び「措置なし」 でも、報告送信を行う。	市町村 支庁 県災対本部事務局 入力 (県消防防災課・ 地震対策課)	
			システム 未の 障害等により、 入力報告できな い場合、電話・ A 等 「被害・措置なし」の場合も、 その旨支庁へ連絡する。	市町村 支庁 県災対本部事務局 (県消防防災課・ 地震対策課)	
	確定報告	応急対策終了 後10日以内	システム 未に 入力の上、 <u>文書</u> により、報告す る。	市町村 支庁 県災対本部事務局 (県消防防災課・ 地震対策課)	
年報	月20日	システム 未の 帳票を ち出し た文書により報 告する。	市町村 支庁 県消防防災課		
災害 詳細 報告	人的被害 及び 住家被害	原則として 1日2回 時・15時 現在で把握 している情報 を指定時 まで 県から別 指定があった 場合はその指 定する時 まで	電話・ A 等	市町村 支庁 県災対本部事務局 (県消防防災課・ 地震対策課)	
	人的・住 家被害以 外の被害		システム 未入 力 入力は、情報を把握する都度 時行うことができるものと する。	市町村 支庁 県災対本部事務局 入力 (県消防防災課・ 地震対策課)	
			システム 未の 障害等により、 入力報告できな い場合、 電話・ A 等	市町村 支庁 県災対本部事務局 (県消防防災課・ 地震対策課)	

市町村の報告様式及び入力画面一覧

報告の種類	報告様式		防災情報システム入力画面
災害緊急報告	災害緊急報告（その1）	様式 1-1	_____
災害総括報告 即 報	災害緊急報告（その1）	様式 2-1	災害総括報告 措置情報画面 災害総括報告 被害情報画面
災害総括報告 確定報告	災害緊急報告（その1） 災害緊急報告（その2）	様式 2-1 様式 2-2	災害総括報告 措置情報画面 災害総括報告 被害情報画面 災害総括報告 被害額情報画面 } 入力して 帳票で 文書報告
災害総括報告 年 報			_____
災害詳細報告	避難状況詳細報告	様式 3	避難状況詳細報告画面
	避難所・救護所開設状況報告	様式	避難所・救護所開設状況報告画面
	人的被害詳細報告	様式	人的被害・住家被害詳細報告画面 同時に様式3及び4を支庁経由で、 A 報告するものとする。
	住家被害詳細報告	様式 6	
	文教施設被害詳細報告	様式 7	文教施設被害詳細報告画面
	被害詳細報告	様式	被害詳細報告画面
	公共土木施設被害詳細報告	様式 -2 3	道路被害詳細報告画面 被害詳細報告画面 河川被害詳細報告画面 砂防被害詳細報告画面
	港湾施設等被害詳細報告	様式 1 -2	
	がけくずれ被害報告	様式 1 1	がけくずれ被害報告画面
	交通規制情報	様式 1 2	交通規制情報画面
	清掃施設被害詳細報告	様式 1 3	清掃施設被害詳細報告画面
	鉄道被害詳細報告	様式 1	鉄道被害詳細報告画面
	水道被害詳細報告	様式 1 -1 2	水道被害詳細報告画面
	電気被害詳細報告	様式 1 6	電気被害詳細報告画面
	電話被害詳細報告	様式 1 7	電話被害詳細報告画面
	ガス被害詳細報告	様式 1	ガス被害詳細報告画面
	社会福祉施設被害詳細報告	様式 1	社会福祉施設被害詳細報告画面
その他施設被害詳細報告	様式 2	その他施設被害詳細報告画面	
火災発生状況報告	様式 2 1	火災発生状況報告画面	

被害の認定基準（災害総括報告）

区分	被害項目	認定基準	具体例等	対応する災害詳細報告
人的被害			<ul style="list-style-type: none"> 被害者の居住する市町村と被害発生場所の市町村とが異なる場合は、被害発生場所の市町村が被害報告を行う。 	人的被害詳細報告
	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	<ul style="list-style-type: none"> 当該災害による負傷者が、発災後48時間以内に死亡した場合は、「死者」として扱う。 重傷又は軽傷の別が明らかでない場合は、とりあえず負傷者として報告する。 要治療期間については、可能な限り、診断した医師又は から正確な情報を得ること。 	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡のいのある者とする。		
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち <u>1月以上の治療を要する見込みのものとする。</u>		
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち <u>1月未満で治療できない見込みのものとする。</u>		

区分	被害項目	認定基準	具体例等	対応する災害詳細報告
住家被害		住家とは、現実の居住のために使用している建物をいい、社会通上の住家であるかどうかを問わない。	<ul style="list-style-type: none"> 別等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。 倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。 店併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は「住家被害」として計上し、非住家被害として計上しない。 「<u> </u>」とは、一つの立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は屋とは別に1として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の<u> </u>が渡り下等で接続している場合には各1として計上する。 屋根瓦の相当部分が落ちた場合は、「一部破損」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。 アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災数は1とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。 アパート、マンション等の集合住宅で2階建て以上の建物の被災世帯は次により取扱う。 <ul style="list-style-type: none"> 1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。 1階部分が床上浸水の場合、1階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。 	住家被害詳細報告
	全壊	住家が失ったもので、具体的には住家の損壊、若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ面積の7割以上 <u> </u> に達した <u> </u> 、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の <u> </u> 以上に達した程度のものである。		
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の2割以上7割未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の2割以上 <u> </u> 未満のものとする。		
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数破損した程度のごく小さなものは除く。		
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。		
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものととする。		

区分	被害項目	認定基準	具体例等	対応する災害詳細報告
非住家被害		非住家とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、 <u>全壊又は半壊</u> の被害を受けたもののみを記入するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 別等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。 倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。 店併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。 	
	公共建物	例えば役場庁舎、公民、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	<ul style="list-style-type: none"> 文教施設・港湾・清掃施設等別に項目のあるものは、「公共建物」には含まれない。 	社会福祉施設被害詳細報告 その他施設被害詳細報告
	その他	公共建物以外の倉庫、土、車庫等の建物とする。	<ul style="list-style-type: none"> 店併用住宅の店部分のみ被害を受けた場合は、「非住家・その他」として扱う。 	その他施設被害詳細報告 (商工被害詳細報告)
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家庭の親子、であつても、生活が別であれば分けて扱うものとする。		<ul style="list-style-type: none"> り災世帯及びり災人員の把握に当たっては、現地調査のほか、住民基本台帳等と照合して的確に実施すること。 <u>一部破損及び床上浸水の場合は含まれない。</u> 	住家被害詳細報告
り災者	り災世帯の構成員とする。			
その他被害	文教建物	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	<ul style="list-style-type: none"> ひとつの学校の中で、校舎、体育等複数の施設が被害を受けた場合でも、文教施設1箇所として被害に計上する。 	文教施設被害詳細報告
			<ul style="list-style-type: none"> 医療法(昭和23年法律第205号)第1条第1項に規定する(者2人以上)の収容施設を有するものをいう。 	被害詳細報告

区分	被害項目	認定基準	具体例等	対応する災害詳細報告
その他被害	道路	道路法（昭和27年法律第1号）第2条第1項に規定する道路のうち、 を除外したものとする。 道路を連結するために河川、運河等の上に設けられたとする。	<ul style="list-style-type: none"> 高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の一一般交通の用に供する道で、トンネル、渡り施設等を含む。（農業用道路、林道等を含めない。） 道路冠水は被害には含まれないが、交通に支障を及ぼす程度のものについては、その状況を報告すること。 	公共土木施設被害詳細報告 国、公団、公社管理含む
	河川	河川法（昭和36年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその河川又はこれらのもとの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは岸を保全するために防護することを必要とする河川とする。	<ul style="list-style-type: none"> 水は被害に含まれないが、その状況を報告すること。 	公共土木施設被害詳細報告 国、公団、公社管理含む
	港湾	港湾法（昭和21年法律第21号）第2条第1項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	<ul style="list-style-type: none"> 漁港は「港湾」には含まれない。 	港湾施設等被害詳細報告
	砂防	砂防法（明治36年法律第2号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって、同法が準用される天然の河岸とする。	<ul style="list-style-type: none"> 砂防設備とは、砂防・流路工等の土石流災害を防止するための施設をいう。 	公共土木施設被害詳細報告
	清掃施設	ごみ処理及びびり尿処理施設とする。	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理施設とは、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設をいう。 	清掃施設被害詳細報告
	がけくずれ		がけくずれ被害詳細報告	
	鉄道不通	車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	<ul style="list-style-type: none"> 豪雨、地震等に伴い、一時的に運行を停止し、施設に異常がないことを確認し運行を再開した場合は、路線ごとに各1箇所として被害に計上する。 	鉄道被害詳細報告
	被害	る・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、体がし、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	その他被害詳細報告	

区分	被害項目	認定基準	具体例等	対応する災害詳細報告
その他被害	水道施設		<ul style="list-style-type: none"> 断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。 	水道被害詳細報告(市町村) (水道被害詳細報告(県水道))
	断水戸数	上水道又は 易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	<ul style="list-style-type: none"> 地域により断水の時間帯が異なる場合は、各地域ごとにそれぞれ最も多く断水した時点における戸数を合計する。 	
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	<ul style="list-style-type: none"> 地域により停電の時間帯が異なる場合は、各地域ごとにそれぞれ最も多く停電した時点における戸数を合計する。 	電気被害詳細報告
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	<ul style="list-style-type: none"> 発信規制により、電話がかかりにくい状態となった場合は、被害には含まれない。 	電話被害詳細報告
	ガス	一般ガス事業又は 易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	<ul style="list-style-type: none"> 地域により供給停止の時間帯が異なる場合は、各地域ごとにそれぞれ最も多く供給停止した時点における戸数を合計する。 各家庭に取付けられた安全器が、地震等を 知して作動し、供給が一時的に停止された様な場合は、被害に 含まれない。 	ガス被害詳細報告
	ブロック・塀	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。		その他被害詳細報告
	田の流失・埋	田の 土が流失し、又は砂利等のたい積のため、作が不能になったものとする。		その他被害詳細報告
	田の冠水	の先 が見えなくなる程度に水につかつたものとする。		
	の流失・埋	田の例に準じて取扱うものとする。		
	の冠水			
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。			火災発生状況報告

区分	被害項目	認定基準	具体例等	対応する災害詳細報告
被害金額	公立文教施設	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ外書きするものとする。 公立の文教施設とする。		
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の定措置に關する法律(昭和26年法律第16号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。	<ul style="list-style-type: none"> 左の施設として、かんがい排水施設、農業用道路、林道、岸漁場整備開発施設、農協・漁協等の所有する倉庫・加工施設・共同作業場等が該当する。(1箇所の災害復旧工事の事業費が3万円未満のものも加算する。) 	
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第7号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地、廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。	(災害復旧事業の1箇所の工事が費用が県に係るものにあつては6万円に、市町村に係るものにあつては3万円に満たないものも加算する。)	
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民、児童、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。		
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。		
	農業被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。		
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、木等の被害とする。		
	産産被害	農林水産業施設以外の産産被害をいい、例えば家、舎等の被害とする。		
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、具、漁等の被害とする。		
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機器具等とする。		

措置情報報告基準（総括報告）

区分	項目名	基準等	具 体 例 等	対応する災害詳細報告
活動体制	災害対策本部設置	<p>報告時点において、市町村災害対策本部を設置している場合、その「設置日時」、「配備人員」を報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「配備人員」は、配備されている市町村職員の数とする。 ・ 以後の報告時点において、「配備人員」に増加があった場合は、数を変更して報告する。 (最新最大人数を継続報告。) <p>また、災害対策本部を廃止している場合、「配備人員」は最も多かつた時点の数とし、「設置日時」「廃止日時」を報告する。</p>	<p>確定報告においては、同一の災害についてとらえた最大の体制の「設置日時」「廃止日時」「配備人員」を報告するものとする。</p>	
	本部設置前の体制	<p>報告時点において、市町村災害対策本部設置前の体制をとっている場合、その「設置日時」、「配備人員」を報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「配備人員」は、配備されている市町村職員の数とする。 ・ 以後の報告時点において、「配備人員」に増加があった場合は、数を変更して報告する。 (最新最大人数を継続報告。) <p>また、体制を廃止している場合、「配備人員」は最も多かつた時点の数とし、「設置日時」、「廃止日時」を報告する。</p>		
	活動人員	<p>報告時点までに活動している「消防職員」及び「消防団員」の、延べ人数を報告する。</p>		
防災情報システム ○未設置 ○本部設置前 ○本部設置	<p>報告画面 それぞれ、活動体制について入力する場合にマークするものであるが、更新入力後は、その時点までの最大の体制にマークして送信すること。</p>	<p>例) 本部廃止 警戒体制 「本部設置前」にマークして警戒体制の情報を入力。 マークを「本部設置」にして、報告メニュー画面になる。</p>		

措置情報報告基準（総括報告）

区分	項目名	基準等	具 体 例 等	対応する災害詳細報告
避難等	避難の種類ごとに、「避難地区数」「避難の日時」「避難世帯数」「避難人数」を報告するとともに、「警戒区域設定の有無」を報告する。			避難状況詳細報告
	勧告	災害対策基本法第6条に基づく避難のための立ち退きの指示、その他の法令に基づいたもの	気象情報、警戒、視等によって得られた情報及び過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶ恐れがあると判断し、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して行う指示、勧告。	
	指示	災害対策基本法第6条に基づく避難のための立ち退きの指示、その他の法令に基づいたもの		
	自主避難	上記勧告又は指示によらない住民の自主的避難（上記勧告又は指示に該当しない）及びかけによる避難を含む。）	気象予警報等により避難、家屋損壊による避難等「避難所を開設してあるので、避難の必要がある人は避難してください。」等、ひかけ。	
	避難地区数	勧告又は指示においては、発令の対象地域又は区域の数を報告する。 自主避難にあつては、自主的に避難した地域又は区域の数を報告する。	確定報告においては、延べ数を報告する。	
	避難の日時	最初に勧告又は指示あるいは自主避難した日時を報告する。	確定報告も同じ。	
避難所	世帯数・人数	避難している世帯数及び人数を報告する。	確定報告においては、延べ数を報告する。	
	警戒区域の設定	災害対策基本法第63条に基づく警戒区域の設定、その他の法令に基づく警戒区域の設定の有無を報告する。	がけくずれや宅地崩壊が発生する恐れがあり、区域を設定して立入を制限する等 確定報告においては、設定事実の有無を報告する。	
	避難所	報告時点における避難所の開設数、並びに収容している世帯数及び人数を報告する。	確定報告においては、同一の災害について開設した避難所の「開設数」並びに収容した「世帯数」及び「人数」の延べ数を報告する。	避難所・救護所開設状況報告
災害救助	災害救助法が適用された場合の、適用日時を報告する。			

その他用語の定義

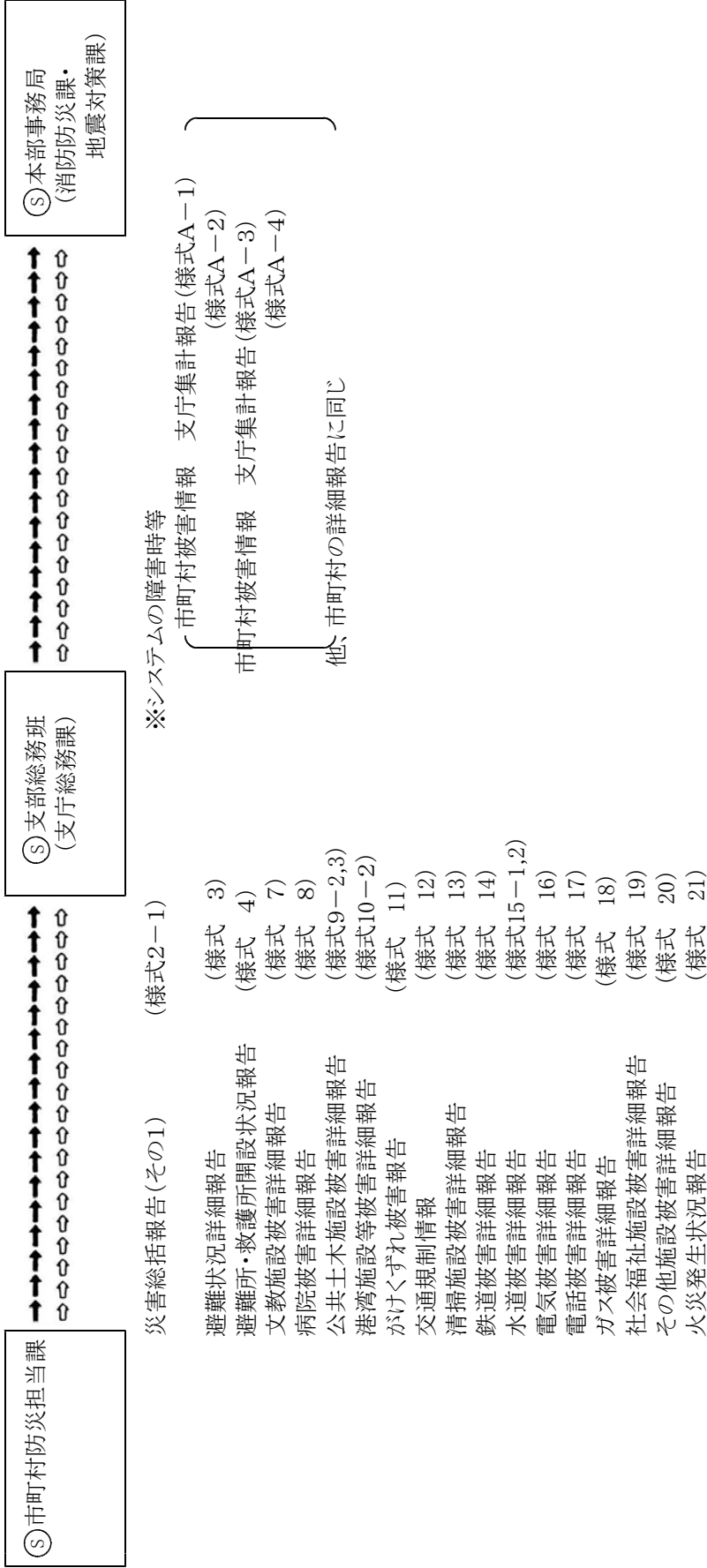
区分	項目名	定義等	具体例等	関係する報告
海	岸	海岸法（昭和31年法律第11号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。		公共土木施設被害総括報告
地	すべり	地すべり等防止法（昭和33年法律第3号）第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。		
急傾斜地		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和37年法律第7号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。		

被害情報等伝達ルート(市町村情報)

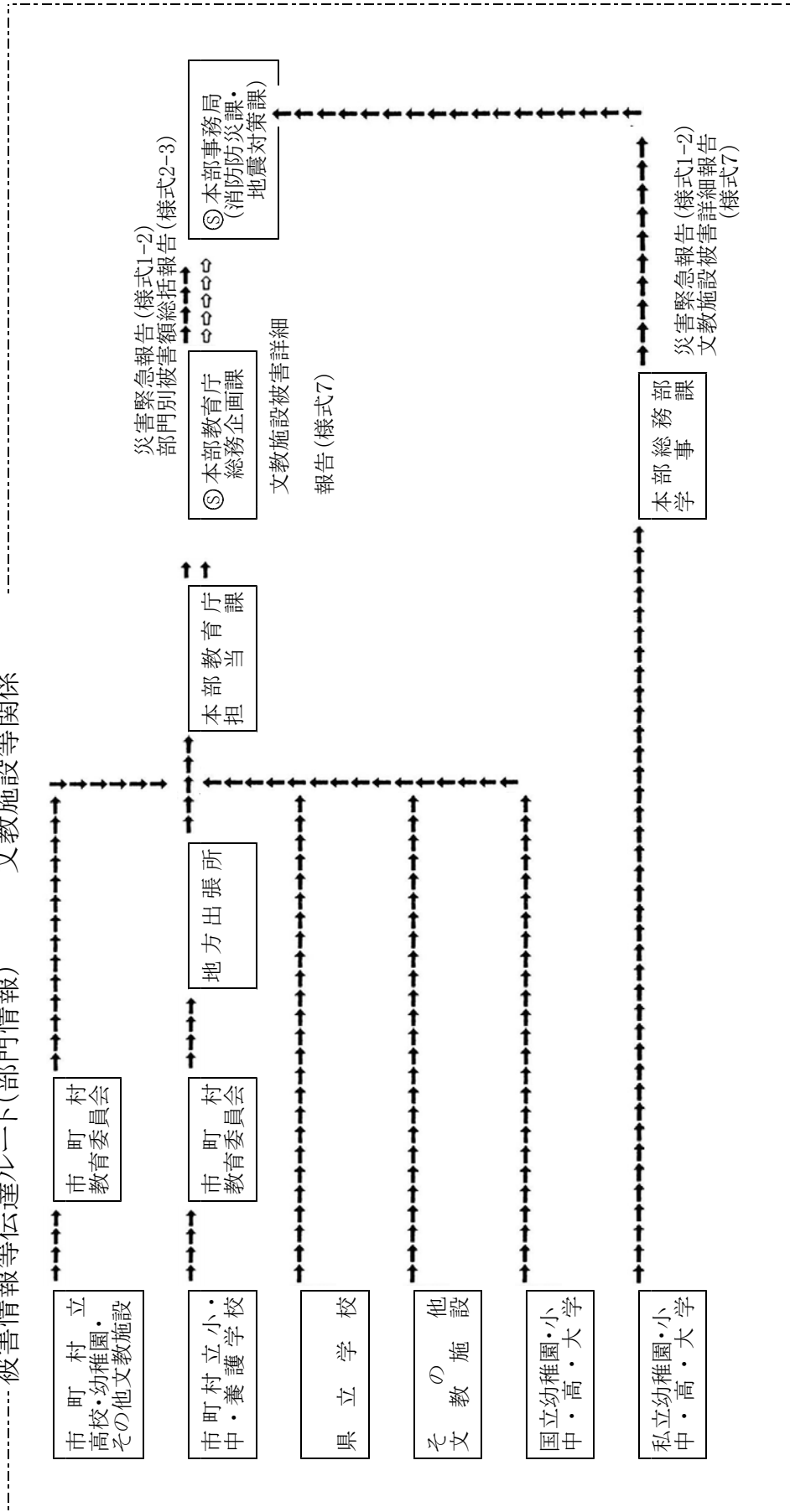
全般的被害等

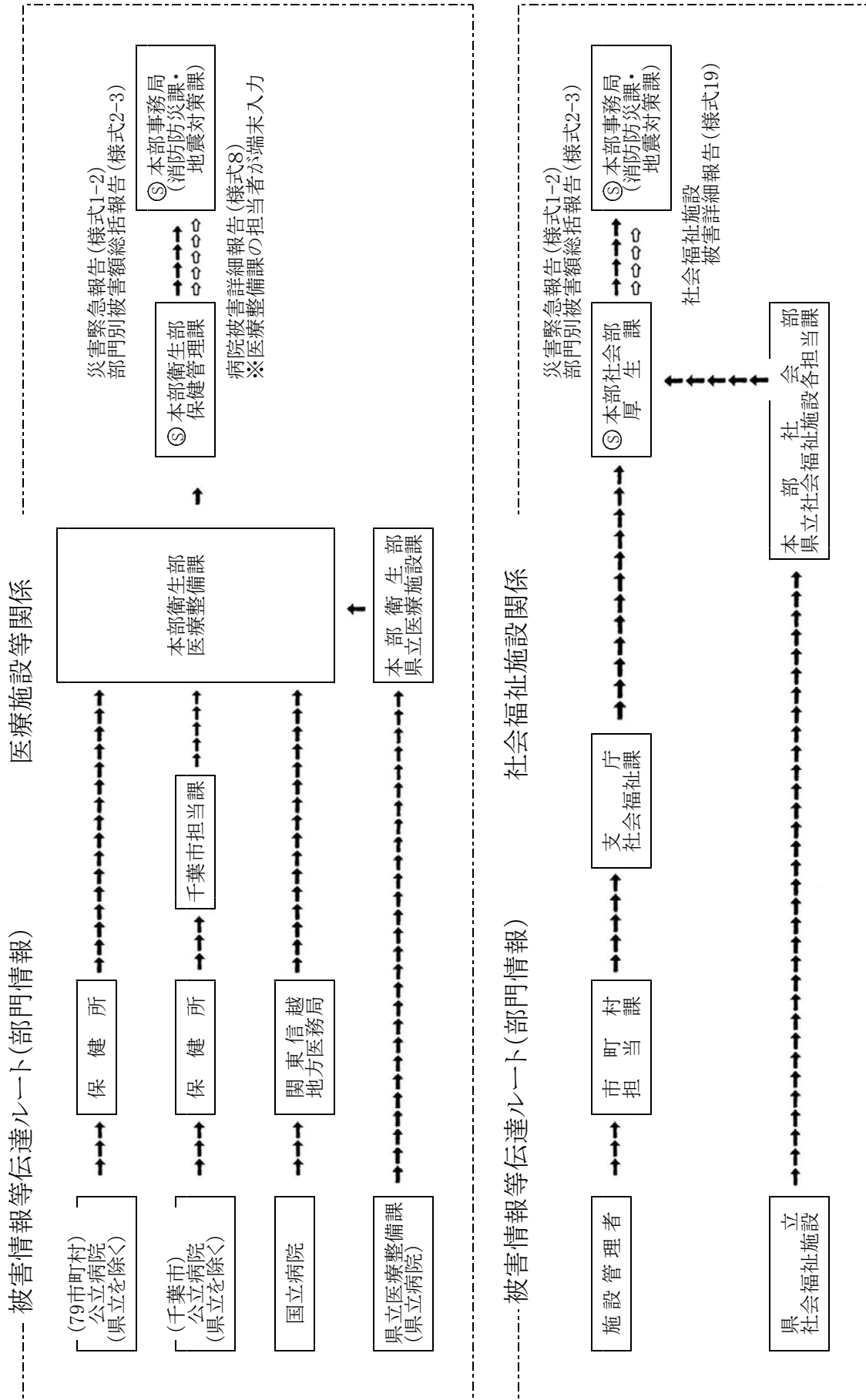
災害緊急報告(様式1-1)
人的被害詳細報告(様式 5)
住家被害詳細報告(様式 6)

災害緊急報告(様式1-1)
県支部状況報告(様式1-3)
市町村災害緊急報告集計表(様式C)
人的被害詳細報告(様式 5)
住家被害詳細報告(様式 6)



被害情報等伝達ルート(部門情報) 文教施設等関係





被害情報等伝達ルート(部門情報)

公共土木施設等関係

ア. 河川・海岸・砂防・地すべり・急傾斜地・ダム被害、
 かけくずれ被害
 <震災時>:土木部震災対策会議事務局(道路維持課)
 <風水害時>:水防本部(河川海岸課)

市町村担当課 → ⑤土木事務所等

<市町村管理・県管理分入力>
 公共土木施設被害詳細報告(様式9-2)
 かけくずれ被害詳細報告(様式11)

⑤ 本部分木部
 河川海岸課

<国管理分入力>
 公共土木施設被害詳細報告
 (様式9-3)

イ. 道路・橋梁被害、交通規制情報

市町村担当課 → ⑤土木事務所

<市町村管理・県管理分入力>
 公共土木施設被害詳細報告(様式9-2)
 交通規制情報(様式12)

⑤ 本部分木部
 道路維持課

<国・公団・公社管理分入力>
 公共土木施設被害詳細報告
 (様式9-3)
 交通規制情報(様式12)

ウ. 港湾施設等被害

⑤土木事務所
 ⑤港湾事務所
 港湾施設等被害総括報告(様式10-1)
 港湾施設等被害詳細報告(様式10-2)

⑤ 本部分木部
 港湾建設課
 ⑤ 本部分木部
 港湾管理課

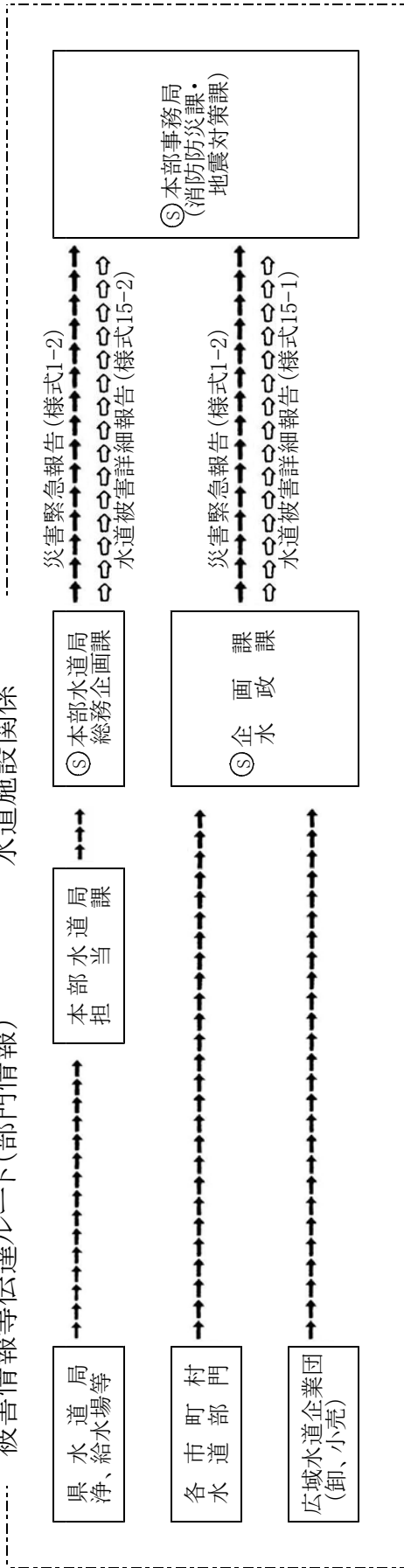
災害緊急報告(様式1-2)
 部門別被害額総括報告(様式2-3)

⑤ 本部分木部
 (消防防災課・
 地震対策課)

公共土木被害総括報告(様式9-1)
 公共土木被害詳細報告(様式9-5,3)
 かけくずれ被害詳細報告(様式11)
 交通規制情報(様式12)

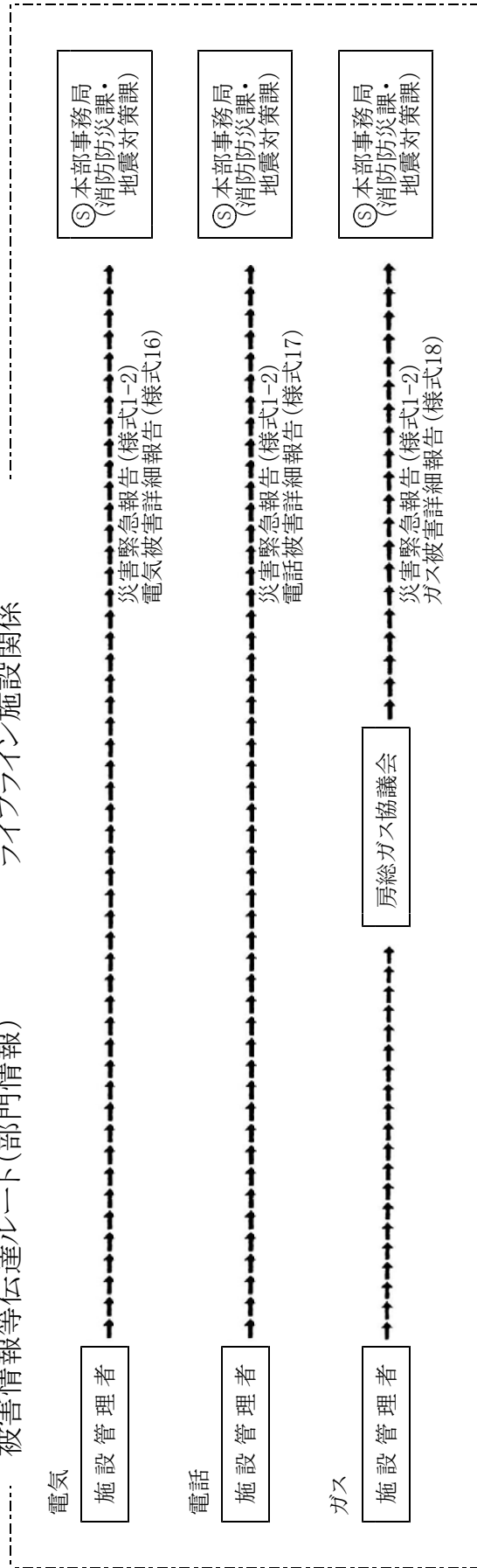
水道施設関係

被害情報等伝達ルート(部門情報)



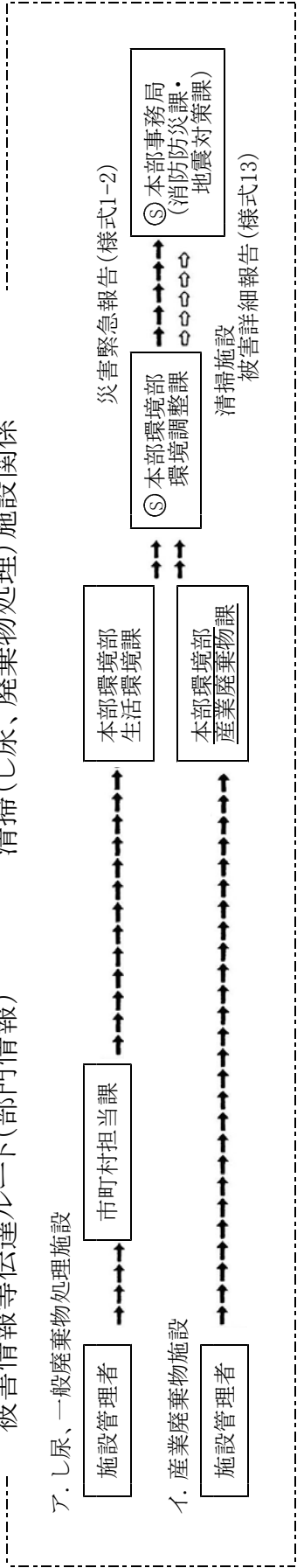
ライフライン施設関係

被害情報等伝達ルート(部門情報)



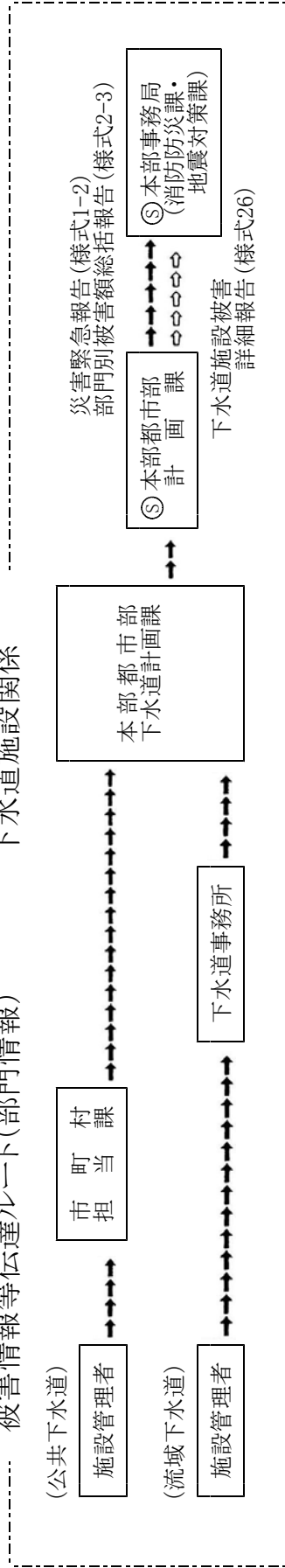
被害情報等伝達ルート(部門情報) 清掃(し尿、廃棄物処理)施設関係

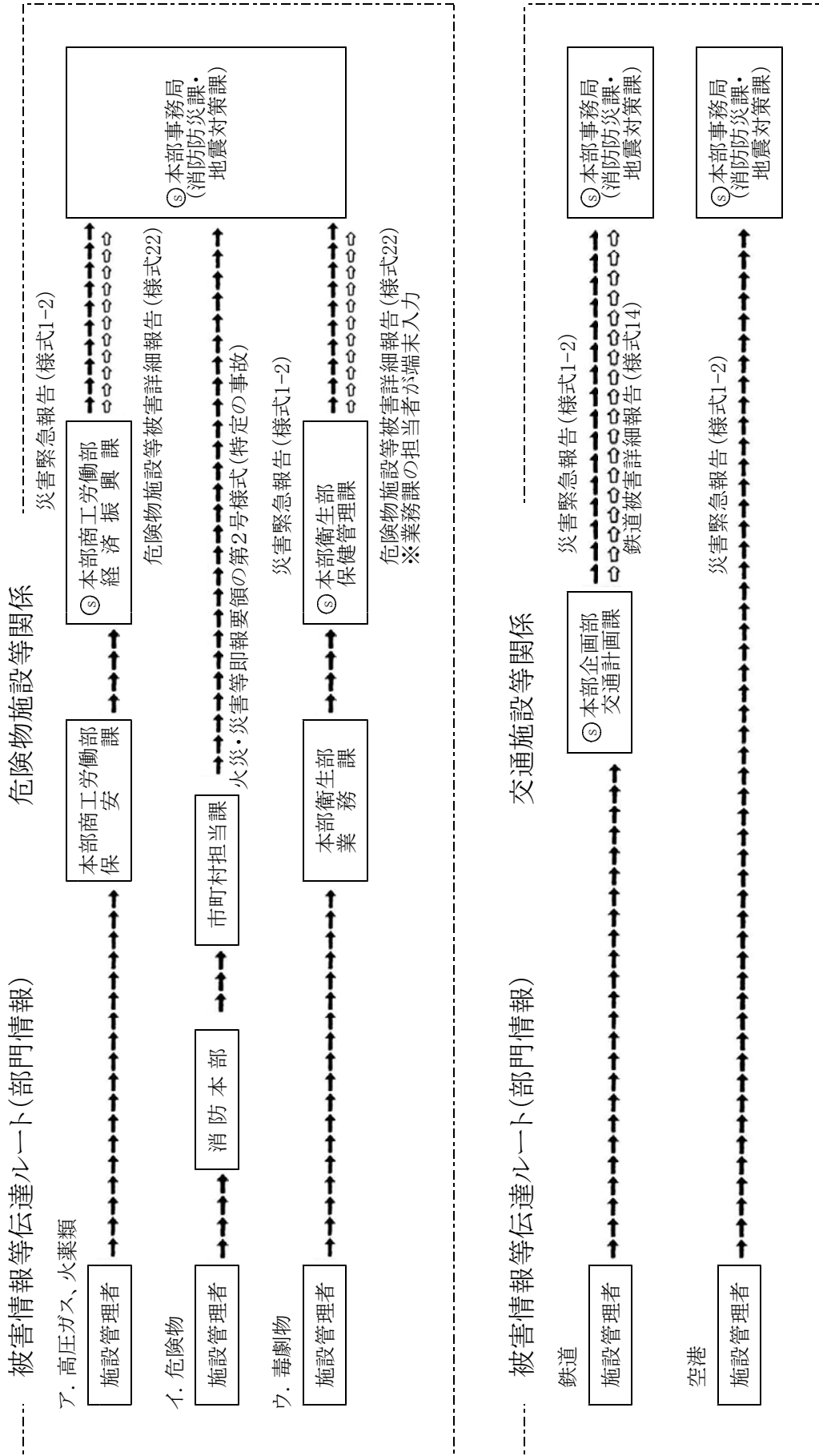
被害情報等伝達ルート(部門情報)



下水道施設関係

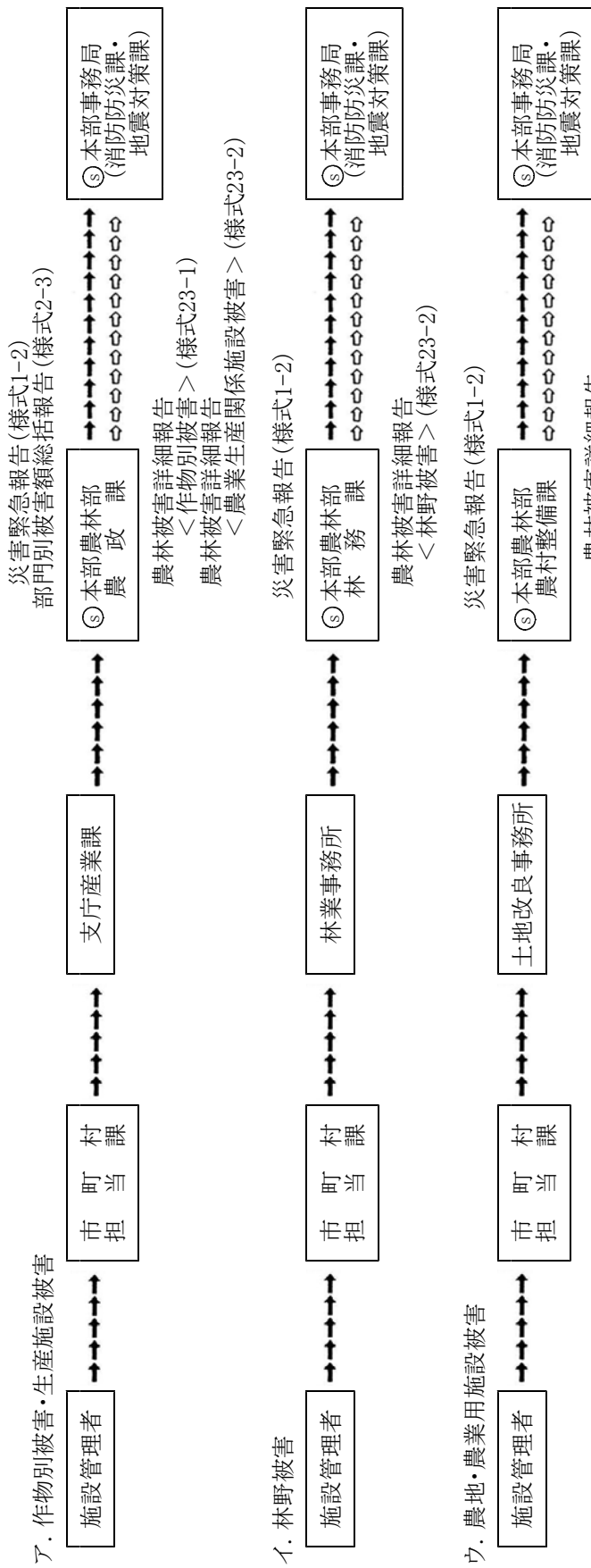
被害情報等伝達ルート(部門情報)





被害情報等伝達ルート(部門情報)

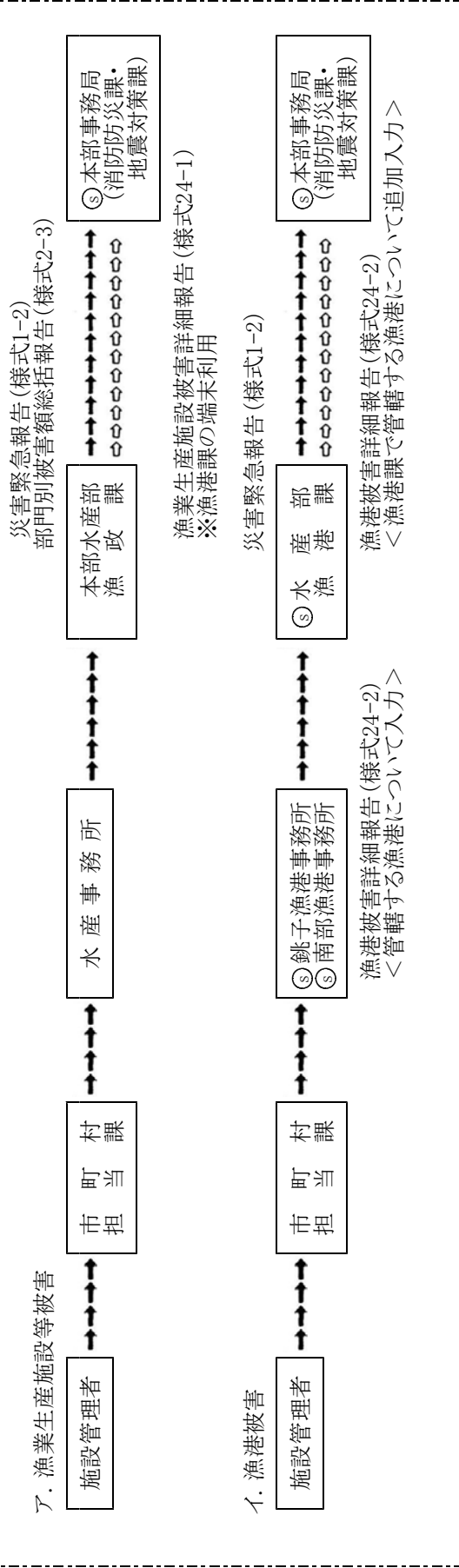
農林業施設等関係



※農政課又は林務課の端末を利用し入力

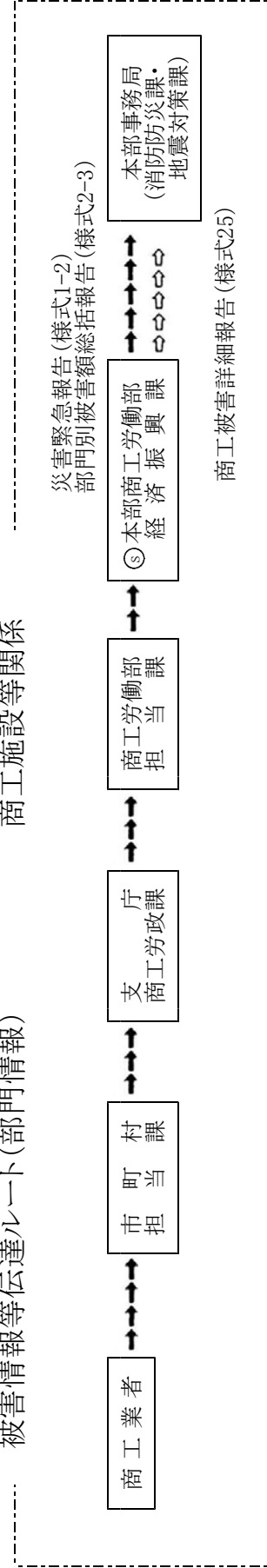
被害情報等伝達ルート(部門情報)

水産業施設等関係



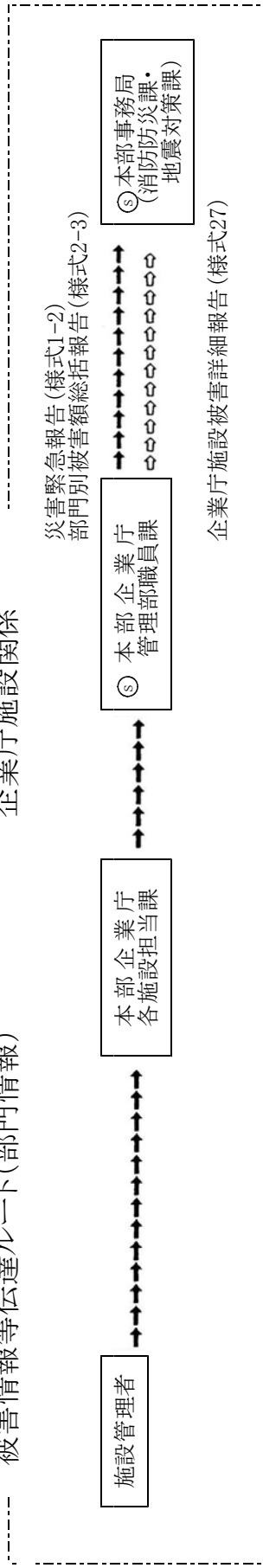
被害情報等伝達ルート(部門情報)

商工施設等関係



被害情報等伝達ルート(部門情報)

企業庁施設関係



様式 63 災害対策本部参集報告書

整理 号 _____

流山市災害対策本部参集報告

平成 年 月 日 職員 号 _____ 氏名 _____
到着時 時 分 参集方法（併記も可）
徒歩・自転車・バイク・バス・電車・その他
班名 _____ 班 _____

-----きりとり線-----

被害状況の報告

下記図面に被害があった箇所を○で囲み、その中に次に該当する 号を記入すること。

- | |
|--------------------------------------|
| 1. 火災 2. 家屋等の倒壊 3. 道路破損 4. 救助 5. その他 |
|--------------------------------------|

被害の概要

〔災害対策本部周辺の地図〕 又は

〔被害箇所及びその周辺の地図〕 を添付

様式 64 地域対策本部参集報告書

整理 号 _____

_____ 地域対策本部参集報告

平成 年 月 日 職員 号 _____ 氏名 _____
到着時 時 分 参集方法（併記も可）
徒歩・自転車・バイク・バス・電車・その他
班名 _____ 班 _____

-----きりとり線-----

被害状況の報告

下記図面に被害があった箇所を○で囲み、その中に次に該当する 号を記入すること。

- | |
|--------------------------------------|
| 1. 火災 2. 家屋等の倒壊 3. 道路破損 4. 救助 5. その他 |
|--------------------------------------|

被害の概要

〔各管轄区域の地図〕を添付

様式 65 市各対策部の報告様式（1号様式～23号様式）

- 1号様式 職員動員状況報告
- 2号様式 (1) 河川 水・損壊及び対応状況報告
- (2) 道路冠水・損壊及び対応状況報告
- (3) 土砂崩れ・土砂流出等の対応状況報告
- () 被害及び対応状況報告 共通様式
- () 側溝・排水管等の損壊及び対応状況報告
- (6) 道路清掃及び対応状況報告
- (7) 街路 倒壊対応状況報告
- () その他土木関係対応状況報告
- 3号様式 (1) 被害状況速報（風水害等）
- (2) 被害状況速報（震災）
- 4号様式 雨量観測状況報告
- 5号様式 管内警戒河川の水位（増・減水）状況報告
- 6号様式 排水機場水位報告
- 7号様式 地下道冠水応急対策報告
- 8号様式 浸水等のポンプ排水状況報告
- 9号様式 急傾斜地等パトロール及び応急対応状況報告
- 10号様式 (1) 避難誘導状況報告
- (2) 避難収容状況報告
- 11号様式 (1) 環境衛生状況報告
- (2) 医療救護班活動報告・医療救護班員名簿
- 12号様式 物資調達配給状況報告
- 13号様式 その他活動状況報告
- 14号様式 被災者状況報告
- 15号様式 (1) 家屋被害状況報告（風水害等）
- (2) 家屋被害状況報告（震災）
- 16号様式 学校施設被害状況報告
- 17号様式 土木施設被害状況報告
- 18号様式 公共施設被害状況報告
- 19号様式 (1) 農業被害状況報告（農業施設被害状況）
- 20号様式 産被害状況報告
- 21号様式 水産被害状況報告
- 22号様式 商工関係被害状況報告
- 23号様式 その他被害状況報告

2号様式(1～)

- (1) 河川 水・損壊及び対応状況報告
- (2) 道路冠水・損壊及び対応状況報告
- (3) 土砂崩れ・土砂流出等の対応状況報告
- () 被害及び対応状況報告
- () 側溝・排水管等の損壊及び対応状況報告
- (6) 道路清掃及び対応状況報告
- (7) 街路 倒壊対応状況報告
- () その他土木関係対応状況報告

(速報・中間・最終)

(年 月 日 時 分現在)

部(班)

日 時	場 所	位 置	現 況	対 応 状 況

3号様式 (1)

被害状況速報 (風水害等)

(年 月 日 時 分現在) 部 (班)

大字名	位置	家			屋		道			路		等	その他	
		床	上	床	下	損	壊	冠	水	水	深			車
											cm			
合計														

3号様式(2)

被害状況速報 (震災)

大字名	位	置	家			屋		道		路		損壊	車両通行 可	否	その他	状況
			全壊	半壊	一部損壊内 その他	損壊区	間	車両通行 可	否							
合計																

(年 月 日 時 分現在) _____ 部 (_____ 班)

6号様式

排水機場水位報告

(速報・中間・最終)

部 (班)

排水機場	日 時	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分
		時	分	時	分	時	分	時	分	時	分	時	分
		内 水											
		外 水											
		内 水											
		外 水											

号様式

浸水等のポンプ排水状況報告

(速報・中間・最終)

(年 月 日 時 分現在)

部 (班)

排水場所	浸水種別		浸水の要員			対応状況							
	道路排水	宅内排水	その他	河川水	内水	その他	設置日	対応業者等	ポンプの能力 設置台数	人員	資材	排水の 見通し	了

号様式

急傾斜地等パトロール及び応急対応状況報告

(速報・中間・最終)

(年 月 日 時 分現在) 部 (班)

場 所	状 況	確 認 及 び 状 況			危 険 箇 所 ・ 応 急 対 策
		確 認 時 間	異 常 の 有 無	状 況	
	確 認 時 間				
	異 常 の 有 無				
	状 況				
	確 認 時 間				
	異 常 の 有 無				
	状 況				
	確 認 時 間				
	異 常 の 有 無				
	状 況				
	確 認 時 間				
	異 常 の 有 無				
	状 況				

注) パトロール時において異常が発見された場合、異常の状況を記し、特に避難を要する場合は「危険箇所、応急対策」の **避** と書し、速やかに本部に連絡し、指示に従うこと。

1 号様式 (1)

避難誘導状況報告

(速報・中間・最終)

(年 月 日 時 分現在)

部 (班)

月 日	時 間	実施場所	避導先 (避難所)	備 考

(注) 避難の勧告及び支持状況については、「備考」 に記載

1 1 号様式 (1)

環境衛生状況報告

(速報・中間・最終)

(年 月 日 時 分現在)

部 (班)

種別 (し尿・排出廃棄物・消)	処理件数	処理量	車両台数	備考

11号様式(2)

医療救護班活動報告・医療救護班員名簿

(速報・中間・最終)

(年 月 日 時 分現在)

部 (班)

地区名	班・医療機関 責任者名	氏名	職 種	救護活動場所	救護活 期	動 間	救護実績							
							死亡	重	中等	軽	計			
					前 後	日 分								
					から	日 分								
					前 後	日 分								
					まで									

1 2 号様式

物資調達配給状況報告

(速報・中間・最終)

品名 受払別	時 分現在)			部 (班)		
	受	払	残	受	払	残	受	払	残
避難所等									
日時									

13号様式

その他活動状況報告

(速報・中間・最終)

(年 月 日 時 分現在) _____ 部(_____ 班)

期日及び時	被害状況及び対応 (具体的に記載)	備 考

1 号様式

被災者状況報告

(速報・中間・最終)

(年 月 日 時 分現在)

部 (班)

日時	人数		住所・氏名		人数		住所・氏名		人数		住所・氏名		備考
	人数	住所・氏名	人数	住所・氏名	人数	住所・氏名	人数	住所・氏名	人数	住所・氏名	人数	住所・氏名	
日時人的被害													
死亡													
行方不明													
負傷者	重傷												
	軽傷												

16号様式

学校施設被害状況報告

(年 月 日 時 分現在) _____ 部 (_____ 班)

学 校 名	事 項	数 量	被害額	被害状況
	全壊（焼）		千円	
	流失			
	半壊（焼）			
	浸水			
	その他			
	全壊（焼）		千円	
	流失			
	半壊（焼）			
	浸水			
	その他			
	全壊（焼）		千円	
	流失			
	半壊（焼）			
	浸水			
	その他			
	全壊（焼）		千円	
	流失			
	半壊（焼）			
	浸水			
	その他			
	全壊（焼）		千円	
	流失			
	半壊（焼）			
	浸水			
	その他			

1 号様式

公共施設被害状況報告

(速報・中間・最終)

(年 月 日 時 分現在)

部 (班)

施設名	全壊 半壊 一部壊	被害の状況	被害額

1 号様式 (1)

農業被害状況報告

(速報・中間・最終)

(年 月 日 時 分現在)

部 (班)

場 所	作 物 名	作付面積()	被害面積()	被害程度()	被害額 (円)

(農業施設被害状況)

被 害 施 設	全 壊 (100)	大 破 (75 程度)	中 破 (50 程度)	小 破 (50 以下)	合 計
	件数 面積	件数 面積	件数 面積	件数 面積	件数 面積
ガラス 室					
ビニールハ ス					
舎					
農 舎					

2 号様式

産被害状況報告

速報・中間・最終

(年 月 日 時 分現在)

部 (班)

場所 (氏名)	家 名	養 数	被害 数	被害程度 ()	被害額 (円)

21号様式

水産被害状況報告

(速報・中間・最終)

(年 月 日 時 分現在)

部 (班)

資 材 等	数 量	被 害 額 (円)	備 考

商工関係被害状況報告

速報

(年 月 日 時 分現在)

部 (班)

調査項目	事 項	数 量	被 害 額		摘 要
			建 物	金 額	
工 場	全壊 (焼)	件		千円	
	流 失				
	半壊 (焼)				
	浸 水				
	そ の 他				
商 店	全壊 (焼)	件		千円	
	流 失				
	半壊 (焼)				
	浸 水				
	そ の 他				
そ の 他	全壊 (焼)	件		千円	
	流 失				
	半壊 (焼)				
	浸 水				
	そ の 他				

23号様式

その他被害状況報告

速報

(年 月 日 時 分現在)

部 (班)

施設及び場所	被害状況 (具体的に記載)	備考

XI 広報文例

災害時の広報文例

【例文 1】 地震時における自動放送文（震度 4 程度）

発生後 2 回繰り返す

こちらは、流山市です。
ただいま、地震がありました。
皆さん、落ち着いて行動してください。
まず、身の安全を守り、火の始末をしてください。
あわてて、外へ飛び出さないでください。

【例文 2】 地震時における自動放送文（震度 5 弱以上）

発生後 2 回繰り返す

こちらは、流山市です。
ただいま、大きな地震がありました。
皆さん、落ち着いて行動してください。
まず、身の安全を守りましょう。
あわてて、外へ飛び出さないでください。
落下物やブロック塀などに気をつけてください。
揺れが収まってから、火の始末をしてください。
テレビやラジオからの正しい情報に十分注意してください。

【例文 3】 地震情報、余震情報、二次災害防止のための情報伝達

市域に震度6弱以上の地震が発生した場合

発生後2回繰り返す

こちらは、流山市です。

地震は収まりましたが、余震の可能性があります。

皆さん、落ち着いてまわりを見てください。

- 消し忘れた火はありませんか。 マッチ、ライター、ろうそくは使わないでください。
電気器具のスイッチも切りましょう。
- ガラスの破片で足を切らないように靴を履いてください。
- 水は無駄に使わないようにしましょう。

- 屋外にいる人は壊れた建物やビル、高圧線から離れて下さい。
ガラスや屋根瓦など落下物に気をつけて下さい。
ブロック塀から離れて下さい。

- 車に乗っている方は、車を道の左側に寄せてください。
緊急車両が通れるようにしてください。

- 重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。

テレビやラジオからの正しい情報に十分注意してください。

(必要に応じて、注意情報、被害情報、安心情報(学校の児童の無事など)があれば加える。)

【例文 4】 避難の勧告及び指示

市の決定後 2 回繰り返す

こちらは、流山市です。ただいまから _____ 地域の皆さんに避難のお知らせをいたします。

落ち着いて行動してください。

〔繰り返し〕

_____ 地域の _____ では、地震による _____ の恐れがあります。

すみやかに市の指定避難場所 _____ へ避難してください。

なお、避難するときは、火の始末、ガスの元栓を確かめ、電気的安全器を切ってください。

また、自動車やオートバイでの避難はやめてください。

道路の真ん中を歩き、垂れ下がった電線に注意してください。

【例文 5】 大雨警報の発令

発令後 2 回繰り返す

市民の皆さん、こちらは、流山市です。
ただいま、千葉県東葛飾に大雨警報が発令中です。
(今後の雨量は、多いところで ミリ～ ミリ程度と予想されていますので)
河川の増水、低地の浸水、がけくずれ等に注意してください。

【例文 6】 大雨警報の解除

解除後 2 回繰り返す

こちらは、流山市です。
先に発令されました大雨警報は、
時 分に解除になりましたので、お知らせします。

【例文 7】 光化学スモッグの発令

発令後 2 回繰り返す

こちらは、流山市です。市民の皆さんにお知らせします。
ただいま、光化学スモッグ注意報（警報・重大緊急報）が発令されましたので、
お知らせします。
屋外での過激な運動は避け、外出を控えるなどの注意をしてください。

【例文 8】 光化学スモッグの解除

解除後 2 回繰り返す

こちらは、流山市です。
先に発令されました光化学スモッグ注意報（警報・重大緊急報）は、ただいま
解除となりましたので、お知らせします。

【例文 9】警戒宣言発令時の場合

警戒宣言発令後 2 回繰り返す

こちらは、流山市です。

ただいまから東海地震に係る警戒宣言発令についてお知らせします。

落ち着いて行動してください。

〔繰り返し〕

〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分内閣総理大臣から地震災害に関する警戒宣言が発令されました。予想される地震の規模は、マグニチュード△△、震源地は、△△△周辺で、〇〇日（時間）以内に発生するとのことであります。

この地震が発生すると、市内では、震度□□程度の地震になると予想されます。

市民の皆さんは、次のことに注意し、地震に備え冷静に行動してください。

第 1 は、テレビ、ラジオ等の正確な情報を注意して聴いてください。

第 2 は、火気の使用について火の元に十分注意してください。

（火気の使用を自粛してください。）

第 3 は、当座必要な飲料水、食糧、医薬品を準備してください。

第 4 は、自動車、電話等の使用を自粛してください。

第 5 は、いざという時の避難場所を確認してください。

【例文 10】警戒宣言発令中の場合

警戒宣言発令中 2 回繰り返す

こちらは、流山市です。

ただいまから東海地震の警戒宣言関連情報をお知らせいたします。

落ち着いて行動してください。

〔繰り返し〕

月 日 時 分内閣総理大臣から発令されました

東海地震に係る警戒宣言は、引き続き発令中です。

予想される地震の規模は、マグニチュード 、震源地は、 周辺で、
この地震が発生すると、市内では、震度 程度の地震になると予想されています。

引き続き今後のテレビ、ラジオ等の報道に十分注意してください。

なお、詳しい情報はその都度お知らせいたしますので、落ち着いて行動してください。

【例文 11】東海地震に係る警戒宣言発令時に住民が執るべき防災措置等について

発令後 2 回繰り返す

こちらは、流山市です。ただいまから東海地震に係る警戒宣言発令に伴う防災措置並びに注意事項についてお知らせいたします。

落ち着いて行動してください。

〔繰り返し〕

先ほど、テレビ、ラジオ等で報道されましたように、現在、東海地域に地震災害警戒宣言が発令されています。

このため、流山市でも万一に備え、防災体制を整えています。

市民の皆さんも万一に備え、次の事に注意してください。

第 1 は、火気の使用を自粛してください。

第 2 は、家具類の転倒防止に努めてください。

第 3 は、当座必要な飲料水、食糧、医薬品等非常時に必要なものの準備をしてください。

第 4 は、万一に備え、避難場所を確認してください。

第 5 は、エレベーターの使用をひかえてください。

その他この地震が発生しますと、急ながけやブロック塀が崩れやすくなり、たいへん危険です。がけの上下、狭い路地、塀ぎわ等の付近には、近寄らないでください。

市民の皆さんは、正しい情報を聞いて落ち着いて行動してください。

【例文 12】東海地震に係る警戒宣言発令時の電気、ガス、水道等の生活関連情報

発令後 2 回繰り返す

こちらは、流山市です。

ただいま東海地震の警戒宣言が発令中です。

ただいまから、電気、ガス及び水道供給についてお知らせいたします。

〔繰り返し〕

- まず、電気の状況についてお知らせします。

停電に備え、懐中電灯はあらかじめ用意しましょう。

なお、避難する時は、安全器を必ず切ってください。

- 次に、ガス状況についてお知らせいたします。

都市ガスは、地震がおきるまで供給を続けます。

都市ガスやプロパンガスを使う場合は、火のそばを離れないでください。

- 次に、水道の状況についてお知らせします。

水道は、地震が発生すると断水することがあります。

必要な水は、ポリタンクや風呂桶等に汲み置きしてください。

【例文 13】警戒宣言の解除について

解除後 2 回繰り返す

こちらは、流山市です。

ただいまから、東海地震に係る警戒宣言の解除についてお知らせいたします。

〔繰り返す〕

〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分内閣総理大臣から発令されました東海地震に係る警戒宣言は、〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分解除されました。

予想されました地震発生の恐れはなくなりました。

【例文 14】時間内における職員への伝達文

地震による被害発生後 2 回繰り返す

市災害対策本部から緊急命令を伝達します。(繰り返す。)

只今の強い地震で、市内に被害が発生した模様です。

〇〇時〇〇分市災害対策本部を設置し、第(1・2・3)配備体制が発令されました。

職員は、規定の計画に従い直ちに配置につき、応急対策に従事して下さい。

以上繰り返します。

XII 地震被害想定結果

流山市直下の活断層による M7.3 の地震の想定結果の 500m メッシュ集約

流山市直下の活断層による M7.3 の地震の想定結果について図 1 に示した 500m メッシュ単位で集約を行った。なお、図 1 中のメッシュの数字は表 1～表 5 における No と対応する。

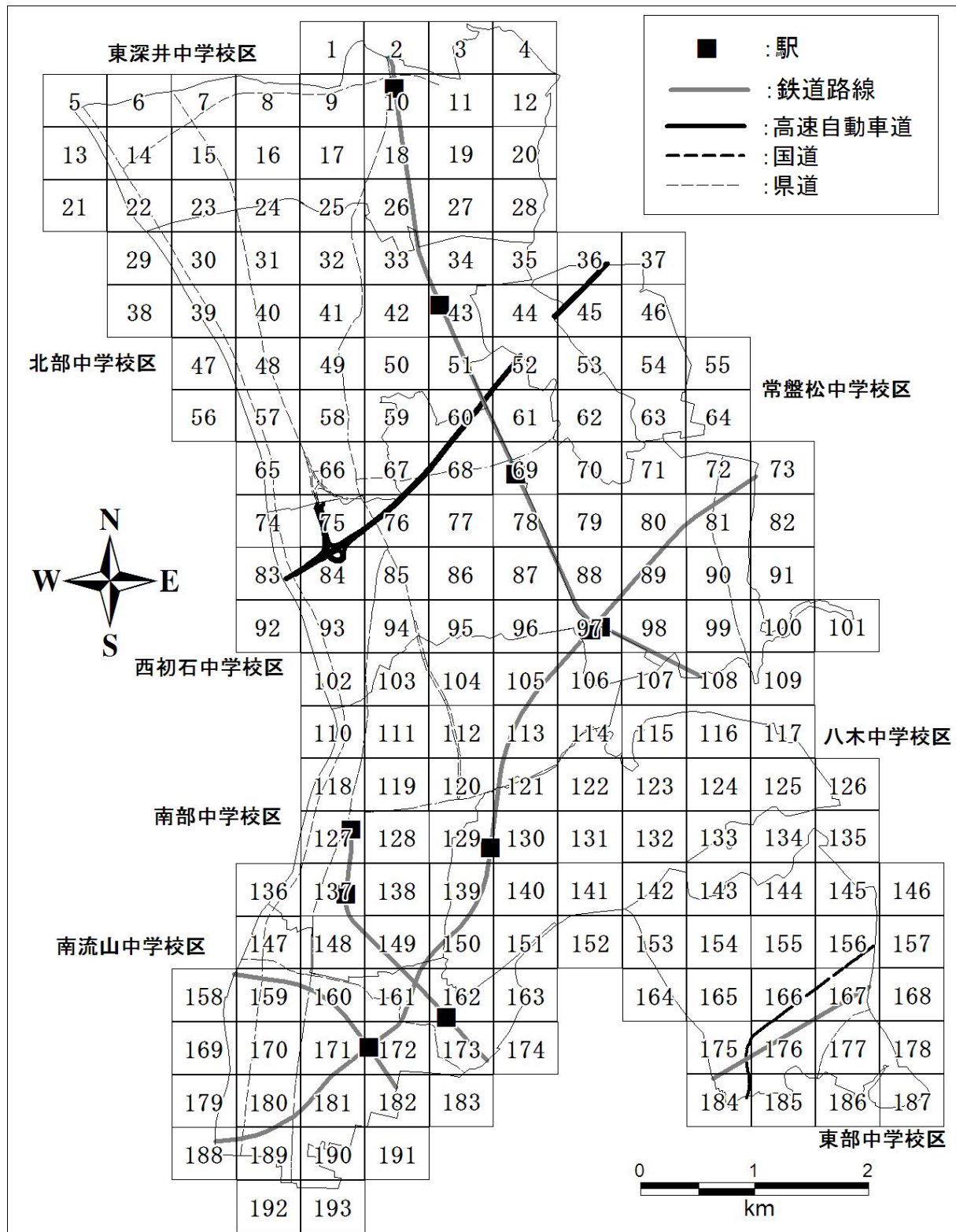


図 1 500m メッシュと No の対応分布

表 1 (1) 建物・火災集約結果一覧 (1)

No	木造建物					非木造建物					火災焼失棟数(棟)					
	全棟数 (棟)	全壊 (棟)	全壊率 (%)	半壊 (棟)	半壊率 (%)	全棟数 (棟)	全壊 (棟)	全壊率 (%)	半壊 (棟)	半壊率 (%)	建物 ポリゴン数 (棟)	冬5時	焼失率 (%)	冬18時	焼失率 (%)	夏12時
1	75.5	15.5	20.5	19.4	25.8	16.5	1.4	8.5	1.7	10.5	268.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2	69.6	10.1	14.5	15.4	22.1	10.8	0.9	8.8	1.2	10.8	167.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3	43.6	5.9	13.6	9.4	21.5	6.3	0.6	8.9	0.7	11.0	58.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4	145.5	16.8	11.6	30.0	20.6	20.9	1.7	8.1	2.1	9.9	300.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5	4.2	1.0	24.1	1.0	23.7	1.0	0.1	8.0	0.1	10.0	16.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
6	21.2	4.8	22.6	5.1	23.9	4.9	0.4	7.9	0.5	9.8	52.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
7	163.3	29.6	18.2	41.4	25.3	35.7	2.8	7.8	3.4	9.6	79.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
8	85.8	15.7	18.3	21.9	25.5	18.8	1.5	7.9	1.8	9.7	161.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
9	135.6	27.1	20.0	34.9	25.7	29.7	2.5	8.4	3.1	10.4	382.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
10	510.5	72.6	14.2	111.5	21.8	75.4	6.8	9.0	8.4	11.1	830.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
11	574.0	81.9	14.3	124.9	21.8	82.5	7.5	9.1	9.4	11.3	1105.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
12	319.7	36.7	11.5	66.6	20.8	45.2	3.6	8.0	4.4	9.7	646.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
13	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
14	23.6	5.7	24.2	5.6	23.8	5.4	0.4	8.2	0.6	10.3	63.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
15	15.2	2.7	18.0	3.9	25.3	3.3	0.3	7.8	0.3	9.5	15.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
16	129.4	24.7	19.1	33.2	25.6	28.3	2.3	8.1	2.8	10.0	295.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
17	174.5	34.6	19.8	44.6	25.6	37.5	3.2	8.4	3.9	10.4	487.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
18	554.9	77.5	14.0	120.6	21.7	81.7	7.3	8.9	9.0	11.0	864.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
19	759.6	99.3	13.1	161.6	21.3	109.2	9.5	8.7	11.7	10.7	1238.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
20	407.3	42.0	10.3	84.1	20.6	56.3	4.2	7.4	5.0	8.8	736.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
21	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
22	21.2	4.9	23.0	5.1	23.9	4.7	0.4	7.9	0.5	9.8	53.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
23	5.6	1.1	19.6	1.4	25.4	1.3	0.1	7.7	0.1	9.7	9.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
24	83.0	14.6	17.6	21.4	25.8	19.4	1.5	7.5	1.8	9.2	245.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
25	264.3	46.3	17.5	66.2	25.1	58.1	4.6	7.9	5.7	9.8	668.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
26	588.1	80.6	13.7	127.1	21.6	90.9	7.7	8.5	9.4	10.4	1099.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
27	689.6	107.0	15.5	156.0	22.6	113.2	9.7	8.5	11.7	10.3	1137.0	0.0	0.0	3.0	0.3	0.0
28	465.8	69.6	14.9	111.5	23.9	59.3	5.1	8.6	6.1	10.3	950.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
29	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
30	23.1	5.3	22.9	5.6	24.3	4.7	0.4	7.9	0.5	9.7	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
31	50.1	9.6	19.2	13.3	26.6	12.4	1.0	7.8	1.2	9.5	81.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
32	328.1	68.3	20.8	85.4	26.0	75.3	6.3	8.4	7.9	10.5	725.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
33	629.9	87.3	13.9	138.2	21.9	121.5	9.5	7.9	11.8	9.7	1218.0	0.0	0.0	60.0	4.9	0.0
34	561.9	103.0	18.3	134.2	23.9	189.7	15.9	8.4	19.6	10.3	1225.0	0.0	0.0	923.0	75.3	0.0
35	291.7	57.0	19.5	71.1	24.4	79.6	7.3	9.2	9.1	11.4	650.0	109.0	16.8	182.0	28.0	109.0
36	80.6	13.5	16.8	19.4	24.0	19.9	1.7	8.5	2.1	10.7	187.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
37	14.7	2.6	17.4	3.6	24.2	3.6	0.3	8.7	0.4	10.9	19.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
38	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
39	9.3	1.5	16.6	2.0	22.1	1.5	0.1	8.3	0.2	10.1	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
40	63.9	9.0	14.1	13.1	20.4	8.4	0.7	8.9	0.9	10.6	36.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
41	194.0	32.7	16.9	43.7	22.5	31.0	2.7	8.9	3.3	10.8	370.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
42	580.7	82.2	14.2	122.1	21.0	120.9	9.9	8.2	12.2	10.1	952.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
43	421.7	71.9	17.1	96.2	22.8	115.9	9.2	8.0	11.3	9.8	780.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
44	9.7	1.8	18.2	2.4	24.3	2.5	0.2	8.7	0.3	11.0	26.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
45	313.8	57.5	18.3	76.6	24.4	86.4	7.1	8.2	9.1	10.5	851.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
46	182.9	38.6	21.1	44.8	24.5	54.3	4.6	8.4	6.0	11.0	529.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
47	5.9	0.8	13.7	1.2	20.1	0.7	0.1	8.4	0.1	10.0	13.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
48	18.0	3.8	20.9	4.3	23.7	2.4	0.2	7.1	0.2	9.1	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
49	311.7	53.0	17.0	73.9	23.7	58.3	4.8	8.2	6.0	10.3	659.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
50	588.2	97.2	16.5	136.4	23.2	124.5	10.8	8.7	13.5	10.8	1259.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
51	564.3	91.7	16.2	134.1	23.8	114.4	9.9	8.7	12.1	10.6	952.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
52	266.4	42.6	16.0	63.2	23.7	45.5	3.9	8.5	4.9	10.7	553.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
53	77.7	15.0	19.3	19.3	24.8	23.6	1.8	7.8	2.4	10.1	162.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
54	176.9	36.0	20.4	43.9	24.8	53.7	4.3	8.1	5.7	10.6	366.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
55	0.1	0.0	19.5	0.0	24.9	0.0	0.0	7.9	0.0	10.2	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
56	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
57	18.2	4.2	23.1	4.7	26.0	2.0	0.1	6.9	0.2	9.2	30.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
58	120.6	28.7	23.8	34.1	28.3	18.6	1.4	7.6	1.8	9.6	271.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
59	165.1	38.9	23.6	43.9	26.6	27.5	2.2	8.2	2.8	10.3	408.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
60	398.8	44.8	11.2	79.2	19.9	50.0	4.5	8.9	5.5	10.9	473.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
61	350.6	50.8	14.5	79.5	22.7	85.3	6.8	8.0	8.6	10.1	597.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
62	15.0	2.5	16.4	3.7	24.8	2.4	0.2	9.0	0.3	10.7	30.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
63	114.3	22.1	19.3	28.4	24.8	34.7	2.7	7.8	3.5	10.1	268.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
64	29.7	5.3	17.8	7.3	24.6	9.0	0.7	7.4	0.9	9.6	71.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
65	15.1	3.5	23.2	4.1	26.9	1.7	0.1	7.6	0.2	9.4	49.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
66	69.8	16.9	24.2	19.9	28.5	8.0	0.7	8.2	0.8	9.9	154.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
67	137.6	32.5	23.6	37.9	27.5	25.9	2.1	8.2	2.6	10.2	351.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
68	385.3	63.1	16.4	90.7	23.5	154.6	14.1	9.1	17.3	11.2	890.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
69	429.2	70.6	16.4	100.2	23.4	151.5	13.5	8.9	16.7	11.0	881.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
70	428.1	76.8	17.9	106.6	24.9	80.9	7.0	8.7	8.7	10.7	800.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
71	350.8	70.3	20.0	94.0	26.8	98.8	6.3	6.4	8.9	9.0	753.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
72	181.6	31.1	17.1	46.4	25.6	53.3	4.2	7.8	5.1	9.6	280.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
73	12.7	2.0	16.0	3.2	25.4	3.7	0.3	7.6	0.3	9.2	62.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
74	8.7	1.5	17.8	2.2	25.2	1.4	0.1	4.8	0.1	6.5	21.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
75	45.0	7.9	17.5	11.2	25.0	13.7	1.0	7.6	1.2	9.1	51.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
76	182.7	40.1	22.0	50.0	27.4	50.2	4.0	7.9	5.0	10.0	488.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
77	399.5	75.8	19.0	100.2	25.1	127.5	11.5	9.0	14.3	11.2	888.0	0.0	0.0	38.0	4.3	0.0
78	478.0	79.6	16.6	114.3	23.9	100.1	8.5	8.5	10.6	10.6	796.0	5.0	0.6	227.0	28.5	5.0
79	182.0	27.3	15.0	42.7	23.4	42.4	3.4	8.0	4.2	9.9	566.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
80	202.4	40.9	20.2	53.0	26.2	58.2	4.2	7.2	5.6	9.7	386.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
81	323.9	56.8	17.5	83.0	25.6	95.1	7.6	8.0	9.3	9.8	685.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

表 1 (2) 建物・火災集約結果一覧 (2)

No	木造建物					非木造建物					火災焼失棟数(棟)						
	全棟数 (棟)	全壊 (%)	全壊率 (%)	半壊 (棟)	半壊率 (%)	全棟数 (棟)	全壊 (棟)	全壊率 (%)	半壊 (棟)	半壊率 (%)	建物 ポリゴン数 (棟)	冬5時	焼失率 (%)	冬18時	焼失率 (%)	夏12時	焼失率 (%)
101	4.8	0.7	14.5	1.2	25.0	1.4	0.1	7.2	0.1	8.7	28.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
102	48.6	14.4	29.7	12.4	25.4	12.5	1.2	10.0	1.6	12.6	120.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
103	310.0	49.4	15.9	66.9	21.6	58.5	6.1	10.4	7.6	13.0	663.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
104	178.7	32.8	18.4	39.7	22.2	33.5	3.9	11.8	5.0	14.8	352.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
105	64.3	10.4	16.2	14.5	22.6	15.6	1.4	8.9	1.7	11.0	135.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
106	137.0	23.2	17.0	31.1	22.7	36.7	3.4	9.4	4.2	11.5	217.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
107	74.2	10.8	14.6	17.2	23.1	27.2	2.4	8.9	2.9	10.7	298.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
108	73.5	10.3	14.0	18.2	24.8	21.6	1.5	7.0	1.8	8.4	225.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
109	21.9	3.2	14.4	5.4	24.8	6.4	0.5	7.1	0.6	8.6	58.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
110	152.9	29.0	18.9	36.7	24.0	27.7	2.4	8.8	3.0	10.8	290.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
111	559.8	62.9	11.2	111.2	19.9	104.8	9.1	8.7	11.1	10.6	1119.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
112	200.5	27.0	13.5	42.0	21.0	44.7	4.0	8.9	4.9	11.0	476.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
113	49.4	6.9	14.0	10.8	22.0	12.0	1.0	8.2	1.2	10.0	172.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
114	83.4	15.0	18.0	19.8	23.7	21.5	1.9	8.7	2.3	10.7	303.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
115	365.3	55.0	15.0	82.0	22.5	40.2	3.5	8.8	4.3	10.8	672.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
116	535.4	67.9	12.7	120.6	22.5	110.7	8.7	7.9	10.4	9.4	920.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
117	367.9	48.9	13.3	87.7	23.8	87.0	5.9	6.7	7.3	8.4	640.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
118	335.9	84.4	25.1	82.0	24.4	54.0	4.6	8.5	5.9	10.9	658.0	0.0	0.0	15.0	2.3	0.0	0.0
119	351.5	46.3	13.2	73.4	20.9	95.2	7.7	8.1	9.7	10.2	601.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
120	238.9	28.9	12.1	50.5	21.1	61.4	4.8	7.9	5.8	9.4	547.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
121	100.1	15.3	15.3	23.1	23.1	26.6	2.1	8.0	2.6	9.7	259.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
122	76.0	20.0	26.3	20.4	26.9	22.7	2.0	8.9	2.5	11.2	173.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
123	96.8	21.4	22.1	25.0	25.8	18.6	2.0	10.9	2.5	13.4	215.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
124	331.8	46.1	13.9	76.6	23.1	79.7	6.4	8.1	7.8	9.8	608.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
125	667.4	108.4	16.2	162.3	24.3	139.7	11.2	8.0	13.9	10.0	1274.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
126	128.6	20.6	16.0	31.3	24.3	21.7	1.9	8.7	2.3	10.5	190.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
127	471.2	124.8	26.5	125.8	26.7	127.0	10.1	8.0	13.4	10.6	838.0	0.0	0.0	411.0	49.0	0.0	0.0
128	521.0	93.2	17.9	132.1	25.4	152.5	11.7	7.7	15.0	9.9	1165.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
129	276.9	39.1	14.1	63.3	22.9	81.6	6.1	7.5	7.6	9.3	571.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
130	59.4	8.0	13.5	15.1	25.4	13.0	0.8	6.1	1.0	7.3	82.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
131	53.6	8.6	16.1	14.5	27.0	10.7	0.7	6.9	0.9	8.3	103.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
132	242.1	70.5	29.1	65.9	27.2	53.6	5.5	10.3	7.0	13.1	562.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
133	1.2	0.2	15.9	0.3	22.0	5.0	0.5	10.1	0.6	12.7	77.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
134	145.5	35.1	24.1	42.2	29.0	16.8	1.3	7.8	1.7	10.3	229.0	0.0	0.0	205.0	89.5	0.0	0.0
135	93.7	18.0	19.2	24.2	25.9	13.3	1.1	8.5	1.4	10.6	171.0	0.0	0.0	0.0	171.0	100.0	0.0
136	60.6	27.4	45.3	12.8	21.1	10.5	1.7	15.9	2.0	19.5	177.0	4.0	2.3	171.0	96.6	172.0	97.2
137	384.4	144.2	37.5	88.0	22.9	116.5	13.6	11.7	17.8	15.2	836.0	10.0	1.2	389.0	46.5	197.0	23.6
138	459.6	78.1	17.0	107.0	23.3	124.8	10.1	8.1	13.2	10.6	818.0	0.0	0.0	85.0	10.4	0.0	0.0
139	191.8	28.0	14.6	44.9	23.4	39.3	2.8	7.2	3.5	8.8	388.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
140	92.8	25.0	26.9	24.4	26.3	43.3	3.2	7.4	5.0	11.6	276.0	0.0	0.0	140.0	50.7	140.0	50.7
141	43.5	13.3	30.5	12.5	28.7	7.8	0.7	9.2	0.9	11.4	125.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
142	96.7	30.0	31.1	24.3	25.1	22.5	2.4	10.7	3.2	14.1	110.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
143	68.1	10.9	16.0	15.6	23.0	13.2	1.1	8.0	1.3	10.0	101.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
144	348.0	52.0	14.9	79.4	22.8	61.5	5.0	8.2	6.2	10.0	710.0	0.0	0.0	41.0	5.8	0.0	0.0
145	559.2	84.7	15.1	127.0	22.7	119.5	10.0	8.4	12.2	10.2	928.0	0.0	0.0	774.0	83.4	0.0	0.0
146	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
147	288.5	90.8	31.5	65.3	22.6	46.2	6.1	13.3	7.8	16.8	526.0	445.0	84.6	517.0	98.3	423.0	80.4
148	516.8	150.8	29.2	122.7	23.7	93.8	10.8	11.5	13.8	14.7	871.0	148.0	17.0	543.0	62.3	355.0	40.8
149	342.7	66.1	19.3	85.0	24.8	53.3	4.6	8.6	5.6	10.6	550.0	0.0	0.0	327.0	59.5	218.0	39.6
150	197.0	52.5	26.6	51.4	26.1	92.4	6.7	7.2	10.3	11.1	497.0	0.0	0.0	365.0	73.4	298.0	60.0
151	271.9	97.6	35.9	66.1	24.3	182.1	15.7	8.6	25.7	14.1	655.0	0.0	0.0	650.0	99.2	578.0	88.2
152	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
153	94.2	18.9	20.0	24.2	25.7	21.8	1.8	8.1	2.3	10.3	163.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
154	164.2	18.1	11.0	34.7	21.1	31.7	2.1	6.6	2.5	7.8	411.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
155	447.9	70.4	15.7	112.7	25.2	87.8	6.5	7.4	7.9	9.0	887.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
156	575.9	91.3	15.9	140.7	24.4	179.5	12.7	7.1	15.7	8.7	1251.0	0.0	0.0	85.0	6.8	0.0	0.0
157	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
158	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
159	341.4	69.1	20.2	79.0	23.1	101.5	11.5	11.3	14.6	14.3	699.0	6.0	0.9	6.0	0.9	0.0	0.0
160	435.4	89.7	20.6	103.2	23.7	161.1	15.1	9.4	19.5	12.1	788.0	11.0	1.4	96.0	12.2	14.0	1.8
161	359.2	54.6	15.2	89.1	24.8	104.7	7.4	7.1	9.2	8.8	661.0	0.0	0.0	82.0	12.4	1.0	0.2
162	541.6	106.4	19.6	136.7	25.2	157.5	11.8	7.5	15.9	10.1	1157.0	0.0	0.0	34.0	2.9	106.0	9.2
163	194.0	40.2	20.7	48.0	24.7	41.0	3.6	8.8	4.5	11.0	191.0	0.0	0.0	3.0	1.6	3.0	1.6
164	5.0	0.8	16.5	1.2	25.0	1.2	0.1	7.2	0.1	9.0	9.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
165	230.5	27.1	11.8	52.4	22.7	49.8	3.1	6.3	3.8	7.6	445.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
166	349.6	43.8	12.5	77.8	22.7	78.4	5.5	7.0	6.7	8.6	676.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
167	382.5	44.1	11.5	83.9	21.9	98.9	6.5	6.6	8.1	8.1	575.0	0.0	0.0	5.0	0.9	0.0	0.0
168	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
169	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
170	286.0	35.5	12.4	58.6	20.5	90.1	7.1	7.9	9.0	10.0	539.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
171	337.1	54.8	16.2	75.1	22.3	184.1	16.8	9.1	21.9	11.9	787.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
172	231.2	39.0	16.9	56.2	24.3	202.4	14.9	7.4	19.3	9.5	539.0	0.0	0.0	5.0	0.9	0.0	0.0
173	513.6	132.2	25.7	127.0	24.7	127.4	12.9	10.1	16.5	12.9	1044.0	412.0	39.5	417.0	39.9	406.0	38.9
174	66.7	11.7	17.6	16.7	25.0	14.0	1.1	7.9	1.4	9.8	163.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
175	98.3	11.7	11.9	23.4	23.8	22.8	1.4	6.1	1.7	7.3	219.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
176	429.7	50.9	11.8</														

表 2 (1) ライフライン集約結果一覧 (1)

No	上水道			下水道			電力電柱被害数(本)						電話電柱被害数(本)							
	管路延長 (km)	被害箇所 (箇所)	被害率 (%)	管路延長 (km)	被害箇所 (箇所)	被害率 (%)	電柱本数 (本)	冬5時 被害率 (%)	冬18時 被害率 (%)	夏12時 被害率 (%)	電柱本数 (本)	冬5時 被害率 (%)	冬18時 被害率 (%)	夏12時 被害率 (%)						
1	1.39	2.0	1.5	0.00	0.00	0.0	67.4	2.4	3.5	2.4	3.5	2.4	3.5	24.4	0.9	3.5	0.9	3.5	0.9	3.5
2	0.91	1.3	1.4	0.00	0.00	0.0	44.1	1.1	2.6	1.1	2.6	1.1	2.6	16.0	0.4	2.6	0.4	2.6	0.4	2.6
3	0.53	0.8	1.5	0.00	0.00	0.0	16.0	0.4	2.3	0.4	2.3	0.4	2.3	5.8	0.1	2.3	0.1	2.3	0.1	2.3
4	1.76	2.7	1.5	0.00	0.00	0.0	84.5	1.6	1.9	1.6	1.9	1.6	1.9	30.6	0.6	1.9	0.6	1.9	0.6	1.9
5	0.06	0.3	4.6	0.00	0.00	0.0	2.5	0.1	3.8	0.1	3.8	0.1	3.8	0.9	0.0	3.8	0.0	3.8	0.0	3.8
6	0.33	1.5	4.4	0.00	0.00	0.0	13.5	0.5	3.8	0.5	3.8	0.5	3.8	4.9	0.2	3.8	0.2	3.8	0.2	3.8
7	3.01	5.8	1.9	0.00	0.00	0.0	20.8	0.6	3.1	0.6	3.1	0.6	3.1	7.5	0.2	3.1	0.2	3.1	0.2	3.1
8	1.58	2.5	1.6	0.00	0.00	0.0	42.7	1.3	3.1	1.3	3.1	1.3	3.1	15.4	0.5	3.1	0.5	3.1	0.5	3.1
9	2.50	3.5	1.4	0.00	0.00	0.0	107.0	3.6	3.4	3.6	3.4	3.6	3.4	38.7	1.3	3.4	1.3	3.4	1.3	3.4
10	6.36	9.4	1.5	0.00	0.00	0.0	232.4	5.8	2.5	5.8	2.5	5.8	2.5	84.1	2.1	2.5	2.1	2.5	2.1	2.5
11	6.96	10.5	1.5	3.52	0.00	0.0	310.2	7.6	2.5	7.6	2.5	7.6	2.5	112.3	2.8	2.5	2.8	2.5	2.8	2.5
12	3.82	5.7	1.5	0.13	0.00	0.0	180.2	3.5	1.9	3.5	1.9	3.5	1.9	65.2	1.3	1.9	1.3	1.9	1.3	1.9
13	0.00	0.0	0.0	0.00	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
14	0.36	1.6	4.5	0.00	0.00	0.0	17.7	0.7	3.8	0.7	3.8	0.7	3.8	6.4	0.2	3.8	0.2	3.8	0.2	3.8
15	0.28	0.6	2.1	0.00	0.00	0.0	4.2	0.1	3.0	0.1	3.0	0.1	3.0	1.5	0.0	3.0	0.0	3.0	0.0	3.0
16	2.39	3.4	1.4	0.00	0.00	0.0	82.0	2.7	3.3	2.7	3.3	2.7	3.3	29.7	1.0	3.3	1.0	3.3	1.0	3.3
17	3.17	4.4	1.4	0.00	0.00	0.0	136.7	4.7	3.4	4.7	3.4	4.7	3.4	49.5	1.7	3.4	1.7	3.4	1.7	3.4
18	6.89	10.0	1.5	0.16	0.00	0.0	242.0	5.9	2.4	5.9	2.4	5.9	2.4	87.6	2.1	2.4	2.1	2.4	2.1	2.4
19	9.21	13.2	1.4	9.89	0.01	0.1	346.1	7.8	2.3	7.8	2.3	7.8	2.3	125.3	2.8	2.3	2.8	2.3	2.8	2.3
20	4.77	5.9	1.2	5.65	0.01	0.2	207.5	3.6	1.7	3.6	1.7	3.6	1.7	75.1	1.3	1.7	1.3	1.7	1.3	1.7
21	0.00	0.0	0.0	0.00	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
22	0.32	1.4	4.2	0.00	0.00	0.0	14.9	0.5	3.6	0.5	3.6	0.5	3.6	5.4	0.2	3.6	0.2	3.6	0.2	3.6
23	0.09	0.4	4.3	0.00	0.00	0.0	2.5	0.1	3.1	0.1	3.1	0.1	3.1	0.9	0.0	3.1	0.0	3.1	0.0	3.1
24	1.37	2.2	1.6	0.76	0.01	1.6	69.1	2.1	3.0	2.1	3.0	2.1	3.0	25.0	0.8	3.0	0.8	3.0	0.8	3.0
25	4.18	5.6	1.3	0.89	0.00	0.5	187.5	5.8	3.1	5.8	3.1	5.8	3.1	67.9	2.1	3.1	2.1	3.1	2.1	3.1
26	7.23	9.9	1.4	2.52	0.00	0.0	307.7	7.3	2.4	7.3	2.4	7.3	2.4	111.4	2.6	2.4	2.6	2.4	2.6	2.4
27	8.45	11.3	1.3	8.86	0.00	0.0	318.9	9.1	2.8	9.7	3.1	9.1	2.8	115.4	3.3	2.8	3.3	3.1	3.3	2.8
28	5.09	6.7	1.3	6.30	0.00	0.0	265.9	6.8	2.6	6.8	2.6	6.8	2.6	96.2	2.5	2.6	2.5	2.6	2.5	2.6
29	0.00	0.0	0.0	0.00	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
30	0.33	1.4	4.3	0.00	0.00	0.0	14.0	0.5	3.6	0.5	3.6	0.5	3.6	5.1	0.2	3.6	0.2	3.6	0.2	3.6
31	0.74	1.0	1.3	0.01	0.00	0.0	22.7	0.8	3.5	0.8	3.5	0.8	3.5	8.2	0.3	3.5	0.3	3.5	0.3	3.5
32	4.87	6.9	1.4	2.01	0.00	0.0	203.5	7.4	3.6	7.4	3.6	7.4	3.6	73.7	2.7	3.6	2.7	3.6	2.7	3.6
33	8.24	10.8	1.3	7.32	0.00	0.0	340.5	8.3	2.4	22.1	6.5	8.3	2.4	123.3	3.0	2.4	8.0	6.5	3.0	2.4
34	9.29	12.3	1.3	10.04	0.00	0.0	341.4	10.8	3.2	22.3	6.8	10.8	3.2	123.6	3.9	3.2	8.0	6.8	3.9	3.2
35	4.79	7.1	1.5	4.71	0.00	0.0	181.4	29.9	16.5	45.9	25.3	29.9	16.5	65.6	10.8	16.5	16.6	25.3	10.8	16.5
36	1.18	1.7	1.4	0.00	0.00	0.0	47.7	1.4	2.9	1.4	2.9	1.4	2.9	17.3	0.5	2.9	0.5	2.9	0.5	2.9
37	0.22	0.3	1.5	0.00	0.00	0.0	5.3	0.2	3.0	0.2	3.0	0.2	3.0	1.9	0.1	3.0	0.1	3.0	0.1	3.0
38	0.00	0.0	0.0	0.00	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
39	0.14	0.6	4.5	0.00	0.00	0.0	7.0	0.2	2.3	0.2	2.3	0.2	2.3	2.5	0.1	2.3	0.1	2.3	0.1	2.3
40	1.00	2.0	2.0	0.00	0.00	0.0	10.1	0.3	2.8	0.3	2.8	0.3	2.8	3.7	0.1	2.8	0.1	2.8	0.1	2.8
41	3.08	4.3	1.4	0.26	0.00	0.0	103.6	3.2	3.1	3.2	3.1	3.2	3.1	37.5	1.2	3.1	1.2	3.1	1.2	3.1
42	8.51	11.6	1.4	7.11	0.00	0.0	266.4	6.9	2.6	6.9	2.6	6.9	2.6	96.4	2.5	2.6	2.5	2.6	2.5	2.6
43	6.40	8.2	1.3	6.44	0.00	0.0	219.3	6.5	3.0	6.5	3.0	6.5	3.0	79.4	2.3	3.0	2.3	3.0	2.3	3.0
44	0.15	0.3	2.0	0.00	0.00	0.0	7.3	0.2	3.1	0.2	3.1	0.2	3.1	2.6	0.1	3.1	0.1	3.1	0.1	3.1
45	5.05	8.9	1.8	0.00	0.00	0.0	237.5	7.4	3.1	7.4	3.1	7.4	3.1	86.0	2.7	3.1	2.7	3.1	2.7	3.1
46	3.14	9.8	3.1	0.00	0.00	0.0	148.8	5.2	3.5	5.2	3.5	5.2	3.5	53.9	1.9	3.5	1.9	3.5	1.9	3.5
47	0.09	0.4	4.5	0.00	0.00	0.0	3.6	0.1	2.1	0.1	2.1	0.1	2.1	1.3	0.0	2.1	0.0	2.1	0.0	2.1
48	0.29	1.2	4.3	0.00	0.00	0.0	7.0	0.2	2.3	0.2	2.3	0.2	2.3	2.5	0.1	2.3	0.1	2.3	0.1	2.3
49	5.01	11.4	2.3	4.25	0.14	3.3	185.0	5.6	3.0	5.6	3.0	5.6	3.0	67.0	2.0	3.0	2.0	3.0	2.0	3.0
50	8.81	12.9	1.5	10.24	0.01	0.1	353.7	9.9	2.8	9.9	2.8	9.9	2.8	128.0	3.6	2.8	3.6	2.8	3.6	2.8
51	6.71	9.2	1.4	7.83	0.00	0.0	266.7	7.6	2.8	7.6	2.8	7.6	2.8	96.5	2.7	2.8	2.7	2.8	2.7	2.8
52	3.05	5.0	1.6	4.19	0.02	0.5	152.4	4.1	2.7	4.1	2.7	4.1	2.7	55.2	1.5	2.7	1.5	2.7	1.5	2.7
53	1.36	2.0	1.5	0.00	0.00	0.0	44.1	1.5	3.3	1.5	3.3	1.5	3.3	16.0	0.5	3.3	0.5	3.3	0.5	3.3
54	3.10	6.8	2.2	0.00	0.00	0.0	100.8	3.5	3.4	3.5	3.4	3.5	3.4	36.5	1.3	3.4	1.3	3.4	1.3	3.4
55	0.00	0.0	1.5	0.00	0.00	0.0	0.3	0.0	3.3	0.0	3.3	0.0	3.3	0.1	0.0	3.3	0.0	3.3	0.0	3.3
56	0.00	0.0	0.0	0.00	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
57	0.18	0.7	4.2	0.00	0.00	0.0	8.4	0.3	3.7	0.3	3.7	0.3	3.7	3.0	0.1	3.7	0.1	3.7	0.1	3.7
58	1.78	2.7	1.5	0.50	0.01	1.4	75.8	3.1	4.1	3.1	4.1	3.1	4.1	27.4	1.1	4.1	1.1	4.1	1.1	4.1
59	2.49	3.7	1.5	1.08	0.01	0.9	114.0	4.6	4.0	4.6	4.0	4.6	4.0	41.3	1.7	4.0	1.7	4.0	1.7	4.0
60	5.15	7.4	1.4	1.92	0.00	0.0	131.9	2.5	1.9	2.5	1.9	2.5	1.9	47.8	0.9	1.9	0.9	1.9	0.9	1.9
61	6.83	10.9	1.6	4.75	0.03	0.5	166.5	4.2	2.5	4.2	2.5	4.2	2.5	60.3	1.5	2.5	1.5	2.5	1.5	2.5
62	0.15	0.2	1.3	0.07	0.00	0.0	6.5	0.2	2.8	0.2	2.8	0.2	2.8	2.3	0.1	2.8	0.1	2.8	0.1	2.8
63	1.99	3.3	1.6	0.00	0.00	0.0	65.1	2.1	3.3	2.1	3.3	2.1	3.3	23.6	0.8	3.3	0.8	3.3	0.8	3.3
64	0.52	0.7	1.4	0.00	0.00	0.0	19.1	0.6	3.1	0.6	3.1	0.6	3.1	6.9	0.2	3.1	0.2	3.1	0.2	3.1
65	0.29	0.7	2.4	0.00	0.00	0.0	13.8	0.5	3.9	0.5	3.9	0.5	3.9	5.0	0.2	3.9	0.2	3.9	0.2	3.9
66	1.57	2.0	1.3	0.00	0.00	0.0	43.2	1.8	4.1	1.8	4.1	1.8	4.1	15.6	0.6	4.1	0.6	4.1	0.6	4.1
67	2.50	3.7	1.5	0.67	0.00	0.0	97.4	3.9	4.0	3.9	4.0	3.9	4.0	35.3	1.4	4.0	1.4	4.0	1.4	4.0
68	6.36	9.8	1.5	3.64	0.02	0.4	250.1	7.0	2.8	7.0	2.8	7.0	2.8	90.5	2					

表 2 (2) ライフライン集約結果一覧 (2)

No	上水道			下水道			電力電柱被害数(本)						電話電柱被害数(本)							
	管路延長 (km)	被害箇所 (箇所)	被害率 (%)	管路延長 (km)	被害箇所 (箇所)	被害率 (%)	電柱本数 (本)	冬5時 被害率 (%)	冬18時 被害率 (%)	夏12時 被害率 (%)	夏12時 被害率 (%)	電柱本数 (本)	冬5時 被害率 (%)	冬18時 被害率 (%)	夏12時 被害率 (%)	夏12時 被害率 (%)				
101	0.10	0.1	1.1	0.00	0.00	0.0	7.6	0.2	2.5	0.2	2.5	2.7	0.1	2.5	0.1	2.5	0.1	2.5		
102	1.48	2.6	1.7	0.12	0.00	0.0	34.0	1.8	5.3	1.8	5.3	12.3	0.6	5.3	0.6	5.3	0.6	5.3		
103	4.70	12.5	2.7	4.93	0.12	2.4	185.6	4.9	2.7	4.9	2.7	67.2	1.8	2.7	1.8	2.7	1.8	2.7		
104	2.63	5.4	2.0	2.62	0.00	0.0	99.1	3.1	3.1	3.1	3.1	35.9	1.1	3.1	1.1	3.1	1.1	3.1		
105	1.30	1.8	1.4	0.31	0.00	0.0	37.9	1.1	2.8	1.1	2.8	13.7	0.4	2.8	0.4	2.8	0.4	2.8		
106	3.01	4.5	1.5	0.47	0.00	0.0	60.4	1.6	2.7	1.6	2.7	21.8	0.6	2.7	0.6	2.7	0.6	2.7		
107	2.01	2.8	1.4	0.00	0.00	0.0	83.7	2.1	2.5	2.1	2.5	30.3	0.8	2.5	0.8	2.5	0.8	2.5		
108	1.62	1.8	1.1	0.00	0.00	0.0	61.5	1.5	2.4	1.5	2.4	22.3	0.5	2.4	0.5	2.4	0.5	2.4		
109	0.48	0.5	1.1	0.00	0.00	0.0	16.3	0.4	2.5	0.4	2.5	5.9	0.1	2.5	0.1	2.5	0.1	2.5		
110	1.78	7.5	4.2	1.91	0.11	5.9	81.7	2.5	3.1	2.5	3.1	29.6	0.9	3.1	0.9	3.1	0.9	3.1		
111	7.82	17.8	2.3	9.19	0.18	1.9	312.5	5.8	1.8	5.8	1.8	113.1	2.1	1.8	2.1	1.8	2.1	1.8		
112	3.92	5.7	1.4	2.57	0.00	0.0	133.6	3.2	2.4	3.2	2.4	48.4	1.1	2.4	1.1	2.4	1.1	2.4		
113	1.00	1.3	1.3	0.00	0.00	0.0	48.6	1.2	2.4	1.2	2.4	17.6	0.4	2.4	0.4	2.4	0.4	2.4		
114	1.86	2.6	1.4	0.00	0.00	0.0	83.7	2.6	3.1	2.6	3.1	30.3	0.9	3.1	0.9	3.1	0.9	3.1		
115	3.61	5.1	1.4	0.00	0.00	0.0	183.9	4.8	2.6	4.8	2.6	66.6	1.8	2.6	1.8	2.6	1.8	2.6		
116	5.85	7.2	1.2	1.58	0.00	0.0	256.0	5.7	2.2	5.7	2.2	92.7	2.0	2.2	2.0	2.2	2.0	2.2		
117	4.11	5.3	1.3	4.18	0.01	0.3	178.0	4.0	2.2	4.0	2.2	64.4	1.4	2.2	1.4	2.2	1.4	2.2		
118	4.41	20.3	4.6	5.73	0.35	6.2	184.7	7.5	4.0	10.7	5.8	7.5	4.0	66.9	2.7	4.0	3.9	5.8	2.7	4.0
119	7.28	14.9	2.0	5.13	0.07	1.4	168.2	3.7	2.2	3.7	2.2	60.9	1.3	2.2	1.3	2.2	1.3	2.2		
120	4.01	5.0	1.2	2.77	0.00	0.0	151.9	3.2	2.1	3.2	2.1	55.0	1.2	2.1	1.2	2.1	1.2	2.1		
121	2.19	2.7	1.3	0.00	0.00	0.0	72.7	2.0	2.7	2.0	2.7	26.3	0.7	2.7	0.7	2.7	0.7	2.7		
122	2.08	3.1	1.5	0.00	0.00	0.0	48.6	2.2	4.5	2.2	4.5	17.6	0.8	4.5	0.8	4.5	0.8	4.5		
123	1.82	3.2	1.7	0.00	0.00	0.0	60.1	2.2	3.7	2.2	3.7	21.7	0.8	3.7	0.8	3.7	0.8	3.7		
124	4.40	8.0	1.8	1.86	0.04	2.3	169.0	4.0	2.4	4.0	2.4	61.2	1.5	2.4	1.5	2.4	1.5	2.4		
125	7.79	17.5	2.3	9.77	0.21	2.1	355.7	9.6	2.7	9.6	2.7	128.7	3.5	2.7	3.5	2.7	3.5	2.7		
126	1.63	2.7	1.6	1.48	0.02	1.0	53.6	1.5	2.8	1.5	2.8	19.4	0.5	2.8	0.5	2.8	0.5	2.8		
127	7.89	22.9	2.9	13.81	0.45	3.2	235.3	10.7	4.5	93.8	39.9	10.7	4.5	85.2	3.9	4.5	33.9	39.9	3.9	4.5
128	7.72	17.1	2.2	19.20	0.34	1.8	326.8	9.9	3.0	9.9	3.0	118.3	3.6	3.0	3.6	3.0	3.6	3.0	3.6	
129	4.64	6.4	1.4	5.60	0.03	0.6	160.6	3.9	2.4	3.9	2.4	58.1	1.4	2.4	1.4	2.4	1.4	2.4		
130	1.02	1.1	1.1	0.00	0.00	0.0	23.0	0.5	2.1	0.5	2.1	8.3	0.2	2.1	0.2	2.1	0.2	2.1		
131	0.90	1.0	1.1	0.00	0.00	0.0	28.9	0.9	3.0	0.9	3.0	10.5	0.3	3.0	0.3	3.0	0.3	3.0		
132	4.36	9.5	2.2	0.00	0.00	0.0	157.8	7.9	5.0	7.9	5.0	57.1	2.9	5.0	2.9	5.0	2.9	5.0		
133	0.65	3.1	4.8	0.00	0.00	0.0	21.6	0.5	2.5	0.5	2.5	7.8	0.2	2.5	0.2	2.5	0.2	2.5		
134	1.28	3.0	2.4	1.88	0.04	1.9	64.0	2.6	4.0	46.0	71.9	2.6	4.0	23.2	0.9	4.0	16.7	71.9	0.9	4.0
135	0.86	1.4	1.6	1.25	0.01	0.5	44.1	1.4	3.2	37.3	84.7	1.4	3.2	16.0	0.5	3.2	13.5	84.7	0.5	3.2
136	1.20	6.7	5.6	2.87	0.09	3.1	49.1	4.5	9.1	31.5	64.1	30.5	62.0	17.8	1.6	9.1	11.4	64.1	11.0	62.0
137	10.46	90.6	8.7	11.92	0.81	6.8	234.4	16.2	6.9	84.0	35.8	47.6	20.3	84.9	5.9	6.9	30.4	35.8	17.2	20.3
138	6.93	25.0	3.6	10.30	0.32	3.1	228.5	6.7	2.9	24.6	10.8	6.7	2.9	82.7	2.4	2.9	8.9	10.8	2.4	2.9
139	2.85	3.4	1.2	2.92	0.00	0.0	109.2	2.8	2.6	2.8	2.6	39.5	1.0	2.6	1.0	2.6	1.0	2.6		
140	1.73	3.1	1.8	1.17	0.00	0.0	76.9	3.6	4.7	30.7	40.0	30.7	40.0	27.8	1.3	4.7	11.1	40.0	11.1	40.0
141	1.15	1.7	1.4	0.00	0.00	0.0	35.1	1.7	4.9	1.7	4.9	12.7	0.6	4.9	0.6	4.9	0.6	4.9		
142	1.72	5.7	3.3	0.00	0.00	0.0	30.9	1.6	5.2	1.6	5.2	11.2	0.6	5.2	0.6	5.2	0.6	5.2		
143	1.13	1.5	1.4	0.00	0.00	0.0	24.4	0.6	2.6	0.6	2.6	8.8	0.2	2.6	0.2	2.6	0.2	2.6		
144	4.41	6.2	1.4	1.22	0.00	0.1	197.9	5.0	2.5	13.9	7.0	5.0	2.5	71.6	1.8	2.5	5.0	7.0	1.8	2.5
145	6.40	8.7	1.4	6.12	0.00	0.0	260.2	6.8	2.6	189.2	72.7	6.8	2.6	94.2	2.5	2.6	68.5	72.7	2.5	2.6
146	0.00	0.0	0.0	0.00	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
147	3.61	24.5	6.8	8.36	0.39	4.7	148.5	93.4	62.9	106.1	71.5	88.9	59.9	53.8	33.8	62.9	38.4	71.5	32.2	59.9
148	8.02	60.7	7.6	12.16	0.80	6.6	243.7	41.6	17.1	122.6	50.3	84.0	34.5	88.2	15.1	17.1	44.4	50.3	30.4	34.5
149	3.77	16.5	4.4	4.44	0.30	6.8	155.2	4.8	3.1	79.1	50.9	54.4	35.1	56.2	1.8	3.1	28.6	50.9	19.7	35.1
150	3.08	6.1	2.0	2.87	0.02	0.8	139.5	6.7	4.8	68.9	49.4	63.9	45.8	50.5	2.4	4.8	24.9	49.4	23.1	45.8
151	4.40	14.0	3.2	5.31	0.04	0.7	182.8	11.2	6.1	135.8	74.3	113.9	62.3	66.2	4.1	6.1	49.1	74.3	41.2	62.3
152	0.00	0.0	0.0	0.00	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
153	1.58	2.3	1.5	0.00	0.00	0.0	45.8	1.6	3.5	1.6	3.5	16.6	0.6	3.5	0.6	3.5	0.6	3.5	0.6	3.5
154	2.73	4.4	1.6	0.00	0.00	0.0	114.5	2.0	1.8	2.0	1.8	41.5	0.7	1.8	0.7	1.8	0.7	1.8	0.7	1.8
155	5.40	6.6	1.2	0.00	0.00	0.0	247.0	6.6	2.7	6.6	2.7	89.4	2.4	2.7	2.4	2.7	2.4	2.7	2.4	2.7
156	8.80	10.7	1.2	0.05	0.00	0.0	344.2	9.4	2.7	28.3	8.2	9.4	2.7	124.6	3.4	2.7	10.2	8.2	3.4	2.7
157	0.00	0.0	0.0	0.00	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
158	0.00	0.0	0.0	0.00	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
159	4.67	12.8	2.7	5.79	0.07	1.1	195.9	7.9	4.0	7.9	4.0	6.7	3.4	70.9	2.9	4.0	2.9	4.0	2.9	4.0
160	7.35	32.7	4.4	6.49	0.30	4.6	221.2	9.7	4.4	27.8	12.6	10.3	4.7	80.1	3.5	4.4	10.1	12.6	3.7	4.7
161	5.39	11.9	2.2	3.42	0.04	1.3	184.2	4.6	2.5	23.6	12.8	4.9	2.6	66.7	1.7	2.5	8.5	12.8	1.8	2.6
162	7.34	26.5	3.6	8.19	0.42	5.1	324.2	10.4	3.2	17.2	5.3	33.3	10.3	117.4	3.8	3.2	6.2	5.3	12.1	10.3
163	2.39	10.3	4.3	1.58	0.07	4.6	53.6	1.4	2.7	2.0	3.7	2.0	3.7	19.4	0.5	2.7	0.7	3.7	0.7	3.7
164	0.08	0.1	1.3	0.00	0.00	0.0	2.5	0.1	2.5	0.1	2.5	0.1	2.5	0.9	0.0	2.5	0.0	2.5	0.0	2.5
165	3.85	6.0	1.5	0.00	0.00	0.0	124.6	2.6	2.1	2.6	2.1	2.6	2.1	45.1	0.9	2.1	0.9	2.1	0.9	2.1
166	6.07	7.2	1.2	0.00	0.00	0.0	189.5	4.0	2.1	4.0	2.1	68.6	1.4	2.1	1.4	2.1	1.4	2.1	1.4	2.1
167	7.08	8.0	1.1	0.00	0.00	0.0	158.9	3.2	2.0	4.4	2.8	3.2	2.0	57.5	1.2	2.0	1.6	2.8	1.2	2.0
168	0.00	0.0	0.0	0.00	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
169	0.00	0.0	0.0	0.00	0.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
170	4.97	9.7	2.0	4.19	0.05	1.3	151.0													

表3(1) 人的被害(冬5時)集約結果一覽(1)

No	人口 (人)	冬5時													
		死者 (人)	死者率 (%)	負傷者 (人)	負傷者率 (%)	重傷者 (人)	重傷者率 (%)	要救出者 (人)	要救出者率 (%)	避難者 (1日後) (人)	避難者率 (1日後) (%)	避難者 (4日後) (人)	避難者率 (4日後) (%)	避難者 (1ヵ月後) (人)	避難者率 (1ヵ月後) (%)
1	2031	0.7	0.3	3.4	1.7	1.1	0.6	4.4	2.1	62.9	30.9	57.7	28.4	39.5	19.4
2	2244	0.4	0.2	5.3	2.4	0.9	0.4	3.6	1.6	63.9	28.5	57.5	25.6	34.9	15.6
3	144.7	0.3	0.2	3.5	2.5	0.6	0.4	2.2	1.5	40.8	28.2	36.6	25.3	21.8	15.1
4	4830	0.7	0.1	10.5	2.2	1.6	0.3	6.2	1.3	130.9	27.1	116.4	24.1	64.5	13.3
5	6.7	0.0	0.6	0.1	1.7	0.0	0.6	0.2	2.3	2.2	32.6	2.0	29.5	1.2	18.6
6	39.6	0.2	0.5	0.7	1.9	0.2	0.5	0.8	2.1	12.6	31.8	11.4	28.7	6.9	17.5
7	439.6	1.2	0.3	8.5	1.9	2.2	0.5	8.2	1.9	132.6	30.2	120.3	27.4	76.7	17.5
8	231.1	0.7	0.3	4.3	1.9	1.2	0.5	4.4	1.9	69.4	30.0	63.3	27.4	41.3	17.9
9	365.1	1.1	0.3	6.2	1.7	2.0	0.6	7.6	2.1	111.9	30.7	102.7	28.1	69.9	19.1
10	1677.3	3.1	0.2	40.6	2.4	7.0	0.4	26.5	1.6	477.5	28.5	429.7	25.6	259.4	15.5
11	1905.0	3.5	0.2	46.5	2.4	8.0	0.4	30.3	1.6	544.3	28.6	490.0	25.7	296.1	15.5
12	1051.8	1.5	0.1	22.8	2.2	3.5	0.3	13.4	1.3	283.8	27.0	252.4	24.0	140.4	13.4
13	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
14	41.9	0.2	0.5	0.7	1.7	0.3	0.6	1.0	2.3	13.6	32.6	12.4	29.5	7.9	18.8
15	41.0	0.1	0.3	0.8	2.0	0.2	0.5	0.8	1.8	12.4	30.2	11.2	27.4	7.1	17.2
16	348.5	1.0	0.3	6.2	1.8	1.8	0.5	7.0	2.0	105.4	30.2	96.5	27.7	64.7	18.6
17	475.2	1.5	0.3	8.2	1.7	2.6	0.5	9.9	2.1	145.4	30.6	133.4	28.1	90.4	19.0
18	1825.6	3.3	0.2	44.3	2.4	7.5	0.4	28.3	1.5	516.9	28.3	464.8	25.5	278.7	15.3
19	2521.1	4.2	0.2	59.8	2.4	9.7	0.4	36.8	1.5	702.2	27.9	629.3	25.0	369.2	14.6
20	1322.6	1.8	0.1	27.1	2.0	4.0	0.3	15.3	1.2	344.2	26.0	305.5	23.1	167.5	12.7
21	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
22	36.6	0.2	0.5	0.6	1.8	0.2	0.6	0.8	2.2	11.8	32.1	10.6	29.1	6.7	18.2
23	15.5	0.0	0.3	0.3	2.0	0.1	0.5	0.3	1.8	4.8	31.0	4.3	27.9	2.6	16.6
24	228.4	0.6	0.3	4.3	1.9	1.1	0.5	4.1	1.8	67.4	29.5	61.3	26.9	39.6	17.4
25	777.7	2.0	0.3	15.2	1.9	3.7	0.5	14.2	1.8	228.4	29.4	208.0	26.7	135.2	17.4
26	1948.4	3.4	0.2	43.7	2.2	7.8	0.4	29.4	1.5	544.5	27.9	489.2	25.1	291.6	15.0
27	2230.4	4.5	0.2	46.6	2.1	9.9	0.4	37.5	1.7	639.6	28.7	578.6	25.9	360.7	16.2
28	1449.1	2.9	0.2	32.5	2.2	6.4	0.4	24.1	1.7	416.8	28.8	378.1	26.1	239.9	16.6
29	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
30	50.0	0.2	0.4	0.9	1.8	0.3	0.6	1.1	2.1	16.0	32.0	14.4	28.9	9.0	18.0
31	140.6	0.4	0.3	2.4	1.7	0.7	0.5	2.8	2.0	42.2	30.0	38.7	27.5	26.2	18.6
32	967.8	2.9	0.3	15.9	1.6	5.4	0.6	20.6	2.1	298.5	30.8	274.2	28.3	187.7	19.4
33	2246.1	3.7	0.2	49.9	2.2	8.8	0.4	33.4	1.5	622.9	27.7	559.2	24.9	331.9	14.8
34	2117.1	4.4	0.2	41.3	2.0	10.4	0.5	39.3	1.9	620.2	29.3	563.5	26.6	361.1	17.1
35	1167.1	7.4	0.6	24.2	2.1	7.2	0.6	23.7	2.0	418.8	35.9	393.3	33.7	302.2	25.9
36	213.5	0.6	0.3	4.5	2.1	1.0	0.5	3.8	1.8	62.5	29.3	56.7	26.6	36.0	16.8
37	38.9	0.1	0.3	0.8	2.1	0.2	0.5	0.7	1.8	11.5	29.6	10.5	26.9	6.7	17.2
38	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
39	24.9	0.1	0.2	0.5	2.0	0.1	0.4	0.4	1.6	7.5	30.0	6.6	26.7	3.6	14.6
40	169.0	0.4	0.2	3.6	2.1	0.7	0.4	2.6	1.5	48.5	28.7	43.3	25.6	24.5	14.5
41	526.4	1.4	0.3	10.5	2.0	2.6	0.5	9.7	1.8	154.7	29.4	140.5	26.7	89.8	17.1
42	1951.0	3.5	0.2	39.9	2.0	7.7	0.4	29.2	1.5	541.8	27.8	485.3	24.9	283.8	14.5
43	1400.5	3.1	0.2	29.3	2.1	6.5	0.5	24.7	1.8	403.3	28.8	365.2	26.1	229.3	16.4
44	26.9	0.1	0.3	0.5	2.0	0.1	0.5	0.5	1.9	8.1	30.3	7.4	27.4	4.7	17.4
45	979.8	2.4	0.2	18.9	1.9	4.9	0.5	18.4	1.9	293.2	29.9	266.3	27.2	170.0	17.3
46	639.3	1.6	0.2	11.3	1.8	3.5	0.5	13.2	2.1	199.5	31.2	181.0	28.3	115.1	18.0
47	15.5	0.0	0.2	0.3	2.1	0.1	0.4	0.2	1.4	4.5	29.0	3.9	25.4	2.0	12.8
48	36.6	0.1	0.4	0.6	1.7	0.2	0.5	0.7	2.0	11.5	31.3	10.3	28.2	6.2	16.9
49	1478.0	2.2	0.1	27.3	1.8	5.5	0.4	20.9	1.4	410.1	27.7	365.8	24.8	207.6	14.0
50	2727.1	4.1	0.2	51.6	1.9	10.7	0.4	40.5	1.5	761.5	27.9	682.0	25.0	398.2	14.6
51	2353.1	3.9	0.2	48.8	2.1	10.8	0.5	40.9	1.7	684.1	29.1	620.6	26.4	394.1	16.7
52	990.9	1.8	0.2	22.1	2.2	4.5	0.5	17.0	1.7	290.2	29.3	262.6	26.5	164.3	16.6
53	280.2	0.6	0.2	5.0	1.8	1.4	0.5	5.4	1.9	84.1	30.0	76.6	27.3	49.9	17.8
54	638.1	1.5	0.2	11.1	1.7	3.4	0.5	12.8	2.0	195.3	30.6	177.7	27.8	115.1	18.0
55	0.4	0.0	0.2	0.0	1.8	0.0	0.5	0.0	2.0	0.1	30.1	0.1	27.4	0.1	17.9
56	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
57	28.3	0.2	0.6	0.4	1.5	0.2	0.6	0.7	2.3	9.3	33.0	8.5	30.1	5.6	19.9
58	286.0	1.2	0.4	3.9	1.3	1.8	0.6	7.0	2.4	92.8	32.4	86.2	30.1	62.7	21.9
59	423.2	1.6	0.4	6.5	1.5	2.7	0.6	10.1	2.4	135.9	32.1	125.6	29.7	88.9	21.0
60	2326.7	1.9	0.1	52.5	2.3	8.1	0.3	30.7	1.3	632.8	27.2	563.3	24.2	315.0	13.5
61	2376.0	2.1	0.1	54.9	2.3	9.6	0.4	36.2	1.5	670.9	28.2	602.0	25.3	356.2	15.0
62	55.2	0.1	0.2	1.2	2.1	0.3	0.5	1.0	1.8	16.2	29.4	14.8	26.8	9.6	17.5
63	412.3	0.9	0.2	7.4	1.8	2.1	0.5	8.0	1.9	123.8	30.0	112.7	27.3	73.0	17.7
64	107.2	0.2	0.2	2.0	1.9	0.5	0.5	1.9	1.8	31.3	29.2	28.4	26.5	18.1	16.9
65	25.4	0.1	0.6	0.4	1.4	0.2	0.6	0.6	2.4	8.4	32.9	7.7	30.3	5.4	21.3
66	131.2	0.7	0.5	1.6	1.2	0.9	0.7	3.5	2.6	43.4	33.1	40.6	31.0	30.7	23.4
67	340.1	1.4	0.4	4.8	1.4	2.2	0.6	8.2	2.4	109.4	32.2	101.4	29.8	72.9	21.4
68	2453.3	2.7	0.1	55.5	2.3	10.3	0.4	39.0	1.6	697.7	28.4	626.8	25.5	373.8	15.2
69	3189.4	3.0	0.1	70.0	2.2	14.1	0.4	53.5	1.7	920.1	28.8	829.9	26.0	508.1	15.9
70	1892.3	3.2	0.2	38.5	2.0	9.4	0.5	35.4	1.9	567.1	30.0	516.0	27.3	333.6	17.6
71	1242.9	2.9	0.2	19.2	1.5	6.5	0.5	24.5	2.0	379.7	30.5	346.3	27.9	227.4	18.3
72	819.2	1.3	0.2	15.9	1.9	3.8	0.5	14.4	1.8	237.4	29.0	215.8	26.3	138.7	16.9
73	57.2	0.1	0.2	1.2	2.0	0.2	0.4	0.9	1.6	16.2	28.4	14.7	25.7	9.3	16.2
74	12.6	0.1	0.5	0.2	1.7	0.1	0.5	0.2	1.9	3.7	29.4	3.4	26.9	2.3	18.1
75	79.2	0.3	0.4	1.5	1.9	0.4	0.5	1.4	1.8	22.9	28.9	20.8	26.2	13.3	16.8
76	501.9	1.7	0.3	7.3	1.5	2.8	0.6	10.8	2.1	155.7	31.0	143.2	28.5	98.6	19.6
77	1894.4	3.2	0.2	37.8	2.0	9.3	0.5	35.1	1.9	563.9	29.8	512.2	27.0	327.5	17.3
78	2845.8	4.1	0.1	61.3	2.2	13.5	0.5	50.2	1.8	841.4	29.6	764.7	26.9	490.8	17.2
79	1129.6	1.2	0.1	25.7	2.3	4.7	0.4	17.9	1.6	319.1	28.2	287.7	25.5	175.8	15.6
80	874.0	1.7	0.2	14.7	1.7	4.5	0.5	17.1	2.0	264.9	30.3	241.6	27.6	158.3	18.1
81	1461.3	2.4	0.2	27.9	1.9	6.9	0.5	26.2	1.8	426.6	29.2	388.2	26.6	251.1	17.2
82	27.5	0.0	0.2	0.6	2.0	0.1	0.4	0.5	1.6	7.8	28.4	7.1	25.7	4.5	16.2
83	2.6	0.0	0.7	0.0	1.3	0.0	0.7	0.1	2.5	0.9	33.2	0.8	30.6	0.6	21.5
84	100.4	0.5	0.5	1.4	1.4	0.6	0.6	2.1	2.1	31.5	31.4	28.8	28.7	19.4	19.4
85	99.7	0.7	0.7	1.3	1.3	0.7	0.7	2.7	2.7	32.9	33.0	30.6	30.7	22.5	22.6

表3(2) 人的被害(冬5時) 集約結果一覽(2)

No	人口 (人)	冬5時													
		死者 (人)	死者率 (%)	負傷者 (人)	負傷者率 (%)	重傷者 (人)	重傷者率 (%)	要救出者 (人)	要救出者率 (%)	避難者 (1日後) (人)	避難者率 (1日後) (%)	避難者 (4日後) (人)	避難者率 (4日後) (%)	避難者 (1ヵ月後) (人)	避難者率 (1ヵ月後) (%)
101	21.5	0.0	0.1	0.5	2.2	0.1	0.4	0.3	1.5	5.9	27.6	5.4	24.9	3.3	15.3
102	113.6	0.6	0.5	2.0	1.8	0.8	0.7	3.1	2.7	37.8	33.3	35.0	30.8	25.2	22.2
103	1220.9	2.0	0.2	27.9	2.3	5.4	0.4	20.6	1.7	362.9	29.7	325.3	26.6	191.3	15.7
104	717.9	1.4	0.2	16.3	2.3	3.8	0.5	14.5	2.0	221.8	30.9	201.8	28.1	130.2	18.1
105	406.9	0.4	0.1	9.2	2.3	1.9	0.5	7.0	1.7	117.8	28.9	106.5	26.2	66.2	16.3
106	843.7	1.0	0.1	18.4	2.2	4.0	0.5	15.3	1.8	248.0	29.4	224.6	26.6	141.3	16.8
107	407.3	0.5	0.1	9.5	2.3	1.7	0.4	6.3	1.5	114.3	28.1	102.7	25.2	61.3	15.1
108	331.6	0.4	0.1	7.4	2.2	1.3	0.4	4.8	1.4	90.4	27.3	81.4	24.6	49.5	14.9
109	98.9	0.1	0.1	2.2	2.2	0.4	0.4	1.5	1.5	27.2	27.5	24.5	24.8	15.1	15.2
110	473.6	1.1	0.2	10.3	2.2	2.3	0.5	8.9	1.9	146.7	31.0	132.0	27.9	79.4	16.8
111	2591.8	2.6	0.1	55.0	2.1	8.4	0.3	31.7	1.2	709.9	27.0	618.6	23.9	325.1	12.5
112	1433.6	1.2	0.1	32.5	2.3	5.3	0.4	20.1	1.4	392.9	27.4	350.4	24.4	198.8	13.9
113	312.9	0.3	0.1	7.4	2.4	1.2	0.4	4.7	1.5	86.6	27.7	77.8	24.9	46.3	14.8
114	420.8	0.6	0.2	9.2	2.2	2.0	0.5	7.4	1.8	122.2	29.1	110.7	26.3	69.6	16.5
115	1151.1	2.3	0.2	25.6	2.2	5.0	0.4	19.1	1.7	330.4	28.7	298.7	26.0	185.9	16.1
116	1977.5	2.9	0.1	44.2	2.2	7.2	0.4	27.4	1.4	537.8	27.2	482.2	24.4	283.6	14.3
117	1332.2	2.1	0.2	29.7	2.2	4.9	0.4	18.6	1.4	364.0	27.3	326.8	24.5	194.1	14.6
118	1274.0	3.3	0.3	22.0	1.7	7.6	0.6	28.9	2.3	411.6	32.3	374.3	29.4	241.0	18.9
119	2981.3	1.9	0.1	65.2	2.2	10.9	0.4	41.4	1.4	822.2	27.6	730.9	24.5	405.4	13.6
120	1302.9	1.2	0.1	25.9	2.0	4.3	0.3	16.1	1.2	342.7	26.3	304.2	23.3	166.5	12.8
121	414.6	0.7	0.2	8.8	2.1	1.6	0.4	6.0	1.5	113.6	27.4	101.8	24.6	59.9	14.5
122	121.9	0.8	0.7	1.6	1.3	0.8	0.7	3.2	2.6	40.0	32.8	37.1	30.5	27.0	22.1
123	287.8	0.9	0.3	5.1	1.8	1.8	0.6	6.7	2.3	91.8	31.9	84.7	29.4	59.3	20.6
124	1282.4	1.9	0.2	29.1	2.3	5.0	0.4	18.8	1.5	357.9	27.9	320.8	25.0	188.6	14.7
125	2666.1	4.5	0.2	58.4	2.2	11.9	0.4	45.2	1.7	783.8	29.4	707.3	26.5	434.6	16.3
126	566.1	0.9	0.2	12.4	2.2	2.6	0.5	9.8	1.7	166.5	29.4	150.9	26.7	95.4	16.9
127	1827.9	5.1	0.3	26.5	1.5	11.8	0.6	44.6	2.4	598.6	32.7	550.6	30.1	379.1	20.7
128	2084.1	3.9	0.2	39.6	1.9	9.8	0.5	37.1	1.8	620.8	29.8	561.1	26.9	348.2	16.7
129	1197.1	1.7	0.1	22.8	1.9	4.3	0.4	16.2	1.4	322.8	27.0	287.8	24.0	162.7	13.6
130	173.4	0.3	0.2	3.4	2.0	0.6	0.4	2.3	1.3	46.3	26.7	41.6	24.0	25.0	14.4
131	141.0	0.4	0.3	2.7	1.9	0.6	0.4	2.4	1.7	40.0	28.4	36.5	25.9	24.0	17.0
132	702.7	3.0	0.4	10.0	1.4	5.5	0.8	20.8	3.0	243.6	34.7	227.9	32.4	171.6	24.4
133	33.1	0.0	0.0	0.8	2.4	0.1	0.3	0.4	1.2	9.2	27.9	8.0	24.3	3.8	11.4
134	434.7	1.4	0.3	6.4	1.5	2.9	0.7	11.0	2.5	145.2	33.4	134.8	31.0	97.6	22.4
135	301.1	0.8	0.2	5.9	2.0	1.6	0.5	6.1	2.0	92.4	30.7	84.6	28.1	56.9	18.9
136	169.2	1.7	1.0	3.0	1.8	2.1	1.3	7.9	4.7	73.2	43.3	70.2	41.5	59.4	35.1
137	1808.4	8.5	0.5	30.9	1.7	15.4	0.9	56.4	3.1	658.6	36.4	609.5	33.7	434.2	24.0
138	1921.3	3.2	0.2	38.8	2.0	8.7	0.5	33.1	1.7	570.3	29.7	511.9	26.6	303.4	15.8
139	604.8	1.2	0.2	12.2	2.0	2.3	0.4	8.8	1.5	166.2	27.5	149.4	24.7	89.3	14.8
140	328.0	1.1	0.3	4.3	1.3	2.1	0.6	7.9	2.4	105.8	32.2	97.2	29.6	66.4	20.2
141	69.1	0.6	0.8	1.0	1.4	0.6	0.8	2.2	3.2	24.3	35.2	23.0	33.2	18.2	26.3
142	427.3	1.2	0.3	6.1	1.4	3.5	0.8	13.2	3.1	151.5	35.4	141.1	33.0	104.2	24.4
143	215.5	0.5	0.2	4.6	2.1	1.0	0.5	3.7	1.7	62.2	28.8	56.3	26.1	35.4	16.4
144	1158.8	2.2	0.2	26.6	2.3	4.9	0.4	18.7	1.6	329.7	28.5	297.6	25.7	182.9	15.8
145	2063.2	3.6	0.2	47.5	2.3	8.9	0.4	33.6	1.6	587.0	28.5	529.7	25.7	325.1	15.8
146	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
147	1006.8	46.5	4.6	24.9	2.5	11.9	1.2	32.3	3.2	595.2	59.1	589.8	58.6	570.5	56.7
148	2241.3	17.8	0.8	38.8	1.7	17.8	0.8	63.6	2.8	880.7	39.3	826.6	36.9	633.3	28.3
149	1423.5	2.6	0.2	29.6	2.1	7.3	0.5	27.7	1.9	444.2	31.2	401.3	28.2	248.1	17.4
150	736.2	2.2	0.3	10.4	1.4	4.5	0.6	17.2	2.3	234.8	31.9	215.3	29.2	145.8	19.8
151	1312.8	4.2	0.3	17.6	1.3	10.1	0.8	38.1	2.9	454.7	34.6	420.3	32.0	297.4	22.6
152	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
153	429.0	0.8	0.2	7.1	1.7	2.4	0.5	8.9	2.1	131.2	30.6	120.4	28.1	81.6	19.0
154	515.9	0.7	0.1	10.0	1.9	1.6	0.3	6.0	1.2	134.1	26.0	118.8	23.0	64.2	12.4
155	1470.0	3.0	0.2	29.1	2.0	6.6	0.4	24.8	1.7	421.7	28.7	383.4	26.1	246.8	16.8
156	2324.9	3.9	0.2	48.6	2.1	9.7	0.4	36.6	1.6	649.9	28.0	586.5	25.2	360.3	15.5
157	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
158	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
159	1851.6	3.2	0.2	38.7	2.1	10.3	0.6	38.8	2.1	588.9	31.8	536.6	29.0	349.6	18.9
160	2908.6	3.9	0.1	61.6	2.1	14.5	0.5	54.7	1.9	901.3	31.0	811.1	27.9	489.3	16.8
161	1724.0	2.3	0.1	38.1	2.2	6.8	0.4	25.8	1.5	488.9	28.4	437.9	25.4	255.9	14.8
162	2338.8	4.3	0.2	43.8	1.9	11.5	0.5	43.6	1.9	715.3	30.6	645.0	27.6	394.0	16.8
163	792.6	1.6	0.2	15.1	1.9	4.3	0.5	16.2	2.0	249.8	31.5	226.2	28.5	141.9	17.9
164	22.7	0.0	0.2	0.4	1.8	0.1	0.5	0.4	1.7	6.5	28.7	5.9	26.1	3.8	16.8
165	916.2	1.1	0.1	17.8	1.9	3.0	0.3	11.5	1.3	243.5	26.6	217.0	23.7	122.3	13.4
166	1719.5	1.9	0.1	35.7	2.1	5.7	0.3	21.7	1.3	454.0	26.4	404.6	23.5	228.0	13.3
167	2812.9	1.9	0.1	59.7	2.1	9.0	0.3	34.1	1.2	733.7	26.1	652.7	23.2	363.7	12.9
168	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
169	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
170	2714.7	1.5	0.1	57.9	2.1	9.0	0.3	34.2	1.3	742.2	27.3	654.8	24.1	343.1	12.6
171	3633.7	2.4	0.1	83.4	2.3	15.1	0.4	57.1	1.6	1056.4	29.1	941.5	25.9	531.1	14.6
172	2969.8	1.7	0.1	60.2	2.0	10.8	0.4	40.9	1.4	840.4	28.3	740.2	24.9	382.9	12.9
173	2260.9	33.5	1.5	45.2	2.0	17.8	0.8	55.9	2.5	1021.7	45.2	980.5	43.4	833.6	36.9
174	272.3	0.5	0.2	5.9	2.2	1.2	0.5	4.7	1.7	82.8	30.4	74.1	27.2	43.3	15.9
175	447.9	0.5	0.1	9.5	2.1	1.5	0.3	5.6	1.3	117.1	26.1	105.0	23.4	61.7	13.8
176	2624.8	2.2	0.1	56.4	2.1	8.5	0.3	32.2	1.2	681.8	26.0	608.7	23.2	347.9	13.3
177	2782.2	2.5	0.1	56.5	2.0	8.5	0.3	32.3	1.2	711.7	25.6	633.6	22.8	354.9	12.8
178	635.5	0.6	0.1	12.5	2.0	1.9	0.3	7.1	1.1	162.0	25.5	143.9	22.6	79.1	12.5
179	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
180	338.6	0.5	0.1	7.1	2.1	1.1	0.3	4.0	1.2	89.4	26.4	79.1	23.4	42.3	12.5
181	1578.5	1.3	0.1	33.9	2.1	6.6	0.4	24.9	1.6	458.7	29.1	408.5	25.9	229.3	14.5
182	1095.4	1.3	0.1	18.8	1.7	7.1	0.6	26.9	2.5	365.7	33.4	333.0	30.4	216.2	19.7
183	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
184	523.5	0.7	0.1	10.4	2.0	2.2	0.4	8.3							

表 4 (1) 人的被害 (冬 18 時) 集約結果一覽 (1)

No	人口 (人)	冬18時													
		死者 (人)	死者率 (%)	負傷者 (人)	負傷者率 (%)	重傷者 (人)	重傷者率 (%)	要救出者 (人)	要救出者率 (%)	避難者 (1日後) (人)	避難者率 (1日後) (%)	避難者 (4日後) (人)	避難者率 (4日後) (%)	避難者 (1ヵ月後) (人)	避難者率 (1ヵ月後) (%)
1	2031	0.4	0.2	2.6	1.3	0.9	0.4	3.4	1.7	62.9	30.9	57.7	28.4	39.5	19.4
2	2244	0.3	0.1	3.9	1.7	0.7	0.3	2.8	1.2	63.9	28.5	57.5	25.6	34.9	15.6
3	144.7	0.2	0.1	2.6	1.8	0.5	0.3	1.7	1.2	40.8	28.2	36.6	25.3	21.8	15.1
4	483.0	0.4	0.1	7.7	1.6	1.3	0.3	4.9	1.0	130.9	27.1	116.4	24.1	64.5	13.3
5	6.7	0.0	0.4	0.1	1.3	0.0	0.5	0.1	1.8	2.2	32.6	2.0	29.5	1.2	18.6
6	39.6	0.1	0.3	0.5	1.4	0.2	0.4	0.6	1.6	12.6	31.8	11.4	28.7	6.9	17.5
7	439.6	0.7	0.2	6.3	1.4	1.7	0.4	6.4	1.5	132.6	30.2	120.3	27.4	76.7	17.5
8	231.1	0.4	0.2	3.2	1.4	0.9	0.4	3.5	1.5	69.4	30.0	63.3	27.4	41.3	17.9
9	365.1	0.7	0.2	4.8	1.3	1.6	0.4	6.0	1.6	111.9	30.7	102.7	28.1	69.9	19.1
10	1677.3	1.9	0.1	29.7	1.8	5.5	0.3	20.8	1.2	477.5	28.5	429.7	25.6	259.4	15.5
11	1905.0	2.1	0.1	34.1	1.8	6.3	0.3	23.8	1.2	544.3	28.6	490.0	25.7	296.1	15.5
12	1051.8	0.9	0.1	16.6	1.6	2.8	0.3	10.5	1.0	283.8	27.0	252.4	24.0	140.4	13.4
13	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
14	41.9	0.1	0.3	0.5	1.3	0.2	0.5	0.7	1.8	13.6	32.6	12.4	29.5	7.9	18.8
15	41.0	0.1	0.2	0.6	1.4	0.2	0.4	0.6	1.4	12.4	30.2	11.2	27.4	7.1	17.2
16	348.5	0.6	0.2	4.7	1.4	1.4	0.4	5.5	1.6	105.4	30.2	96.5	27.7	64.7	18.6
17	475.2	0.9	0.2	6.4	1.3	2.0	0.4	7.7	1.6	145.4	30.6	133.4	28.1	90.4	19.0
18	1825.6	2.0	0.1	32.4	1.8	5.9	0.3	22.2	1.2	516.9	28.3	464.8	25.5	278.7	15.3
19	2521.1	2.6	0.1	43.7	1.7	7.6	0.3	28.9	1.1	702.2	27.9	629.3	25.0	369.2	14.6
20	1322.6	1.1	0.1	19.7	1.5	3.2	0.2	12.0	0.9	344.2	26.0	305.5	23.1	167.5	12.7
21	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
22	36.6	0.1	0.3	0.5	1.3	0.2	0.5	0.6	1.7	11.8	32.1	10.6	29.1	6.7	18.2
23	15.5	0.0	0.2	0.2	1.4	0.1	0.4	0.2	1.4	4.8	31.0	4.3	27.9	2.6	16.6
24	228.4	0.4	0.2	3.2	1.4	0.9	0.4	3.2	1.4	67.4	29.5	61.3	26.9	39.6	17.4
25	777.7	1.2	0.2	11.3	1.5	2.9	0.4	11.1	1.4	228.4	29.4	208.0	26.7	135.2	17.4
26	1948.4	2.1	0.1	32.1	1.6	6.1	0.3	23.1	1.2	544.5	27.9	489.2	25.1	291.6	15.0
27	2230.4	2.8	0.1	34.8	1.6	7.8	0.3	29.4	1.3	642.5	28.8	581.8	26.1	364.8	16.4
28	1449.1	1.8	0.1	23.9	1.6	5.0	0.3	18.9	1.3	416.8	28.8	378.1	26.1	239.9	16.6
29	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
30	50.0	0.1	0.2	0.7	1.3	0.2	0.4	0.8	1.7	16.0	32.0	14.4	28.9	9.0	18.0
31	140.6	0.2	0.2	1.8	1.3	0.6	0.4	2.2	1.6	42.2	30.0	38.7	27.5	26.2	18.6
32	967.8	1.8	0.2	12.5	1.3	4.3	0.4	16.2	1.7	298.5	30.8	274.2	28.3	187.7	19.4
33	2246.1	3.2	0.1	37.2	1.7	7.2	0.3	26.2	1.2	654.4	29.1	593.2	26.4	374.6	16.7
34	2117.1	23.1	1.1	44.6	2.1	13.3	0.6	30.9	1.5	1151.1	54.4	1135.4	53.6	1079.5	51.0
35	1167.1	7.4	0.6	19.9	1.7	6.1	0.5	18.6	1.6	475.2	40.7	454.3	38.9	380.0	32.6
36	213.5	0.4	0.2	3.3	1.6	0.8	0.4	3.0	1.4	62.5	29.3	56.7	26.6	36.0	16.8
37	38.9	0.1	0.2	0.6	1.5	0.1	0.4	0.6	1.4	11.5	29.6	10.5	26.9	6.7	17.2
38	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
39	24.9	0.0	0.1	0.4	1.5	0.1	0.3	0.3	1.3	7.5	30.0	6.6	26.7	3.6	14.6
40	169.0	0.2	0.1	2.7	1.6	0.5	0.3	2.0	1.2	48.5	28.7	43.3	25.6	24.5	14.5
41	526.4	0.8	0.2	8.0	1.5	2.0	0.4	7.6	1.4	154.7	29.4	140.5	26.7	89.8	17.1
42	1951.0	2.1	0.1	29.8	1.5	6.1	0.3	22.9	1.2	541.8	27.8	485.3	24.9	283.8	14.5
43	1400.5	1.9	0.1	21.6	1.5	5.1	0.4	19.4	1.4	403.3	28.8	365.2	26.1	229.3	16.4
44	26.9	0.0	0.2	0.4	1.5	0.1	0.4	0.4	1.5	8.1	30.3	7.4	27.4	4.7	17.4
45	979.8	1.5	0.2	14.2	1.4	3.8	0.4	14.4	1.5	293.2	29.9	266.3	27.2	170.0	17.3
46	639.3	1.0	0.2	8.7	1.4	2.7	0.4	10.3	1.6	199.5	31.2	181.0	28.3	115.1	18.0
47	15.5	0.0	0.1	0.2	1.6	0.0	0.3	0.2	1.1	4.5	29.0	3.9	25.4	2.0	12.8
48	36.6	0.1	0.2	0.5	1.3	0.1	0.4	0.6	1.5	11.5	31.3	10.3	28.2	6.2	16.9
49	1478.0	1.3	0.1	21.1	1.4	4.3	0.3	16.4	1.1	410.1	27.7	365.8	24.8	207.6	14.0
50	2727.1	2.5	0.1	40.0	1.5	8.4	0.3	31.8	1.2	761.5	27.9	682.0	25.0	398.2	14.6
51	2353.1	2.4	0.1	36.6	1.6	8.5	0.4	32.1	1.4	684.1	29.1	620.6	26.4	394.1	16.7
52	990.9	1.1	0.1	16.2	1.6	3.5	0.4	13.4	1.3	290.2	29.3	262.6	26.5	164.3	16.6
53	280.2	0.4	0.1	3.8	1.3	1.1	0.4	4.3	1.5	84.1	30.0	76.6	27.3	49.9	17.8
54	638.1	0.9	0.1	8.5	1.3	2.7	0.4	10.1	1.6	195.3	30.6	177.7	27.8	115.1	18.0
55	0.4	0.0	0.1	0.0	1.3	0.0	0.4	0.0	1.5	0.1	30.1	0.1	27.4	0.1	17.9
56	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
57	28.3	0.1	0.3	0.3	1.1	0.1	0.5	0.5	1.8	9.3	33.0	8.5	30.1	5.6	19.9
58	286.0	0.7	0.3	3.1	1.1	1.5	0.5	5.5	1.9	92.8	32.4	86.2	30.1	62.7	21.9
59	423.2	1.0	0.2	5.2	1.2	2.1	0.5	7.9	1.9	135.9	32.1	125.6	29.7	88.9	21.0
60	2326.7	1.2	0.0	38.9	1.7	6.4	0.3	24.1	1.0	632.8	27.2	563.3	24.2	315.0	13.5
61	2376.0	1.3	0.1	39.8	1.7	7.5	0.3	28.4	1.2	670.9	28.2	602.0	25.3	356.2	15.0
62	55.2	0.1	0.1	0.9	1.6	0.2	0.4	0.8	1.4	16.2	29.4	14.8	26.8	9.6	17.5
63	412.3	0.6	0.1	5.6	1.4	1.7	0.4	6.3	1.5	123.8	30.0	112.7	27.3	73.0	17.7
64	107.2	0.1	0.1	1.5	1.4	0.4	0.4	1.5	1.4	31.3	29.2	28.4	26.5	18.1	16.9
65	25.4	0.1	0.3	0.3	1.1	0.1	0.5	0.5	1.9	8.4	32.9	7.7	30.3	5.4	21.3
66	131.2	0.4	0.3	1.4	1.0	0.7	0.5	2.7	2.1	43.4	33.1	40.6	31.0	30.7	23.4
67	340.1	0.8	0.2	3.9	1.1	1.7	0.5	6.4	1.9	109.4	32.2	101.4	29.8	72.9	21.4
68	2453.3	1.7	0.1	41.2	1.7	8.1	0.3	30.6	1.2	697.7	28.4	626.8	25.5	373.8	15.2
69	3189.4	1.9	0.1	51.9	1.6	11.1	0.3	42.0	1.3	920.1	28.8	829.9	26.0	508.1	15.9
70	1892.3	2.0	0.1	29.0	1.5	7.3	0.4	27.8	1.5	567.1	30.0	516.0	27.3	333.6	17.6
71	1242.9	1.8	0.1	14.4	1.2	5.1	0.4	19.2	1.5	379.7	30.5	346.3	27.9	227.4	18.3
72	819.2	0.8	0.1	11.8	1.4	3.0	0.4	11.3	1.4	237.4	29.0	215.8	26.3	138.7	16.9
73	57.2	0.1	0.1	0.9	1.5	0.2	0.3	0.7	1.3	16.2	28.4	14.7	25.7	9.3	16.2
74	12.6	0.0	0.3	0.2	1.2	0.0	0.4	0.2	1.5	3.7	29.4	3.4	26.9	2.3	18.1
75	79.2	0.2	0.3	1.1	1.4	0.3	0.4	1.1	1.4	22.9	28.9	20.8	26.2	13.3	16.8
76	501.9	1.0	0.2	5.8	1.2	2.2	0.4	8.5	1.7	155.7	31.0	143.2	28.5	98.6	19.6
77	1894.4	2.8	0.1	29.2	1.5	7.5	0.4	27.6	1.5	597.4	31.5	548.4	28.9	373.3	19.7
78	2845.8	8.8	0.3	48.6	1.7	11.8	0.4	39.4	1.4	1005.5	35.3	941.6	33.1	713.6	25.1
79	1129.6	0.7	0.1	18.7	1.7	3.7	0.3	14.0	1.2	319.1	28.2	287.7	25.5	175.8	15.6
80	874.0	1.0	0.1	11.1	1.3	3.6	0.4	13.4	1.5	264.9	30.3	241.6	27.6	158.3	18.1
81	1461.3	1.5	0.1	20.9	1.4	5.4	0.4	20.6	1.4	426.6	29.2	388.2	26.6	251.1	17.2
82	27.5	0.0	0.1	0.4	1.5	0.1	0.3	0.4	1.3	7.8	28.4	7.1	25.7	4.5	16.2
83	2.6	0.0	0.4	0.0	1.0	0.0	0.5	0.1	2.0	0.9	33.2	0.8	30.6	0.6	21.5
84	100.4	0.3	0.3	1.1	1.1	0.4	0.4	1.7	1.7	31.5	31.4	28.8	28.7	19.4	19.4
85	99.7	0.4	0.4	1.0	1.1	0.6	0.6	2.1	2.1	32.9	33.0	30.6	30.7	22.5	22.6

表 4 (2) 人的被害 (冬 18 時) 集約結果一覽 (2)

No	人口 (人)	冬18時													
		死者 (人)	死者率 (%)	負傷者 (人)	負傷者率 (%)	重傷者 (人)	重傷者率 (%)	要救出者 (人)	要救出者率 (%)	避難者 (1日後) (人)	避難者率 (1日後) (%)	避難者 (4日後) (人)	避難者率 (4日後) (%)	避難者 (1ヵ月後) (人)	避難者率 (1ヵ月後) (%)
101	21.5	0.0	0.1	0.3	1.6	0.1	0.3	0.3	1.2	5.9	27.6	5.4	24.9	3.3	15.3
102	113.6	0.4	0.3	1.6	1.4	0.6	0.6	2.4	2.1	37.8	33.3	35.0	30.8	25.2	22.2
103	1220.9	1.2	0.1	21.2	1.7	4.3	0.3	16.1	1.3	362.9	29.7	325.3	26.6	191.3	15.7
104	717.9	0.9	0.1	12.8	1.8	3.0	0.4	11.4	1.6	221.8	30.9	201.8	28.1	130.2	18.1
105	406.9	0.3	0.1	6.8	1.7	1.5	0.4	5.5	1.4	117.8	28.9	106.5	26.2	66.2	16.3
106	843.7	0.6	0.1	13.9	1.6	3.2	0.4	12.0	1.4	248.0	29.4	224.6	26.6	141.3	16.8
107	407.3	0.3	0.1	6.9	1.7	1.3	0.3	4.9	1.2	114.3	28.1	102.7	25.2	61.3	15.1
108	331.6	0.3	0.1	5.3	1.6	1.0	0.3	3.8	1.1	90.4	27.3	81.4	24.6	49.5	14.9
109	98.9	0.1	0.1	1.5	1.6	0.3	0.3	1.2	1.2	27.2	27.5	24.5	24.8	15.1	15.2
110	473.6	0.7	0.1	7.6	1.6	1.8	0.4	7.0	1.5	146.7	31.0	132.0	27.9	79.4	16.8
111	2591.8	1.6	0.1	40.9	1.6	6.6	0.3	24.9	1.0	700.9	27.0	618.6	23.9	325.1	12.5
112	1433.6	0.7	0.0	23.9	1.7	4.2	0.3	15.7	1.1	392.9	27.4	350.4	24.4	198.8	13.9
113	312.9	0.2	0.1	5.4	1.7	1.0	0.3	3.7	1.2	86.6	27.7	77.8	24.9	46.3	14.8
114	420.8	0.4	0.1	6.8	1.6	1.5	0.4	5.8	1.4	122.2	29.1	110.7	26.3	69.6	16.5
115	1151.1	1.4	0.1	18.9	1.6	4.0	0.3	15.0	1.3	330.4	28.7	298.7	26.0	185.9	16.1
116	1977.5	1.8	0.1	32.0	1.6	5.7	0.3	21.5	1.1	537.8	27.2	482.2	24.4	283.6	14.3
117	1332.2	1.3	0.1	21.0	1.6	3.9	0.3	14.6	1.1	364.0	27.3	326.8	24.5	194.1	14.6
118	1274.0	2.6	0.2	17.0	1.3	6.1	0.5	22.7	1.8	424.1	33.3	388.1	30.5	259.3	20.4
119	2981.3	1.2	0.0	47.4	1.6	8.6	0.3	32.5	1.1	822.2	27.6	730.9	24.5	405.4	13.6
120	1302.9	0.8	0.1	19.1	1.5	3.3	0.3	12.6	1.0	342.7	26.3	304.2	23.3	166.5	12.8
121	414.6	0.4	0.1	6.5	1.6	1.3	0.3	4.7	1.1	113.6	27.4	101.8	24.6	59.9	14.5
122	121.9	0.5	0.4	1.4	1.1	0.7	0.5	2.5	2.0	40.0	32.8	37.1	30.5	27.0	22.1
123	287.8	0.6	0.2	4.1	1.4	1.4	0.5	5.3	1.8	87.8	31.9	84.7	29.4	59.3	20.6
124	1282.4	1.2	0.1	21.1	1.6	3.9	0.3	14.8	1.2	357.9	27.9	320.8	25.0	188.6	14.7
125	2666.1	2.7	0.1	42.7	1.6	9.4	0.4	35.5	1.3	783.8	29.4	707.3	26.5	434.6	16.3
126	566.1	0.5	0.1	9.2	1.6	2.0	0.4	7.7	1.4	166.5	29.4	150.9	26.7	95.4	16.9
127	1827.9	25.7	1.4	27.0	1.5	11.7	0.6	35.0	1.9	824.9	45.1	796.0	43.5	693.0	37.9
128	2084.1	2.4	0.1	29.3	1.4	7.7	0.4	29.1	1.4	620.8	29.8	561.1	26.9	348.2	16.7
129	1197.1	1.0	0.1	16.8	1.4	3.4	0.3	12.7	1.1	322.8	27.0	287.8	24.0	162.7	13.6
130	173.4	0.2	0.1	2.4	1.4	0.5	0.3	1.8	1.1	46.3	26.7	41.6	24.0	25.0	14.4
131	141.0	0.2	0.2	1.9	1.4	0.5	0.3	1.8	1.3	40.0	28.4	36.5	25.9	24.0	17.0
132	702.7	1.8	0.3	8.6	1.2	4.3	0.6	16.3	2.3	243.6	34.7	227.9	32.4	171.6	24.4
133	33.1	0.0	0.0	0.6	1.8	0.1	0.3	0.3	1.0	9.2	27.9	8.0	24.3	3.8	11.4
134	434.7	13.7	3.2	8.4	1.9	3.6	0.8	8.6	2.0	259.7	59.7	257.7	59.3	250.6	57.6
135	301.1	6.0	2.0	6.8	2.3	2.2	0.7	4.8	1.6	195.7	65.0	195.7	65.0	195.7	65.0
136	169.2	14.7	8.7	6.1	3.6	3.0	1.8	6.2	3.7	108.1	63.9	107.9	63.8	107.4	63.4
137	1808.4	40.3	2.2	34.0	1.9	15.1	0.8	44.3	2.4	842.4	46.6	810.8	44.8	698.0	38.6
138	1921.3	7.3	0.4	29.9	1.6	7.3	0.4	26.0	1.4	625.9	32.6	572.7	29.8	382.7	19.9
139	604.8	0.7	0.1	8.9	1.5	1.8	0.3	6.9	1.1	166.2	27.5	149.4	24.7	89.3	14.8
140	328.0	6.5	2.0	5.5	1.7	2.4	0.7	6.2	1.9	182.8	55.7	180.7	55.1	173.3	52.8
141	69.1	0.3	0.5	0.8	1.2	0.5	0.7	1.7	2.5	24.3	35.2	23.0	33.2	18.2	26.3
142	427.3	0.8	0.2	5.3	1.2	2.7	0.6	10.4	2.4	151.5	35.4	141.1	33.0	104.2	24.4
143	215.5	0.3	0.1	3.4	1.6	0.8	0.4	2.9	1.4	62.2	28.8	56.3	26.1	35.4	16.4
144	1158.8	3.4	0.3	19.9	1.7	4.1	0.4	14.7	1.3	355.4	30.7	325.1	28.1	216.9	18.7
145	2063.2	20.9	1.0	46.0	2.2	11.4	0.6	26.3	1.3	1174.5	56.9	1162.8	56.4	1121.3	54.3
146	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
147	1006.8	41.5	4.1	25.4	2.5	11.0	1.1	25.4	2.5	619.6	61.5	616.5	61.2	605.4	60.1
148	2241.3	45.8	2.0	40.7	1.8	17.1	0.8	49.9	2.2	1137.0	50.7	1106.7	49.4	998.8	44.6
149	1423.5	14.7	1.0	26.6	1.9	7.5	0.5	21.7	1.5	687.9	48.3	668.3	46.9	598.5	42.0
150	736.2	16.9	2.3	12.9	1.7	5.3	0.7	13.5	1.8	399.5	54.3	393.9	53.5	374.1	50.8
151	1312.8	49.0	3.7	30.5	2.3	13.9	1.1	29.9	2.3	823.3	62.7	821.1	62.5	813.3	61.9
152	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
153	429.0	0.5	0.1	5.5	1.3	1.8	0.4	7.0	1.6	131.2	30.6	120.4	28.1	81.6	19.0
154	515.9	0.5	0.1	7.1	1.4	1.2	0.2	4.7	0.9	134.1	26.0	118.8	23.0	64.2	12.4
155	1470.0	1.8	0.1	21.3	1.5	5.1	0.3	19.5	1.3	421.7	28.7	383.4	26.1	246.8	16.8
156	2324.9	4.1	0.2	36.2	1.6	8.1	0.3	28.8	1.2	710.8	30.6	652.0	28.0	442.1	19.0
157	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
158	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
159	1851.6	2.0	0.1	30.8	1.7	8.1	0.4	30.5	1.6	588.9	31.8	536.6	29.0	349.6	18.9
160	2908.6	8.7	0.3	48.4	1.7	12.0	0.4	42.9	1.5	983.1	33.8	900.8	31.0	607.0	20.9
161	1724.0	3.8	0.2	28.3	1.6	5.8	0.3	20.2	1.2	550.2	31.9	505.1	29.3	344.3	20.0
162	2338.8	3.5	0.2	33.1	1.4	9.2	0.4	34.2	1.5	739.4	31.6	671.4	28.7	428.5	18.3
163	792.6	1.0	0.1	11.5	1.4	3.4	0.4	12.7	1.6	250.6	31.6	227.1	28.6	143.0	18.0
164	22.7	0.0	0.1	0.3	1.3	0.1	0.4	0.3	1.4	6.5	28.7	5.9	26.1	3.8	16.8
165	916.2	0.7	0.1	12.7	1.4	2.4	0.3	9.0	1.0	243.5	26.6	217.0	23.7	122.3	13.4
166	1719.5	1.1	0.1	25.7	1.5	4.5	0.3	17.0	1.0	454.0	26.4	404.6	23.5	228.0	13.3
167	2812.9	1.6	0.1	43.0	1.5	7.3	0.3	26.8	1.0	746.8	26.5	666.9	23.7	382.0	13.6
168	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
169	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
170	2714.7	0.9	0.0	42.3	1.6	7.1	0.3	26.8	1.0	742.2	27.3	654.8	24.1	343.1	12.6
171	3633.7	1.5	0.0	62.1	1.7	11.8	0.3	44.8	1.2	1056.4	29.1	941.5	25.9	531.1	14.6
172	2969.8	2.1	0.1	44.4	1.5	8.7	0.3	32.1	1.1	855.8	28.8	757.3	25.5	405.6	13.7
173	2260.9	26.0	1.2	37.0	1.6	14.2	0.6	43.9	1.9	1028.3	45.5	987.9	43.7	843.7	37.3
174	272.3	0.3	0.1	4.3	1.6	1.0	0.4	3.7	1.3	82.8	30.4	74.1	27.2	43.3	15.9
175	447.9	0.3	0.1	6.7	1.5	1.2	0.3	4.4	1.0	117.1	26.1	105.0	23.4	61.7	13.8
176	2624.8	1.3	0.1	39.5	1.5	6.7	0.3	25.3	1.0	681.8	26.0	608.7	23.2	347.9	13.3
177	2782.2	1.5	0.1	39.9	1.4	6.7	0.2	25.4	0.9	711.7	25.6	633.6	22.8	354.9	12.8
178	635.5	0.4	0.1	8.9	1.4	1.5	0.2	5.6	0.9	162.0	25.5	143.9	22.6	79.1	12.5
179	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
180	338.6	0.3	0.1	5.1	1.5	0.8	0.2	3.2	0.9	89.4	26.4	79.1	23.4	42.3	12.5
181	1578.5	0.8	0.1	25.5	1.6	5.2	0.3	19.5	1.2	458.7	29.1	408.5	25.9	229.3	14.5
182	1095.4	0.8	0.1	16.1	1.5	5.6	0.5	21.1	1.9	365.7	33.4	333.0	30.4	216.2	19.7
183	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
184	523.5	0.4	0.1	7.6	1.4	1.7									

表 5 (1) 人的被害 (夏 12 時) 集約結果一覽 (1)

No	人口 (人)	夏12時														
		死者 (人)	死者率 (%)	負傷者 (人)	負傷者率 (%)	重傷者 (人)	重傷者率 (%)	要救出者 (人)	要救出者率 (%)	避難者 (1日後) (人)	避難者率 (1日後) (%)	避難者 (4日後) (人)	避難者率 (4日後) (%)	避難者 (1ヵ月後) (人)	避難者率 (1ヵ月後) (%)	
1	203.1	0.3	0.1	2.7	1.3	0.9	0.5	3.5	1.7	62.9	30.9	57.7	28.4	39.5	19.4	
2	224.4	0.2	0.1	3.6	1.6	0.8	0.3	2.9	1.3	63.9	28.5	57.5	25.6	34.9	15.6	
3	144.7	0.1	0.1	2.4	1.7	0.5	0.3	1.8	1.2	40.8	28.2	36.6	25.3	21.8	15.1	
4	483.0	0.3	0.1	7.2	1.5	1.3	0.3	5.0	1.0	130.9	27.1	116.4	24.1	64.5	13.3	
5	6.7	0.0	0.2	0.1	1.3	0.0	0.5	0.1	1.8	2.2	32.6	2.0	29.5	1.2	18.6	
6	39.6	0.1	0.2	0.5	1.3	0.2	0.4	0.7	1.7	12.6	31.8	11.4	28.7	6.9	17.5	
7	439.6	0.5	0.1	6.0	1.4	1.7	0.4	6.6	1.5	132.6	30.2	120.3	27.4	76.7	17.5	
8	231.1	0.3	0.1	3.1	1.4	0.9	0.4	3.6	1.5	69.4	30.0	63.3	27.4	41.3	17.9	
9	365.1	0.5	0.1	4.9	1.3	1.6	0.4	6.2	1.7	111.9	30.7	102.7	28.1	69.9	19.1	
10	1677.3	1.2	0.1	28.0	1.7	5.7	0.3	21.4	1.3	477.5	28.5	429.7	25.6	259.4	15.5	
11	1905.0	1.4	0.1	32.2	1.7	6.5	0.3	24.5	1.3	544.3	28.6	490.0	25.7	296.1	15.5	
12	1051.8	0.6	0.1	15.6	1.5	2.9	0.3	10.8	1.0	283.8	27.0	252.4	24.0	140.4	13.4	
13	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
14	41.9	0.1	0.2	0.5	1.3	0.2	0.5	0.8	1.8	13.6	32.6	12.4	29.5	7.9	18.8	
15	41.0	0.0	0.1	0.6	1.4	0.2	0.4	0.6	1.5	12.4	30.2	11.2	27.4	7.1	17.2	
16	348.5	0.4	0.1	4.7	1.3	1.5	0.4	5.6	1.6	105.4	30.2	96.5	27.7	64.7	18.6	
17	475.2	0.6	0.1	6.5	1.4	2.1	0.4	8.0	1.7	145.4	30.6	133.4	28.1	90.4	19.0	
18	1825.6	1.3	0.1	30.4	1.7	6.0	0.3	22.9	1.3	516.9	28.3	464.8	25.5	278.7	15.3	
19	2521.1	1.7	0.1	41.0	1.6	7.9	0.3	29.8	1.2	702.2	27.9	629.3	25.0	369.2	14.6	
20	1322.6	0.7	0.1	18.3	1.4	3.3	0.2	12.4	0.9	344.2	26.0	305.5	23.1	167.5	12.7	
21	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
22	36.6	0.1	0.2	0.5	1.3	0.2	0.5	0.6	1.8	11.8	32.1	10.6	29.1	6.7	18.2	
23	15.5	0.0	0.1	0.2	1.3	0.1	0.4	0.2	1.5	4.8	31.0	4.3	27.9	2.6	16.6	
24	228.4	0.2	0.1	3.0	1.3	0.9	0.4	3.3	1.5	67.4	29.5	61.3	26.9	39.6	17.4	
25	777.7	0.8	0.1	10.9	1.4	3.0	0.4	11.5	1.5	228.4	29.4	208.0	26.7	135.2	17.4	
26	1948.4	1.4	0.1	30.4	1.6	6.3	0.3	23.8	1.2	544.5	27.9	489.2	25.1	291.6	15.0	
27	2230.4	1.8	0.1	33.4	1.5	8.0	0.4	30.3	1.4	639.6	28.7	578.6	25.9	360.7	16.2	
28	1449.1	1.2	0.1	22.6	1.6	5.1	0.4	19.5	1.3	416.8	28.8	378.1	26.1	239.9	16.6	
29	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
30	50.0	0.1	0.2	0.6	1.3	0.2	0.5	0.9	1.7	16.0	32.0	14.4	28.9	9.0	18.0	
31	140.6	0.2	0.1	1.8	1.3	0.6	0.4	2.3	1.6	42.2	30.0	38.7	27.5	26.2	18.6	
32	967.8	1.2	0.1	12.8	1.3	4.4	0.5	16.7	1.7	298.5	30.8	274.2	28.3	187.7	19.4	
33	2246.1	1.5	0.1	34.0	1.5	7.1	0.3	27.0	1.2	622.9	27.7	559.2	24.9	331.9	14.8	
34	2117.1	1.9	0.1	30.6	1.4	8.4	0.4	31.8	1.5	620.2	29.3	563.5	26.6	361.1	17.1	
35	1167.1	5.0	0.4	19.2	1.6	5.9	0.5	19.2	1.6	418.8	35.9	393.3	33.7	302.2	25.9	
36	213.5	0.2	0.1	3.2	1.5	0.8	0.4	3.1	1.4	62.5	29.3	56.7	26.6	36.0	16.8	
37	38.9	0.0	0.1	0.6	1.5	0.2	0.4	0.6	1.5	11.5	29.6	10.5	26.9	6.7	17.2	
38	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
39	24.9	0.0	0.1	0.4	1.4	0.1	0.3	0.3	1.3	7.5	30.0	6.6	26.7	3.6	14.6	
40	169.0	0.1	0.1	2.6	1.5	0.6	0.3	2.1	1.2	48.5	28.7	43.3	25.6	24.5	14.5	
41	526.4	0.6	0.1	7.9	1.5	2.1	0.4	7.8	1.5	154.7	29.4	140.5	26.7	89.8	17.1	
42	1951.0	1.4	0.1	28.9	1.5	6.2	0.3	23.6	1.2	541.8	27.8	485.3	24.9	283.8	14.5	
43	1400.5	1.3	0.1	20.5	1.5	5.3	0.4	20.0	1.4	403.3	28.8	365.2	26.1	229.3	16.4	
44	26.9	0.0	0.1	0.4	1.5	0.1	0.4	0.4	1.5	8.1	30.3	7.4	27.4	4.7	17.4	
45	979.8	1.0	0.1	13.9	1.4	3.9	0.4	14.9	1.5	293.2	29.9	266.3	27.2	170.0	17.3	
46	639.3	0.7	0.1	8.6	1.4	2.8	0.4	10.6	1.7	199.5	31.2	181.0	28.3	115.1	18.0	
47	15.5	0.0	0.1	0.2	1.5	0.0	0.3	0.2	1.1	4.5	29.0	3.9	25.4	2.0	12.8	
48	36.6	0.1	0.2	0.4	1.2	0.2	0.4	0.6	1.6	11.5	31.3	10.3	28.2	6.2	16.9	
49	1478.0	0.9	0.1	21.3	1.4	4.5	0.3	16.9	1.1	410.1	27.7	365.8	24.8	207.6	14.0	
50	2727.1	1.7	0.1	40.7	1.5	8.7	0.3	32.8	1.2	761.5	27.9	682.0	25.0	398.2	14.6	
51	2353.1	1.6	0.1	35.6	1.5	8.7	0.4	33.1	1.4	684.1	29.1	620.6	26.4	394.1	16.7	
52	990.9	0.7	0.1	15.4	1.6	3.6	0.4	13.8	1.4	290.2	29.3	262.6	26.5	164.3	16.6	
53	280.2	0.3	0.1	3.7	1.3	1.2	0.4	4.4	1.6	84.1	30.0	76.6	27.3	49.9	17.8	
54	638.1	0.6	0.1	8.5	1.3	2.7	0.4	10.4	1.6	195.3	30.6	177.7	27.8	115.1	18.0	
55	0.4	0.0	0.1	0.0	1.3	0.0	0.4	0.0	1.6	0.1	30.1	0.1	27.4	0.1	17.9	
56	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
57	28.3	0.1	0.2	0.3	1.1	0.1	0.5	0.5	1.9	9.3	33.0	8.5	30.1	5.6	19.9	
58	286.0	0.5	0.2	3.3	1.1	1.5	0.5	5.7	2.0	92.8	32.4	86.2	30.1	62.7	21.9	
59	423.2	0.6	0.2	5.4	1.3	2.2	0.5	8.2	1.9	135.9	32.1	125.6	29.7	88.9	21.0	
60	232.7	0.8	0.0	37.3	1.6	6.6	0.3	24.8	1.1	632.8	27.2	563.3	24.2	315.0	13.5	
61	2376.0	0.9	0.0	36.8	1.5	7.7	0.3	29.3	1.2	670.9	28.2	602.0	25.3	356.2	15.0	
62	55.2	0.0	0.1	0.9	1.6	0.2	0.4	0.8	1.5	16.2	29.4	14.8	26.8	9.6	17.5	
63	412.3	0.4	0.1	5.5	1.3	1.7	0.4	6.5	1.6	123.8	30.0	112.7	27.3	73.0	17.7	
64	107.2	0.1	0.1	1.5	1.4	0.4	0.4	1.6	1.5	31.3	29.2	28.4	26.5	18.1	16.9	
65	25.4	0.1	0.2	0.3	1.1	0.1	0.5	0.5	2.0	8.4	32.9	7.7	30.3	5.4	21.3	
66	131.2	0.3	0.2	1.5	1.1	0.7	0.6	2.8	2.1	43.4	33.1	40.6	31.0	30.7	23.4	
67	340.1	0.5	0.2	4.1	1.2	1.8	0.5	6.6	2.0	109.4	32.2	101.4	29.8	72.9	21.4	
68	2453.3	1.2	0.0	39.5	1.6	8.3	0.3	31.5	1.3	697.7	28.4	626.8	25.5	373.8	15.2	
69	3189.4	1.3	0.0	49.7	1.6	11.4	0.4	43.3	1.4	920.1	28.8	829.9	26.0	508.1	15.9	
70	1892.3	1.3	0.1	28.4	1.5	7.6	0.4	28.7	1.5	567.1	30.0	516.0	27.3	333.6	17.6	
71	1242.9	1.2	0.1	14.1	1.1	5.2	0.4	19.8	1.6	379.7	30.5	346.3	27.9	227.4	18.3	
72	819.2	0.6	0.1	11.4	1.4	3.1	0.4	11.6	1.4	237.4	29.0	215.8	26.3	138.7	16.9	
73	57.2	0.0	0.1	0.8	1.4	0.2	0.4	0.8	1.3	16.2	28.4	14.7	25.7	9.3	16.2	
74	12.6	0.0	0.2	0.1	1.1	0.1	0.4	0.2	1.5	3.7	29.4	3.4	26.9	2.3	18.1	
75	79.2	0.1	0.2	1.1	1.3	0.3	0.4	1.1	1.4	22.9	28.9	20.8	26.2	13.3	16.8	
76	501.9	0.7	0.1	6.1	1.2	2.3	0.5	8.7	1.7	155.7	31.0	143.2	28.5	98.6	19.6	
77	1894.4	1.4	0.1	28.3	1.5	7.5	0.4	28.4	1.5	563.9	29.8	512.2	27.0	327.5	17.3	
78	2845.8	2.0	0.1	43.7	1.5	11.0	0.4	40.6	1.4	841.4	29.6	764.7	26.9	490.8	17.2	
79	1129.6	0.5	0.0	17.3	1.5	3.8	0.3	14.5	1.3	319.1	28.2	287.7	25.5	175.8	15.6	
80	874.0	0.7	0.1	11.0	1.3	3.7	0.4	13.9	1.6	264.9	30.3	241.6	27.6	158.3	18.1	
81	1461.3	1.0	0.1	20.3	1.4	5.6	0.4	21.2	1.5	426.6	29.2	388.2	26.6	251.1	17.2	
82	27.5	0.0	0.1	0.4	1.4	0.1	0.4	0.4	1.3	7.8	28.4	7.1	25.7	4.5	16.2	
83	2.6	0.0	0.3	0.0	1.1	0.0	0.5	0.1	2.1	0.9	33.2	0.8	30.6	0.6	21.5	
84	100.4	0.2	0.2	1.2	1.2	0.5	0.5	1.7	1.7	31.5	31.4	28.8	28.7	19.4	19.4	
85	99.7	0.3	0.3	1.1	1.1	0.6	0.6	2.2	2.2	32.9	33.0	30.6	30.7	22.5	22.6	

表 5 (2) 人的被害 (夏 12 時) 集約結果一覽 (2)

No	人口 (人)	夏12時													
		死者 (人)	死者率 (%)	負傷者 (人)	負傷者率 (%)	重傷者 (人)	重傷者率 (%)	要救出者 (人)	要救出者率 (%)	避難者 (1日後) (人)	避難者率 (1日後) (%)	避難者 (4日後) (人)	避難者率 (4日後) (%)	避難者 (1ヵ月後) (人)	避難者率 (1ヵ月後) (%)
101	21.5	0.0	0.1	0.3	1.4	0.1	0.3	0.3	1.2	5.9	27.6	5.4	24.9	3.3	15.3
102	113.6	0.2	0.2	1.7	1.5	0.7	0.6	2.5	2.2	37.8	33.3	35.0	30.8	25.2	22.2
103	1220.9	0.8	0.1	21.1	1.7	4.4	0.4	16.6	1.4	362.9	29.7	325.3	26.6	191.3	15.7
104	717.9	0.6	0.1	13.2	1.8	3.1	0.4	11.7	1.6	221.8	30.9	201.8	28.1	130.2	18.1
105	406.9	0.2	0.0	6.5	1.6	1.5	0.4	5.7	1.4	117.8	28.9	106.5	26.2	66.2	16.3
106	843.7	0.4	0.0	13.6	1.6	3.3	0.4	12.4	1.5	248.0	29.4	224.6	26.6	141.3	16.8
107	407.3	0.2	0.1	6.5	1.6	1.3	0.3	5.1	1.2	114.3	28.1	102.7	25.2	61.3	15.1
108	331.6	0.2	0.1	4.7	1.4	1.0	0.3	3.9	1.2	90.4	27.3	81.4	24.6	49.5	14.9
109	98.9	0.1	0.1	1.4	1.4	0.3	0.3	1.2	1.2	27.2	27.5	24.5	24.8	15.1	15.2
110	473.6	0.5	0.1	7.3	1.5	1.9	0.4	7.2	1.5	146.7	31.0	132.0	27.9	79.4	16.8
111	2591.8	1.1	0.0	39.3	1.5	6.8	0.3	25.6	1.0	709.9	27.0	618.6	23.9	325.1	12.5
112	1433.6	0.5	0.0	22.5	1.6	4.3	0.3	16.2	1.1	392.9	27.4	350.4	24.4	198.8	13.9
113	312.9	0.1	0.0	4.9	1.6	1.0	0.3	3.8	1.2	86.6	27.7	77.8	24.9	46.3	14.8
114	420.8	0.3	0.1	6.5	1.6	1.6	0.4	6.0	1.4	122.2	29.1	110.7	26.3	69.6	16.5
115	1151.1	0.9	0.1	18.0	1.6	4.1	0.4	15.4	1.3	330.4	28.7	298.7	26.0	185.9	16.1
116	1977.5	1.2	0.1	29.6	1.5	5.9	0.3	22.2	1.1	537.8	27.2	482.2	24.4	283.6	14.3
117	1332.2	0.9	0.1	18.7	1.4	4.0	0.3	15.1	1.1	364.0	27.3	326.8	24.5	194.1	14.6
118	1274.0	1.3	0.1	16.8	1.3	6.2	0.5	23.4	1.8	411.6	32.3	374.3	29.4	241.0	18.9
119	2981.3	0.8	0.0	44.2	1.5	8.8	0.3	33.5	1.1	822.2	27.6	730.9	24.5	405.4	13.6
120	1302.9	0.5	0.0	18.2	1.4	3.4	0.3	13.0	1.0	342.7	26.3	304.2	23.3	166.5	12.8
121	414.6	0.3	0.1	6.1	1.5	1.3	0.3	4.9	1.2	113.6	27.4	101.8	24.6	59.9	14.5
122	121.9	0.3	0.3	1.5	1.2	0.7	0.6	2.6	2.1	40.0	32.8	37.1	30.5	27.0	22.1
123	287.8	0.4	0.1	4.4	1.5	1.4	0.5	5.4	1.9	91.8	31.9	84.7	29.4	59.3	20.6
124	1282.4	0.8	0.1	19.5	1.5	4.0	0.3	15.2	1.2	357.9	27.9	320.8	25.0	188.6	14.7
125	2666.1	1.8	0.1	40.0	1.5	9.7	0.4	36.6	1.4	783.8	29.4	707.3	26.5	434.6	16.3
126	566.1	0.4	0.1	8.8	1.6	2.1	0.4	7.9	1.4	166.5	29.4	150.9	26.7	95.4	16.9
127	1827.9	2.1	0.1	21.3	1.2	9.5	0.5	36.1	2.0	598.6	32.7	550.6	30.1	379.1	20.7
128	2084.1	1.6	0.1	28.0	1.3	7.9	0.4	30.0	1.4	620.8	29.8	561.1	26.9	348.2	16.7
129	1197.1	0.7	0.1	16.0	1.3	3.5	0.3	13.1	1.1	322.8	27.0	287.8	24.0	162.7	13.6
130	173.4	0.1	0.1	2.2	1.2	0.5	0.3	1.9	1.1	46.3	26.7	41.6	24.0	25.0	14.4
131	141.0	0.1	0.1	1.8	1.3	0.5	0.4	1.9	1.4	40.0	28.4	36.5	25.9	24.0	17.0
132	702.7	1.2	0.2	9.8	1.4	4.4	0.6	16.8	2.4	243.6	34.7	227.9	32.4	171.6	24.4
133	33.1	0.0	0.0	0.6	1.7	0.1	0.3	0.3	1.0	9.2	27.9	8.0	24.3	3.8	11.4
134	434.7	0.6	0.1	5.2	1.2	2.3	0.5	8.9	2.0	145.2	33.4	134.8	31.0	97.6	22.4
135	301.1	0.3	0.1	4.3	1.4	1.3	0.4	4.9	1.6	92.4	30.7	84.6	28.1	56.9	18.9
136	169.2	1.4	0.1	6.1	3.6	2.8	1.7	6.4	3.8	108.1	63.9	107.9	63.8	107.4	63.4
137	1808.4	21.6	1.2	32.8	1.8	13.7	0.8	45.6	2.5	726.5	40.2	683.9	37.8	531.7	29.4
138	1921.3	1.3	0.1	27.4	1.4	7.1	0.4	26.8	1.4	570.3	29.7	511.9	26.6	303.4	15.8
139	604.8	0.5	0.1	8.3	1.4	1.9	0.3	7.1	1.2	166.2	27.5	149.4	24.7	89.3	14.8
140	328.0	6.5	2.0	5.8	1.8	2.5	0.8	6.4	1.9	182.8	55.7	180.7	55.1	173.3	52.8
141	69.1	0.2	0.3	0.9	1.3	0.5	0.7	1.8	2.6	24.3	35.2	23.0	33.2	18.2	26.3
142	427.3	0.5	0.1	6.1	1.4	2.8	0.7	10.7	2.5	151.5	35.4	141.1	33.0	104.2	24.4
143	215.5	0.2	0.1	3.2	1.5	0.8	0.4	3.0	1.4	62.2	28.8	56.3	26.1	35.4	16.4
144	1158.8	0.9	0.1	18.0	1.6	4.0	0.3	15.2	1.3	329.7	28.5	297.6	25.7	182.9	15.8
145	2063.2	1.5	0.1	32.6	1.6	7.2	0.3	27.2	1.3	587.0	28.5	529.7	25.7	325.1	15.8
146	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
147	1006.8	34.6	3.4	23.5	2.3	9.5	0.9	26.2	2.6	586.2	58.2	580.2	57.6	558.8	55.5
148	2241.3	31.0	1.4	40.2	1.8	15.8	0.7	51.4	2.3	1008.1	45.0	966.0	43.1	815.7	36.4
149	1423.5	10.3	0.7	24.3	1.7	7.1	0.5	22.4	1.6	603.4	42.4	575.7	40.4	476.8	33.5
150	736.2	16.0	2.2	13.1	1.8	5.3	0.7	13.9	1.9	389.5	52.9	383.2	52.1	360.9	49.0
151	1312.8	41.2	3.1	26.6	2.0	11.8	0.9	30.8	2.3	777.4	59.2	771.4	58.8	750.1	57.1
152	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
153	429.0	0.3	0.1	5.6	1.3	1.9	0.4	7.2	1.7	131.2	30.6	120.4	28.1	81.6	19.0
154	515.9	0.3	0.1	6.5	1.3	1.3	0.2	4.9	0.9	134.1	26.0	118.8	23.0	64.2	12.4
155	1470.0	1.2	0.1	20.1	1.4	5.3	0.4	20.1	1.4	421.7	28.7	383.4	26.1	246.8	16.8
156	2324.9	1.6	0.1	32.2	1.4	7.8	0.3	29.6	1.3	649.9	28.0	586.5	25.2	360.3	15.5
157	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
158	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
159	1851.6	1.2	0.1	32.2	1.7	8.3	0.4	31.4	1.7	582.7	31.5	529.7	28.6	340.7	18.4
160	2908.6	2.7	0.1	46.3	1.6	11.8	0.4	44.3	1.5	911.4	31.3	822.6	28.3	506.0	17.4
161	1724.0	1.0	0.1	24.6	1.4	5.5	0.3	20.9	1.2	490.2	28.4	439.3	25.5	257.9	15.0
162	2338.8	6.3	0.3	32.9	1.4	9.9	0.4	35.3	1.5	789.6	33.8	726.4	31.1	500.8	21.4
163	792.6	0.7	0.1	11.3	1.4	3.5	0.4	13.1	1.7	250.6	31.6	227.1	28.6	143.0	18.0
164	22.7	0.0	0.1	0.3	1.3	0.1	0.4	0.3	1.4	6.5	28.7	5.9	26.1	3.8	16.8
165	916.2	0.5	0.1	11.4	1.2	2.4	0.3	9.3	1.0	243.5	26.6	217.0	23.7	122.3	13.4
166	1719.5	0.8	0.0	23.5	1.4	4.6	0.3	17.6	1.0	454.0	26.4	404.6	23.5	228.0	13.3
167	2812.9	0.8	0.0	38.2	1.4	7.3	0.3	27.6	1.0	733.7	26.1	652.7	23.2	363.7	12.9
168	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
169	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
170	2714.7	0.6	0.0	39.6	1.5	7.3	0.3	27.6	1.0	742.2	27.3	654.8	24.1	343.1	12.6
171	3633.7	1.1	0.0	59.8	1.6	12.2	0.3	46.2	1.3	1056.4	29.1	941.5	25.9	531.1	14.6
172	2969.8	0.8	0.0	41.1	1.4	8.7	0.3	33.1	1.1	840.4	28.3	740.2	24.9	382.9	12.9
173	2260.9	24.2	1.1	38.6	1.7	14.4	0.6	45.2	2.0	1028.0	45.5	987.4	43.7	842.5	37.3
174	272.3	0.2	0.1	3.9	1.4	1.0	0.4	3.8	1.4	82.8	30.4	74.1	27.2	43.3	15.9
175	447.9	0.2	0.0	5.9	1.3	1.2	0.3	4.6	1.0	117.1	26.1	105.0	23.4	61.7	13.8
176	2624.8	0.9	0.0	34.7	1.3	6.9	0.3	26.0	1.0	681.8	26.0	608.7	23.2	347.9	13.3
177	2782.2	1.0	0.0	35.6	1.3	6.9	0.2	26.1	0.9	711.7	25.6	633.6	22.8	354.9	12.8
178	635.5	0.3	0.0	8.0	1.3	1.5	0.2	5.8	0.9	162.0	25.5	143.9	22.6	79.1	12.5
179	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
180	338.6	0.2	0.1	4.7	1.4	0.9	0.3	3.3	1.0	89.4	26.4	79.1	23.4	42.3	12.5
181	1578.5	0.6	0.0	24.8	1.6	5.3	0.3	20.1	1.3	458.7	29.1	408.5	25.9	229.3	14.5
182	1095.4	0.6	0.1	18.3	1.7	5.7	0.5	21.7	2.0	365.7	33.4	333.0	30.4	216.2	19.7
183	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
184	523.5	0.3	0.1	7.0	1.3	1.8	0.3	6.7</							

